図解による

建設業許可の手引

（申請・変更）

（Ｖｅｒ．１１）

編集 ■ 静岡県交通基盤部建設経済局 建設業課

はじめに

この手引は、昭和 24 年の建設業法(以下「法」という。）の公布・施行に伴う建設業の登録制度、そして昭和 46 年の建設業許可制度の設立以来、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、法で定める許可要件等の解説、必要な書類の例示等により、建設業許可の申請手続等についてまとめたものです。

法の趣旨を御理解いただき、本手引を参考にして適切な手続を行ってください。

この手引の内容は、

令和７年９月 16 日以降の申請及び届出から適用します。

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

申請書様式等のダウンロードはこちらから

静岡県公式ホームページ「建設業のひろば」建設業許可

(https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html)

法令・通達等	本書での略称
建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)	法
建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)	令
建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)	規則
国土交通省告示	告示
建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年 4 月 3 日　国総建第 97 号）	ガイドライン

「建設業許可の手引（Ver.11）」を改訂しました。
改訂点は以下のとおりです。

1　主な改訂箇所

・現在の常勤性確認書類の変更（手引ページ）
　表において①から順に当てはまったものを添付してください。

・経営業務の管理責任者又は営業所技術者等の工事実績について【注15】の追加

【注15】
許可申請書、通知書により許可を受けて建設業を営んでいたことを証明する場合は
複数の許可申請書等の写しを提出してください。
（古い許可年月日から新しい許可年月日までの期間を証明することが可能です）・・・例①
また、最新の許可以降の期間については、変更届の写しを提出
することで証明が可能です。・・・例②

例①　許可の有効期間が令和元年5月1日から令和6年4月30日の申請書又は通知書
　　許可の有効期間が令和6年5月1日から令和11年4月30日の申請書又は通知書
　　→令和元年5月1日から令和6年4月1日までの5年間の証明

例②　許可の有効期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日の申請書又は通知書
　　令和7年12月31日決算の事業年度終了後の変更届を提出
　　→令和6年4月1日から令和7年12月31日までの期間の証明が可能

・営業所の専任技術者の呼称変更（専任技術者→営業所技術者等）

・申請書等様式の変更

・営業所技術者等の要件を満たす資格一覧の修正
　実務経験が必要な資格について、必要な実務経験年数を〇で記載しました。
　（例：一級土木施工管理技士（コード13）で左官の一般建設業許可　7③）
　※③等は申請書への記載は不要です。

・建設業許可に係る金額要件の変更

	現行	改正後
特定建設業の許可を要する 下請代金額の下限	4,500万円 （建築工事業：7,000万円）	5,000万円 （建築工事業：8,000万円）
専任の監理技術者等を要する 建設工事の請負代金	4,000万円 （建築一式工事：8,000万円）	4,500万円 （建築一式工事：9,000万円）

・訂正印の廃止

3　その他
　建設業許可の手引（Ver.11）については、令和7年9月16日以降の申請及び届出から適用します。

4　問合せ先
静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
電話　054－221－3058
E-mail：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

電子申請について

令和5年1月10日から、
建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用を開始しました。
＊引き続き、紙による申請・届出も行うことができます。

建設業の働き方改革推進の一環として、事務負担を軽減し、生産性向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備するため、建設業許可及び経営事項審査の電子申請の受付を開始しました。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）
https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001

電子申請における注意事項

1　gBizIDについて

申請を行うためには申請者のgBizIDが必要です。
代理申請の場合は、代理申請者のgBizIDも必要となります。
gBizIDの詳細はGビズホームページ（https://gbiz-id.go.jp/top/）で御確認ください。

2　提出期限後の許可申請等について

許可更新提出期限（許可満了日の30日前）後については、電子申請での受付は行いません。
紙による申請により、速やかに管轄の土木事務所に申請してください。
なお、電子申請では、同時に複数の申請、届出を行うことができません。

3　添付書類等について

電子申請の場合も、**紙申請と同様の添付書類、確認書類が必要**となります。
システムに電子ファイルを添付して電子申請を行ってください。
なお、システム上ですべての必要書類が表示されるわけではありません。
必ず手引等で必要書類をよく確認の上、書類を添付してください。

4　申請手数料について

申請手数料は、電子納付と静岡県収入証紙による納付が可能です。
静岡県収入証紙により納付する場合は、納付の案内があった後、システムから用紙を印刷の上、書留（手数料が5万円超の場合は一般書留）等の補償付きの方法により送付してください。
郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査もできませんので、御理解のほど、お願いします。

システムの操作方法等は、JCIP「お問い合わせ」画面から
お問い合わせいただくか、ヘルプデスクへお電話ください。
JCIPヘルプデスク　電話：0570-033-730（ナビダイヤル）

電子申請における注意事項

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)により申請等を行う場合の注意事項

1 「第2号　工事経歴書(工事経歴を確認する資料)」

静岡県においては、本資料は不要ですが、システム上、ファイル添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

2 「第7号　常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書」及び「第9号　実務経験証明書」

証明者と申請者が異なる(申請法人代表者が元個人事業主として証明する場合を含む。)場合、JCIPには「証明者」を空欄で入力してください。
また、別途、システム外で証明者が作成した証明書を、ファイル添付してください。
なお、法人代表者が、個人事業主の期間も含めて証明する場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム　Q&A　Q8を参照してください。

3　(個人事業主)「その他添付ファイル(登記事項証明書)」

新規許可申請等で、その他添付ファイル「登記事項証明書」の添付がない場合はエラーとなり申請ができません。つきましては、ダミーファイル(白紙のファイル等)を添付してください。

建設業許可・経営事項審査電子申請システムURL
https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001

令和5年8月

建設業許可・経営事項審査電子申請システム　Q&A

令和5年1月から運用を開始する「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」（以下「システム」という。）に関し、申請者等から質問の多い項目を取りまとめましたので、参考としてください。

共通事項

Q1	電子申請でないと申請・届出をできなくなるのか？	A1	これまでと同様に、紙による申請・届出が可能です。
Q2	システムの操作方法を教えて欲しい。	A2	国土交通省HPに掲載されている「操作マニュアル」を参照してください。 また、操作方法で不明な点は、システムの「お問い合わせ」からお問い合わせいただくか、ヘルプデスク 電話0570-033-730（ナビダイヤル）にお電話ください。
Q3	紙申請で原本提出が必要な書類は、どのように取り扱うのか？	A3	電子申請の運用開始に伴い、これまで原本提出（又は提示）が必要であった書類は、原本を電子データ化したファイルの提出によることとします。 紙申請の場合、以下の書類は原本を提出していただきます。 原本提出が必要な書類：委任状、登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書等 ＊確認書類は写しの提出可（原本証明不要。提示書類は写しの提示可）
Q4	電子申請の場合、原本証明の記載はどうしたらよいか？	A4	電子申請の運用開始に伴い、電子、紙申請問わず、原本証明の記載は不要としました。
Q5	添付ファイルの種類は？	A5	PDF、画像ファイル（jpeg,png,gif,bmp,tiff）等が添付可能です。 JCIPアップロード後、自動的にPDFファイルに変換されます。
Q6	原本をスマホ、デジカメ等で撮影したものでも可能か？	A6	写真、画像データでも可能としますが、内容が読み取りにくい場合や、修正等により真偽が疑われる場合等は、補正により再提出又は紙により提出していただく場合があります。
Q7	添付するファイルに容量制限はあるのか？	A7	現時点では容量制限はありません。
Q8	電子申請が可能な時間は？	A8	システムの稼働時間は、午前2時00分から午後11時50分までとなっています。 この間であれば、電子申請が可能です。
Q9	申請は電子で行い、確認書類等を紙で提出することは可能か？	A9	申請を電子で行う場合は、原則として紙による提出はできません。 JCIP上から提出してください。
Q10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、登記事項証明書として受付可能か？	A10	登記情報提供サービスにより取得したデータは、証明書とは異なるものであること、照会番号を利用する場合であっても照会期間が限定されること等の理由から、不可とします。
Q11	申請手数料を静岡県収入証紙で支払うことは可能か？	A11	電子申請の場合も、静岡県収入証紙で申請手数料の支払いが可能です。 システム内の「手数料納付方法」で「静岡県収入証紙での支払」を選択し、納付の案内がありましたら、既定の用紙を印刷の上、収入証紙を貼付して、書留等の方法により郵送してください。 ただし、郵送に当たっては、必ず書留（手数料が5万円超の場合は一般書留）等補償付きの送付方法としてください。 郵便物不着の場合、理由の如何を問わず、静岡県では一切の責任は負わない他、審査手数料の納付が確認できるまでは審査手続も行うことができませんので、御理解のほど、お願いします。
Q12	申請者欄に役職（代表取締役等）が表示されないが？	A12	JCIPでは申請者の役職名は表示されない仕様となっています。 紙申請の場合は、役職名を記載していただきますようお願いします。

建設業許可

Q1	新規許可の場合、申請してから許可となるまでの期間は？	A1	標準処理期間等には変更ありませんが、申請者が補正指示等に気付かない等の場合、紙申請に比べて、審査終了まで日数を要する場合がありますので、御注意ください。
Q2	許可通知書も電子で通知されるのか？	A2	静岡県においては、当面の間、紙による許可通知のみとします。 なお、紙による申請書控えが必要な場合は、御自身でJCIPから印刷を行ってください。
Q3	許可証明書は電子申請することが可能か？	A3	許可証明はシステム対応しておりません。
Q4	閲覧所での閲覧方法に変更はあるのか？	A4	電子申請が行われた申請、届出に係るものの閲覧は、インターネットの閲覧することができます。 これまでどおり、閲覧所で閲覧を希望される方は、閲覧所にて閲覧用のパソコンで閲覧することができます。
Q5	事業年度終了後の変更届提出後、修正したい場合はどうするのか？	A5	JCIPでは修正の届出は対応しておりません。 紙により届出していただくか、土木事務所に届出確認取消しを依頼し、再度届出を行ってください。
Q6	財務諸表作成において、端数計算はどのように行われるのか？	A6	JCIPで「円単位入力」を選択した場合は、合計が自動計算されます。 「千円・百万円単位入力」を選択した場合、合計も任意の金額を入力することができます。
Q7	登記上の所在地と事実上の所在地が異なるが、JCIPにはどちらを入力すればよいのか？	A7	JCIPの申請者所在地は、gBizID登録所在地（印鑑証明書記載の所在地）が自動入力されます。 登記上（住民票）の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、登記事項（住民票）変更の上、gBizIDの登録を行ってください。 なお、営業所の所在地欄は、実際の営業所所在地を入力してください。
Q8	「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書」の証明者が申請者以外の場合はどうするのか？	A8	申請者以外が証明者の場合は、JCIPに証明者として入力することはできません。 紙で作成した証明書（原本）を電子ファイルに変換の上、ファイル添付してください。 申請者代表者による個人事業主当時の証明については、別紙を御覧ください。
Q9	許可更新提出期限（許可満了日の30日前）を過ぎてしまったが、どうすればよいか？	A9	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。
Q10	変更届の期限を過ぎてしまったが、どうすればよいか？	A10	JCIPによる申請は行わず、管轄の土木事務所に御相談ください。

別紙

JCIPでは、申請者（法人代表者）の個人事業主時代の証明は、申請者と証明者が異なることとなるためシステム入力できません。
そのため、申請者（法人代表者）と証明者（元事業主）が同一人物の場合に限り、下記のとおり備考欄に記載することで、元事業主と法人代表者両機関の証明として取り扱うこととします。



CONTENTS

Chapter1　これだけは知っておこう建設業の許可制度

1　法に出てくる用語	4	6-3誠実性	24
2　建設業の許可	5	6-4財産的基礎等	25
3　一般建設業許可と特定建設業許可	6	6-5欠格要件及び拒否事由	26
4　業種別許可	7	7　従前の許可の効力	28
5　附帯工事	9	8　建設工事の種類・内容・例示・区分	30
6　許可の基準	10	9　国土交通省令で定める学科	42
6-1経営業務の管理責任者等	11	10　国家資格等一覧	44
6-2営業所技術者等	18	11　許可通知書と標識	49

Chapter2　あなたもできる建設業許可の申請

1　許可申請の手続	54	14-5　令第３条に規定する使用人	182
2　申請区分について	57	14-6　営業所の実態及び写真	183
3　許可申請の審査手数料について	59	14-7　健康保険等の加入状況	184
4　申請書類一覧	61	14-8　その他	185
5　提出書類のとじ方	63	15　有資格コード一覧（一般建設業）	187
6　許可申請書記載にあたって	64	16　有資格コード一覧（特定建設業）	190
7　建設業許可の審査フロー	65	17　勘定科目一覧	193
8　許可申請書記載例・・・静岡建設㈱	67	18　静岡県規則等	199
9　許可番号の引継ぎについて	153	19　別とじ用表紙	212
10　事業継承及び相続に係る認可について	155	20　役員等氏名一覧表	213
11　準ずる地位としての経験について	169		
12　実務経験要件の緩和について	170		
13　確認書類について	171		
14-1　経営業務の管理責任者	172		
14-2　営業所技術者等	173		
14-3　常勤性の確認基準	180		
14-4　財産的基礎・金銭的信用	181		

Chapter3　しなければならない許可の変更・廃業届

1　変更届・廃業届について	218	5　確認書類について	269
2　届出書様式及び記載要領	220	6　役員等氏名一覧表	271
3　変更事項別必要書類一覧等	229	7　別とじ用表紙	273
4　変更事項別記載例	236		

Chapter1

これだけは知っておこう建設業の許可制度

●許可申請書等の個人情報取扱いについて

静岡県個人情報保護条例第 11 条第 1 項に基づき、許可申請書等における個人情報については、以下のとおり取り扱います。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

静岡県知事が、法第５条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第６条に基づく許可申請書の添付書類及び第 11 条（第 17 条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア　許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）

イ　建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務

ウ　許可申請書の閲覧

（なお、静岡県では許可申請書等のうち、登記されていないことの証明書、身分証明書、医師が作成した診断書、様式第７号及び別紙、様式第７号の２及び別紙、様式第８号、資格証明書等、様式第９号、様式第 10 号、様式第 12 号、様式第 13 号、様式第 14 号、様式第 22 号の３、様式第 22 号の４、登記事項証明書及び納税証明書を除外して閲覧に供しております。）

エ　国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に規定する特殊法人等が行う建設工事の発注業務に必要となる情報の提供

オ　個人情報の保護に関する法律第 69 条の規定による利用又は提供

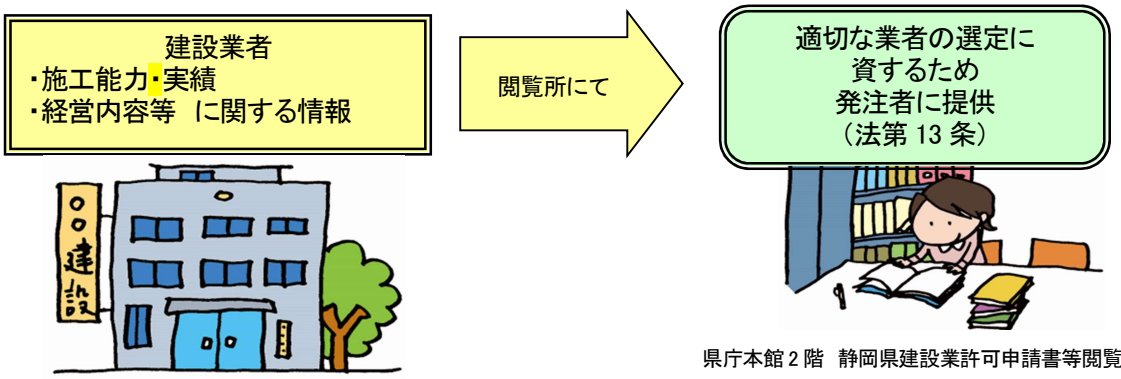
①　法令に基づく場合

②　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

③　行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

④　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

⑤　上記のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき



県知事許可業者の
・許可申請書　・その添付書類　・変更届　・工事経歴書
・工事施工金額　・使用人数　・財務諸表　が配架されている。

1　法に出てくる用語 《法第 2 条》

法にたびたび出てくる主な用語は、①～⑦のとおりです。

①「建設工事」とは	土木建築に関する工事で建設業法別表第 1 上欄（p30～p39 の見開きページ最左欄参照）に掲げる 29 の種類をいいます。土木建築に関する工事とは、土木工事、建築工事のほか設備工事も対象となっています。
②「建設業」とは	元請、下請、孫請その他、どのような名義を使っているかには関係なく、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。 請け負うとは、請負人がある仕事を完成することを約することを、営業とは、利益を得る目的で反復継続的に行うことをいいます。
③「建設業者」及び「建設業を営む者」とは	建設業者とは、法第3条第1項の許可を受けて、建設業を営む者をいいます。 建設業を営む者とは、許可を受けている、許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者をいいます。 建設業を営む者：建設業者（建設業許可を受けた者）／無許可業者（許可を受けなければならないのに・・・）／軽微な建設工事のみを請け負う者
④「下請契約」とは	建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者が、他の建設業を営む者との間で、請け負った建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。（下請契約は下表の ⇔ 部分を指します。）
⑤「発注者」とは	建設工事の最初の注文者をいいます。
⑥「元請負人」とは	下請契約における注文者で、建設業者であるものをいいます。
⑦「下請負人」とは	下請契約における請負人をいいます。

通　　称	発注者（施主）	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
建設業法上	⑤発注者	⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人 ⑥元請負人	⑦下請負人

●【例示】「建設工事」に該当しないもの　→これらは、兼業に該当します（建設業の完成工事高に含めることができません。注意してください。）。

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林、除雪、融雪剤散布、測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング、保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務、清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、造船、機械器具製造・修理、道路の維持管理、施肥等の造園管理業務、建設機械の賃貸、リース、建売住宅の販売、社屋の工事、資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬、採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事等　(p38 参照)

2 建設業の許可 《法第 3 条》

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設工事の種類に対応した業種ごとに、建設業の許可を受けなければなりません。

これは法人であるか個人事業主であるかを問わず、また元請負人であるか下請負人であるかを問わず、さらにその工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、請負として建設工事を施工する者は、許可を受けることが必要となります。

ただし、次に揚げる「軽微な建設工事」（小規模な建設工事）のみを請け負う者は、必ずしも建設業の許可を受ける必要はありませんが、請負契約の書面による締結等、建設業者と同様に法の対象となっています。



「軽微な建設工事」とは 《令第 1 条の 2 第 1 項》

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
下記の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事 1 件の請負代金の額※1が、1,500 万円未満の建設工事 ②延べ面積※2が、150 ㎡(45.38 坪)未満の木造住宅工事	工事 1 件の請負代金額※1が、500 万円未満の建設工事

※1「請負代金の額」とは、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額（以下「税込み」という。）をいいます。

・建設業法施行令等の一部改正等について 建設省経建発第 93 号 平成 9 年 3 月 26 日

※2建築物の各階の床面積の合計（建築確認申請書の延べ面積とは異なる場合があります。）

・建築基準法施行令第 2 条第1項第4号

○注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料提供価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。《令第 1 条の 2 第 3 項》

【例 建築一式工事以外の場合】

請負契約代金(税込み) 420 万円

材料費（支給）(税込み) 100 万円 工事費合計金額 520 万円

この場合、請負契約は税込み 500 万円未満であるが、注文者から支給された材料費 100 万円を合計すると税込み 520 万円となり、許可が必要な建設工事となります。

○同一の建設業を営む者が工事の完成を 2 以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額となります。《令第 1 条の 2 第 2 項》

○「木造」とは、建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。

○「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものをいいます。

「浄化槽工事」又は「解体工事」を請け負うためには、工事 1 件の請負金額の額が税込み 500 万円未満の工事であっても、「浄化槽法に基づく登録若しくは届出」又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録」が必要となります。なお、建設リサイクル法に基づく登録については、建設業者が「土木工事業」、「建築工事業」又は「解体工事業」のいずれかの許可を受けている場合は不要です。

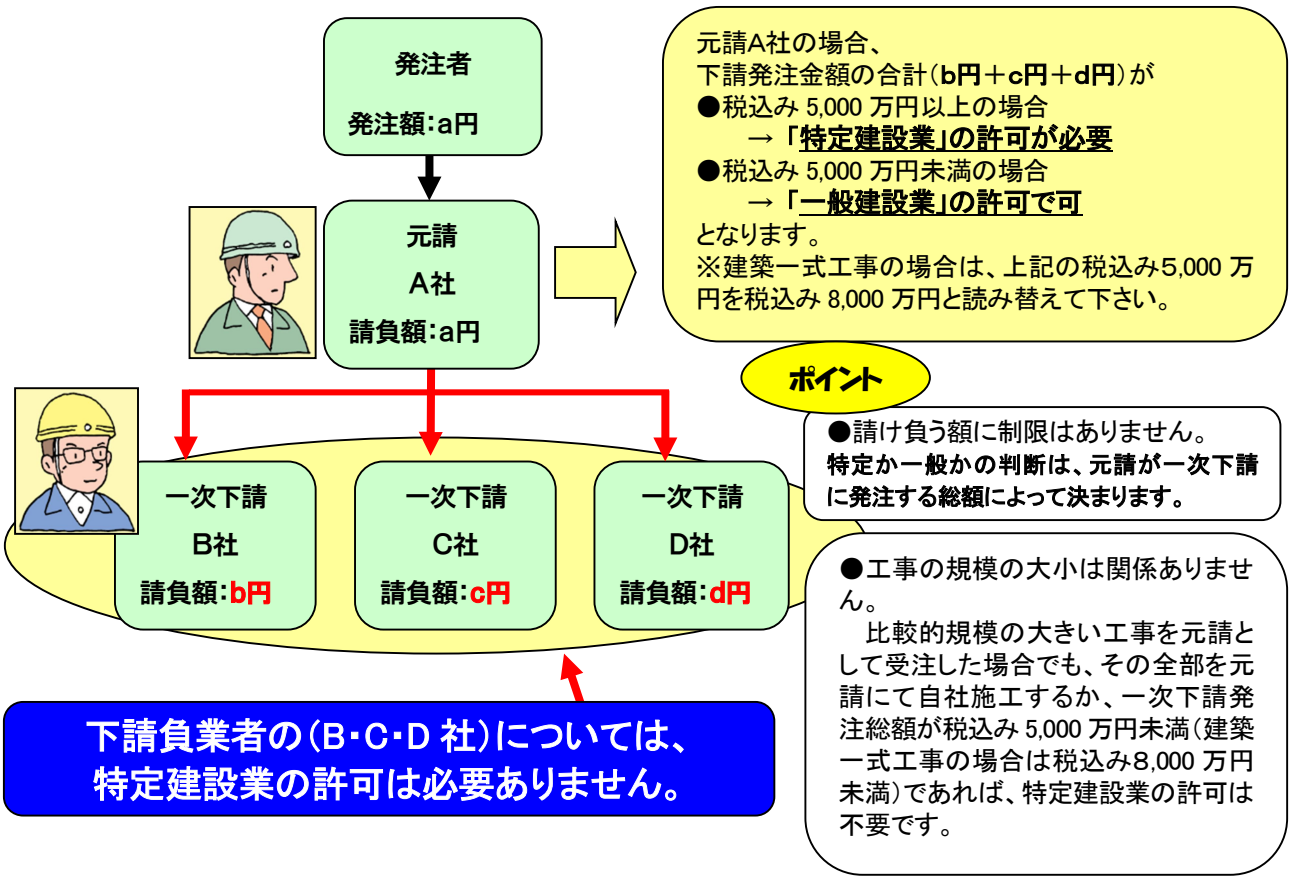
3　一般建設業許可と特定建設業許可 《法第 3 条第 1 項第 1 号･第 2 号》

建設業の許可は、業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」に区分されます。

なお、特定建設業は下請負人の保護の徹底を図るために設けられた制度であり、特定建設業の許可を受けた場合には、下請代金の支払期日、下請負人に対する指導、施工体制台帳の作成など特別の義務が課せられます。

●一般建設業と特定建設業の区分

「特定建設業」許可 （法第3条第1項第2号）	発注者から直接請け負う1件の建設工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み 5,000 万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※　建築一式工事の場合は、税込み 8,000 万円以上と読み替える 下請契約が2以上ある場合は、その合計額 消費税及び地方消費税相当額を含む 元請負人が提供する材料等の価格は含まない
「一般建設業」許可 （法第3条第1項第1号）	特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可



●「一次下請発注総額によっては、特定建設業の許可が必要」とした要件は、発注者から直接請け負った元請業者に対してのみ求めているものです。

一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

4　業種別許可 《法第 3 条第 2 項》

建設業の許可は、建設工事の種類で区分された許可業種ごとに受けなければなりません。

29 の許可業種は、次の許可業種区分のとおり 2 つの一式工事業と 27 の専門工事業に区分されます。29 の許可業種については、建設工事の種類別に見た内容と例示等（p30～39）を参照してください。

●許可業種区分

区分	許可業種（29 業種） 法第 2 条第 1 項別表第一下欄			建設工事の内容
一式工事 (2業種)	1 土木工事業 2 建築工事業  			大規模又は複雑な工事を、原則元請業者の立場で総合的にマネジメント(p8参照)する事業者向けの業種
専門工事 (27 業種)	3 大工工事業 4 左官工事業 5 とび･土工工事業 6 石工事業 7 屋根工事業 8 電気工事業 9 管工事業 10 ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事業 11 鋼構造物工事業	12 鉄筋工事業 13 舗装工事業 14 しゅんせつ工事業 15 板金工事業 16 ガラス工事業 17 塗装工事業 18 防水工事業 19 内装仕上工事業 20 機械器具設置工事業	21 熱絶縁工事業 22 電気通信工事業 23 造園工事業 24 さく井工事業 25 建具工事業 26 水道施設工事業 27 消防施設工事業 28 清掃施設工事業 29 解体工事業	工事の施工を行うために必要な業種

業種ごとに、一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができますが、同一業種を、営業所(例　本店・支店)ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●業種別申請例

※本店･支店にも一級土木施工管理技士の技術者を配置し、本店･支店とも取得できる全業種を特定建設業許可で取得する場合を想定(ただし、別業種の事例として、水道施設工事業だけは一般建設業許可で取得する。)

●間違った申請　1…一般建設業　2…特定建設業（土…許可業種区分の①土木工事業の略、以下同じ）

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	略	具	水	消	清	解
本店	2				2	2					2		1						1			
支店	1				2	1					2		2						1			

同一業種を、営業所ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

●正しい申請　1…一般建設業　2…特定建設業

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗				略					解
本店	2				2	2					2		2						1			
支店	2				2	2					2		2						1			

土木一式工事及び建築一式工事の２つの一式工事は、他の 27 の専門工事とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、専門工事をいわば有機的に組み合わせて建設工事を行う場合を想定しています。土木一式、建築一式工事の許可を受けても、他の 27 の専門工事の許可がない場合は 500 万円以上(税込み)の専門工事を請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事のみの許可を受けている場合に、一棟の住宅建築工事を請け負うことはできますが、その工事内容をなす大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事、建具工事などの専門工事を単独で請け負う場合は、無許可営業となります。

●一式工事に関する告示・運用等

○建設業法第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第 350 号)

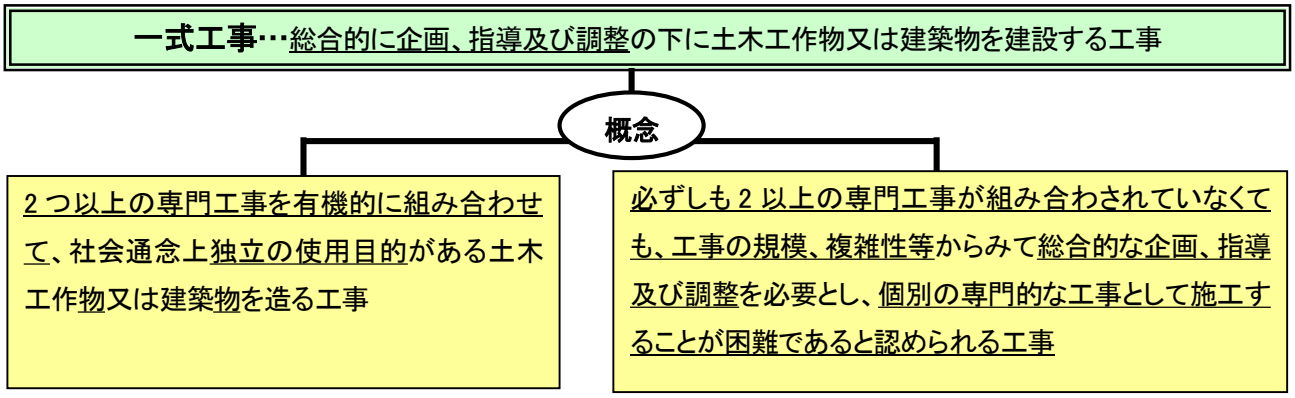
建設工事の種類	建設工事の内容
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事

※「総合的な企画、指導及び調整」について

「総合的な企画、指導及び調整」については、旧通達「一括下請負の禁止について(平成 4 年 12 月 17 日建設省経建発第 379 号)」で、「「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画調整及び指導(①施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための②工程管理及び③安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の④品質管理、下請負人間の⑤施工の調整、下請負人に対する⑥技術指導、監督等)を行うこと」とされていました。

今回の改正通達「一括下請負の禁止について(平成 28 年 10 月 14 日国土建発第 275 号)」で、「総合的な企画、指導及び調整」という言葉はなくなりましたが、「実質的な関与」として「元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと」と定義されていることから、通達の趣旨を踏まえ、「実質的に関与」の内容を「総合的な企画、指導及び調整」と捉えてかまわないと考えられます。

●建設業許可事務ガイドライン（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）



ただし、許可を受けた建設業者が、その許可された業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）を一体として請け負うことは、差し支えありません。

5　附帯工事《法第4条、法第 26 条の2第2項》

建設業者は、許可を受けた業種以外の建設工事を請け負い、施工することを禁じられています。しかしながら、建設工事の目的物は、各種専門工事の組合せにより施工されることが多く、これを余りに厳格に区分することは、建設取引の実情にそぐわず、かつ請負人のみならず注文者にとっても不便です。

このことから、法第４条では、建設業者が許可を受けた業種の建設工事を施工するに当たり、当該建設工事に「附帯する工事」であれば、許可を受けていない業種の建設工事であっても、これを請け負うことができると規定しています。

なお、法第 26 条の２第２項では、500 万円を超える附帯工事（いわゆる軽微でない附帯工事）を施工する際にその的確な施工を確保するため、主任技術者又は主任技術者に相当する者を置いて自ら施工するか、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければならないとしています。

●附帯工事か否かの判断規準

建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり、一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

●附帯する工事とは

<table>
<tr><td rowspan="2">主たる建設工事の施工</td><td>をするために必要な</td><td rowspan="2">他の従たる建設工事（で）</td><td></td><td>【例示】　●石工事業者が石垣を築造するにあたって基礎部分の掘削やコンクリート工事を施工する場合</td></tr>
<tr><td>をすることにより必要が生じた</td><td>独立の使用目的に供されるものではないとされる工事</td><td>【例示】　●管工事業者が、既存の建物に冷暖房工事の配管をするに当たって、壁体をはつったり、熱絶縁工事をしたり、施工後に内装仕上工事をする場合</td></tr>
</table>



●施工内容　左官工事（主体）、大工工事（附帯）

モルタルの補修のための下地を修正することは大工工事に該当するが、この工事は左官の目的のための附帯工事であるため、大工工事業の許可を受けていなくても、左官工事業の許可を受けていればよい。

6 許可の基準《法第 7 条、法第 15 条》《法第 8 条、法第 17 条》

法は、軽微な建設工事となるものを除き、許可を受けずに建設工事を営業することを禁止しています。そこで許可申請者が、営業の禁止を解除されて営業ができる４つの許可基準（経営業務の管理責任者、営業所技術者等、誠実性、財産的基礎）と欠格要件等を定めています。

●許可の 4 つの基準と欠格要件

一般建設業
（p6参照）

特定建設業
（p6参照）

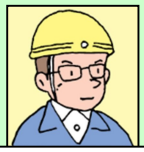


①経営業務管理責任者
（法第 7 条第 1 号）
（法第 15 条第 1 号）

p11～17 参照

●建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること

ア 適切な経営能力を有すること
イ 適切な社会保険に加入していること




イ 指定学科＋実務経験
ロ 10 年以上の実務経験
ハ 国家資格

②営業所技術者等
（法第 7 条第 2 号）
（法第 15 条第 2 号）

p18～23 参照



イ 1 級資格
ロ 一般建設業の営業所技術者要件のいずれか（左記）＋指導監督的実務経験
ハ 大臣認定

※指定建設業は、イ･ハ 該当

③誠実性
（法第 7 条第 3 号）
（法第 15 条第 1 号）

p24 参照

法人、法人の役員等、個人事業主等が請負契約に関して、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと

次のいずれかの要件に該当すること
①自己資本額≧500 万円
②500 万円以上の調達能力
③直前 5 年間許可を受けて継続して営業した実績があること

④財産的基礎
（法第 7 条第 4 号）
（法第 15 条第 3 号）

p25 参照

全ての要件に該当すること
①欠損額≦資本金の 20%
②流動比率≧75%
③資本金≧2,000 万円
④自己資本≧4,000 万円

欠格要件
（法第 8 条）
（法第 17 条準用）

p26～27 参照

6－ 1 経営業務の管理責任者《法第 7 条第 1 号、法第 15 条第 1 号》

令和２年 10 月の改正建設業法の施行に伴い、経営業務の管理責任者の要件が「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの」として政令で定める者に変更になりました。

政令で定める者の要件は次の２つです。

①	**適切な経営能力を有すること**
②	**適切な社会保険等に加入していること**

この２つの要件の両方を満たしていないと経営業務の管理責任者になることができず、結果として許可を取得することができません。

① 適切な経営能力（建設業の経営経験）

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する体制を有する場合、適正な経営能力を有するものとして認められます。

（イ）常勤役員等（法人の場合は常勤役員、個人の場合はその者又は支配人をいう）のうち一人が次のいずれかに該当すること

区　分	経営能力を認める経験	（参考）改正法施行前の要件との比較
（イ）－１	建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者	役員経験イ、ロ該当 （ロ該当は６→５年に短縮） ※執行役員経験、補佐経験を除く
（イ）－２	建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有する者	執行役員等としての経営管理経験
（イ）－３	建設業に関し６年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者	経営業務を補佐した経験

この場合、経験の対象となる業種は問いません。異なる業種の経験の合算を認めます。

（例１）電気工事業の経営業務経験３年１月
　　管工事業の経営業務経験２年２月
　　合計５年３月で区分(イ)－１に該当

（例２）塗装工事業の経営業務補佐経験４年８月
　　防水工事業の経営業務補佐経験１年９月
　　合計６年５月で区分(イ)－３に該当

また、(イ)－１～３で経営業務の管理責任者になった場合、経営業務の経験業種にかかわらず全ての業種の経営業務の管理責任者になることができます。

※　例２において、塗装工事業及び防水工事業の合算した経営業務補佐経験をもって、土木工事業や電気工事業等他業種の経営業務の管理責任者になることが可能です。

なお、区分(イ)－２及び(イ)－３の経験年数について、従前と同様に(イ)－１の経験年数を合算することが可能です。

（例３）塗装工事業の経営業務経験４年８月（区分(イ)－１）
塗装工事業の経営業務補助業務経験１年９月（区分(イ)－３）
経験年数の合計が６年５月とすることで、区分(イ)－３に該当するため経営業務の管理責任者として認めることができます。

また、静岡県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は**常勤の者**に限り認めています。

(ロ) 常勤役員等のうち一人が次の(ロ)－１又は(ロ)－２のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のＡ、Ｂ及びＣに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、Ａ、Ｂ及びＣは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする。

区　分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
（ロ）－１	建設業の役員等の経験２年以上を含む５年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理又は業務運営業務を担当する者に限る。）における経験を有する者	Ａ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の財務管理の経験を有する者
		Ｂ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の労務管理の経験を有する者
		Ｃ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の運営業務の経験を有する者
（ロ）－２	建設業の役員等の経験２年以上を含む５年以上の役員等の経験を有する者	Ａ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の財務管理の経験を有する者
		Ｂ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の労務管理の経験を有する者
		Ｃ：許可申請等を行う建設業者等において５年以上の運営業務の経験を有する者

(ロ)については、自らの建設業役員経験が５年を満たしていないが、２年以上の建設業の役員経験に、他会社（他業種）の役員経験又は建設業の役員等に次ぐ職制上の地位（申請する会社の財務管理、労務管理または運営業務に限る。）の在籍期間を加えて５年以上になれば、申請する会社の「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を５年以上有する者を補佐に置くことによって、経営業務の管理責任者の要件を満たすことを定めたものです。

なお、「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

（例４）甲建設会社の総務部長（財務管理担当、職制上役員に次ぐ者）を３年３月経験
甲建設会社の常勤役員を２年４月経験
合計５年７月となり、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置けば、(ロ)－１に該当することにより経営業務の管理責任者として認められます。

（例５）乙食品会社の常勤役員を２年８月経験
丙建設会社の常勤役員を２年 10 月経験
建設業の役員経験が２年以上あり、役員としての経験が合計５年６月となることから、A、B及びCに該当するものを補佐する者として置いた場合、(ロ)－２に該当することにより経営業務の管理責任者として認められます。

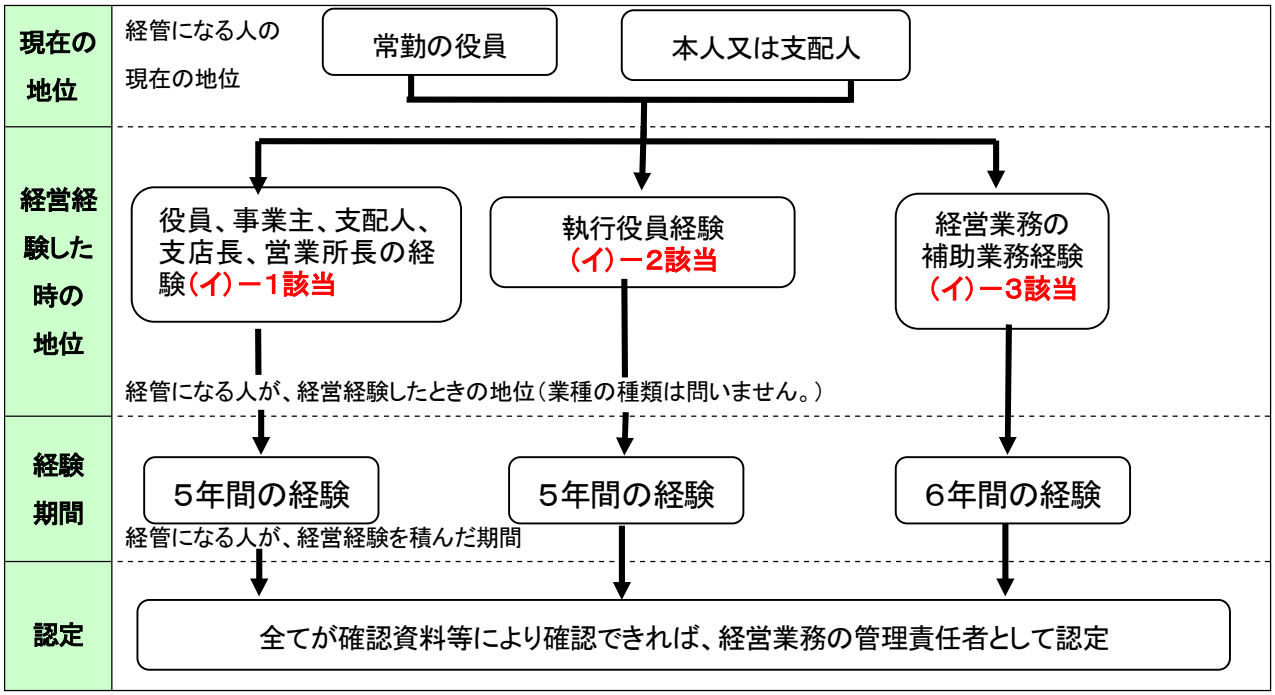
なお、補佐をする者（「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を５年以上有する者（P12 中段表右列のA、B、C））は、一人での複数の経験、期間の重複を認めます。

ただし、各業種経験は申請者の会社による常勤の者としての経験に限ります。

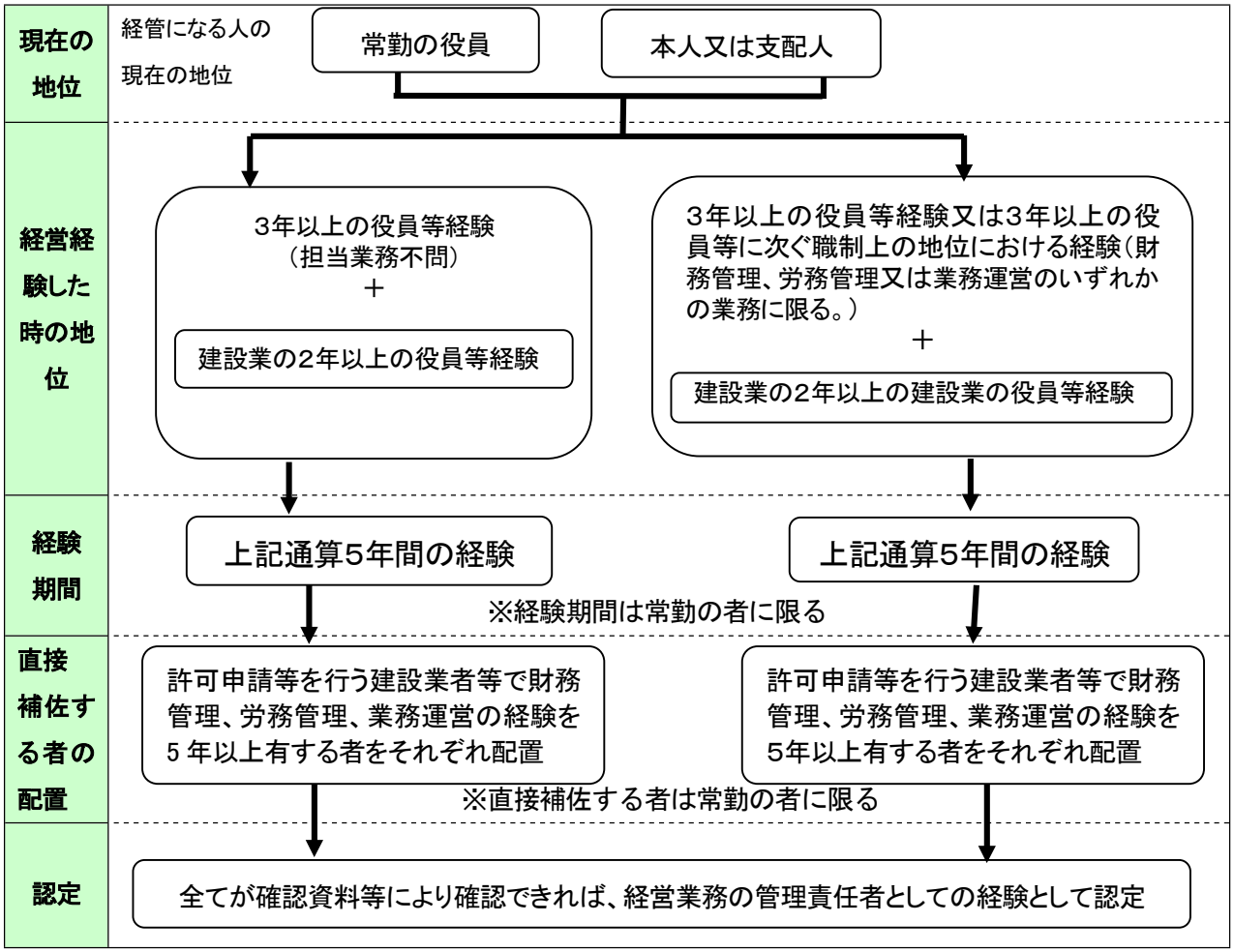
（例６）(ロ)－２の要件を満たす役員Xが、「財務管理」と「労務管理」の経験をそれぞれ５年以上を有するYと、「運営管理」の経験を５年以上有するZを直接補佐する者に置いた場合、Xは経営業務の管理責任者になることができます。

（まとめ：経営業務の管理責任者（経管）として認定されるまで）

●イ該当フロー図



●ロ該当フロー図



② 適切な社会保険等への加入（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）

社会保険等のうち、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にそれぞれ適切に加入している者を、経営業務の管理を適切に行うに足りる能力を有する者と認めます。

このうち健康保険及び厚生年金保険は、法人及び常時５人以上の従業員を雇用している事務所が原則加入する義務があります。

また、雇用保険は法人や個人事業主で従業員を１名でも雇用している場合は原則加入する義務があります。

なお、社会保険等において、次の事例のいずれかに該当する場合は、該当する保険に加入義務が生じない**「適用除外」**となります。この場合、社会保険等の加入義務がありませんので、「適切な社会保険」に加入しているとみなします。

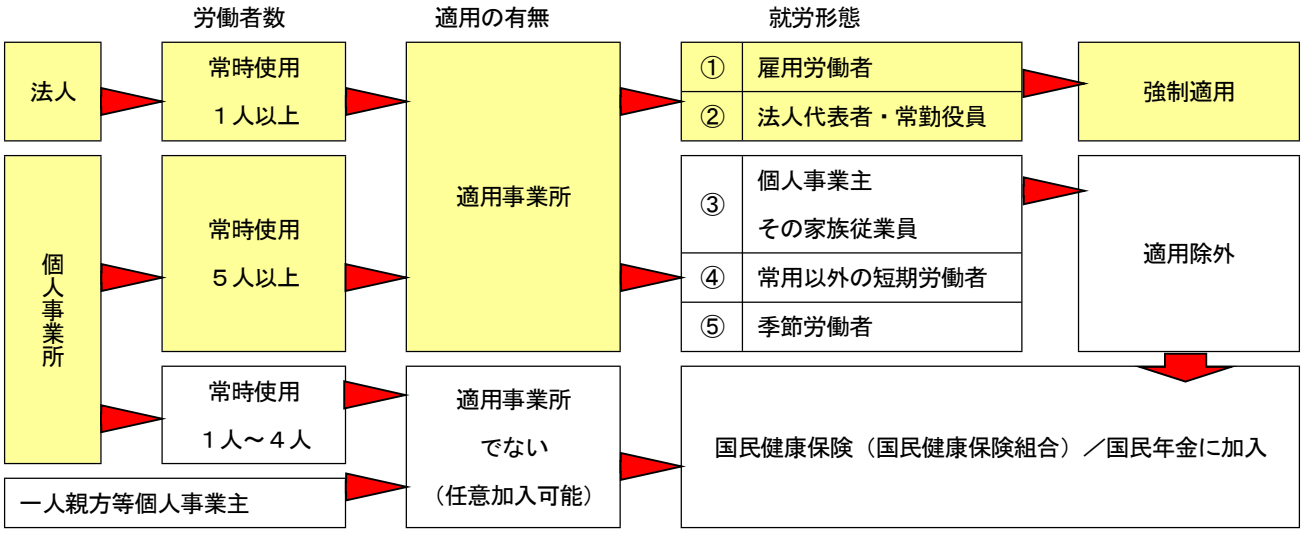
健康保険及び厚生年金保険	雇用保険
・常勤の雇用従業員（家族労働者を除く。）が４名以下の個人事業所（短期労働者を除く。） ・健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けている保険団体（例：全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）に加入している場合	・常勤者が役員しかいない法人（一人親方を含む。） ・従業員が次の雇用形態しか該当しないもの 週の労働時間が 20 時間未満の者 31 日以上継続して雇用する予定がない者 学生、生徒

※　75 歳以上の方については、健康保険の加入義務はありませんが、後期高齢者医療制度に加入している等適切な保険制度に加入していることを確認します。

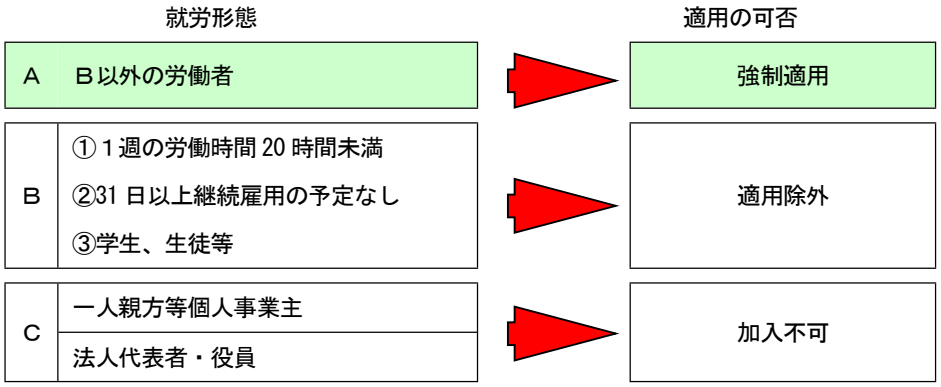
社会保険等については、加入義務のある者すべてが加入していなければ、加入扱いになりません。なお、これらの加入は従業員本人の意思とは関係ありません。

（まとめ：適切な社会保険等への加入）

●健康保険及び厚生年金保険



●雇用保険の適用について



経営業務管理責任者の確認書類は
Chapter２　P173～177 を
社会保険の確認書類は
Chapter２　P85～89 を
それぞれ確認してください。

●経営業務の管理責任者に関する注釈

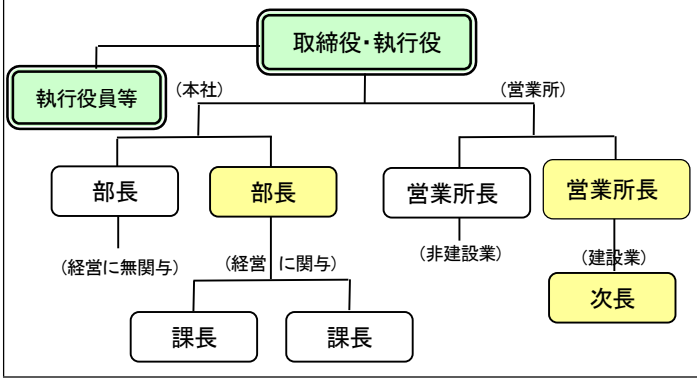
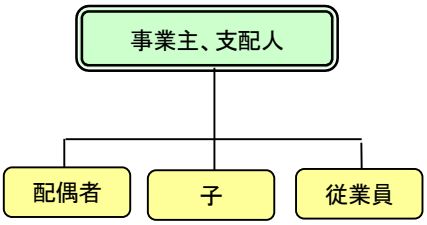
常勤の役員	【法人】常勤の役員　※(取締役、業務を執行する社員、執行役、これらに準ずるものをいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれません。) ※「常勤の役員」とは法人税確定申告書の役員報酬欄で常勤(本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状況(テレワークを行う場合を含む。))の者をいいます。 単に社内等の呼称である「専務」・「常務」・「支配人」に任ぜられた者は該当しません。 建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。 ※・取締役…株式会社の取締役をいう(会社法第 329 条)。 ・業務を執行する社員…持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員をいう。 ・執行役…指名委員会等設置会社の執行役をいう(会社法第 418 条)。 ・これらに準ずる者…法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれないが、取締役、業務を執行する社員、執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれます(執行役員等については本ページ最下部を参照してください。)。
支配人	・支配人…営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう(商法第 20 条、第 21 条)。
準ずる地位	法人の場合　→　役員(執行役員等は含まない)、営業所長・支店長等に次ぐ職制上の地位にあるもの 個人の場合　→　事業主、支配人に次ぐ職制上の地位にあり、かつ、確定申告の際に「専従者」又は「給与賃金欄に従業員」として税務署に届け出られているもので、原則として事業主、支配人に次ぐ所得を得ている者
補助経験	許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達・技術者の配置・下請業者との契約の締結等の経営業務に従事した経験 法人・個人又はその両方において通算6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わない。
執行役員等	取締役会設置会社において、取締役会の議決により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験のある者。なお、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、該当する。

※取締役、執行役、支配人については、登記されていることが必要です。

●経営業務の管理責任者の要件として認められる地位（役職）

= 経営業務の管理責任者としての地位及び経験を認められる地位

= 経営業務の管理責任者として認められる地位以外で、経営業務の管理責任者の要件に必要な経験を認められる地位

法人での過去の経験	個人としての経験
	





6－ 2 営業所技術者等 《法第7条第2号、法第 15 条第2号》

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には許可を受けようとする業種ごとに建設業に関する国家資格や実務経験を有する技術者を専任※で配置することが必要です。

※「専任」とは…

その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保しなければなりません。

●次のような者は、原則「専任」とは認められません。

・技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者

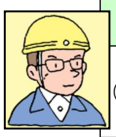
・他の営業所において、専任を要する職務を行っている者

・建築事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(ただし、**建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者は「専任」として取り扱います。**）

・**著しく低い報酬・賃金（月額 12 万円を目安）で雇用されている者（正当な理由がある場合を除く。）** など

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は下表及びp19のフロー図のとおりです。

●営業所技術者等の資格要件（表）



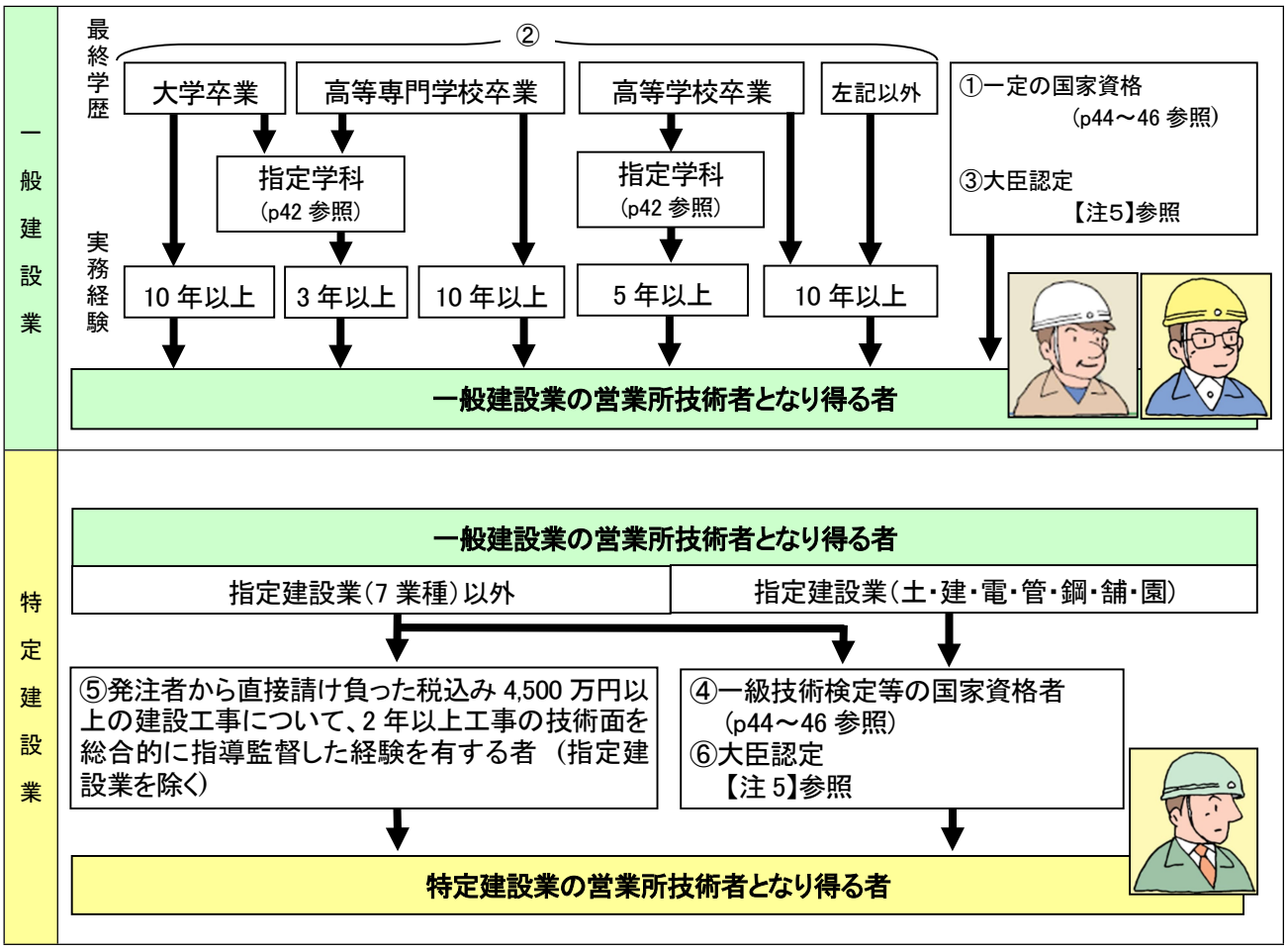
一般建設業の営業所技術者となり得る技術者資格要件	特定建設業の営業所技術者となり得る技術者資格要件
①一定の国家資格等【注1】を有する者	④一定の国家資格等【注1】を有する者
②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験【注2】を有する者 ・大学卒業後 3 年以上 ・専門学校（「高度専門士取得」）卒業後 3 年以上 ・高等専門学校卒業後 3 年以上 ・専門学校（「専門士」取得）卒業後 3 年以上 ・高等学校卒業後 5 年以上 ・専門学校（専門学校専門課程終了）卒業後 5 年以上 ・上記以外の学歴の場合 10 年以上 （いずれも指定学科卒業であること【注3】） ・複数業種について一定以上の実務経験を有する者【注4】	⑤一般建設業の営業所技術者となり得る要件（左記①～③のいずれか）を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請負、その請負代金の額が税込み 4,500 万円以上【注6】であるものについて 2 年以上の指導監督的な実務経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除きます。
③その他 ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、一般建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者	⑥その他 ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け、特定建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者 ・指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】





【注1】営業所技術者等となり得る国家資格等一覧（p44～46 参照）
・2以上の業種の許可を申請する場合で、営業所技術者等となり得る国家資格等一覧のそれぞれの基準を満たす者がいるときは、同一営業所内であれば当該業種の「営業所技術者等」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を 1 人で兼ねることができます。
【注2】・実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、(技術者として)土工及びその見習いに従事した経験も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《ガイドライン》
・実務経験で、2業種以上申請する場合は、1 業種ごとに 10 年以上の経験が必要です。期間を重ねることはできません（2業種を申請する場合は 20 年以上必要です。）(p142 参照)。
【注3】指定学科とは、規則第 1 条で規定されている学科で建設業の業種ごとに指定されているものです（p42 参照)。
【注4】実務経験要件の緩和（異なる業種間での実務経験の振替え）は、p170 を参照してください。
【注5】国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局 建設業課(03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。
【注6】以下についても、税込み 4,500 万以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
・昭和 59 年 10 月 1 日より前に請負代金の額税込み 1,500 万円以上 4,500 万円未満の建設工事の実務経験
・昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日より前に請負代金の額税込み 3, 000 万円以上 4,500 万円未満の建設工事の実務経験
【注7】指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《ガイドライン》
【注8】指定建設業とは、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情を勘案して定められた業種で、現在、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業　の計 7 業種が定められています(令第5条の2)。
【注9】この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置として行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

●営業所技術者等の資格要件（フロー図：専門学校卒業については省略）



●学校教育法第１条の分類による営業所技術者等の要件

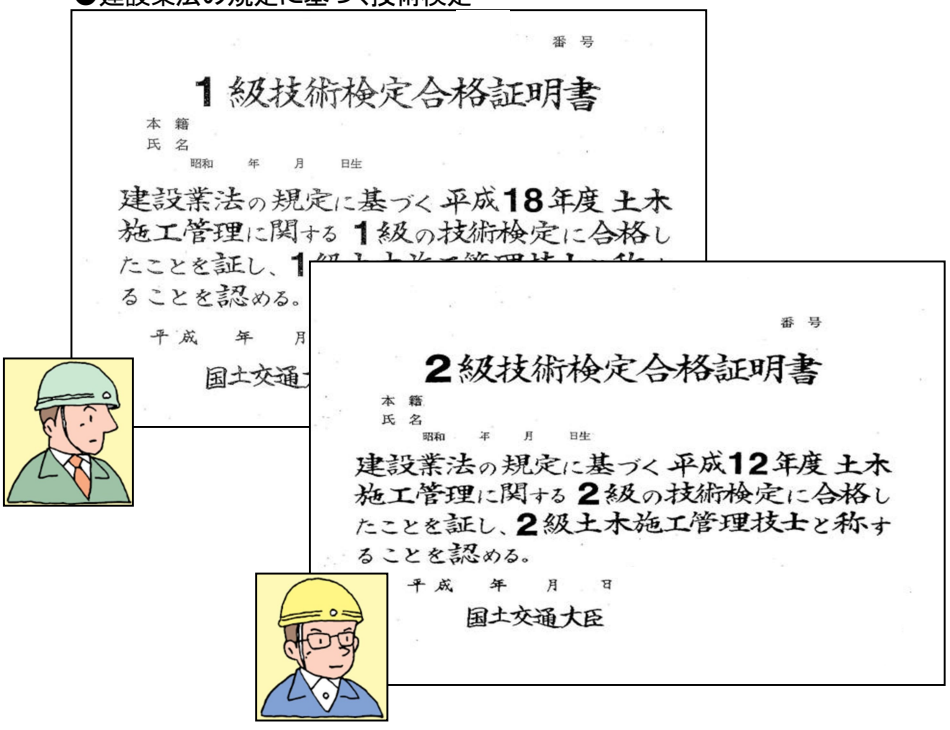
大学 短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業(p42 参照) ＋ 実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科	
専門学校	高度専門士課程	
	専門士課程	
	専修学校専門課程	指定学科卒業(p42 参照) ＋ 実務経験5年
高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	
中等教育学校	平成 10 年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	

※専修学校、各種学校は含まれません。

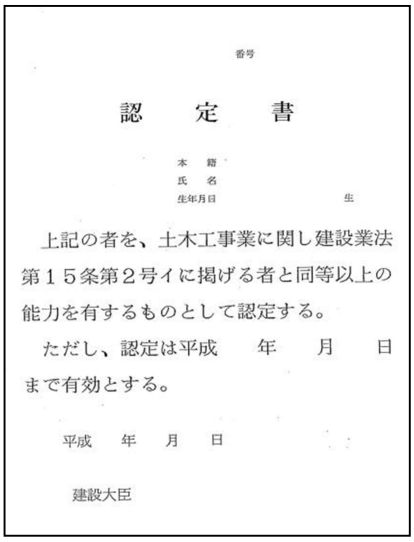
●国家資格等（p44～46 参照）《規則第7条の3第2号》

根拠法	資格者証等（資格等取得後に必要な実務経験年数）	
建設業法	（技術検定）	1級・2級
建築士法	（建築士試験）	1級・2級・木造
技術士法	（技術士試験）	
電気工事法	（電気工事士試験）	第一種・第二種（3年）
電気事業法	（電気主任技術者国家試験等）	第一種～第三種（5年）
電気通信事業法	（電気通信主任技術者試験）	（5年）
水道法	（給水装置工事主任技術者）	（1年）
消防法	（消防設備士試験）	甲種・乙種
職業能力開発促進法	（技能検定）	1級・2級（3年）
その他	（地すべり防止工事試験）	（1年）
	（建築設備士）	（1年）
	（計装士技術審査）	（1年）
	（登録解体工事試験）	

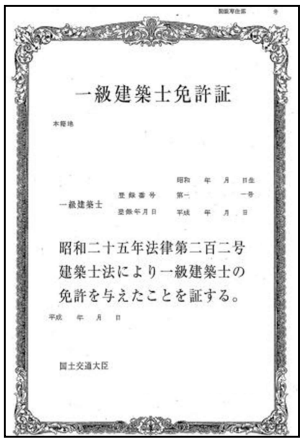
●建設業法の規定に基づく技術検定



●大臣認定



●建築士法


一級建築士免許証

本籍地

昭和　年　月　日生

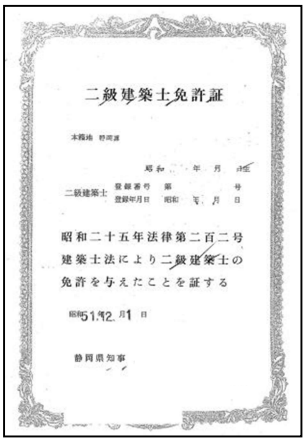
一級建築士　登録番号　第一　一号

登録年月日　平成　年　月　日

昭和二十五年法律第二百二号
建築士法により一級建築士の
免許を与えたことを証する。

平成　年　月　日

国土交通大臣


二級建築士免許証

本籍地　静岡県

昭和　年　月　日生

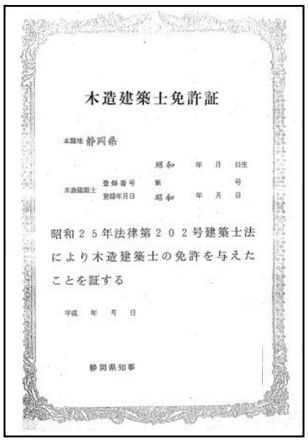
二級建築士　登録番号　第　号

登録年月日　昭和　年　月　日

昭和二十五年法律第二百二号
建築士法により二級建築士の
免許を与えたことを証する

昭和51年2月1日

静岡県知事


木造建築士免許証

本籍地　静岡県

昭和　年　月　日生

木造建築士　登録番号　第　号

登録年月日　昭和　年　月　日

昭和２５年法律第２０２号建築士法
により木造建築士の免許を与えた
ことを証する

平成　年　月　日

静岡県知事

●建築士法


第　号

技術士登録証

昭和　年　月　日生

登録年月日　昭和　年　月　日

登録番号　第　号

事務所の名称

事務所の所在地

合格した技術部門

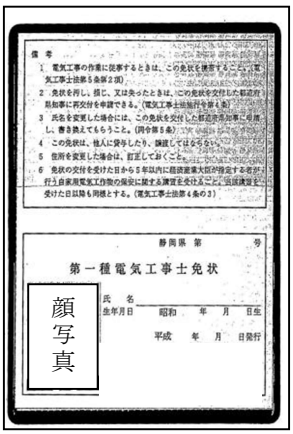
技術士法第14条の規定により登録したことを証する

昭和　年　月　日

科学技術庁長官

技術士

●電気工事法


備考

1　電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。（電気工事士法第５条第２項）

2　免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。（電気工事士法施行令第１条）

3　氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に届出し、書き換えてもらうこと。（同令第５条）

4　この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

5　住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

6　免状の交付を受けた日から５年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。（当該講習を受けた日以降も同様とする。（電気工事士法第４条の３）

静岡県　第　号

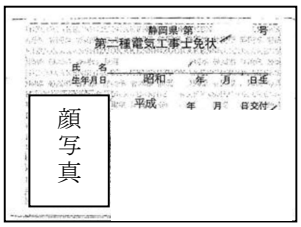
第一種電気工事士免状

顔写真

氏　名

生年月日　昭和　年　月　日生

平成　年　月　日発行


静岡県　第　号

第二種電気工事士免状

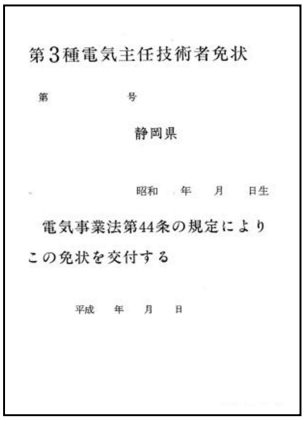
氏　名

生年月日　昭和　年　月　日生

顔写真

平成　年　月　日交付

●電気事業法


第３種電気主任技術者免状

第　号

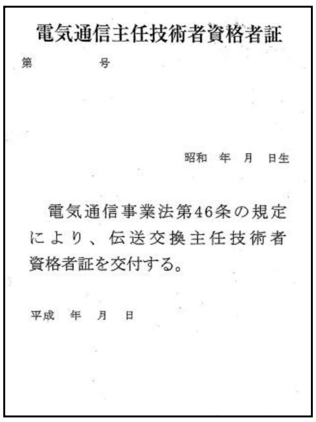
静岡県

昭和　年　月　日生

電気事業法第44条の規定により
この免状を交付する

平成　年　月　日

●電気通信事業法


電気通信主任技術者資格者証

第　号

昭和　年　月　日生

電気通信事業法第46条の規定により、伝送交換主任技術者資格者証を交付する。

平成　年　月　日

●水道法


第　号

給水装置工事主任技術者免状

本籍　静岡県

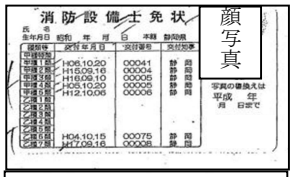
氏名　昭和　年　月　日生

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の規定により給水装置工事主任技術者免状を交付する。

平成　年　月　日

厚生労働大臣

●消防法


消防設備士免状

顔写真

氏名

生年月日　昭和　年　月　日　本籍　静岡県

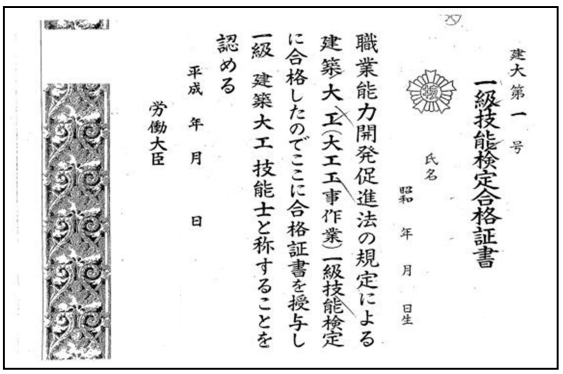
種類	交付年月日	交付番号	交付知事
甲種特類			
甲種１類	H06.10.20	00041	静岡
甲種２類	H15.09.16	00004	静岡
甲種３類	H16.09.10	00005	静岡
甲種４類	H05.10.20	00005	静岡
甲種５類	H12.10.06	00006	静岡
甲種６類			
甲種７類			
乙種特類			
乙種１類	H06.10.15	00075	静岡
乙種２類	H17.09.16	00008	静岡

写真の張換えは　平成　年　月　日まで


種別	受講年月日	講習実施機関	記
危険物	H12.11.0*	静岡県知事	省
消火栓	H14.10.23	静岡県知事	省略
消防・消火器	H16.10.22	静岡県知事	省
自動火災報知設備	H17.10.19	静岡県知事	静岡県
火災報知設備	H12.10.1*	静岡県知事	静岡県
自動火災報知設備	H12.10.21	静岡県知事	静岡県
火災報知設備	H12.10.17	静岡県知事	静岡県

（省略）

●職業能力開発促進法


建大第一号

一級技能検定合格証書

氏名

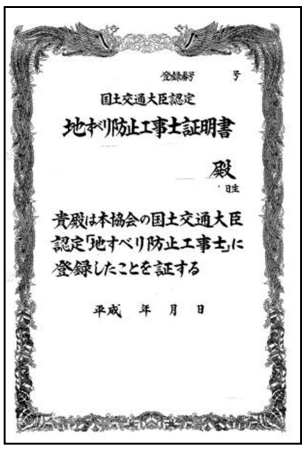
昭和　年　月　日生

職業能力開発促進法の規定による建築大工（大工工事作業）一級技能検定に合格したのでここに合格証書を授与し一級建築大工技能士と称することを認める

平成　年　月　日

労働大臣

●その他


登録第　号

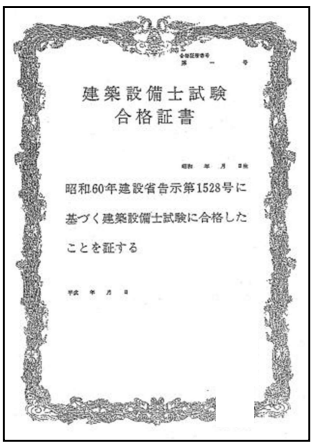
国土交通大臣認定

地すべり防止工事士証明書

殿

貴殿は本協会の国土交通大臣認定「地すべり防止工事士」に登録したことを証する

平成　年　月　日


建築設備士試験
合格証書

昭和60年建設省告示第1528号に基づく建築設備士試験に合格したことを証する

営業所・工事現場に配置しなければならない技術者について

一般建設業 29 業種	特定建設業 29 業種 税込み 5,000 万円以上（建築工事業にあっては、税込み 8,000 万円以上）を下請に出して施工できる																											
業種は特定建設業と同じ	大工工事業	左官工事業	とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鉄筋工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業	鋼構造物工事業	舗装工事業	造園工事業
	指定以外の特定建設業																					指定建設業(7業種) （特定建設業のうち総合的な施工技術を要するもの等で政令で指定されたもの						

営業所に配置しなければならない技術者

法第 7 条第 2 号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者

イ　学歴と実務経験を有する者
- ・高校の指定学科卒業後5年以上（専修学校専門課程卒を含む）
- ・大学・高専の指定学科卒業後3年以上の者（高度専門士、専門士取得者を除く）

ロ　実務経験 10 年以上の者

ハ　国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者



上記**ハ**に該当するものは、
①1・2級施工管理技士
②技術士
③1・2級・木造建築士
④1・2級技能士
（2級は合格後3年の経験要）
⑤1～3種電気主任技術者
（免状の交付後5年の経験要）
⑥1・2種電気工事士
（2種は免状の交付後3年の経験要）
⑦甲・乙種消防設備士
⑧給水装置工事主任技術者
（免状交付後1年の経験要）
⑨建築設備士
（資格取得後1年の経験要）
⑩地すべり防止工事士
（登録後1年の経験要）
⑪1 級計装士
（合格後1年の経験要）
⑫解体工事施工技士
※ただし、国家資格は許可業種により指定を受ける
⑬高度専門士、専門士取得者

法第 15 条第 2 号のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者

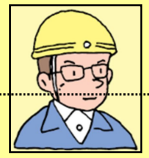
イ　法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ　法第7条第2号のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み 4,500 万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者

上記**イ、ロ、ハ**に該当するものは、

イ　**①1級施工管理技士**
②1級建築士
③技術士



ロ
①2級施工管理技士
②2級建築士
③木造建築士
④1・2級技能士
（2級は合格後3年の経験要）
⑤甲・乙種消防設備士
⑥地すべり防止工事士
（登録後1年の経験要）
⑦高校の指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者
⑧大学・高専の指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者
⑨実務経験 10 年以上の者
上記①～⑨のいずれかに該当し、発注者から直接請け負った税込み 4,500 万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者

ハ　国土交通大臣が上記のものと同等以上と認定した者
※国家資格は許可業種により指定を受ける

法第 15 条第 2 号のイ又はハの規定により国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者

ハ　国土交通大臣がイと同等以上の能力を有するものと認定した者

上記**イ、ハ**に該当する国家資格者は、

イ　**①1級施工管理技士**
②1級建築士
③技術士



ハ　**大臣認定技術者**



次ページへ

前ページから

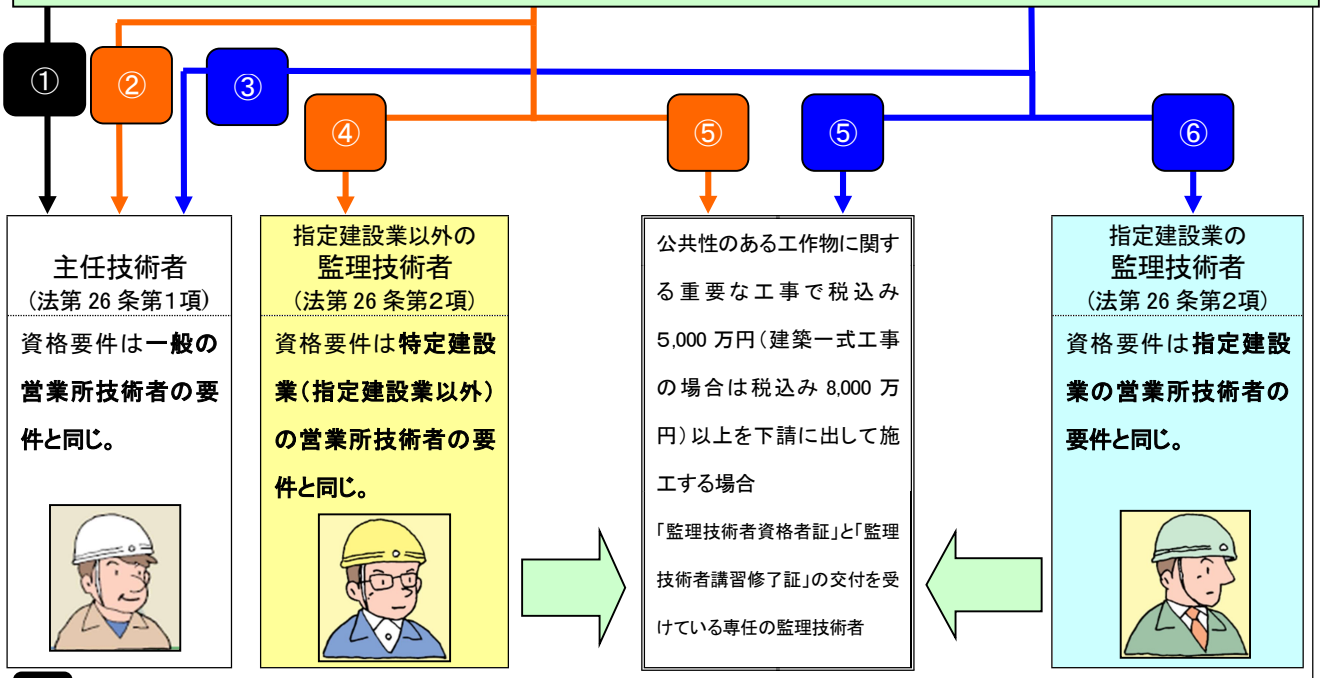
工事現場に配置しなければならない技術者 （p39 余白参照）

建設業者が建設工事を施工する場合、工事現場における「施工の技術上の監理をつかさどる者」として「主任技術者」(一般建設業の営業所技術者と同じ要件)を置かなければならない(法第 26 条第1項)。

また、特定建設業者が、元請となった工事で税込み 4,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 9,000 万円)以上となる下請契約を締結して施工する場合には「主任技術者」に代えて「監理技術者」(特定建設業の営業所の専任の技術者と同じ要件)を現場に置かなければならない(法第 26 条第2項)。

この「主任技術者」又は「監理技術者」は、「公共性のある施設又は工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事」で工事 1 件の請負代金が税込み 4,500 万円(建築一式工事の場合は税込み 9,000 万円)以上の場合、現場ごとに専任で配置されることが義務付けられている(法第 26 条第3項)。

さらに、国・地方公共団体等が発注する工事の元請となった特定建設業者が置く「監理技術者」は、「監理技術者資格者証」の交付を受け、かつ「監理技術者講習」を受講した者を配置することが義務付けられている(法第 26 条第3項及び第5項)。



① 元請の場合、下請への発注額は税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)未満に限る

② 特定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 5,000 万円未満の場合

③ 指定建設業であっても、a 全て自社施工する場合、b 下請として請け負った場合、c 下請への発注額が税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)未満の場合

④ 税込み 5,000 万円以上を下請に出して施工する場合

⑤ ⑤ 国、地方公共団体、公益法人等が発注する工事で税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円)以上を下請に出して施工する場合

⑥ 税込み 5,000 万円(建築一式工事の場合は税込み8,000 万円)以上を下請に出して施工する場合

※出向者でも営業所技術者等になれますが、現場の配置技術者には原則としてなれません。

≪監理技術者制度運用マニュアルについて≫

6－3　誠実性 《法第7条第3号、法第 15 条第1号》



建設業の営業は、他の一般産業の営業と異なり注文生産であるため、その取引の開始から終了までに長い期日を要すること、また前払いなどによる金銭の授受が、習慣化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであって、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできません。

このことから、建設業許可の対象となる者が、法人である場合においては、当該法人又は役員等（非常勤も含む）若しくは令第３条に規定する使用人が、個人である場合においては、本人又は令第３条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

●不正な行為と不誠実な行為

●「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等法律に違反する行為をいいます。
　　‥たとえば、詐欺、脅迫、横領、文書偽造などの法律に違反する行為を行うこと

●「不誠実な行為」とは、請負契約に違反する行為をいいます。
　　‥たとえば、工事内容や工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

●申請者が法人である場合において当該法人の非常勤役員を含む役員等及び営業所の代表者（令第3条の使用人）が、又は、申請者が個人である場合においてその者及び使用人（令第3条の使用人）が、次に該当する場合は誠実性を満たさないものとして取り扱います（誠実性を満たさないものの例）。

・「建築士法」（昭和 25 年法律第 202 号）、「宅地建物取引業法」（昭和 27 年法律第 176 号）等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から 5 年を経過しない者

●許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、「不正な行為」又は「不誠実な行為」に該当する行為を行った事実が確知された場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

●役員等

●「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。≪法第 5 条第 3 号≫

●「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいいます。

●「取締役」とは、株式会社の取締役をいいます。

●「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。

●「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事等は原則含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を含みます。

●「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者」とは、少なくとも相談役、顧問、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）、この他、名称役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者をいいます。

●「役員等」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。≪ガイドライン≫

６－４ 財産的基礎等 《法第７条第４号、法第15条第３号》

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

この基準に適しているかどうかの判断は、原則既存の企業にあっては、申請時の直前の決算期における財務諸表（貸借対照表）により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表（貸借対照表）により判断します。

●財産的基礎等

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること ① 自己資本の額が 500 万円以上である者 ② 500 万円以上の資金調達能力がある者 ③ 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	次のすべての要件に該当すること ① 欠損の額が資本金の 20%を超えないこと ② 流動比率が 75%以上であること ③ 資本金の額が 2,000 万円以上あること ④ 自己資本の額が 4,000 万円以上あること



「自己資本」とは
・法人の場合、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
・個人の場合、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力」とは
・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力があることをいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書又は残高証明書により確認します。

「欠損の額」とは
・法人の場合、貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナスである場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。
・個人の場合、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

法 人	繰越利益剰余金の負の額－（資本剰余金＋利益準備金＋その他の利益剰余金）≦0.2×資本金 ＊繰越利益剰余金が正の額の場合は、欠損額なし。
個 人	事業主損失－（事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金）≦0.2×期首資本金 簡潔に記載すると、最終の決算日の貸借対照表(12/31)の資産合計－負債合計=自己資本

「流動比率」とは
・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

法人・個人	流動資産合計÷流動負債合計×100 ≧ 75%

「資本金」とは
・法人の場合、株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
・個人の場合、期首資本金をいいます。

6－5　欠格要件及び拒否事由 《法第8条、法第 17 条》



許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることが出来ません。

①許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合（窓口・内部審査で確認）

②建設業者として、適性を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの（許可行政庁が書面審査の他、地方検察庁・県警・市町村へ照会し確認）

●欠格要件

No	内容	新規	更新	確認等
①	成年被後見人【注 1】、被保佐人【注 2】、 破産者で復権を得ないもの【注 3】(医師の診断書の提出があった者を除く【注4】)	☑	☑	身分証明書等による確認
②	不正手段による許可の取得、営業停止処分を無視した営業により許可の取消処分を受け、５年を経過しない者	☑		許可行政庁把握
③	取消処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの	☑		
④	③の届出をした法人の役員等や使用人、個人の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの	☑		
⑤	営業停止期間が経過しない者	☑		
⑥	許可を受けようとする建設業について、営業禁止期間中の者	☑		
⑦	拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日【注5】から5年を経過しない者	☑	☑	様式第 6 号誓約書 ＋ ・検察 ・県警 ・市町村照会
⑧	建設業法又は一定の法令の規定【注6】に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	☑	☑	
⑨	暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者	☑	☑	
⑩	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨・⑪(法人である場合においては、その役員が①～④)のひとつに該当する場合	☑	☑	
⑪	法人の役員等・使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	☑	☑	
⑫	個人の使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	☑	☑	
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配する者	☑	☑	

27 年 4 月から実施

新規欄の☑…新規申請時の確認事項　　更新欄の☑…更新申請時の確認事項

※　①～④、⑥～⑧については、役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む(法第8条第 12 号・第 13 号)。

【注 1】成年被後見人とは
自分の行為の結果を合理的に判断する能力のない状況にあるため、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者(民法第 7 条)

【注 2】被保佐人とは
自分の行為の結果を合理的に判断する能力の弱い者で、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求によって、家庭裁判所からその宣告(審判)をされた者(民法第 11 条)

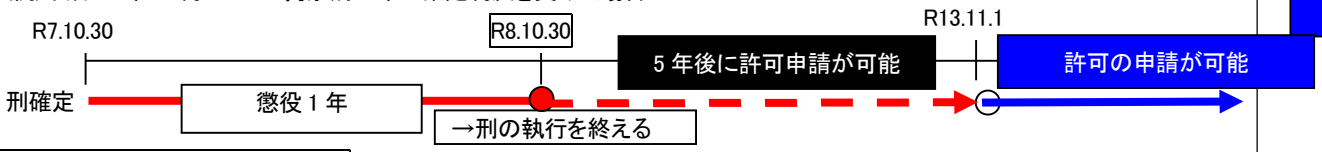
【注 3】破産者で復権を得ないものとは
破産法の規定に基づき、裁判所から破産手続開始決定を受けた者であって、いまだ破産法にいう復権事由に該当しないものをいう。復権には、裁判所による免責の決定が確定した場合等の当然復権と弁済等により債務の全部を免れたときに破産者の申立てに基づいて裁判所が行う決定による復権がある。本条にいう復権は、このいずれであるかを問わない。(破産法第 255 条・第 256 条)

【注4】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)、法第 8 条及びガイドラインにより、「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」があれば、欠格要件から除外されることになりました。

【注5】刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなったとは
現実に刑の執行を終えたとき、又は刑の時効完成、仮釈放中における刑期満了、恩赦の一種としての刑の執行免除など刑の執行の免除を受けた場合のことをいう。

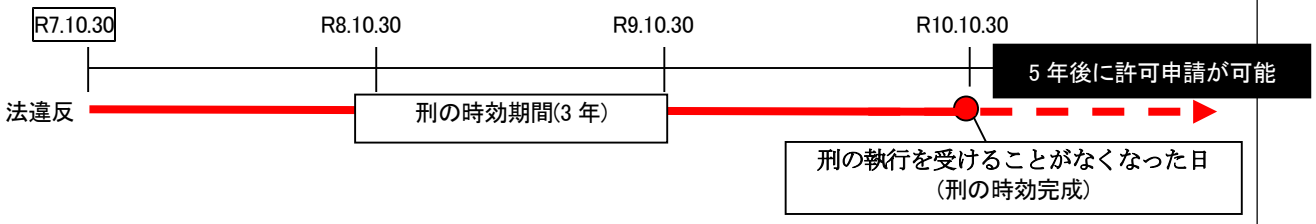
刑の執行を終わり・・・現実に刑の執行を終えた時(※)

(例)平成 27 年 10 月 30 日に拘禁刑 1 年の確定判決を受けた場合

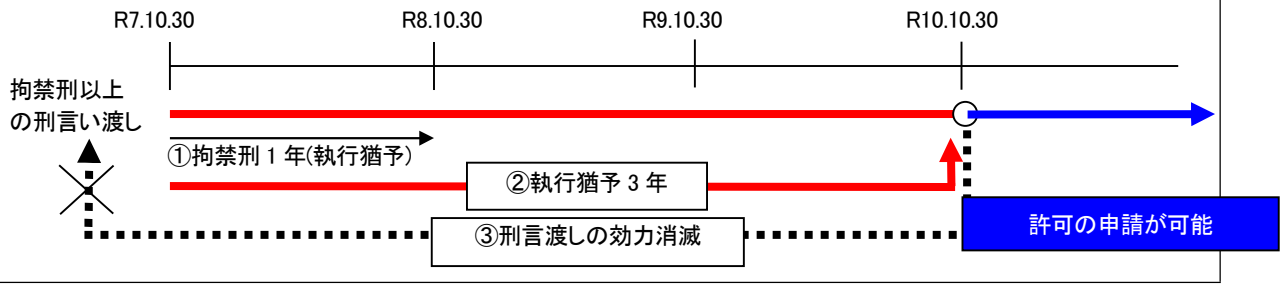


刑の執行を受けることがなくなった日・・・刑の時効完成、仮釈放期間中における刑期満了、恩赦の一種としての刑の執行免除等刑の執行の免除を受けた場合

(例)令和 7 年 10 月 30 日に道路交通法に違反し、同法で拘禁刑 1 年以下の罰則(時効期間 3 年)が規定されていた場合



※　拘禁刑以上の刑に関し、執行猶予の言い渡しを受け、当該言い渡しが取り消されずに猶予期間を経過した者は、刑の執行を受けることがなくなったのではなく、当該猶予期間の経過の日から有罪の言渡しの効力そのものが消滅する(刑法第 27 条)。



【注6】一定の法令の規定とは

≪法第 8 条第 8 号≫に基づく

・**「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」**の規定(同法第 32 条の3第7項及び第 32 条の 11 第1項規定を除く。)に違反した者に係る同法第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条又は第 51 条

・**「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」**第 204 条(傷害罪)、第 206 条(現場助勢罪)、第 208 条(暴行罪)、第 208 条の 2(凶器準備集合及び結集罪)、第 222 条(脅迫罪)又は第 247 条(背任罪)

・**「暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)」**

≪令第 3 条の 2≫に基づく

・**「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)」**第 9 条第 1 項又は第 10 項前段(同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条第1項(第一号に係る部分に限る。)

・**「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)」**第 20 条第2項から第4項まで又は第 39 条第2項から第4項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 55 条第1項(第四号に係る部分に限る。)

・**「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)」**第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第 91 条

・**「景観法(平成 16 年法律第 110 号)」**第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 101 条

・**「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)」**第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条(**「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)。**以下「労働者派遣法」という。)第 44 条第 1 項(**建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)**第 44 条の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項

・**「職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)」**第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条

・**「労働者派遣法」**第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条



●刑罰の種類

財産刑(財産を奪う。)		自由刑(身体の自由を奪う。)		生命刑
科料	罰金	拘留	拘禁刑	死刑
1 千円以上 1 万円未満	1 万円以上	1 日以上 30 日未満	無期拘禁刑 有期拘禁刑:1月以上 20 年以下	

7　従前の許可の効力《法第9条》

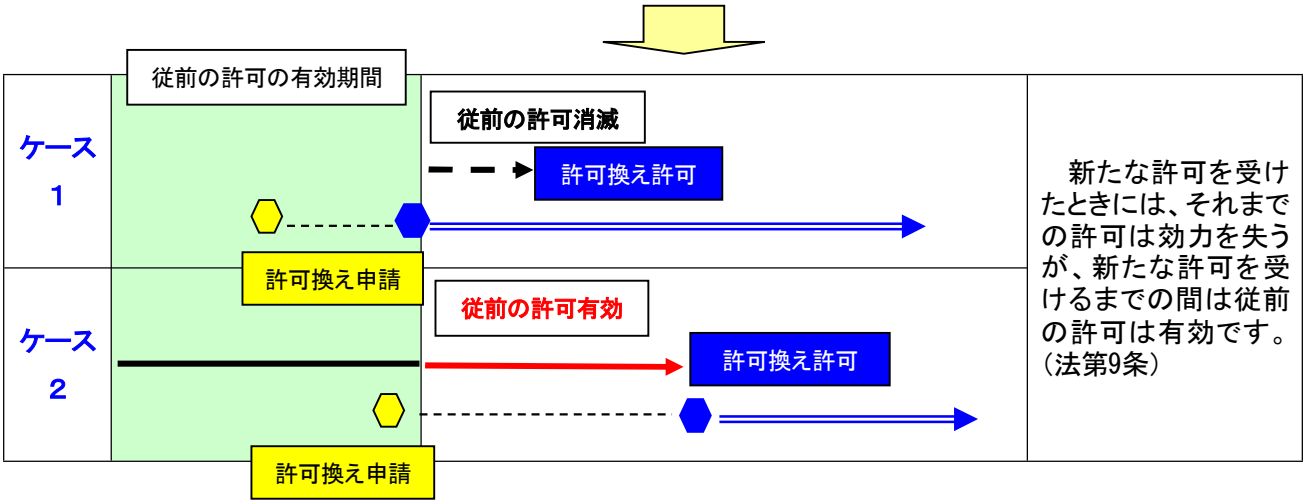


建設業許可は、営業所の所在地により大臣許可と知事許可に区分されていることから、許可を受けた者が、営業所の新設や廃止、所在地変更などを行い、許可換えしたケースを想定し、それまでの許可の効力を規定しておく必要があります。

従前の許可有効期間中に、新たな許可申請を行い、許可有効期間中に新たな許可を受けたときには、それまでの許可は効力を失いますが、新たな許可を受けるまでの間は従前の許可は有効です。

●許可換え申請と許可の効力

許可換え			ケース	許可換えの効力
大臣許可	⇨	A県知事許可	**営業所縮小ケース**（A・B県→A県） A県営業所 ● ／ B県営業所 ● → A県営業所 ●	法第3条第1項の規定により、大臣・知事の許可を受けたときは、従前の許可は効力を失う。（法第9条）
A県知事許可	⇨	B県知事許可	**営業所移転ケース**（A県→B県） A県営業所 ● → B県営業所 ●	
	⇨	大臣許可	**営業所拡大ケース**（A県→A・B県） A県営業所 ● → A県営業所 ● ／ B県営業所 ●	



新たな許可を受けたときには、それまでの許可は効力を失うが、新たな許可を受けるまでの間は従前の許可は有効です。（法第9条）

8　建設工事の種類・内容・例示・区分

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事の種類	告示 （昭和 47 年建設省告示第 350 号） 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（解体工事を除き補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事



建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 許可業種区分の考え方について	建設業法 別表第一下欄 許可業種
① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。	土木工事業
ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	建築工事業
	大工工事業
① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。	左官工事業
① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。	とび・土工工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事の種類	告示 （昭和 47 年建設省告示第 350 号） 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 建設工事の例示
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 許可業種区分の考え方について	建設業法 別表第一下欄 許可業種
『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。	石工事業
①　「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②　屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③　屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。	屋根工事業
①　屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。	電気工事業
①　「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④　建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤　上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 　なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥　公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。	管工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事の種類	告示 （昭和 47 年建設省告示第 350 号） 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 許可業種区分の考え方について	建設業法 別表第一下欄 許可業種
① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。	タイル・れんが・ブロック工事業
① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。	鋼構造物工事業
『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。	鉄筋工事業
① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。	舗装工事業
	しゅんせつ工事業
① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。	板金工事業
	ガラス工事業
下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	塗装工事業
① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。	防水工事業
① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。	内装仕上工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事の種類	告示 （昭和 47 年建設省告示第 350 号） 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 建設工事の例示
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 許可業種区分の考え方について	建設業法 別表第一下欄 許可業種
① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ※ 機械器具設置工事に該当しないケース 建設業法にいう機械器具設置工事とは、機械器具の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける行為をいう。 従って、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械…工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当しない。 なお、該当工事が機械器具設置工事以外の建設工事（とりわけ、とび・土工・コンクリート工事など）に該当する場合は、その建設工事に関する建設業の許可を要する。（軽微な建設工事は除く。） ＊昭和 49 年 3 月 26 日付け建設省計建発第 93 号（建設省計画局建設業課長通知）より	機械器具 設置工事業
	熱絶縁 工事業
① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。	電気通信 工事業
① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。	造園工事業
	さく井 工事業
	建具工事業

次ページと見開きで参照してください。

建設業法 別表第一上欄 建設工事の種類	告示 （昭和 47 年建設省告示第 350 号） 建設工事の内容	建設業許可事務ガイドライン別表 1 （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 建設工事の例示
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

●建設工事に該当しないもの　→　これらは、兼業に該当します（建設業の完成工事高に含めることができません。注意してください。）。

除草、草刈、伐採、樹木の剪定、庭木の管理、造林等
除雪、融雪剤散布等
測量、設計、地質調査、調査目的のボーリング等
保守点検、保守・点検・管理業務等の委託業務等
清掃、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃等
造船、機械器具製造・修理等
道路の維持管理、施肥等の造園管理業務等
建設機械の賃貸、リース等
建売住宅の販売、社屋の工事等
資材の販売、物品販売、機械・資材の運搬等
採石、宅地建物取引、コンサルタント、人工出し、解体工事や電気工事で生じた金属等の売却収入、JV の構成員である場合のその JV からの下請工事等

建設業許可事務ガイドライン （平成 13 年国土交通省建設業課長通知第 97 号） 許可業種区分の考え方について	建設業法 別表第一下欄 許可業種
①　上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 　なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。	水道施設工事業
①　「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。	消防施設工事業
①　公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。	清掃施設工事業
それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	解体工事業

●余白を借りて

①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性のある又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で税込 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の建設工事現場の配置技術者（主任技術者又は監理技術者）は専任であることが求められ、当該工事の工事期間中は、他の建設工事現場の技術者として配置できません（法第 26 条第 3 項）。
（※「個人住宅」及び「長屋」以外は、原則として「公共性のある」又は「多数の者が利用する」施設若しくは工作物とみなします。）

②営業所技術者等は、近隣※の上記金額未満の建設工事の配置技術者に例外的になることができますが、専任を求められる工事現場への配置技術者（主任技術者又は監理技術者）になることはできません。

※「近隣」とは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの

③指定7業種（土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気）における特定建設工事（下請金額の合計が税込み 5,000 万円（建築一式工事の場合は税込み 8,000 万円）以上の元請工事）では、工事現場における監理技術者の資格要件は、1級国家資格者又は国土交通大臣特別認定者に限られます。

④一括下請負は原則として禁止されています（法第 22 条）。平成 20 年 11 月の建設業法等の改正により、公共工事のほか、民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」については、発注者の書面による承諾がある場合についても、一括下請負が全面的に禁止となりました。

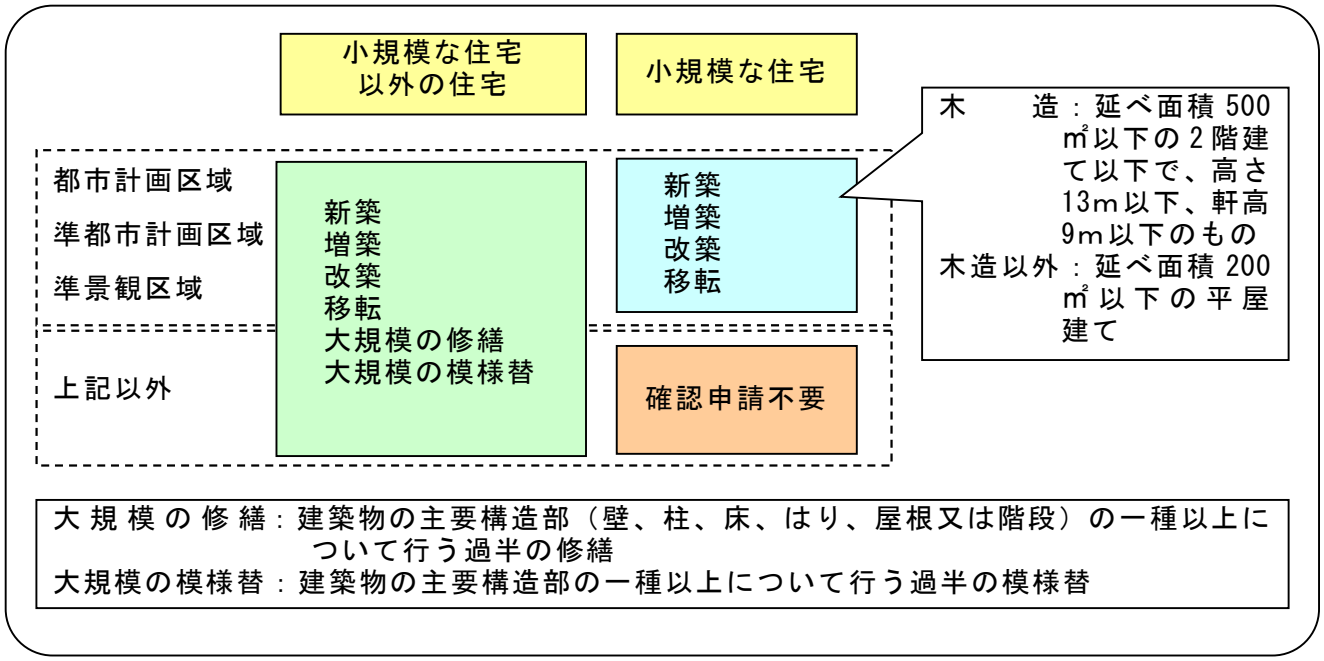
●一式工事について

※　「土木一式工事」及び「建築一式工事」は、本来、元請業者が行う工事全般に係る総合的なマネジメント業務を想定したものであり、原則として下請工事は該当しません。

※　建築一式工事は、原則として、建築確認を必要とする新築及び増改築工事であることを目安にしてください。

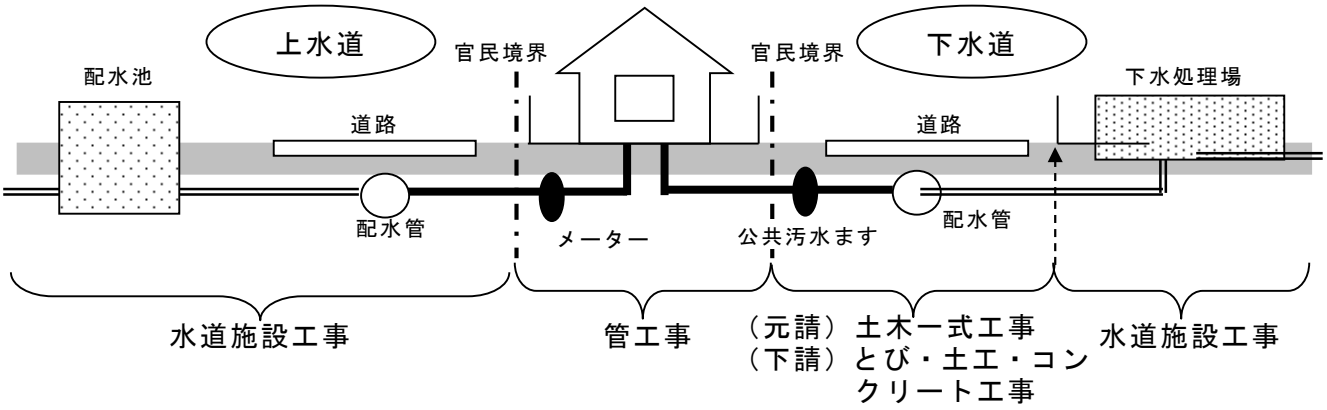
＜確認申請が必要な建築物＞

区域	用途・構造・規模	工事種別
都市計画区域の内外問わず全ての地域	(1) 特殊建築物でその用途に供する床面積の合計が、200 ㎡を超えるもの ①劇場、映画館等 ②病院、診療所等 ③学校、体育館等 ④百貨店、展示場、物品販売業店舗等 ⑤倉庫 ⑥自動車車庫等	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替
	(2) 木造で、次のいずれかに該当するもの 1)階数が 3 以上 2)延べ面積 500 ㎡超 3)高さ 13m 超 4)軒の高さ 9m 超	
	(3) 木造以外で、次のいずれかに該当するもの 1)階数が 2 以上 2)延べ面積 200 ㎡超	
都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区又は指定区域	(4) 上記(1)～(3)を除く全ての建築物	新築 増築 改築 移転
防火地域及び準防火地域外において、建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡以内であるときについては、適用しない。		



●上下水道施設の業種区分一覧

施設区分			業種区分		
			（土）	（管）	（水）
上水道	取水施設	取水堰提、取水井			○
	導水施設	導水管			○
	浄水施設	沈殿池、濾過池、浄水池、滅菌室			○
	送水施設	送水ポンプ、送水管			○
	配水施設	配水池、配水等の施設			○
	給水装置	給水引込管、敷地内配管		○	
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます		○	
		下水道本管（公道下等）	○		
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、沈殿池、消毒施設、汚泥処理施設			○
		（処理場敷地造成工事）	○		
農業用水道、かんがい用排水施設等			○		



●機械器具設置工事について

機械器具設置工事とは…　機械器具の組立て等により　→　**機械器具設置工事に**

土木若しくは建築に関する工作物（以下「工作物」という。）を建設

・プラント設備　・運搬機器　・内燃力発電設備　・集塵機器
・給排気機器　・揚排水機器　・ダム用仮設備　・遊戯施設
・舞台装置設備　・サイロ設置　・立体駐車場

→ **該当する**

工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける

→ **該当する**

商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に、単に緊結する工事は該当しない。

→ **該当しない**

→ **とび・土工・コンクリート工事**

●解体工事について

建築一式工事

古いビルの解体工事と、同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事



解体工事

家屋等の工作物を解体する工事



各専門工事

元請が信号機のみを解体する工事。
⇒電気工事に該当



９　国土交通省令で定める学科　《規則第１条》

法第７条第２号イに規定する学科は、下表の左欄に掲げる許可を受けようとする建設業に応じて、右欄に掲げる学科とする。

●規則第１条で定める学科

許可を受けようとする建設業	法第７条第２号イに該当する学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

卒業証明書

氏名　●●●●
生年月日●年●月●日生

上記の者の、卒業を下記の通り証明する。

記

所属　工学部
●●科

入学日　平成●年●月●日
卒業日　平成●年●月●日

平成●年●月●日
●●大学学長　●●●●



大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業＋実務経験３年
高等専門学校	学科、専攻科	
専門学校	高度専門士課程	
	専門士課程	
	専修学校専門課程	指定学科卒業＋実務経験５年
高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	
中等教育学校	平成 10 年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	

●具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることができません。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械専攻、専修又はコースを除く	電気工学に関する学科	電子電気科
	海洋科				電波通信科
	海洋開発科				電力科
	海洋土木科			電気通信工学に関する学科	電気通信科
	環境造園科				
	環境科				
	環境開発科		緑地土木科	機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	環境建設科		林業工学科		応用機械科
	環境整備科		林業土木科		機械科
	環境設計科		林業緑地科		機械技術科
	環境土木科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境緑化科				機械航空科
	環境緑地科				機械工作科
	建設科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械システム科
	建設環境科				機械情報科
	建設技術科				機械情報システム科
	建設基礎科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻		機械精密システム科
	建設工業科				機械設計科
	建設システム科				機械電気科
	建築土木科	都市工学に関する学科	環境都市科		建設機械科
	鉱山土木科		都市科		航空宇宙科
	構造科		都市システム科		航空宇宙システム科
	砂防科	衛生工学に関する学科	衛生科		航空科
	資源開発科		環境科		交通機械科
	社会開発科		空調設備科		産業機械科
	社会建設科		設備科		自動車科
	森林工学科		設備工業科		自動車工業科
	森林土木科		設備システム科		生産機械科
	水工土木科	電気工学に関する学科	応用電子科		精密科
	生活環境科学科		システム科		精密機械科
	生活環境科		情報科		船舶科
	造園科		情報電子科		船舶海洋科
	造園デザイン科		制御科		船舶海洋システム科
	造園土木科		通信科		造船科
	造園緑地科		電気科		電子機械科
	造園林科		電気技術科		電子制御機械科
	地域開発科学科		電気工学第二科		電力機械科
	治山学科		電気情報科		農業機械科
	地質科		電気設備科		学科名に関係なく機械（工学）コース
	土木科		電気通信科		
	土木海洋科		電気電子科	建築学に関する学科	環境計画科
	土木環境科		電気・電子科		建築科
	土木建設科		電気電子システム科		建築システム科
	土木建築科		電気電子情報科		建築設備科
	土木地質科		電子応用科		建築第二科
	農業開発科		電子科		住居科
	農業技術科		電子技術科		住居デザイン科
	農業土木科		電子工学科		造形科
	農林工学科		電子システム科	鉱山学に関する学科	鉱山科
	農林土木科		電子情報科		
	緑地園芸科		電子情報システム科		
	緑地科		電子通信科		

10　国家資格一覧等（営業所技術者等）告示・規則第７条の３等

◎……特定建設業の営業所技術者（又は監理技術者や主任技術者）になり得る国家資格等
○……一般建設業の営業所技術者（又は主任技術者）になり得る国家資格等

業種：指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）
※　特定建設業の営業所技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格を有する者は、一般建設業の営業所技術者（又は主任技術者）になり得る。
※①、③、⑤については、それぞれ国家資格等と実務経験○年が必要要件になる。

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士	【注14】	◎				◎								◎															
	1F	一級建設機械施工管理技士補																													
	12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		○				○								○															
	1G	二級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
	13	一級土木施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）		◎			③	◎	◎	③			③	◎	③	◎	◎			◎	③			③			③		◎		③	◎
	1H	一級土木施工管理技士補					③	③	③	③			③		③		③			③	③			③			③		③		③	③
	14	二級土木施工管理技士（土木）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者**又は**平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）		○			⑤	○	○	⑤			⑤	○	⑤	○	⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		○		⑤	○
	1J	二級土木施工管理技士補（土木）					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			○	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）					⑤	○	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	20	一級建築施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	③	◎				◎	③	③	③	◎
	2C	一級建築施工管理技士補				③	③	③	③	③			③		③			③	③	③	③	③	③	③				③	③	③	③	③
	21	二級建築施工管理技士（建築）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）			○	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	○
	22	二級建築施工管理技士（躯体）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）				○	⑤	○	⑤	⑤			○	○	○			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	○
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）				○	○	⑤	○	○			○		⑤			○	○	○	○	○	⑤	○				○	⑤	⑤	⑤	⑤
	2D	二級建築施工管理技士補				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	27	一級電気工事施工管理技士									◎												⑤							⑤		
	2E	一級電気工事施工管理技士補																					⑤							⑤		
	28	二級電気工事施工管理技士									○												⑤							⑤		
	2F	二級電気工事施工管理技士補																					⑤							⑤		
	29	一級管工事施工管理技士										◎			⑤		⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	2G	一級管工事施工管理技士補													⑤		⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	30	二級管工事施工管理技士										○			⑤		⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	3A	二級管工事施工管理技士補													⑤		⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	31	一級電気通信工事施工管理技士																							◎							
	3B	一級電気通信工事施工管理技士補																														
	32	二級電気通信工事施工管理技士																							○							
	3C	二級電気通信工事施工管理技士補																														
	33	一級造園施工管理技士					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		◎	⑤		⑤		⑤	⑤
	3D	一級造園施工管理技士補					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
	34	二級造園施工管理技士					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		○	⑤		⑤		⑤	⑤
	3E	二級造園施工管理技士補					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤
建築士法	37	一級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎									
	38	二級建築士			○	○				○			○									○									
	39	木造建築士				○																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎					◎	◎									◎					◎
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎					◎
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		◎				◎																							
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									◎														◎						
	45	機械・総合技術監理（機械）																					◎								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										◎											◎								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										◎																	◎		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										◎															◎		◎		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		◎				◎									◎													
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								◎					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		◎				◎																		◎					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																			
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																	◎		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										◎																	◎		◎	
①	55	第一種電気工事士									○																				
	56	第二種電気工事士									③																				
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）									⑤																				
②	59	電気通信主任技術者																							⑤						
	35	工事担任者（『「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」』又は「総合通信」）	【注15】																						③						
③	65	給水装置工事主任技術者										①																			
④	68	甲種消防設備士																												○		
	69	乙種消防設備士																												○		

記号の説明
◎:監理技術者資格　　○:主任技術者資格

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工（1級）				○																									
	71	建築大工（2級）				③																									
	64	型枠施工（1級）				○		○																							
	64	型枠施工（2級）				③		③																							
	72	左官（1級）					○																								
	72	左官（2級）					③																								
	57	とび・とび工（1級）						○																							○
	57	とび・とび工（2級）						③																							○
	73	コンクリート圧送施工（1級）						○																							
	73	コンクリート圧送施工（2級）						③																							
	66	ウェルポイント施工（1級）						○																							
	66	ウェルポイント施工（2級）						③																							
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）										○																			
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）										③																			
	75	給排水衛生設備配管（1級）										○																			
	75	給排水衛生設備配管（2級）										③																			
	76	配管・配管工（1級）	【注3】									○																			
	76	配管・配管工（2級）	【注3】									③																			
職業能力開発促進法	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）								○		○						○													
	70	建築板金「ダクト板金作業」（2級）								③		③						③													
	77	タイル張り・タイル張り工（1級）											○																		
	77	タイル張り・タイル張り工（2級）											③																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											○																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											③																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）							○				○																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）							③				③																		
	80	石工・石材施工・石積み（1級）							○																						
	80	石工・石材施工・石積み（2級）							③																						
	81	鉄工・製罐（1級）	【注4】												○																
	81	鉄工・製罐（2級）	【注4】												③																
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	【注5】													○															
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	【注5】													③															
	83	工場板金（1級）																	○												
	83	工場板金（2級）																	○												
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）	【注6】							○									○												
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）	【注6】							③									③												
	85	板金・板金工・打出し板金（1級）																	○												
	85	板金・板金工・打出し板金（2級）																	③												
	86	かわらぶき・スレート施工（1級）								○																					
【注1】	86	かわらぶき・スレート施工（2級）								③																					
	87	ガラス施工（1級）																		○											
	87	ガラス施工（2級）																		③											
	88	塗装（1級）	【注7】																		○										
	88	塗装（2級）	【注７】																		③										
	88	木工塗装・木工塗装工（1級）	【注7】																		○										
	88	木工塗装・木工塗装工（2級）	【注７】																		③										
	89	建築塗装・建築塗装工（1級）	【注7】																		○										
	89	建築塗装・建築塗装工（2級）	【注７】																		③										
	90	金属塗装・金属塗装工（1級	【注7】																		○										
	90	金属塗装・金属塗装工（2級）	【注７】																		③										
	91	噴霧塗装（1級）	【注7】																		○										
	91	噴霧塗装（2級）	【注７】																		③										
	67	路面標示施工																			○										
	92	畳製作・畳工（1級）																				○									
	92	畳製作・畳工（2級）																				③									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																				○									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																				③									
	94	熱絶縁施工（1級）																					○								
	94	熱絶縁施工（2級）																					③								
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	【注8】																										○		
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	【注8】																										③		
	96	造園（1級）																									○				
	96	造園（2級）																									③				
	97	防水施工（1級）																				○									
	97	防水施工（2級）																				③									
	98	さく井（1級）																										○			
	98	さく井（2級）																										③			

昭和48年以降に取得した「塗装」

昭和47年以前に取得した「塗装」

記号の説明
◎:監理技術者資格　○:主任技術者資格

根拠法令	コード	資格区分			注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	61	地すべり防止工事			【注10】					①																			①					
	40	基礎ぐい工事			【注9】					○																								
	62	建築設備士			【注11】								①	①																				
	63	計装			【注12】								①	①																				
	60	解体工事			【注13】																													○
	36	登録技能者	種目	登録電気工事基幹技能者									○													○								
				登録橋梁基幹技能者						○						○																		
				登録造園基幹技能者																								○						
				登録コンクリート圧送基幹技能者						○																								
				登録防水基幹技能者																			○											
				登録トンネル基幹技能者						○																								
				登録建設塗装基幹技能者																	○													
				登録左官基幹技能者					○																									
				登録機械土工基幹技能者						○																								
				登録海上起重基幹技能者															○															
				登録ＰＣ基幹技能者						○							○																	
				登録鉄筋基幹技能者													○																	
				登録圧接基幹技能者													○																	
				登録型枠基幹技能者				○																										
				登録配管基幹技能者										○																				
				登録鳶・土工基幹技能者						○																								
その他			種	登録切断穿孔基幹技能者						○																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																				○										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											○			
				登録エクステリア基幹技能者						○	○					○																		
				登録ＡＬＣ基幹技能者												○																		
				登録建築板金基幹技能者								○								○															
				登録外壁仕上基幹技能者					○												○	○												
				登録ダクト基幹技能者											○																			
				登録保温保冷基幹技能者																						○								
				登録ウレタン断熱基幹技能者																						○								
				登録グラウト基幹技能者						○																								
				登録冷凍空調基幹技能者											○																			
				登録運動施設基幹技能者						○								○											○					
				登録基礎工基幹技能者						○																								
				登録タイル張り基幹技能者												○																		
				登録標識・路面標示基幹技能者						○													○											
				登録土工基幹技能者						○																								
				登録発破・破砕基幹技能者						○																								
				登録圧入工基幹技能者						○																								
				登録送電線工事基幹技能者						○				○																				
				登録消火設備基幹技能者																													○	
				登録建築大工基幹技能者				○																										
				登録建築測量基幹技能者				○																										
				登録硝子工事基幹技能者																		○											
				登録さく井基幹技能者																										○				
				登録解体基幹技能者																														○
				登録あと施工アンカー基幹技能者						○																								
				登録計装基幹技能者									○	○												○		○						
				登録土質改良基幹技能者						○																								
				登録都市トンネル基幹技能者						○																								
				登録潜函基幹技能者						○																								
	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当			【注2】	該当する業種																												

根拠法令 ①電気工事士法・電気事業法、②電気通信事業法、③水道法、④消防法

※登録基幹技能者に関する注意事項
- 登録基幹技能者について、ページ上段の表にある建設業の種類に関し10年以上の実務経験を有する場合に、当該建設業の種類における技術者として認められます。
- 平成30年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、ページ上段の表にある建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験を10年以上有するに至った時点で要件を満たすものとし、対象となります。
- 登録基幹技能者講習修了証にて確認を行いますが、修了証に記載された建設業の業種のみ有効です（「土木」は除きます）。

※資格区分の欄の右端に【年数】が記載されている資格に関する注意事項
- 資格取得から許可申請日までの間に当該年数の実務経験が必要です。

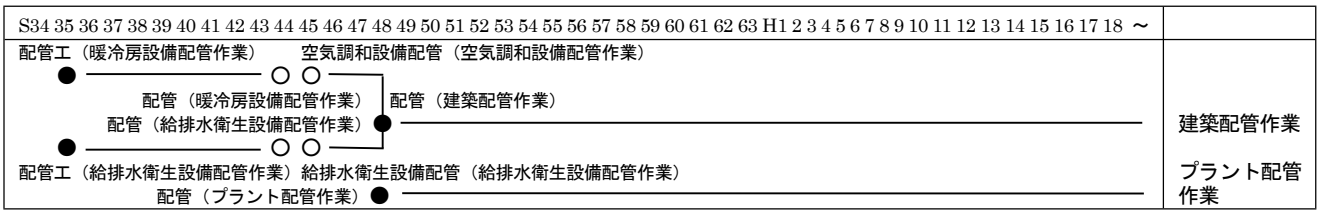
記号の説明
◎:監理技術者資格　○:主任技術者資格

国家資格等の注意事項（下線部分は個別の資格に関するものです。）

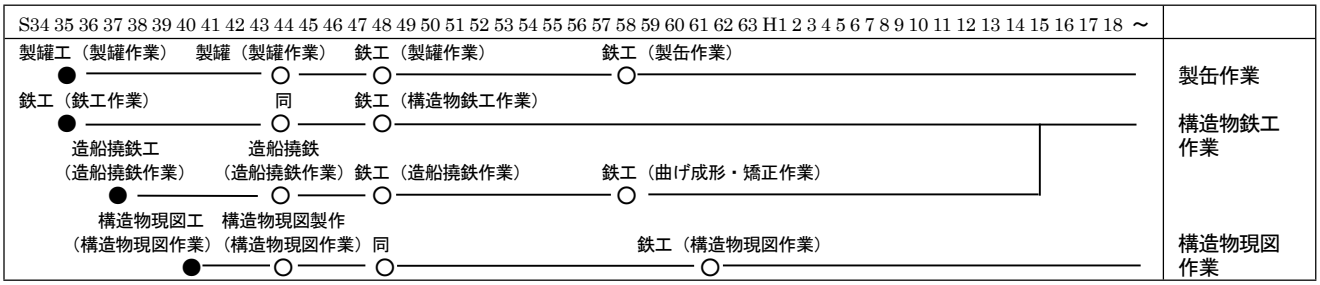
1　職業能力開発促進法による２級の技能検定に平成 16 年３月 31 日以前に合格していた者は１年以上の実務経験で可とします。

2　コード 99「その他」とは、平成 11 年５月 26 日付け建設省経建発第 137 号「営業所専任技術者の実務要件の緩和について」に基づく期間振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外認められません。

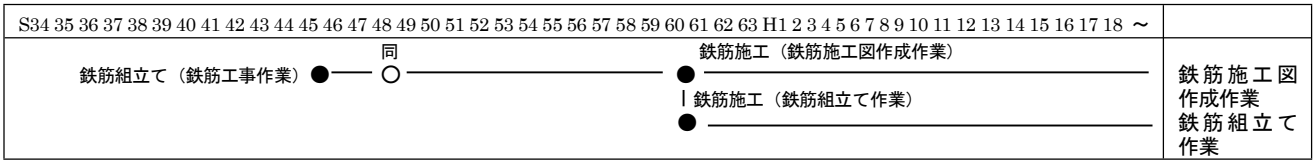
3　配管について：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 98 号。以下「昭和 48 年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあたっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。



4　鉄工について：昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

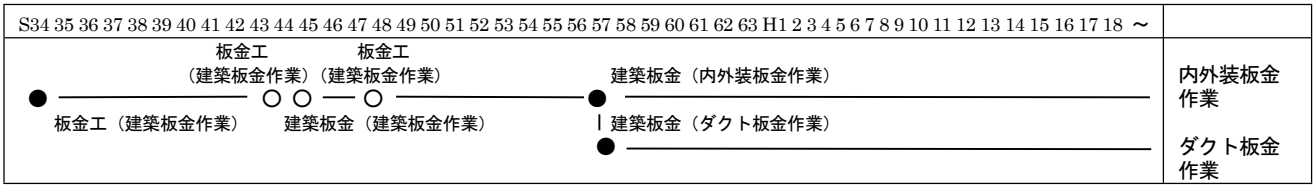


5　鉄筋施工について：昭和 60 年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。



（脚注表内）●：1級・2級を新設　○：名称等の変更

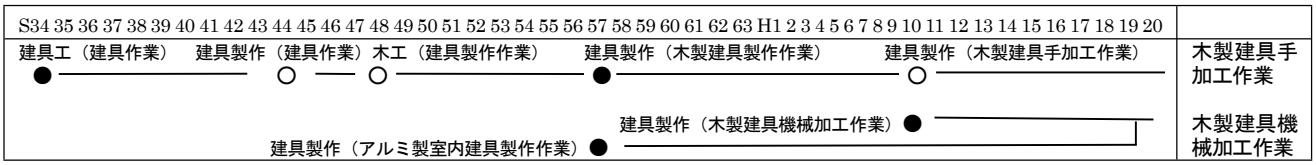
6　板金・板金工について：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和 48 年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。



7　塗装について：技能検定における塗装については取得年度により次のコードを使用してください。

作業名	使用コード
昭和 48 年以降に取得した技能検定塗装資格（種別を（　）書きで記載）	全て「88」を使用
木工塗装・木工塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「88」を使用
建築塗装・建築塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「89」を使用
金属塗装・金属塗装工（昭和 47 年以前に取得）	「90」を使用
噴霧塗装（昭和 47 年以前に取得）	「91」を使用

8　木工について：昭和 48 年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。



9　基礎ぐい工事について：基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって、国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には、一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う試験が該当します。

10　地すべり防止工事について：地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会（旧社団法人地すべり対策技術協会）が行う地すべり防止工事試験が該当します。地すべり防止工事試験合格後の実務経験については、一般社団法人斜面防災対策技術協会に地すべり防止工事士として登録した後のものであることが必要です。

11　建築設備士について：建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

12　計装について：建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装士技術審査が該当します。

13　解体工事について：解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う試験が該当します。

14　建設機械施工管理技士について：令和３年３月 31 日までの建設機械施工技士は、建設機械施工管理技士と見なされます。

15　工事担任者について：令和３年４月１日以後の工事担任者試験の合格者、養成課程の修了者又は大臣認定を受けた者に限る。





10　許可通知書と標識

●一般建設業の許可通知書

＊＊＊第＊＊＊＊号
令和２年８月１４日

商号
名称　様

静岡県知事　○　○　　○　○

一般建設業の許可について（通知）

令和２年７月１６日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許　可　番　号　静岡県知事許可（般－２）第　１２３４　号

許可の有効期間　令和　２年８月１４日から令和　７年８月１３日まで

建設業の種類　大工工事業
とび・土工工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和　７年７月１４日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

許可通知日

一般・特定の別

許可番号

許可の有効期間

許可を受けた建設業

許可年月日

更新の提出期限

●特定建設業の許可通知書

＊＊＊第＊＊＊＊号
令和２年８月１４日

商号
名称　様

静岡県知事　○　○　　○　○

特定建設業の許可について（通知）

令和２年７月１６日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許　可　番　号　静岡県知事許可（特－２）第　１２３４　号

許可の有効期間　令和　２年８月１４日から令和　７年８月１３日まで

建設業の種類　土木工事業
建築工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和　７年７月１４日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

●建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合
（様式第 28 号記載例、サイズ　縦 35cm 以上　横 40cm 以上）

建　設　業　の　許　可　票			
商号又は名称	静岡建設株式会社		
代表者の氏名	代表取締役　静岡太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許　可　番　号	許　可　年　月　日
一般建設業	大工工事業	静岡県知事許可(般-5）第1234号	令和5年8月14日
一般建設業	とび・土工工事業	静岡県知事許可(般-5）第1234号	令和5年8月14日
特定建設業	土木工事業	静岡県知事許可(特-5）第1234号	令和5年8月14日
特定建設業	建築工事業	静岡県知事許可(特-5）第1234号	令和5年8月14日
この店舗で営業している建設業	大工工事業、とび・土工工事業、土木工事業、建築工事業		



●　建設会社が建設工事現場に標識を掲げる場合（元請業者に限る。）
（様式第 29 号記載例、サイズ　縦 25cm 以上　横 35cm 以上）

建　設　業　の　許　可　票					
商号又は名称			静岡建設株式会社		
代表者の氏名			静岡太郎		
主任技術者の氏名	専任の有無		浜松次郎	専任	
	資格名	資格者証交付番号	一級土木施工管理技士	第 8765432 号	
一般建設業又は特定建設業の別			特定建設業		
許可を受けた建設業			土木工事業		
許可番号			静岡県知事許可　（特－５）　第 1234 号		
許可年月日			令和５年８月 14 日		

●よくある標識の間違い

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合



1　「代表者の氏名」の内容について・・・①

代表取締役　→　取締役　など

名前の文字が違うもの　斉藤　斎藤

静岡　靜岡　など

2　許可の部分の記述･･･②③

（般５）の５が抜けているもの

（般５）の般が抜けているもの

満了日が入っているもの

受付日が入っているもの

更新前の許可日が入っているもの

静岡県知事許可が抜けているもの　など

3　「この店舗で営業している建設業の種類」の内容について・・・④

・業種が、未記載のものがあるケース

例）建築　内装　大工　なのに「建築工事業」とだけ記述があるもの。

・業種の判別はできるが、記述が正しくないケース

例）総合建築工事業　　土木一式工事業

総合建築一式工事　上下水道工事業　とび工事、タイル工事

・建設工事の種類での記載、または類似する記載のケース

例）土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事業

・29 業種以外の工事業の記載のケース

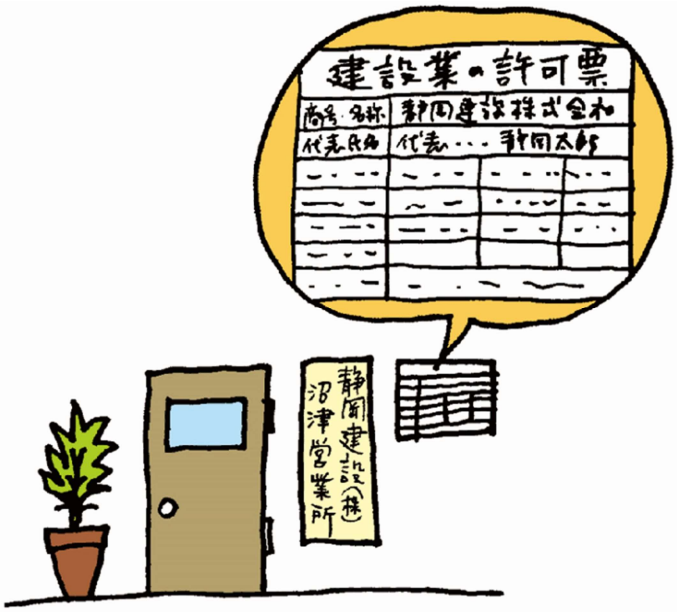
例）はつり　などの記述があるもの

・略号での記載のケース

例）（と）（管）

・ひらがなで書くものを漢字で書かれているケース

例）鑿井工事業　浚渫工事業



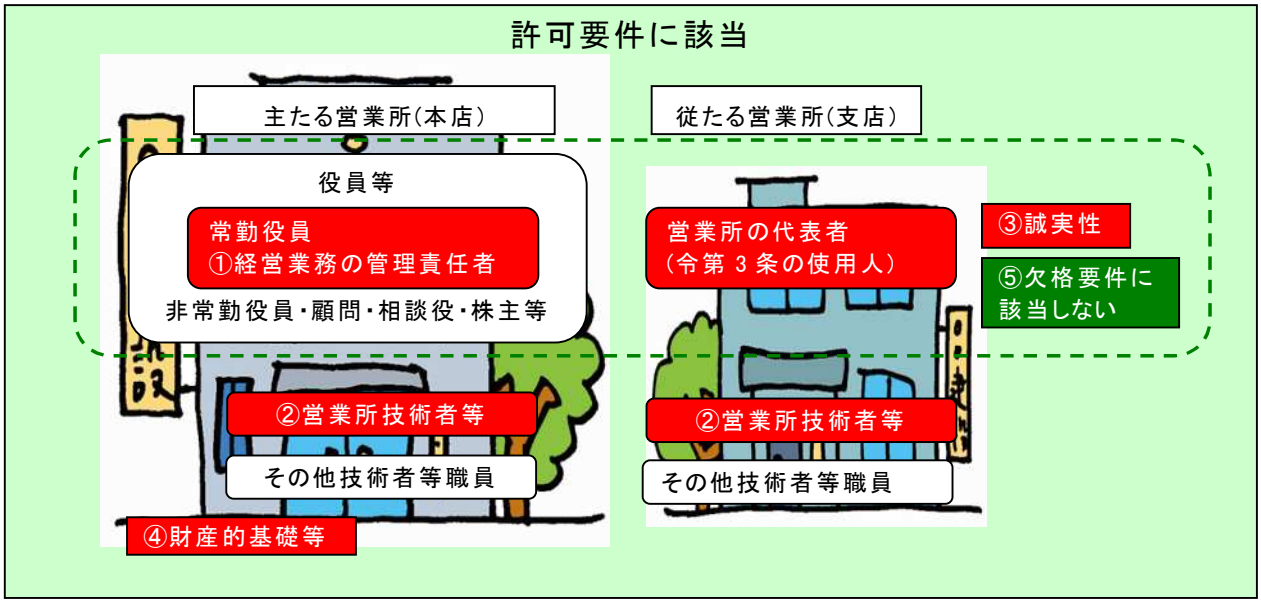
Chapter2

あなたもできる建設業許可の申請

1　許可申請の手続

静岡県知事許可を受けるためには、Chapter 1に記載した許可の要件が満たされているか確認したうえで以下の流れで手続を行ってください。

【静岡県知事許可の場合】



（１）書類作成 ・自社の状況を正確に申請書類に記載

建設業課　土木事務所

（２）書類提出 ・正本1部、副本2部提出

（３）窓口審査 ・審査に受け答えできるように

（４）受　付 ・審査手数料（静岡県収入証紙）納付

・書類不備等※により許可要件に適合していることが確認出来ない等の場合、申請者の了承を得た上で、書類を返却することがあります。

（５）内部審査

補正指示　営業所調査



許可要件を満たす場合 → 許可 → （６）許可の通知

許可要件に満たない場合 → 不許可 → （７）拒否の通知

【許可の申請】

静岡県内のみに営業所を設ける場合、許可申請書の提出先は、ｐ57「２　申請区分について」に記載された提出先になります。

なお、静岡県内の主たる営業所と他都道府県の従たる営業所を併せて設ける場合、提出先は許可行政庁である国土交通省中部地方整備局となります。提出部数は正本１通及び副本１通です。申請方法等の詳細は、国土交通省中部地方整備局建設産業課（052-953-8572）にお問い合わせください。

（１）書類の作成

建設業許可の申請に必要となる書類は、「法定書類」とそれ以外の「確認書類」に大別されます。

法定書類：その提出が法令によって規定されている書類のことで、申請先となる許可行政庁の別に関わりなく必ず提出が必要となる書類
確認書類：法定書類の記載事項の確認を行うために、各許可行政庁が申請者に対し提出を求める書類

静岡県知事許可の場合、p61 の「４　申請書類一覧」を参照し、法定書類である申請書を３通（正本１通、副本２通）、確認書類を１通準備し、提出してください。申請書の様式については、静岡県ＨＰの「建設業のひろば」からダウンロードが可能です。

（２）書類の提出

申請書類の提出先は、以下のとおりです（郵送不可）。申請区分によって、提出先が異なります。p57「２　申請区分について」及び p70「市町村コード及び管轄土木事務所」を参照の上、建設業課又は管轄の土木事務所に御提出ください。

●申請書類提出先

提出先	住所	電話番号	申請区分
（予約制） 静岡県 交通基盤部建設業課	〒420-8601　静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3058・2507	純新規 許可換え新規 事業継承 認可申請
下田土木事務所	〒415-0016　下田市中 531-1	0558-24-2104	法人成 般・特新規 業種追加 更新
熱海土木事務所	〒413-0016　熱海市水口町 13-15	0557-82-9161・9162	
沼津土木事務所	〒410-0055　沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	
富士土木事務所	〒416-0906　富士市本市場 441-1	0545-65-2458	
静岡土木事務所	〒422-8031　静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308・9309	
島田土木事務所	〒427-0019　島田市道悦 5-7-1	0547-37-5245	
袋井土木事務所	〒437-0042　袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	
浜松土木事務所	〒430-0929　浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7255・7256	

●受付時間

【申請】　午前９時から午前 11 時まで、午後１時から午後４時まで

※新規申請の場合、審査に２時間弱相当の時間を要します。

（３）窓口審査



窓口では、許可の要件を満たしているか否かを書面及び口頭により審査します。既に許可を受けている者にあっては、従前の許可申請書副本及び許可通知書並びに変更届の綴りも併せて持参してください。

申請者本人（申請者の役員及び従業員でも可）又は委任を受けた行政書士が申請書類３部と確認書類１部を持参してください。申請書類等に誤記や不備等許可要件が確認できない場合には、受付できません。

また、提出された書類等に不明な点があるときは、追加で資料を求めます。

なお、申請書類の事前審査は御遠慮ください。（具体的な不明点等がありましたら御相談ください）

（４）受付

窓口審査後、収入証紙の貼付けを確認し、受理します。審査手数料についてはp60「３　許可申請の審査手数料について」を参照してください。

《静岡県手数料徴収条例第２条》《地方公共団体の手数料の標準に関する政令》

なお、書類不備等により許可要件に適合していることが確認できない等の場合、申請者の了承を得た上で、受付をせず、書類を返却することがあります。この場合は、収入証紙も返却します。

（５）内部審査

許可の要件に適合しているか及びその他の記載事項について、再度複数名による審査を行います。



審査に必要な場合は、提出された申請書類等以外に資料の提出を求める場合や営業所の実態等について立入調査を実施する場合があります。

なお、標準処理期間は、補正期間及び５日以内の行政庁の休日を除き、受付後30日です。《静岡県許認可事項処理規程第２条及び第３条》

（６）許可の通知

許可の通知は、原則として主たる営業所への郵送をもって行います。

なお、許可通知書は再発行しませんので、申請書副本とともに大切に保管してください。紛失した場合は許可証明で対応してください。（p200 参照）

（７）拒否の通知

申請内容が許可の要件に満たない場合は、不許可となります。

なお、**知事が特別の場合と認めるときを除き、審査手数料は返還されません。**《静岡県手数料徴収条例第７条》

2　申請区分について　《ガイドライン》

(1)新規	提出先	県庁　建設業課

現在、どの許可行政庁からも建設業の許可を受けていない者が、新たに許可を受けようとする場合に「新規」の申請を行います。
また、個人の静岡県知事許可業者が「法人成」（p153 参照）又は「事業継承」（p154 参照）の申請を行う場合、「新規」の申請区分として扱います（ただし、法人成については土木事務所に申請を行ってください。）。

(2)許可換え新規	提出先	県庁　建設業課

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁から建設業許可を受けることが必要です。
なお、従前に受けている許可の効力は、新たな許可を受けたときに失効します（新たな許可を受けるまでの間は従前の許可は有効です。）。

(3)般・特新規	提出先	管轄　土木事務所

現在一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は現在特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合に「般・特新規」の申請を行います。

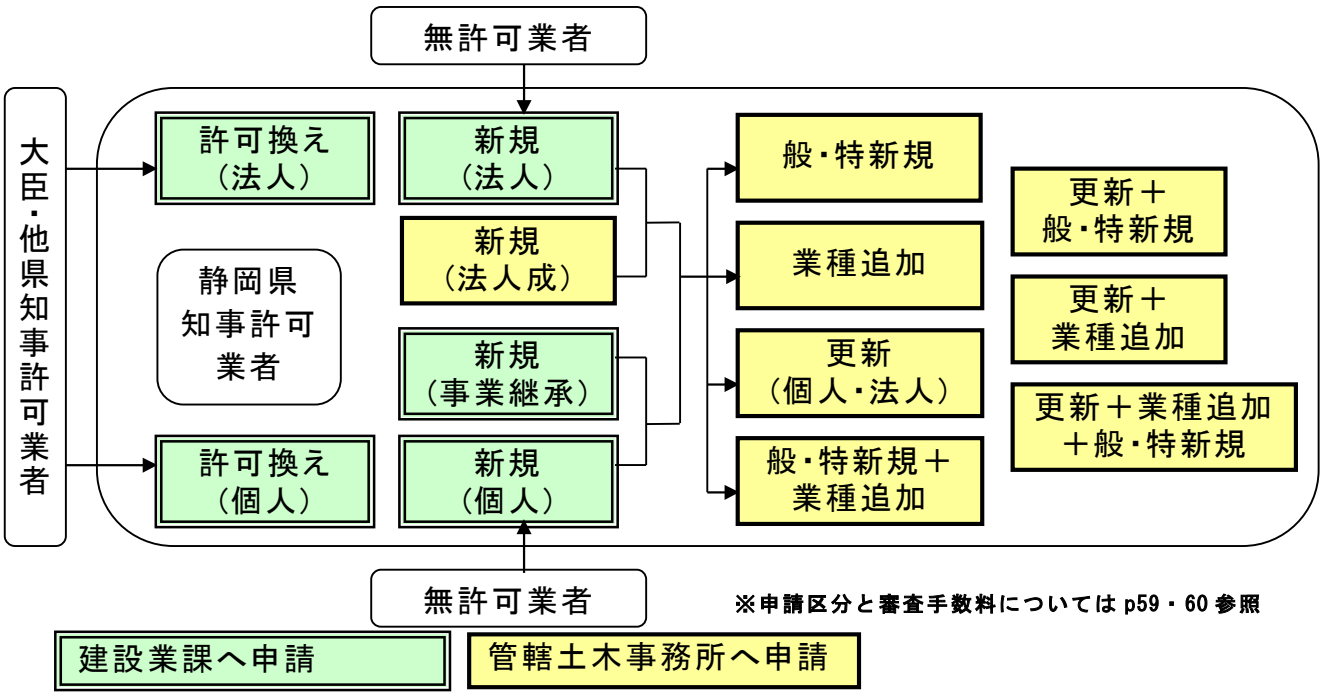
(4)業種追加	提出先	管轄　土木事務所

現在一般建設業の許可を受けている者が他の業種の一般建設業の許可を追加して申請する場合、又は現在特定建設業の許可を受けている者が他の業種の特定建設業の許可を追加して申請する場合に「業種追加」の申請を行います。

(5)更新	提出先	管轄　土木事務所

建設業の許可の有効期間は、許可を受けた日から５年間です。建設業の許可の有効期間以後も引き続いて建設業を営もうとする者は、管轄の土木事務所に許可の更新に係る申請書を提出して、その更新を受けなければなりません。
なお、前回の許可申請書の副本及び当該許可以降に提出した変更届の副本を必ず持参してください。

※審査手数料については p59「3　許可申請の審査手数料について」を参照してください。



認可（譲渡、合併、分割、相続）申請については、当面の間、建設業課が申請窓口となります。

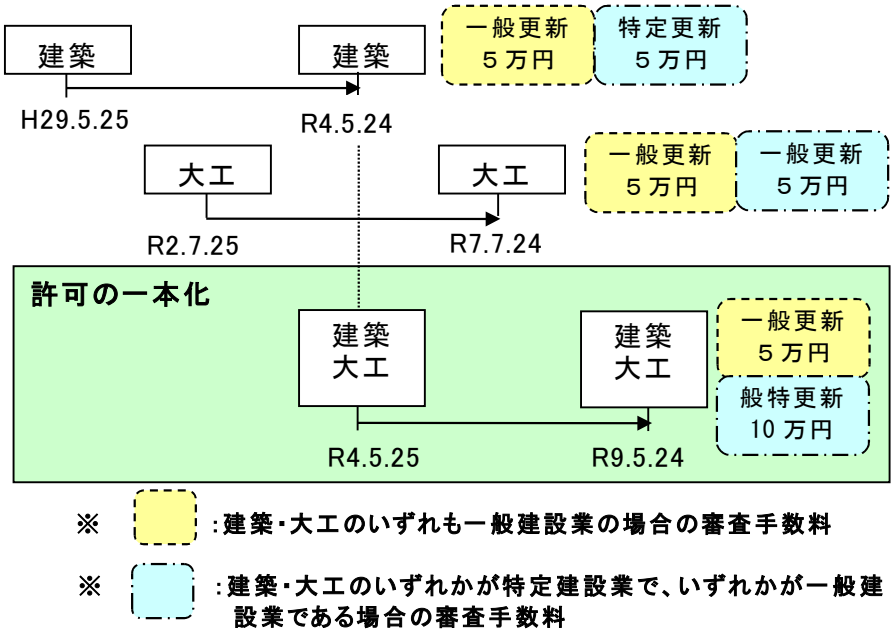
●許可の有効期間の調整（許可の一本化）《ガイドライン》

同一業者が別個に２以上の許可を受けている場合は、最初の許可の更新として申請する際に有効期間の残っている他の工事業の許可についても同時に１件の許可の更新として申請することができます。このことを「許可の一本化」といいます。

また、業種追加や般・特新規の申請に併せて更新することもできます。ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる従来の建設業の許可の有効期間は、原則として 30 日以上残っていることを必要とします。

●許可の有効期間の調整（許可の一本化）の例

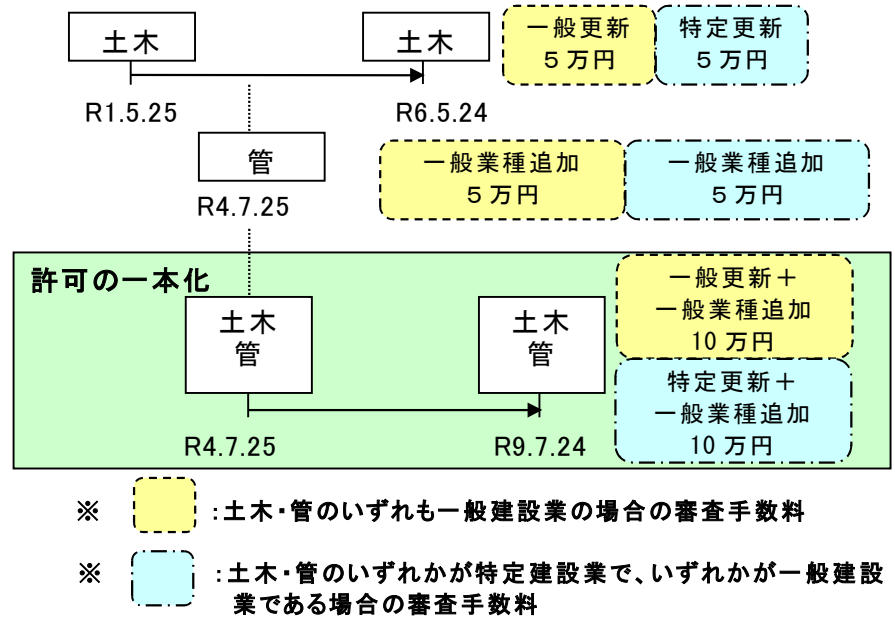
例１） 更新



説明

平成 29 年 5 月 25 日付け許可の建築工事業と、令和 2 年 7 月 25 日付け許可の大工工事業の 2 つの許可を有する場合に、令和 4 年 5 月 25 日の建築工事業の更新に際して許可の有効期間を調整し、建築工事業及び大工工事業のいずれの有効期間も令和 4 年 5 月 25 日から
令和 9 年 5 月 24 日までとするもの

例2）業種追加＋更新



説明

令和元年 5 月 25 日付け許可の土木工事業の許可を有する場合に、令和 4 年 7 月 25 日の管工事業の業種追加に際して許可の有効期間を調整し、土木工事業及び管工事業のいずれの有効期間も令和 4 年 7 月 25 日から
令和 9 年 7 月 24 日までとするもの

これらの場合には、許可申請書（様式第１号）の「許可の有効期間の調整」欄に「1」を記入してください。

3　許可申請の審査手数料について

●申請区分と審査手数料の組合せ事例　（次ページと見開き）

No	申請区分	区分の概要	
1	新規（純新規） （事業継承） （法人成）	現在、どの許可行政庁からも建設業の許可を受けていない者が、新たに許可を受けようとする場合	一般
			一般・特定
2	許可換え新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合	一般
			一般・特定
3	般・特新規	現在一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は現在特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	特定成
			一般成
4	業種追加	現在一般建設業の許可を受けている者が他の業種の一般建設業の許可を追加して申請する場合、又は現在特定建設業の許可を受けている者が他の業種の特定建設業の許可を追加して申請する場合	一般
			一般・特定
5	更新	既に受けている建設業の許可をそのままの要件で引き続き申請する場合	一般
			一般・特定
6	般・特新規＋業種追加	上記３と４の申請を同時に申請する場合	特定新規・一般追加
			一般新規・特定追加
7	般・特新規＋更新	上記３と５の申請を同時に申請する場合	特定成・一般更新
8	業種追加＋更新	上記４と５の申請を同時に申請する場合	一般
			一般
			一般・特定
			一般・特定
			一般・特定
9	般・特新規＋業種追加＋更新	上記３と４と５の申請を同時に申請する場合	一般・特定

※特定成：一般建設業の許可区分を特定建設業に切り換え申請するもの
※一般成：特定建設業の許可区分を一般建設業に切り換え申請するもの

：般・特新規申請によって許可を受ける業種　：更新申請によって許可を受ける業種
：業種追加申請によって許可を受ける業種

No	審査手数料及び内訳		項番	土	建	大	左	と	石	屋	備考
1	9万円		04	1							
			05								
	18万円	一般新規9万円＋特定新規9万円	04	1	2						
			05								
2	9万円		04	大臣又は他都道府県知事の許可から静岡県知事に切替え申請							新規と同じ扱い
			05								
	18万円		04								
			05								
3	9万円		04	2	2	2					特定成
			05	1	1	1					
	9万円		04	2	2	2		2			「特定成＋業種追加」には該当しない。
			05	1	1	1					
	9万円		04	1	1						一般成 注)新規の場合有り
			05	2	2						
4	5万円		04			1		1			
			05	1							
	10万円	一般追加5万円 特定追加5万円	04				2	1			
			05	1	2	2			2	1	
5	5万円		04	1							
			05	1							
	10万円	一般更新5万円＋特定更新5万円	04	1	2						
			05	1	2						
6	14万円	一般新規9万円＋特定追加5万円	04	1	2	1				1	「建」は業種追加
			05	2		2				2	
7	14万円	特定新規9万円＋一般更新5万円	04	1	2						
			05	1							
			04	1	2				2		「特定成＋業種追加」には該当しない。
			05	1	1						
8	10万円	一般追加5万円＋一般更新5万円	04		1		1		1		
			05		1		1				
			04	1	1		1				「建」は一般の業種追加
			05	1	2		1				
	15万円	一般追加5万円＋一般更新5万円＋特定更新5万円	04	2	1		1		1		「般」「特」の更新、「般」の業種追加
			05	2	1		1				
	20万円	一般追加5万円＋特定追加5万円＋一般更新5万円＋特定更新5万円)	04	1	2			1	2	2	「般」「特」の更新、「般」「特」の業種追加
			05	1	1				2		
	20万円	一般追加5万円＋特定追加5万円＋一般更新5万円＋特定更新5万円	04	2	2	1		2		1	「建」は特定の業種追加、「屋」は一般の業種追加
			05	2	1	1		2			
9	19万円	一般新規9万円＋特定追加5万円＋特定更新5万円	04	2	1	2		2	2	1	「建」「屋」は一般成、「石」は業種追加、「土」「大」「と」は更新
			05	2	2	2		2			

※　項番 04:許可を受けようとする建設業、項番 05:申請時において既に許可を受けている建設業

1 ：一般建設業　　2 ：特定建設業

注)特定建設業の営業所技術者要件を満たす者が不在となる場合、当該技術者が既に不在となっている場合には一度特定建設業を全部廃業した上で、新規に一般建設業の許可申請が必要となる場合があります。

4　申請書類一覧（p68～152、p171～183 参照）

○:必要書類、×:省略可、▲■◆□☆★:注参照

（１）申請書類（閲覧対象）　正本１通　副本２通

	頁	申請書及び添付書類	申請区分 1	2	3	4	5	6	7	8	9	根拠法令 建設業法施行規則
様式第１号	68	建設業許可申請書※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第２条第１号
別紙一	71	役員等の一覧表（個人は提出不要）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第２条第１号
別紙二（１）	72	営業所一覧表（新規許可等）※	○	○	○	○	×	○	○	○	○	第２条第１号
別紙二（２）	73	営業所一覧表（更新）	×	×	×	×	○	×	×	×	×	第２条第１号
別紙三	74	証紙はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第２条第１号
別紙四	75	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第２条第１号
様式第２号	76	工事経歴書	○	○	○	○	×	○	▲	▲	▲	第２条第２号
様式第３号	82	直前３年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	×	○	○	○	○	第２条第３号
様式第４号	83	使用人数	○	○	○	○	×	○	○	○	○	第２条第４号
様式第６号	84	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第２条第６号
様式第７号の３	85	健康保険等の加入状況※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第３条第１項第２号
様式第 11 号	90	建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第４条第１項第１号
様式第 15 号	96	貸借対照表（法人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第８号
様式第 16 号	100	損益計算書（法人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第８号
様式第 17 号	103	株主資本等変動計算書	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第８号
様式第 17 号の２	106	注記表	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第８号
様式第 17 号の３	113	附属明細表	■	■	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第８号
様式第 18 号	117	貸借対照表（個人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第９号
様式第 19 号	119	損益計算書（個人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第９号
	121	定款	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	第４条第１項第６号
様式第 20 号	122	営業の沿革	○	○	◆	◆	○	◆	○	○	○	第４条第１項第 12 号
様式第 20 号の２	123	所属建設業者団体	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	第４条第１項第 13 号
様式第 20 号の３	124	主要取引金融機関名	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	第４条第１項第 16 号

注）▲：更新する業種のものは省略可　　■：資本金の額が１億円超又は直近の負債合計が 200 億円以上の株式会社のみ添付
　　◆：変更が無ければ省略可

（２）申請書類（閲覧対象外）　正本１通　副本２通　※別とじ用表紙を添付のこと

	頁	申請書及び添付書類	申請区分 1	2	3	4	5	6	7	8	9	備考
様式第７号	125	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書※	常勤役員１名で経営業務の管理を行う体制の場合　→様式第７号、別紙を提出									第３条第１項第１号
別紙	128	常勤役員等の略歴書										第３条第１項第１号
様式第７号の２	129	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※	常勤役員１名＋常勤役員を補佐する者の体制で経営業務の管理を行う場合 →様式第７号の２、別紙一、別紙二を提出									第３条第１項第１号
別紙一	135	常勤役員等の略歴書										第３条第１項第１号
別紙二	136	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書										第３条第１項第１号
様式第８号	137	営業所技術者等証明書（新規・変更）※	○	○	○	○	×	○	○	○	○	第３条第２項
		卒業証明書	▲	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	第３条第２項第１号
様式第９号	140	実務経験証明書										第３条第２項第２号
		資格証明書										第３条第２項第３号
		監理技術者資格者証										第３条第２項第４号
様式第 10 号	143	指導監督的実務経験証明書										第 13 条第２項第２号
様式第 12 号	144	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	第４条第１項第３号
様式第 13 号	145	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	第４条第１項第４号

様式第 14 号	146	株主（出資者）調書	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	第４条第１項第７号
	147	登記事項証明書（法人のみ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第４条第１項第 10 号
	148	登記事項証明書（支配人）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	第４条第１項第 10 号
	149	県税の納税証明書	○	○	×	×	×	×	×	×	×	第４条第１項第 15 号

注）▲：いずれか該当するものを添付　■：支配人を設置する場合のみ添付　◆：変更が無ければ省略可
□：建設業法施行令第３条に規定する使用人が不在の場合は提出不要
◇：様式第 12 号は様式第７号別紙に記載された者（経営業務の管理責任者）は作成不要。他の役員、個人事業主について作成
※の申請書は黄色の用紙を使用してください。

（３）確認書類（閲覧対象外）　正本分１通

	頁	申請書及び添付書類	申請区分									備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
県様式	150	役員等氏名一覧表	○	○	×	×	○	×	○	○	○	
	151	登記されていないことの証明書（＋医師の診断書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第４条第２項
	152	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第４条第１項第５号
確認書類	171	経営業務の管理責任者の確認書類	○	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	詳細は p170「13 確認書類について」を参照してください。
		営業所技術者等の確認書類	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	
		財産的基礎・金銭的信用の確認書類	○	○	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	
		営業所の実態の確認写真	○	○	×	×	★	×	★	★	★	
		健康保険等の加入状況の確認書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		法人番号の確認書類（法人のみ）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	

注）☆：更新時及び変更が無い場合には、該当者の常勤性・専任性を確認するための書類のみ添付
▲：直近の決算で財産的基礎を確認できなかった場合に添付
★：更新時には、営業所の外観（建物全体が分かるもの）、許可標識の掲示状況の写真のみ添付

※申請区分

1	新規等
2	許可換え新規
3	般・特新規
4	業種追加
5	更新
6	般・特新規＋業種追加
7	般・特新規＋更新
8	業種追加＋更新
9	般・特新規＋業種追加＋更新



申請書等はA4 サイズの用紙を使用してください。

「申請書及び添付書類」欄が黄色（※印）の書類については、電算入力様式のため、黄色の紙を使用していただきますよう御協力願います。

① 様式第１号　建設業許可申請書
② 別紙二(1)　営業所一覧表（新規許可等）
③ 様式第７号　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書
④ 様式第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
⑤ 様式第７号の３　健康保険等の加入状況
⑥ 様式第８号　営業所技術者等証明書（新規・変更）

５　提出書類のとじ方

建設業許可申請書類（正本）は、下記(1)～(3)のとおり分冊して提出してください。

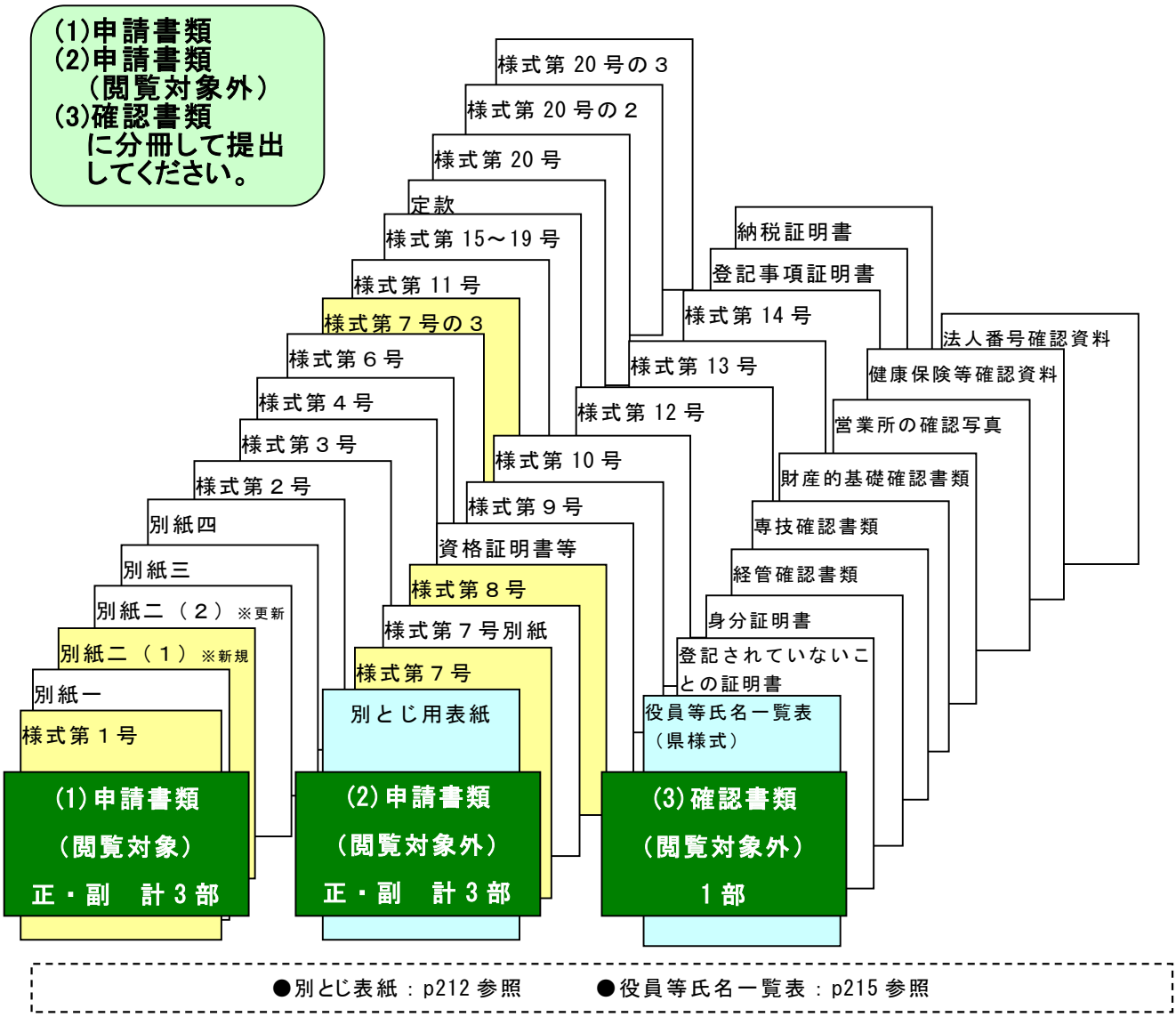
(1)　建設業許可申請書類（閲覧対象）	正１通　・副２通
(2)　建設業許可申請書類（閲覧対象外）	正１通　・副２通
(3)　確認書類　（閲覧対象外）	１通

※(2)及び(3)は、別とじ表紙を添付し、クリップ等で留めてください。

※役員等氏名一覧表を１通作成し、(3)に添付してください。

※登記されていないことの証明書及び身分証明書は、(3)にのみ添付して提出してください。

※(1)については、法第 13 条(提出書類の閲覧)の規定により閲覧所にて閲覧に供されます。



●別とじ表紙：p212 参照　　●役員等氏名一覧表：p215 参照

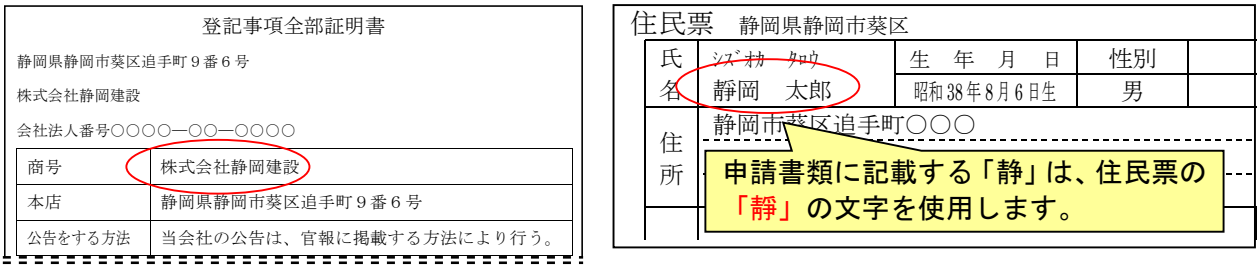
6　許可申請書記載にあたって

許可申請書は、申請者が法の規定する建設業者であるかどうか、許可できるかどうかを判断する重要なものです。この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば許可を受けられません。《法第８条》

もし虚偽の記載があれば、たとえ許可を受けた後であっても許可を取り消されることになります。《法第29条第１項第５号》

許可を取り消された場合には、許可の取消しの日から５年間を経過しなければ新たに許可を受けられないことになります。《法第８条第２号》

● 記名について、法人の商号にあっては登記上の文字を、個人の氏名にあっては住民票上の文字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）。



● 許可申請書類中の証明日については、申請日（受付日）から１か月以内のものを有効とします。

● 各証明書類の証明有効期間は、内容に変更がない限り、原則以下のとおり扱います（証明有効期間は変更届の場合も準用します。なお、閉鎖事項全部証明書及び卒業証明書に証明有効期限はありません。）。

証明書類	起算日	証明有効期間【注１】
登記されていないことの証明書、身分証明書、登記事項証明書、住民票、所得証明書、納税証明書、医師の診断書、その他証明書類【注２】	発行日	３か月
融資証明書【注３】	発行日	１か月
残高証明書	残高日	１か月

【注１】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。
【注２】所得証明書及び納税証明書については、内容に変更がない限り３か月以内であることを要しません。
【注３】融資証明書については、発行日から１か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。

7　建設業許可の審査フロー

【例　新規許可申請の場合】

手順	審査項目	確認書類
STEP 1	来庁者確認・申請者確認	
STEP 2	住民票・住基ネット確認／重複審査	
STEP 3	申請書類の確認、内容の把握 （様式第１号、定款、登記事項証明書）	
STEP 4	適切な経営能力（経営業務の管理責任者等） イ該当（様式第７号、別紙） ロ該当（様式第７号の２、別紙一、別紙二）	経営業務の管理責任者等の確認書類
STEP 5	健康保険等の加入状況の確認 （様式第４、７－３号）	健康保険等の加入状況の確認資料
STEP 6	営業所技術者等 （別紙四、様式第８、９、10 号）	営業所技術者等の確認書類
STEP 7	誠実性・欠格要件 （別紙一、様式第６号）	登記されていないことの証明書 身分証明書
STEP 8	財産的基礎・金銭的信用 （様式第２、３、15～19 号）	財産的基礎・金銭的信用の確認書類
STEP 9	その他書類 （様式第 11～14、20、20－２・３号、 納税証明書、営業所の確認写真）	
STEP10	証紙貼付・受付	

2時間弱



STEP	審査概要
STEP 1	①　来庁者の確認 身分証明書等の確認 行政書士にあっては行政書士証票、補助者にあっては補助者証を確認 ②　申請書類の持参部数の確認
STEP 2	①　以下のア、イ、ウの者について、住民票（申請者が持参した場合）又は住民基本台帳ネットワークによる氏名、生年月日及び住所の確認 ②　以下のア、イ、ウの者について、建設業情報管理システム又は建設業者データベースによる他建設業者における重複の有無の確認 →　**重複があった場合は、その時点で審査を終了します。** ア：経営業務の管理責任者　イ：営業所技術者等 ウ：令第３条に規定する使用人
STEP 3	様式第１号、定款、登記事項証明書の照合を行い、申請内容を把握
STEP 4	経営業務の管理責任者の要件を満たしているか、以下を確認 ①　被認定者の地位及び常勤であること ②　被認定者の経営業務の管理責任者等としての経験
STEP 5	①　使用人数の確認 ②　社会保険及び雇用保険の加入状況の確認
STEP 6	営業所技術者等の要件を満たすか、以下を確認 ①　被認定者が営業所に専任であること ②　被認定者の有する一定の資格又は実務経験
STEP 7	法人の場合にあっては役員等及び令第３条に規定する使用人、個人の場合にあっては当該個人及び支配人について、誠実性要件及び欠格要件に該当していないか確認 ※役員等…業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。
STEP 8	①　財産的基礎・金銭的信用の確認 ②　工事経歴、完成工事高及び財務諸表の整合性の確認
STEP 9	①　その他書類の整合性の確認 ②　写真による営業所実態の確認、営業所の所有形態の確認
STEP 10	審査手数料の納入の確認 受付票の交付

平成 27 年４月から、役員等の欠格要件の照会を行っております。
内部審査のスピードアップを図っていますが、県警・市町村等照会で2～3週間の期間を要した場合、許可の通知の発送が標準処理期間より遅くなる場合があります。あらかじめ、御承知おきください。



8　許可申請書記載例･･･静岡建設(株)

●許可申請書記載例の会社情報

静岡建設(株)の情報			
事業形態	株式会社		
主たる営業所	静岡市葵区追手町9番6号		
従たる営業所	沼津営業所：沼津市大岡中石田1110番2号		
	浜松営業所：浜松市中区寺島町12番1号		
資本金	40,000千円		
発行済株式の総数	4,000株		
業態	建設業、建設資材の販売		
営業年度	4月1日～3月31日		
代表取締役	静岡　太郎		
役員等	静岡　太郎(代表取締役･常勤)、静岡　次郎(取締役･常勤)、山田　弘(取締役･常勤)、 山田　明(取締役･非常勤) 鈴木　一郎(株主等)、鈴木　次郎(株主等)		
使用人数	40名（うち建設業25名） 法第7条第2号・法第15条第2号該当者：9名 その他技術者：9名 事務職員：7名		
申請区分	新規(純新規)申請		
申請業種	本社	特定:土木工事業、建築工事業	一般:大工工事業、とび･土工工事業
	沼津営業所	特定:土木工事業	一般:とび･土工工事業
	浜松営業所	特定:　ー	一般:とび･土工工事業
経営業務の 管理責任者	代表取締役　静岡　太郎（昭和38年8月6日生） 住所　静岡市葵区追手町〇〇〇 静岡建設㈱の役員経験：平成16年１月～令和４年４月（満18年３か月）		
営業所技術者等	本社	取締役　静岡　次郎（1級建築士）	
		従業員　石津　隆　（1級土木施工管理技士）	
	沼津営業所	従業員　山口　章　（1級土木施工管理技士）	
	浜松営業所	営業所長　山田　弘（10年以上の実務経験）	
令3条の使用人	沼津営業所	営業所長　松本　治	
	浜松営業所	取締役兼営業所長　山田　弘	
法人番号	4080001234567		

※　p69 以降の様式番号欄申請区分

1	新規等	4	業種追加	7	般・特新規＋更新
2	許可換え新規	5	更新	8	業種追加＋更新
3	般・特新規	6	般・特新規＋業種追加	9	般・特新規＋業種追加＋更新



（1）申請書類（閲覧対象）

様式第1号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	建設業許可申請書☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

様式第一号（第二条関係）

法人は法務局に登記している所在地を記入する。個人事業主は、住民票の住所を記入する。
ただし、主たる営業所の所在地が異なる場合は二段書きとする。
（※様式第１号のみ二段書きとし、当該以外の様式は登記上の所在地のみで可。）
例）　主たる営業所の所在地：静岡市葵区○○-○
　　登記上の所在地：静岡市葵区××-×

行政書士による代理申請の場合でも、申請者の記名が必要である。なお、二段書きにより行政書士の記名を併記することが可能。行政書士が書類の作成を代行する場合は、欄外に記名・押印する。

業　許　可　申

令和　4　年　4　月　1　日

静岡市葵区追手町９番６号本館ビル２階
静岡建設　株式会社
代表取締役　静岡　太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県　知事　殿

申請者

行政庁側記入欄

太枠内は記入しない。

更新時等に複数ある許可日を１つにまとめるときは「１」を、それ以外のときは「２」を記入する。

項番 01　大臣 知事 コード

国土交通大臣 知事 許可（般－　）第　　号

申請の区分 02　（1.新規　2.許可換え新規　3.般・特新規　4.業種追加　5.更新　6.般・特新規＋業種追加　7.般・特新規＋更新　8.業種追加＋更新　9.般・特新規＋業種追加＋更新）

許可の有効期間の調整 2（1.する　2.しない）

申請年月日 03　令和　年　月　日

一般は「１」、特定は「２」

許可を受けようとする建設業 04　土 2、建 2、大 1、左 1、と、石、屋、電、管、タ、鋼、筋、舗、しゆ、板、ガ、塗、防

現在有効な許可業種を記入する。
更新の場合は、上段と一致させる。「法人成」の場合は当該事業主が有していた許可業種を記入し、欄外に「個人参考」と記載する。「事業継承」の場合は前事業主が有していた許可業種を記入し、欄外に「前事業主参考」と記載する。

申請時において既に許可を受けている建設業 05

商号又は名称のフリガナ 06　シ、ズ、オ、カ、ケ、ン、セ、ツ

カタカナのみを使用し、（　）を用いる略号のフリガナは不要。
フリガナは濁点、半濁点を含み１カラムで記入する

商号又は名称 07　静、岡、建、設、（、株、）

株式会社：(株)　特例有限会社：(有)　合名会社：（名）　合資会社：(資)、合同会社：(合)、協同組合：(同)、協業組合：(業)、企業組合：(企)

姓と名の間は１カラム空ける。

個人の場合で支配人登記している場合のみ記入する。

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08　シ、ズ、オ、カ、タ、ロ、ウ

代表者又は個人の氏名 09　静、岡、太、郎

支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード 10　2、2、1、0、1　都道府県名　静岡県　市区

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は”－”（ハイフン）を用いて、例えば中央一丁目１２番１号⇒中央１－１２－１のように記入する。
なお、所在する建物名等も記載する。

主たる営業所の所在地 11　追、手、町、9、―、6、本、館、ビ、ル、2、階

市区町コード表よりコード番号を選択して記入する。

郵便番号 12　4、2、0－8、6、0、1　電話番号　0、5、4－2、2、1－2、5、0、7

左詰で記入する。
ハイフンで繋ぐ。

右詰で記入する。
個人事業者は記入不要。

クス番号

法人のみ記入する。個人事業者は記入不要。

資本金額又は出資総額　4000（千円）　法人番号　4、0、8、0、0、0、1、2、3、4、5、6、7

法人又は個人の別 13　1（1.法人　2.個人）

兼業の有無 14　1（1.有　2.無）　建設業以外に行っている営業の種類　建築資材の販売

兼業があれば「１」を記入しその内容を、兼業が無い場合は「２」を記入する。

許可換えの区分 15　（1.大臣許可→知事許可　2.知事許可→大臣許可　3.知事許可→他の知事許可）

大臣 知事 コード

許可換え新規の場合のみ記入する。

旧許可番号 16　国土交通大臣 知事 許可（般－　）第　　号　旧許可年月日　令和　年　月　日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

申請内容に係る質問に応答できる者について、その所属、氏名、電話番号を記入する。

連絡先

所属等　総務課　氏名　浜松　泉　電話番号　054-221-2507

ファックス番号　054-221-3562

☆申請書及び添付書類の箇所が黄色（☆印）のものは、p62のとおり黄色の紙を使用してください（以下同様）。

記載上の注意（様式第１号）

1　「　地方整備局長　　「国土交通大臣　　「般
　　北海道開発局長　　及び　　については、不要のものを消すこと。
　　知事」、　　知事」、　　特」

2　「申請者」の欄には、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業□□のように左詰めで記入すること。

5　0 2「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「１」を、しない場合は「２」をカラムに記入すること。

6　0 4「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7　0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば６と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、0 4「許可を受けようとする建設業」の欄及び0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8　0 6「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9　0 7「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例　（株）A 建 設□
B 建 設（有）□）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

10　0 8「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように１文字として扱うこと。

11　0 9「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12　1 0「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、p70に記載のコード表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13　1 1「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

14　1 2のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

15　1 3　「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合に

のみ当該法人番号を記入すること。

16　1 5「許可換えの区分」の欄並びに1 6「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「大臣
「旧許可番号」の欄の　知事　コード 」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

●別表（一）　大臣・知事コード

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

●市町村コード（項番10）及び管轄土木事務所

コード	市区町名	管轄土木事務所
22219	下田市	下田土木事務所
22301	賀茂郡東伊豆町	
22302	賀茂郡河津町	
22304	賀茂郡南伊豆町	
22305	賀茂郡松崎町	
22306	賀茂郡西伊豆町	
22205	熱海市	熱海土木事務所
22208	伊東市	
22203	沼津市	沼津土木事務所
22206	三島市	
22215	御殿場市	
22220	裾野市	
22222	伊豆市	
22225	伊豆の国市	
22325	田方郡函南町	
22341	駿東郡清水町	
22342	駿東郡長泉町	
22344	駿東郡小山町	
22207	富士宮市	富士土木事務所
22210	富士市	

コード	市区町名	管轄土木事務所
22101	静岡市葵区	静岡土木事務所
22102	静岡市駿河区	
22103	静岡市清水区	
22209	島田市	島田土木事務所
22212	焼津市	
22214	藤枝市	
22226	牧之原市	
22424	榛原郡吉田町	
22429	榛原郡川根本町	
22211	磐田市	袋井土木事務所
22213	掛川市	
22216	袋井市	
22223	御前崎市	
22224	菊川市	
22461	周智郡森町	
22138	浜松市中央区	浜松土木事務所
22139	浜松市浜名区	
22140	浜松市天竜区	
22221	湖西市	

別紙一	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

別紙一

申請者が個人の場合は提出不要

（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　4　年　　4月　　1日

役員等の氏名及び役名等			
氏（フリ）	名（ガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別
静岡（シズオカ）	太郎（タロウ）	取締役	常勤
静岡（シズオカ）	次郎（ジロウ）	代表取締役	常勤
山田（ヤマダ）	弘（ヒロシ）	取締役	常勤
由比（ユイ）	花子（ハナコ）	取締役	非常勤
鈴木（スズキ）	一郎（イチロウ）	株主等	
鈴木（スズキ）	次郎（ジロウ）	株主等	
フリガナをつける。			

株主等についても作成する

役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

法人の場合、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）の氏名を記載する。
いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

※執行役員等であっても、役員等に準ずる者であることを p173（１）③～⑤で証明し、経営業務の管理責任者に就任する者は氏名の記載が必要です。

・「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。
・「取締役」とは株式会社の取締役をいう。
・「執行役」とは委員会設置会社の執行役をいう。
・「これらに準じる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

記載上の注意（別紙一）

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

※　役員等で株主等を兼ねている者が、役員を辞任して「株主等」のみになった場合、p232を参照してください。

別紙二(1)	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	営業所一覧表(新規許可等)☆	○	○	○	○	×	○	○	○	○	閲覧対象

別紙二（１）　（用紙Ａ４）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　分　項番 8 1　3 1

大臣知事コード

許可番号　項番 8 2　3 [　][　]　国土交通大臣 / 知事 許可（般 / 特 －[　][　]）第 5 [　][　][　][　][　] 10 号

許可年月日　平成 11 [　][　] 年 13 [　][　] 月 15 [　][　] 日

すべての営業所について記入する。「営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結している本店、支店、出張所などをいい、作業所、現場詰所、連絡所などは含まれない。

太枠内は記入しない。

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナホンテン　本店

営業しようとする建設業　8 3　土 2 建 2 大 1 左 1 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ

変更前　3 5 10 15

従たる営業所がない場合は、記載不要。従たる営業所がなくても、本用紙は提出する。
用紙が２枚に渉る場合は、２枚目の「主たる営業所」欄は記入不要。

現在有効な許可業種を記入する。
「法人成」の場合は当該事業主が有していた許可業種を記入し、欄外に「個人参考」と記載する。「事業継承」の場合は前事業主が有していた許可業種を記入し、欄外に「前事業主参考」と記載する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　フリガナ　ヌマヅエイギョウショ

8 4　3 沼 津 5 営 業 所 10 15 20　23 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　3 2 2 5 2 0 3　都道府県名　静岡県　市区町村名　沼津市

従たる営業所の所在地　8 6　3 大 岡 5 中 石 田 1 1 10 1 0 ― 2 15 20　23 25 30 35 40

実際に営業活動をしている営業所の所在地を記載する。

郵便番号　8 7　3 4 1 5 0 － 6 0 0 2 2　電話番号　10 0 5 5 － 9 2 0 － 2 2 0 3

営業しようとする建設業　8 8　土 2 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　1

変更前　3 5 10 15 20 25 30

（ 1．一般 / 2．特定 ）

許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「１」を、特定は「２」を記入する。

当該営業所で現在営業している建設業について、一般は「１」を、特定は「２」を記入する。
新規申請の場合は記入しない。

記載上の注意（別紙二（１））

1　太線の枠内には記入しないこと。

2　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。

3　8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4　8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、p70に記載のコード表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
　「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
5　8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、４により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 のように記入すること。
6　8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

（参考）更新申請の場合

別紙二(2)	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	営業所一覧表(更新)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	閲覧対象

別紙二（２）

「般・特新規+更新」、「業種追加+更新」、「般・特新規+業種追加+更新」の場合は、「別紙二（２）営業所一覧表（更新）」は使用せず、「別紙二（１）営業所一覧表（新規許可等）」を申請書に添付する。

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

事実上の所在地を記入

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	静岡建設（株） 本　　店	〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号 054-221-2507	土、建	大、と
従たる営業所	沼津営業所	〒410-0022 沼津市大岡中石田１１１０番２号 055-920-2203	土	と
従たる営業所	浜松営業所	〒430-0925 浜松市中央区寺島町12番1号 053-458-7256	―	と

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記入する。
従たる営業所がない場合は、記載不要。

更新しようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を特定と一般に区分して、略号で記入する。

記載上の注意（別紙二（２））
１　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
２　「営業しようとする建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６（p70参照）の表の（　）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三	申請書及び添付書類	申請区分 p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	証紙はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

別紙三（第二条関係）

静岡県の場合、p61 記載の所定の金額の**「静岡県収入証紙」**（収入印紙ではありません。）を貼り付けて納入する。また証紙は切り離して貼り付ける。

※一般又は特定の新規の場合は９万円（p59、60 参照）

証紙はり付け欄
（証紙は消印してはならない。）

収入証紙 10,000 円 静岡県	空き	収入証紙 10,000 円 静岡県	空き	収入証紙 10,000 円 静岡県
収入証紙 10,000 円 静岡県		収入証紙 10,000 円 静岡県		収入証紙 10,000 円 静岡県
収入証紙 10,000 円 静岡県		収入証紙 10,000 円 静岡県		収入証紙 10,000 円 静岡県

※静岡建設㈱の場合は、般・特の２つの許可区分で申請をしているため、18 万円となる。

記載上の注意（別紙三関係）

「収入印紙、証紙、登録免許税領収書又は許可手数料領収書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収書又は許可手数料領収書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 24 条の２第１項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第６条第５項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあっては、この限りでない。

県庁及び各土木事務所の最寄りの**「静岡県収入証紙」**販売所は以下のとおりです。

	名　称	場所	販売時間	電話番号
県庁	売店証紙売場	県庁本館1階	8:30～18:00	054-221-2557
下田土木事務所	伊豆食品衛生協会	下田総合庁舎2階	8:30～17:00	0558-24-2142
熱海土木事務所	熱海食品衛生協会	熱海総合庁舎1階	8:30～17:00	0557-82-9136
沼津土木事務所	沼津食品衛生協会	東部総合庁舎本館2階	8:30～17:00	055-922-1748
富士土木事務所	富士食品衛生協会	富士総合庁舎1階	8:30～17:00	0545-64-0028
静岡土木事務所	静岡総合庁舎 別館地下売店	静岡総合庁舎 別館地下売店	10:00～15:00	054-286-9292
島田土木事務所	藤枝市食品衛生協会	藤枝総合庁舎3階 中部健康福祉センター	8:30～17:00	054-643-4269
袋井土木事務所	袋井地区建設事業 協同組合	袋井市三門町 11-12 （袋井建設業協会内）	8:30～17:00	0538-44-1766
浜松土木事務所	浜松総合庁舎 10 階売店	浜松総合庁舎 10 階売店	10:00～16:00	053-454-4087※

※直通電話ではありません。お問合せの際は、「収入証紙の販売所について」とお伝えください。

別紙四	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

別紙四

営業所技術者等一覧表

技術者の氏名は、住民票の文字を使用する。

令和　4　年　4　月　1　日

P139 を参照　　P187～192 を参照

営業所の名称	専任の技術者の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分
静岡建設株式会社 本店	シズオカ　ジロウ 静岡　次郎	建－９ 大－７	３７
	シズオカ　タロウ 静岡　太郎	土－９ と－７	１３
沼津営業所	ヤマグチ　アキラ 山口　章	土－９ と－７	１３
浜松営業所	ヤマダ　ヒロシ 山田　弘	土－９ と－７	１３

申請書別紙二（１）（２）に記載した営業所の名称を記載する。

記載された営業所技術者等が有する資格等の有資格区分コードを記入す

記載された営業書技術者等が担当する業種の略号を記載し、ハイフンに続けて、工事種別コードを記入する。

記載上の注意（別紙四）

1　「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（　）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「１」・・・・・・法第７条第２号イ該当＜学歴　＋　実務経験＞

「４」・・・・・・法第７条第２号ロ該当＜実務経験＞

「７」・・・・・・法第７条第２号ハ該当＜資格証明書＞若しくは＜資格証明書　＋　実務経験＞

・特定建設業の場合

「２」・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当＜学歴 ＋ 実務経験　＋　指導監督的実務経験＞

「３」・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）＜大臣認定＞

「５」・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当＜実務経験　＋　指導監督的実務経験＞

「６」・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）＜大臣認定＞

「８」・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当＜資格証明書　＋　指導監督的実務経験＞若しくは＜資格証明書　＋　実務経験　＋　指導監督的実務経験＞

「９」・・・・・・法第15条第２号イ該当＜資格証明書　－　１級＞

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

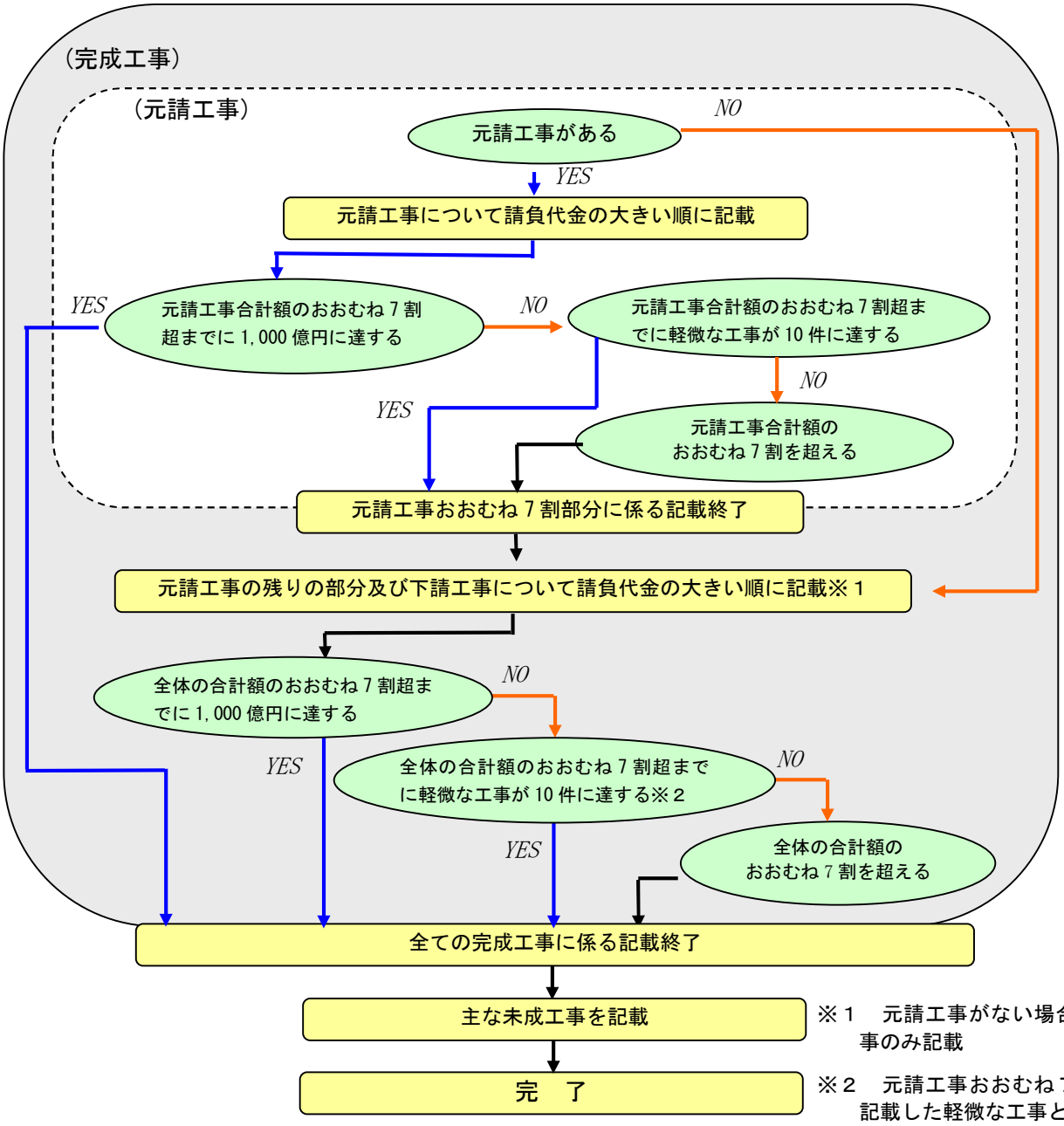
2　「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）についてp187～192記載の有資格区分コード表の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第2号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	工事経歴書	○	○	○	○	×	○	▲	▲	▲	閲覧対象

▲：更新する業種のものは省略可

工事経歴書は、経営事項審査（公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなくてはならない審査《法第 27 条の 23》）を受審する場合と受審しない場合で、作成の仕方が異なります。

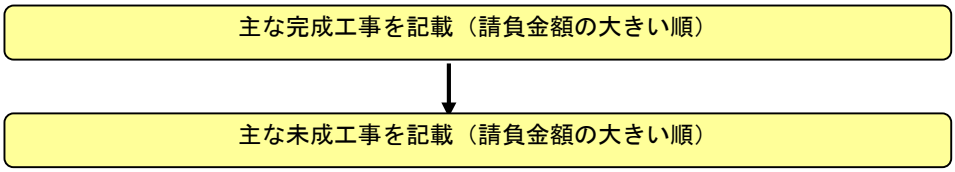
●経営事項審査を受審する場合



※１　元請工事がない場合は下請工事のみ記載

※２　元請工事おおむね 7 割部分に記載した軽微な工事と合わせ、10 件に達するか判断

●経営事項審査を受審しない場合



経営事項審査を受審する場合

ここでいう「元請工事」とは発注者から直接請け負った建設工事を、「下請工事」とは下請負人として請け負った建設工事をいいます。

1ページに収まらないときは、複数枚の用紙を使用します。

消費税課税事業者は税抜を、免税事業者は税込を選択してください。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工事経歴書

（建設工事の種類）　大　工　工事　（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額 千円	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部 千円	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
（完成工事）	実績がない場合には「実績なし」と記載する。										
○○機械㈱	元請		○○工場改修工事	愛知県豊橋市	静岡　一郎	レ		55,000 (44,724)		令和 2 年 2 月	令和 3 年 1 月
○○荘	元請		○○荘改修					9,216		令和 3 年 1 月	令和 3 年 2 月
S・O（個人）	元請		S・O邸大					6,685		令和 2 年 10 月	令和 2 年 11 月
R			大工工事	静岡県沼津市	下田　一男	レ				令和 2 年 7 月	令和 2 年 8 月
K			大工工事			レ				令和 3 年 2 月	令和 3 年 2 月
R			大工工事	静岡県袋井市	清水　俊幸	レ		3,002		令和 2 年 5 月	令和 2 年 5 月
㈱○○建設	下請		○○ホテル改修工事	静岡県静岡市	清水　俊幸	レ		17,355		令和 2 年 12 月	令和 3 年 3 月
㈱○○建設	下請		○○アパート改築に伴う大工工事	静岡県島田市	三島　利幸					令和 2 年 4 月	令和 2 年 5 月
○○工務店	下請		H・I邸改修に伴う大工工事	静岡県富士市	清水　俊幸					令和 2 年 9 月	令和 2 年 10 月
R・A（個人）	元請		R・A邸大工工事	静岡県御前崎市	下田　一男	レ		2,978		令和 2 年 12 月	令和 3 年 1 月
（未成工事）	未成工事と分かるように記載する。										
○○観光㈱	元請		○○ホテル改修工事	静岡県賀茂郡東伊豆町				54,000		令和 2 年 11 月	令和 3 年 0 月
小計							10 件	100,953 千円		うち 元請工事 76,143 千円	
合計							33 件	144,000 千円		うち 元請工事 103,450 千円	

それぞれの工事において現場に配置した自社の技術者につき、氏名及び主任技術者・監理技術者の別を記載します。
（一般建設業の許可を受けている場合は、すべて主任技術者の欄にチェックが入ります。）

土木一式工事について記載するとき、プレストレストコンクリート構造物（PC）工事が含まれるときは、「・PC」のところに○印を付したうえで、請負代金の額の右の欄にその工事金額を記載してください。
また、とび・土工・コンクリート工事について記載するときに法面処理工事が含まれるとき、及び鋼構造物工事について記載するときに鋼橋上部工事が含まれるときは、同様に上の欄に○印を付して、請負代金の額の右の欄に金額を記載してください。

元請工事について、金額の大きい順に元請工事合計額のおおむね7割を超えるところまで（例の場合、元請工事総額103,450千円の7割72,415千円を超えるところまで）記載します。
ただし、500万円未満（建築一式工事にあっては1,500万円未満）の工事にあっては1業種につき全体で10件を超えて記載する必要はありません。

上記に続けて、残りの工事（上で記載しなかった元請工事と、全ての下請工事の両方）について、金額の大きい順に完成工事高のおおむね7割を超えるところまで（例の場合、全体額144,000千円の7割100,800千円を超えるところまで）記載します。
ただし、500万円未満（建築一式工事にあっては1,500万円未満）の工事にあっては1業種につき上記元請工事と併せて全体で10件を超えて記載する必要はありません。
なお、元請工事だけで全体のおおむね7割に達したときは、この部分の記載は不要です。

進行基準で完成工事高を計上する場合は、上段に契約金額を、下段に（ ）書きで計上すべき完成工事高を記載する。

請負した工事の内容が分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載する。
個人の氏名が特定されることのないよう氏名をイニシャルで記載する。

金額に変更があった場合、変更後の金額を記載する。

左欄に実際に着工した年月を、右欄に実際に完成した又は完成予定の年月を記入する。

工事の施工中に変更があった場合は、変更前の者を含む全ての者を記載する。

「合計」の金額は、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計金額に一致します。
（様式第3号）

元請	公共	0	元請の計 103,450
	民間	103,450	
下請		40,550	
計		144,000	

完成工事のうち、このページに記載した各工事の合計を記載します。

（上に記載されていない工事も含めて）全ての完成工事の合計を記載します。（用紙が複数枚にわたるときは、最終ページにのみ記載してください。）

・「業種追加」申請の場合、申請する業種の工事経歴書のみを作成し、提出すること。
・「法人成」申請の場合には、当該事業主の工事実績を記載し、欄外に「個人参考」を記載すること。
・「事業継承」申請の場合には、前事業主の工事実績を記載し、欄外に「前事業主参考」を記載すること。
・「法人成」、「事業継承」はいずれの場合も、申請者（新設法人又は現事業主）の工事実績を記載した用紙を添付し、決算を迎えていない場合は、「決算未到来」と記載すること。

・複数の業種で、いずれも工事実績がない場合、まとめて１枚に記載しても構いません。
・設立後、一度も決算期を迎えていない場合は、余白に「決算未到来」と記入する。 また確定していない場合は、「決算未確定」と記載する。

経営事項審査を受審しない場合

ここでいう「元請工事」とは発注者から直接請け負った建設工事を、「下請工事」とは下請負人として請け負った建設工事をいいます。

貸借対照表・損益計算書の処理方法にあわせてください。

それぞれの工事において現場に配置した自社の技術者につき、氏名及び主任技術者・監理技術者の別に記載します。(一般建設業の許可を受けている場合は、すべて主任技術者の欄にチェックが入ります。)
なお、新規の許可申請の場合には、氏名欄に「法第26条非該当」と記載します。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工事経歴書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者	監理技術者	請負代金の額 千円	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部 千円	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
（完成工事）	実績がない場合には「実績なし」と記載する。									令和　年　月	令和　年　月
○○工業㈱	元請		○○工場外構工事	静岡県浜松市				24,945		令和 2 年 7 月	令和 2 年 10 月
㈱○○建設	下請		国道○号線改良工事に伴う土工事	静岡県浜松市	東山　勇	レ		16,359	16,359	令和 2 年 8 月	令和 2 年 11 月
㈱○○工務店	下請		Y・S邸新築工事に伴う基礎工事	静岡県静岡市	四谷　義一	レ				令和 2 年 9 月	令和 2 年 10 月
㈱○○建			に伴う	静岡県湖西市	東山　勇	レ				令和 2 年 12 月	令和 3 年 2 月
㈱○○建			工事に	静岡県磐田市	東山　勇	レ		3,365		令和 3 年 2 月	令和 3 年 3 月
㈱○○工務			に伴う	静岡県浜松市	四谷　義一					令和 2 年 9 月	令和 3 年 1 月
○○工業㈱	元請		○○事務所外構工事	静岡県浜松市	中野　太郎					令和 2 年 11 月	令和 3 年 3 月
										令和　年　月	令和　年　月
（未成工事）	未成工事と分かるように記載する。									令和　年　月	令和　年　月
㈱○○建設	下請		○○ホテル改築工事に伴う基礎工事	静岡県浜松市				34,000		令和 2 年 10 月	令和 3 年 9 月
										令和　年　月	令和　年　月
										令和　年　月	令和　年　月
小計							7 件	63,819	16,359	うち元請工事 27,745	
合計							12 件	90,254	18,470	うち元請工事 28,954	

金額に変更があった場合、変更後の金額を記載する。

請負った工事の内容が分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載する。
個人の氏名が特定されることのないよう氏名をイニシャルで記載する。

左欄に実際に着工した年月を、右欄に実際に完成した又は完成予定の年月を記入する。

工事の施工中に変更があった場合は、変更前の者を含む全ての者を記載する。

完成工事のうち、このページに記載した各工事の合計を記載します。

(上に記載されていない工事も含めて)全ての完成工事の合計を記載します。

直前の事業年度における完成工事と未成工事について、主な工事をそれぞれ金額の大きい順に記載します。

なお、とび・土工・コンクリート工事について記載するときに法面処理工事が含まれるときは、「・法面処理」のところ○印を付したうえで、請負代金の額の右の欄にその工事金額を記載してください。
同様に、土木一式工事について記載するときにプレストレストコンクリート構造物(PC)工事が含まれるとき、及び鋼構造物工事について記載するときに鋼橋上部工事が含まれるときは、同様に上の欄に○印を付して、請負代金の額の右の欄に金額を記載してください。

「合計」の金額は、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計金額に一致します。
(様式第3号)

元請	公共	0	元請の計 28,954
	民間	28,954	
下請		61,300	
計		90,254	

・「業種追加」申請の場合、申請する業種の工事経歴書のみを作成し、提出すること。
・「法人成」申請の場合には、当該事業主の工事実績を記載し、欄外に「個人参考」を記載すること。
・「事業継承」申請の場合には、前事業主の工事実績を記載し、欄外に「前事業主参考」を記載すること。
・「法人成」、「事業継承」はいずれの場合も、申請者（新設法人又は現事業主）の工事実績を記載した用紙を添付し、決算を迎えていない場合は、「決算未到来」と記載すること。

・複数の業種で、いずれも工事実績がない場合、まとめて１枚に記載しても構いません。
・設立後、一度も決算期を迎えていない場合は、余白に「決算未到来」と記入する。 また確定していない場合は、「決算未確定」と記載する。

記載上の注意（様式第２号）

１　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

２　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

３　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①　元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる利益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

４　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

５　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

６　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

７　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

８　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。

９　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

例１）元請工事で７割、全体工事で７割に達した場合

＜とび･土工･コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	90,000	下①	52,000
元②	42,000	下②	45,000
元③	24,000	下③	27,500
元④	12,000	下④	22,000
元⑤	9,000	下⑤	16,500
元⑥	6,000	下⑥	14,000
元⑦	3,500	下⑦	11,000
		下⑧	10,000
		下⑨	8,500
		下⑩	7,000
		下⑪	4,500
		下⑫	3,800
		下⑬	2,800
		下⑭	2,300
		下⑮	2,000
小計	186,500	小計	228,900
		合計	415,400

元請の7割	全体の7割
130,550	290,780

工事経歴書に記載する工事	
元①	90,000
元②	42,000
下①	52,000
下②	45,000
下③	27,500
元③	24,000
下④	22,000

元請工事のおおむね7割（この場合130,550千円）に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体のおおむね7割（この場合290,780千円）に達するまで記載する。

例２）元請工事で軽微な工事が 10 件に達した場合

＜とび･土工･コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元① レ	1,590	下①	10,000
元② レ	1,580	下②	6,000
元③ レ	1,570	下③	4,500
元④ レ	1,560	下④	4,000
元⑤ レ	1,550	下⑤	3,500
元⑥ レ	1,540	下⑥	3,000
元⑦ レ	1,530	下⑦	2,500
元⑧ レ	1,520	下⑧	2,000
元⑨ レ	1,510	下⑨	1,500
元⑩ レ	1,500		
元⑪	1,490		
元⑫	1,480		
元⑬	1,470		
元⑭	1,460		
元⑮	1,450		
小計	22,800	小計	37,000
		合計	59,800

元請の7割	全体の7割
15,960	41,860

工事経歴書に記載する工事		
元①	レ	1,590
元②	レ	1,580
元③	レ	1,570
元④	レ	1,560
元⑤	レ	1,550
元⑥	レ	1,540
元⑦	レ	1,530
元⑧	レ	1,520
元⑨	レ	1,510
元⑩	レ	1,500
下①		10,000
下②		6,000

元請工事のおおむね7割（この場合15,960千円）に達するまで記載する。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載すればよい。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体のおおむね7割（この場合41,860千円）に達するまで記載する。ただし、この場合、上段で軽微な工事を10件記載しているので、下段で軽微な工事を記載する必要はない。

レ ・・・ 工事経歴書に記載する軽微な工事

例３） 全体で軽微な工事が 10 件に達した場合

＜とび･土工･コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	15,000	下①	5,100
元②	10,000	下② レ	3,600
元③	9,500	下③ レ	3,500
元④	9,000	下④ レ	3,400
元⑤ レ	4,800	下⑤ レ	3,300
元⑥ レ	3,900	下⑥ レ	3,150
元⑦ レ	3,800	下⑦	3,100
元⑧ レ	3,300	下⑧	3,000
元⑨ レ	3,200	下⑨	2,900
元⑩	3,100	下⑩	2,800
元⑪	3,000	下⑪	2,700
元⑫	2,900	下⑫	2,600
元⑬	2,800	下⑬	2,500
元⑭	2,700	下⑭	2,400
元⑮	2,600	下⑮	2,300
		下⑯	2,200
		下⑰	2,100
		下⑱	2,000
		下⑲	1,900
		下⑳	1,800
小計	79,600	小計	56,350
		合計	135,950

元請の7割
55,720

全体の7割
95,165

工事経歴書に記載する工事	
元①	15,000
元②	10,000
元③	9,500
元④	9,000
元⑤ レ	4,800
元⑥ レ	3,900
元⑦ レ	3,800
下①	5,100
下② レ	3,600
下③ レ	3,500
下④ レ	3,400
元⑧ レ	3,300
下⑤ レ	3,300
元⑨ レ	3,200
下⑥ レ	3,150

元請工事のおおむね7割（この場合55,720千円）に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体のおおむね7割（この場合95,165千円）に達するまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているので、下段では軽微な工事は7件（＝10件－3件）まで記載すればよい。

レ ・・・ 工事経歴書に記載する軽微な工事



■その他注意事項・・

1.「配置技術者」の欄に関して、未成工事については記載を要しません。

2.「請負代金の額」の欄に関して、工事進行基準の適用により請負代金の一部を当該事業年度の完成工事高に計上した工事にあっては、金額は二段書きとし、全体の請負額を上段に、完成工事高計上額を括弧書きで下段に記載します。

JV として請け負った工事にあっては、出資割合を乗じた額または分担額を記載します。

3.「工期」の欄には、着工年月、完成（予定）年月を記載します。

工事進行基準の適用により請負代金の一部を完成工事高に計上した工事にあっては、契約全体の工期について記載します。

様式第3号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	×	○	○	○	○	閲覧対象

様式第三号（第二条、第十三条

「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けようとする建設工事の種類及び既に許可を受けている建設工事の種類を記載し、ｐ７の建設工事の種類の順に記載すること。

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）／単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額 土木一式 工事	建築一式 工事	大工 工事	とび・土工 工事	その他の建設工事の施工金額	合計
第 18 期 平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	元請 公共	301,780	0	0	0	0	301,780
	元請 民間	0	0	25,823	120,100		
	下請	0	0	89,632	135,640	0	225,272
	計	301,780	0	115,455	255,740	0	672,975
第 19 期 平成 31 年 4 月 1 日から	元請 公共	219,775	0	0	5		
	元請 民間	0	0	37,800	78,555	0	116,355
	下請	0	0	43,620	73,757	21,025	138,402
	計	219,775	0	81,420	208,512	21,025	530,732
第 20 期 令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	元請 公共	284,548	0	0	0		
	元請 民間	164,750	0	103,450	28,954	0	297,154
	下請	0	0	40,550	61,300	17,016	118,866
	計	449,298	0	144,000	90,254	17,016	700,568

許可を受けない建設業の施工金額を記載する。

実績がない場合は「０」を記入する。

工事経歴書の元請の合計金額と一致する。

損益計算書の完成工事高の金額と一致する。

工事経歴書の全体の合計金額と一致する。

・「業種追加」申請の場合には、「許可に係る建設工事の施工金額」欄には業種追加する業種についてのみ記載し、既存の業種の施工金額は、「その他の建設工事の施工金額」欄に記載すること。

・「法人成」申請の場合には、当該事業主の施工金額を記載し、欄外に「個人参考」と記載すること。

・「事業継承」申請の場合には、前事業主の施工金額を記載し、欄外に「前事業主参考」と記載すること。

・「法人成」、「事業継承」は、いずれの場合も、申請者（新設法人又は現事業主）の施工金額も記載し、決算を迎えていない場合は「決算未到来」と記載すること。

・用紙が2枚以上になる場合、その他建設工事の施工金額及び合計は最終ページに記載する。

・設立後、一度も決算期を迎えていない場合は、余白に「決算未到来」と記入する。 また確定していない場合は、「決算未確定」と記載する。

・金額の記載は千円単位とし、千円未満の金額は記載しない。そのため、計・合計が一致しない場合があっても差し支えない。

記載上の注意（様式第３号）

1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第4号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	使用人数	○	○	○	○	×	○	○	○	○	閲覧対象

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

兼業部門に従事する者は除く。
法人にあっては監査役を除く。

両方に該当する場合には、主となるものにカウントする。

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	5 人	3 人	3 人	11 人
沼津営業所	2 人	3 人	2 人	7 人
浜松営業所	2 人	3 人	2 人	7 人
合計	9 人	9 人	7 人	25 人

様式第１号別紙二に記載した順に記載する。
兼業のみを営業している支店は記載しない。

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記載す

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件には満たない者の数を記載

記載上の注意（様式第４号）

１　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の２の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の３の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。

２　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

３　「その他の技術関係使用人」の欄には、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

●静岡建設㈱の従業員の構成（例）

営業所	建設業部門					兼業部門	非常勤	合計
	技術関係			事務関係	計			
	法第7条第2号イ、ロ又はハ 法第15条第2号イ　該当者		その他技術関係					
	営業所技術者等	国家資格者等						
本社	静岡　次郎 石津　隆	落合　隆志 佐藤　一美 他１名	３名	３名	11名	６名	山田　明 他１名	19名
沼津営業所	山口　章	１名	３名	２名	７名	３名	１名	11名
浜松営業所	山田　弘	１名	３名	２名	７名	２名	１名	10名
合計	４名	５名	９名	７名	25名	11名	４名	40名

※他、株主2名（鈴木　一郎、鈴木　次郎）

様式第6号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

法第８条各号をよく読み該当する項目がないか十分確認し、誓約してください。

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

「法定代理人」とは、未成年者が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいう。未成年者が建設業の営業を行う場合には、法定代理人を選任しなければならない。

申請者／~~譲受人~~／~~合併存続法人~~／~~分割承継法人~~、申請者／~~譲受人~~／~~合併存続法人~~／~~分割承継法人~~の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において該当のない部分は抹消すること。（通常の申請であれば申請者のみ残し、他３つは抹消、認可申請の場合は内容に応じて抹消する。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和　４　年　　４月　　１日

申請者／~~譲受人~~／~~合併存続法人~~／~~分割承継法人~~　**静岡市葵区追手町９番６号**

静岡建設株式会社

代表取締役　静岡　太郎

該当のない部分は抹消すること。

法第８条に該当する事実があるにもかかわらず、本用紙に宣誓した後に、照会により欠格要件に該当していた場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。

~~地方整備局長~~

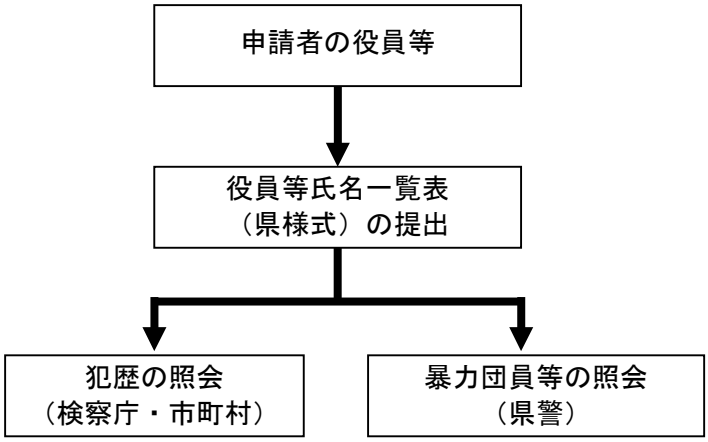
~~北海道開発局長~~

静岡県知事　　殿

記載上の注意（様式第６号）

申請者／譲受人／合併存続法人／分割承継法人「申請者　譲受人　合併存続法人　分割承継法人」、「地方整備局長　北海道開発局長　知事」については、不要のものを消すこと。

※平成 27 年４月１日より全件照会しています。



社会保険

様式第７号の３	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	健康保険等の加入状況☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

（静岡建設㈱の記載例　健康保険組合に加入している場合）

令和２年 10 月１日以降
未加入業者（適用除外を除く。）は建設業許可が取得できなくなりました。

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

（１）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和　４　年　４　月　１　日

不要なものを消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県　知事　殿

静岡市葵区追手町９番６号
申請者　静岡建設　株式会社
~~届出者~~　代表取締役　静岡　太郎

許可年月日
許　可　番　号　国土交通大臣 / 知事　許可（般 / 特 － ＿＿）第＿＿＿＿＿＿号　平成＿＿年＿＿月＿＿日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	１９人（３人）	1	1	1	健康保険	○○○　○○○
					厚生年金保険	○○○　○○○
					雇用保険	×××××××××××
沼津営業所					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
浜松営業所	１０人（１人）	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人（人）				健康保険	
					厚生年金保険	
	人（人）				雇用保険	
合計	４０（４					

法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。
（　）内には、役員（非常勤含む。）又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。

営業所一覧表に記載した順に記載する。

加入は１、適用が除外される場合は２、本店等での一括加入の場合は３を記載する。
年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外として「２」を記入する。

事業所整理記号及び事業所番号等を記載
協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。
組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。
雇用保険は、労働保険番号を記入する。

一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続を行っている場合は、当該営業所について加入有「１」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載する。

記載要領

１　この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
⑥法第17条の２若しくは法第17条の３の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の３の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、　届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

(2)　①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
「申請者
この場合、「(2)」を○で囲み、　届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2　「地方整備局長　「国土交通大臣　「般
北海道開発局長　及び　については、不要のものを消すこと。
知事」、　知事」　特」

3　「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5　「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。(　)内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7　「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

8　「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所なったこととしたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、「３」を記入をすること。

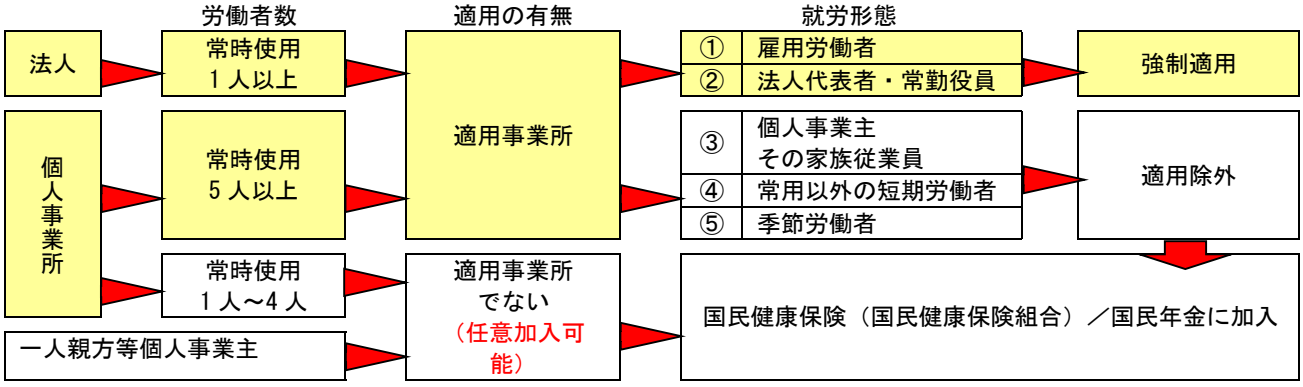
9　「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについての公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。

10　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

11　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

12　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

●健康保険及び厚生年金保険の適用について



●健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認方法【注３】

ケース	方法Ａ	方法Ｂ	方法Ｃ
１　全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合	【口座振替納付の場合】 ①**「保険料納入告知額・領収済額通知書」**の写し 【窓口納付の場合】 ②領収日付印がある**「納入告知書　納付書・領収証書」**の写し	③厚生労働省が発行する**「社会保険料納入（申請）証明書」**（３か月以内） 又は ④年金事務所長が発行する**「社会保険料納入確認書」**の原本（３か月以内）	⑤**「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」**の写し（新規適用の場合）
２　組合管掌健康保険に加入している場合　【注１】	⑥組合管掌健康保険の**「保険料の領収証書」**の写し 及び ⑦年金事務所発行の**「保険料領収証書」**の写し		
３　建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合　【注２】 例　・全国建設工事業国民健康保険組合 ・建設連合国民健康保険組合 ・中央建設国民健康保険組合 ・東京建設職能国民健康保険組合 ・東京建設業国民健康保険組合 ・東京土建国民健康保険組合 ・全国土木建築国民健康保険組合 等	⑦年金事務所発行の**「保険料領収証書」**の写し 及び ⑧建設業に係る国民健康保険組合の**「保険料領収書」**の写し	⑦年金事務所発行の**「保険料領収証書」**の写し 及び ⑨年金事務所発行の**「健康保険被保険者適用除外承認書」**の写し	⑦年金事務所発行の**「保険料領収証書」**の写し 及び ⑩建設業に係る国民健康保険組合が発行した**「加入証明書」**の原本（３か月以内）
	※個人の場合で、建設国保に加入している場合は、確認不要。		

【注１】事業所整理番号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載すること。

【注２】建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者のことです。常時５人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会管掌健康保険に事業所として加入することが健康保険法上求められていますが、年金事務所（平成 22 年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入していれば、適法に加入していることになります。

この場合、様式第７号の３の「保険加入の有無」欄については、適用除外「２」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

なお、法人の場合にあっては、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合であっても、厚生年金保険は強制適用となります。

また、建設国保と協会健保の両方に加入している場合は、協会健保について記入してください。

【注３】健康保険等新規加入等の理由により、保険料等の支払期限未到来の場合は、未到来分の領収書等の写しの提出は不要です。

●健康保険・厚生年金保険の記載方法

健康保険の加入状況	保険加入の有無				事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険		雇用保険		
上記１のケース	1	1			健康保険	事業整理記号を記載
					厚生年金保険	事業整理記号を記載
					雇用保険	
上記２のケース	1	1			健康保険	健康保険組合の名称を記載
					厚生年金保険	事業整理記号を記載
					雇用保険	
上記３のケース	2	法人	個人		健康保険	建設国保の名称を記載
		1	2		厚生年金保険	事業整理記号を記載
					雇用保険	

●雇用保険の適用について

就労形態		適用の可否
A	B以外の労働者	強制適用
B	①1 週の労働時間 20 時間未満 ②31 日以上継続雇用の予定なし ③学生、生徒等	適用除外
C	一人親方等個人事業主 法人代表者・役員	加入不可

●雇用保険の加入状況の確認方法

ケース	方法
自社で申告納付の場合	①**「労働保険概算・確定保険料申告書」**の写し 及び ②**「領収済通知書」**の写し（領収日付印があるもの） ※「領収済通知書」は領収印のないものは不可
口座振替を利用している場合	①**「労働保険概算・確定保険料申告書」**の写し 及び ③**「労働保険料等振替納付のお知らせ（はがき）」**の写し ※①に口座振替の旨、記載がある場合、①のみの提出で可。
労働保険事務組合に委託している場合	④**「労働保険料等納入通知書」**の写し 及び ⑤**「労働保険料等領収書」**の写し ※労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付 ※④に口座振替の旨、記載がある場合、④のみの提出で可。
その他	⑥労働局が発行している**「労働保険料納付証明書」**の写し

【注】雇用保険新規加入等の理由により、保険料等の支払期限未到来の場合は、未到来分の領収書等提出は不要です。

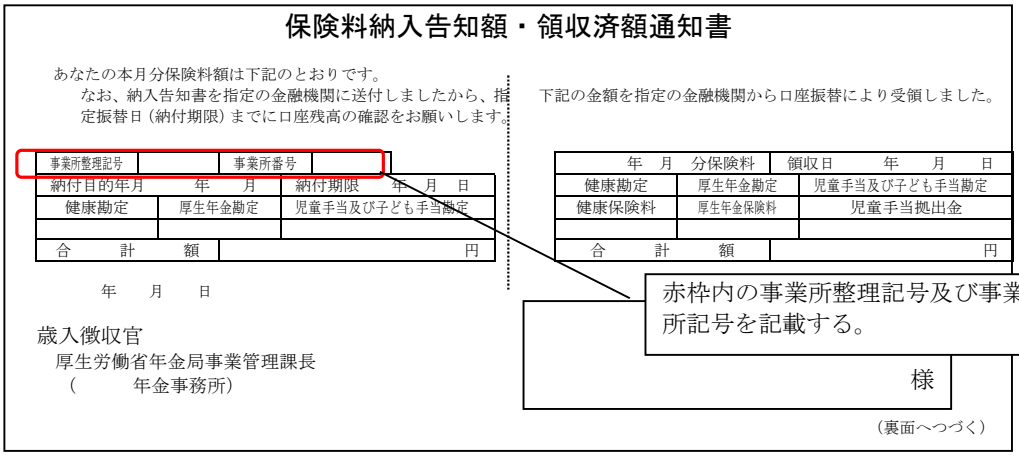
●雇用保険の記載方法

雇用保険の加入状況	保険加入の有無			事業所整理記号等	
	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
上記のいずれのケースも右欄のとおり			1	健康保険	
				厚生年金保険	
				雇用保険	労働保険番号を記載

●確認書類における事業所整理番号の記載箇所（例）

【健康保険・厚生年金】

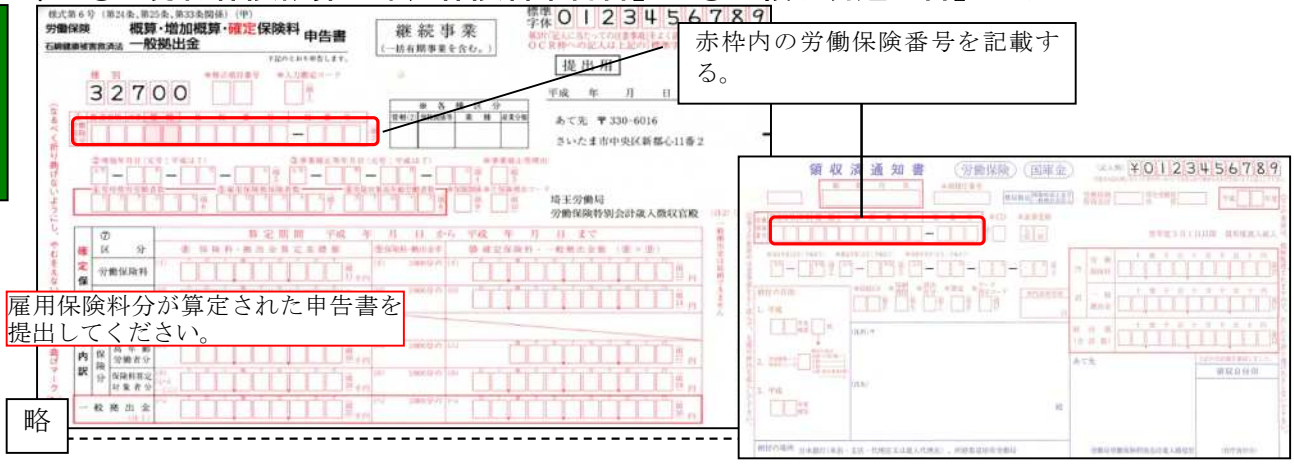
p87①「保険料納入告知額・領収済額通知書」の場合



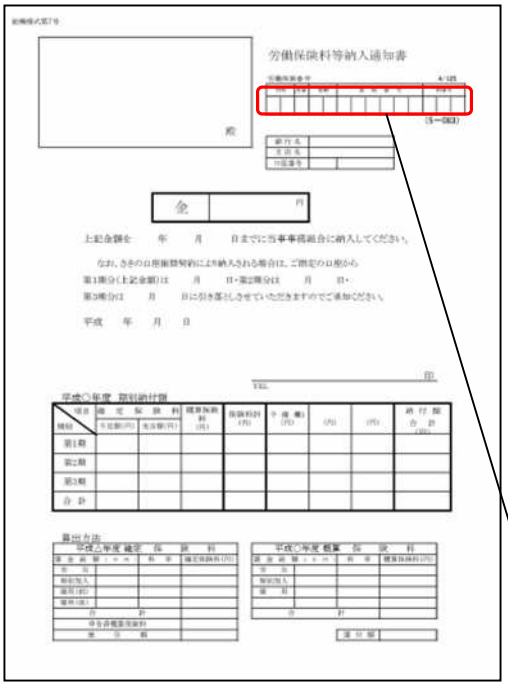
※確認書類のサンプルは一部省略箇所等があります。

【雇用保険】

p89①「労働保険概算・確定保険料申告書」＋②「領収済通知書」の場合



p88④「労働保険料等納入通知書」＋⑤「労働保険料等領収書」の場合



労働保険料等領収書

下記の金額を領収いたしました（平成　年度　期分）

取扱金融機関			
預金種目 口座番号		振替日	

契約者番号	

種別			金額（円）		
労働保険料	適用区分	末尾コード			
	一元適用事業				
	二元適用事業				
一般拠出金					
その他	会費				
	会費・手数料				
領収額計					

赤枠内の労働保険番号を記載する。【注】

【注】労働保険番号が複数ある場合は雇用保険に対する労働保険番号を書きます。

様式第 11 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建　設　業　法　施　行　令　第　３　条　に　規　定　す　る　使　用　人　の　一　覧　表

「別紙二（１）（２）」に記入した順序で記入する。

令和　４　年　４　月　１　日

フリガナを記入する。

営業所の名称	職　　名	氏（フリ）　名（ガナ）
沼津営業所	営業所長	マツモト　オサム 松本　治
浜松営業所	取締役営業所長	ヤマダ　ヒロシ 山田　弘

役員等を兼ねている場合は、「取締役○○営業所長」等と記入する。

別紙二（１）（２）に従たる営業所を記載した場合、又は個人で支配人を置いた場合に該当する営業所長、支配人等を記載する。
令第３条に規定する使用人は、当該営業所への常勤を要するため、他の営業所と兼務できない。

該当がない場合は「なし」と記載する

※建設業法施行令第3条に規定する使用人とは
建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（本店を除く。）の代表者である者が該当する。

（参考）個人の場合は、支配人も記載する。

現在事項全部証明書

静岡県静岡市葵区追手町○×△□
○○土建
会社法人番号○○○○―○○―○○○○

支配人の氏名及び住所	静岡県静岡市葵区追手町□□×× ○○　○○
商人の氏名及び住所	静岡県静岡市葵区追手町○×△□ □□　□□
支配人を置いた営業所	静岡県静岡市葵区追手町○×△□

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

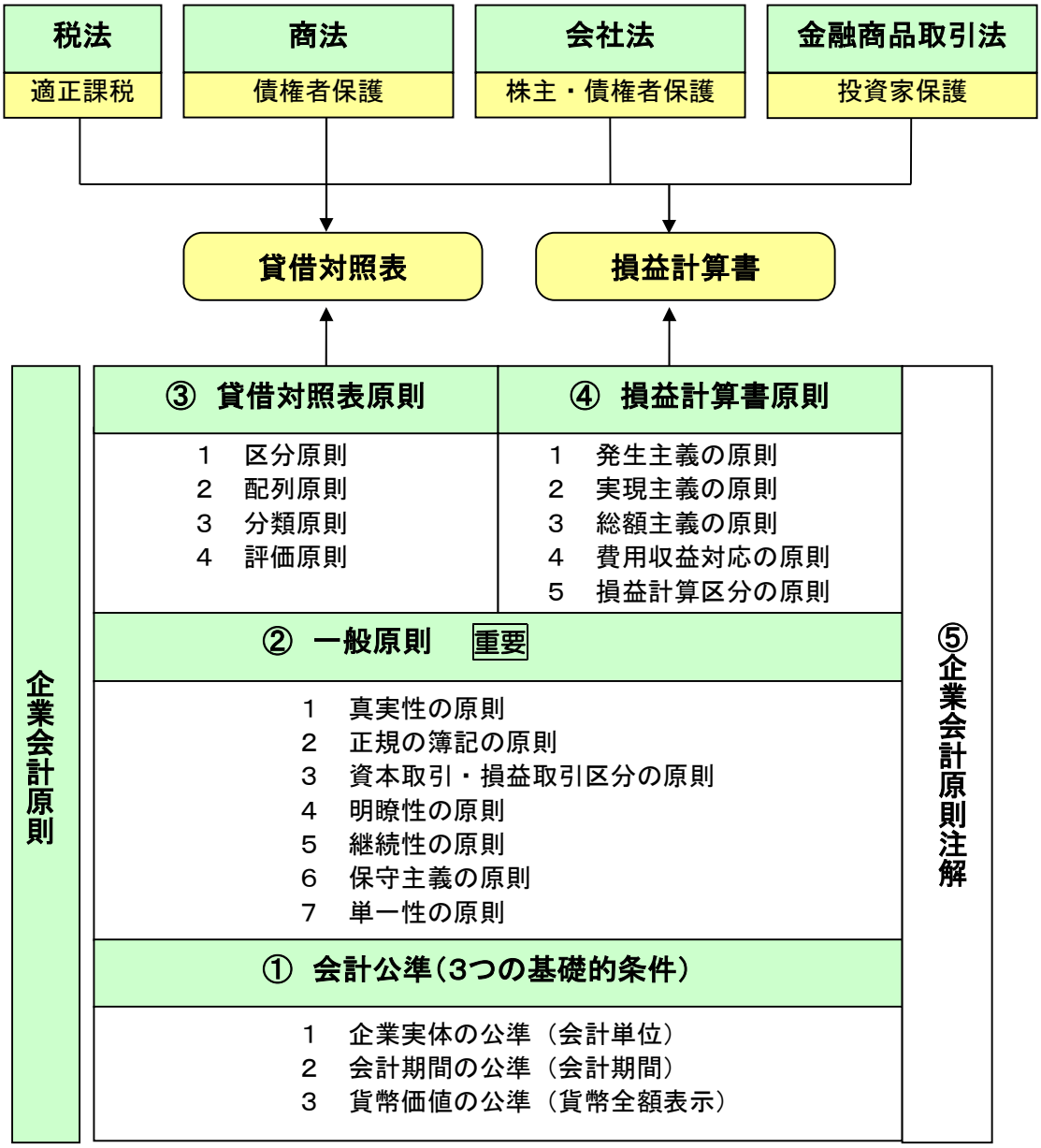
静岡地方法務局
登記官　　○○　○○○

基本コンセプト

① 会計公準

1 **企業実体の公準**：企業の所有者が株主であり、企業が独自の経済主体である。
2 **会計期間の公準**：企業は永遠に存続するものとして会計を一定期間に区分する。
3 **貨幣価値の公準**：経済事実は全て貨幣で評価する。

これらをベースに一般原則があり、加えて貸借対照表原則及び損益計算書原則が規定されている。会計が適正に行われ会計情報が適切に伝達されるよう、財務諸表について各種法律がそれぞれの目的のために規制しており、このしくみを企業会計制度という。



② 一般原則	
1 真実性の原則	企業会計は、企業の財務状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
2 正規の簿記の原則	企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。
3 資本取引・損益取引区分の原則	資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。
4 明瞭性の原則	企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
5 継続性の原則	企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。
6 保守主義の原則	企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。
7 単一性の原則	株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼し得る会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。
③ 貸借対照表原則	
1 区分原則	貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分かち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。
2 配列原則	資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。
3 分類原則	資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。
4 評価原則	貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。 資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。 有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。 繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。
④ 損益計算書原則	
1 発生主義の原則	すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。
2 実現主義の原則	未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。
3 総額主義の原則	費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
4 費用収益対応の原則	費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。
5 損益計算区分の原則	損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。

●建設業会計の特徴

●建設業は…ア　受注請負産業　イ　現場生産　ウ　工期が長い　　エ　高い外注依存度

①収益の計算基準

工事完成基準：目的物の完成・引渡しを行って初めて収益を認識する。

工事進行基準：長期の請負契約に関し、工事の進行度合に応じて収益として計上する。

②原価計算の方法

・個別原価計算　…個々の注文・工事ごとに原価を把握・集計する。

・外注費の分離

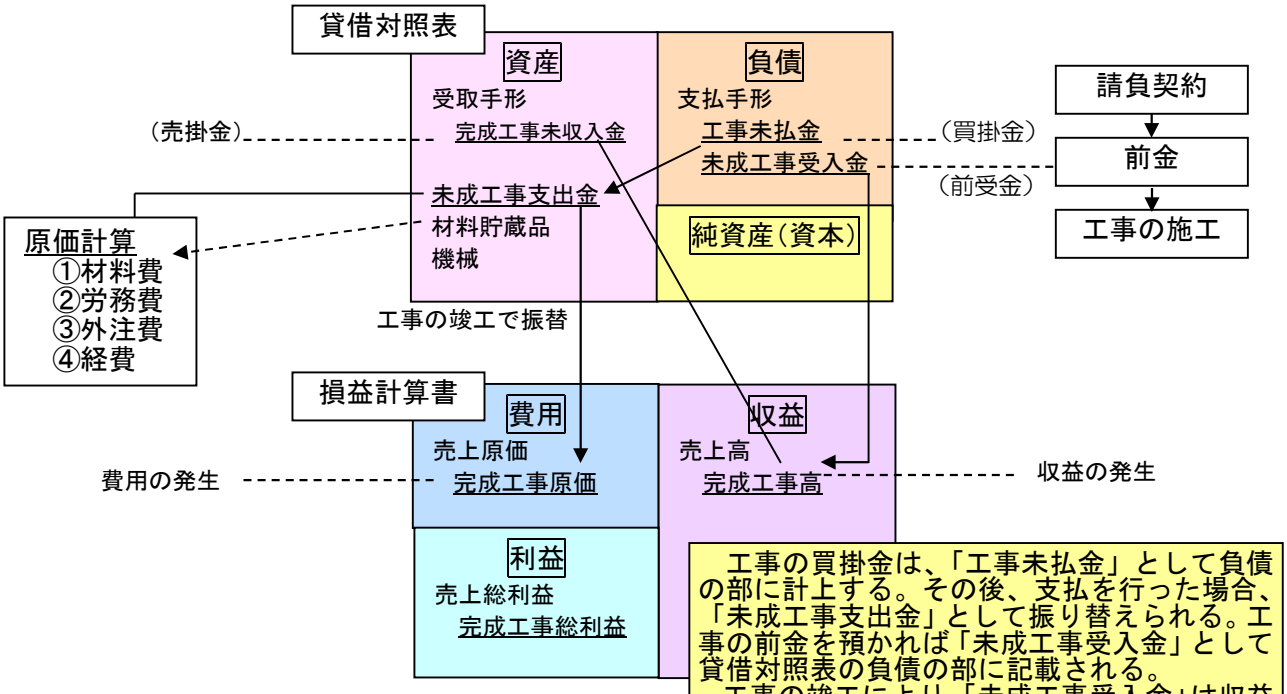
製造業の原価
①材料費
②労務費
③経費

→

建設業の原価
①材料費
②労務費
③外注費
④経費

③特有の勘定科目

損益計算書		貸借対照表	
完成工事高 収益	建設業の収益として計上する金額 工事完成基準：最終総請負高 工事進行基準：期中出来高相当額 （製造業の「売上高」に相当）	完成工事未収入金 資産	完成工事高に計上した請負金額の未収金を計上 （製造業の「売掛金」に相当）
		未成工事支出金 資産	完成引渡しを完了していない工事に対する工事費用を計上　※工事進行基準により完成工事原価に含めたものを除く。 （製造業の「仕掛金」に相当）
		工事未払金 負債	工事原価に算入すべき費用並びに材料貯蔵品の購入代金の未払額を計上
完成工事原価 費用	完成工事高として計上したものに対応する工事原価	未成工事受入金 負債	引渡しの完了していない工事の請負代金の受入高 ※工事進行基準により完成工事高を計上している場合、その完成工事高と未成工事受入金との差額を計上
		完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事にかかる瑕疵担保に対する引当額 ※平成 10 年税制改正で製品保証等引当金は５年間で段階的廃止



工事の買掛金は、「工事未払金」として負債の部に計上する。その後、支払を行った場合、「未成工事支出金」として振り替えられる。工事の前金を預かれば「未成工事受入金」として貸借対照表の負債の部に記載される。

工事の竣工により、「未成工事受入金」は収益として「完成工事高」に、「未成工事支出金」に集計された原価は「完成工事原価」に振り替られる。

竣工した工事につき売掛金がある場合は、「完成工事未収入金」に計上される。

●「財務諸表」は各法律によって示す書類が異なる。

●商法における財務諸表

商法では、第 19 条第２項において商業帳簿として会計帳簿及び貸借対照表を作成することが義務付けられている。

- 商業帳簿
  - 会計帳簿 …商人が一定の時期における営業上の財産及びその価額並びに取引その他営業上の財産に影響を及ぼすべき事項を記載する帳簿のこと
  - 貸借対照表 …商人の一定期間の時期における営業用財産の状況を、資産、負債及び純資産に分けて表示する商人の営業財産の摘要表をいう

●会社法における財務諸表

会社法では、同法第 432 条において会計帳簿の作成・保存が義務付けられ、同法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第３項において計算書類及び事業報告並びに附属明細書の作成が規定されている。

- 会計帳簿 …一定期間における会社の財産及びその価額並びに取引その他財産に影響を及ぼすべき事項を記載又は記録する帳簿
- 計算書類
  - 貸借対照表 …一定時点における企業の財政状況を明らかにする一覧表
  - 損益計算書 …一定期間に企業が獲得した利益又は被った損失を算定する過程を収益と費用を示して、計算表示するものであって、企業の経営成績を明らかにするもの
  - 株主資本等変動計算書 …決算期後決算確定時までの期中における純資産の部、特に剰余金額の変動を明らかにするもの
  - 個別注記表 …継続企業の前提に関する注記、重要な会計方針に関する注記等財務諸表作成にあたっての注記を記載
- 事業報告 …一定の事業年度中における会社又は会社及びその子会社からなる企業集団の事業の状況の概要を文章のかたちで記載した報告書
- 附属明細書 …計算書類及び事業報告の記載を補足する重要な事項の詳細を記載した文書

●建設業法における財務諸表

建設業許可を得ようとする者が法第 6 条 1 項 6 号において、すでに許可を得ている者が法第 11 条あるいは法第 27 条の 23（経営事項審査）において提出が義務付けられている財務諸表は、法人も個人もそれぞれ規則によって様式や勘定科目が定められ、国土交通大臣が勘定科目の分類について告示をしています。

許可における審査や経営規模等評価の財務諸表の作成基準は統一されていなければ、適正な審査や評価ができません。一方、法第 13 条に基づき閲覧される財務諸表もその様式や作成基準が申請者によってまちまちでは、閲覧する者の判断を誤らせるおそれがあります。

したがって、これらの理由から、財務諸表の様式の記載要領に基づき、作成するようにしてください。兼業がある場合などで様式と異なる勘定科目を設ける必要があるときは、使用しない勘定科目を二重線で消すか、あるいは （　　） で右側余白に適正な科目を表示してください。

●法人の財務諸表提出までの流れ

会社法第 435 条第２項（計算書類の作成及び保存）
　各事業年度に係る**計算書類（中略）**及び**事業報告**並びにこれらの**附属明細書**を作成しなければならない。

↓

会社計算規則(法務省令第 13 号)
　第1条　　この省令は、会社法の規定により委任された（中略）定めによること
　第146条　別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨において表示すべき事項については、（中略）適切な部又は項目に分けて表示することができる。

↓

会社法第 438 条第１項
　取締役は（中略）**計算書類及び事業報告を株主総会に提出し、又は提供をしなければならない。**
　会社法第 438 条第２項　前項の規定により（中略）定時株主総会の承認を受けなければならない。

↓

確定した決算 → 税務署

確定した決算 → **建設業法施行規則に基づいた計算書類** → **許可行政庁へ提出※**

●個人の財務諸表提出までの流れ

商法第19条　商人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
２　商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、**正確な商業帳簿**（**会計帳簿**及び**貸借対照表**をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

↓

商法施行規則第４条（通則）
　商法第19条第2項の規定により作成すべき商業帳簿については、この章（第４条～第８条）の定めるところによる。

↓

事業年度末日の決算 → 税務署

事業年度末日の決算 → **建設業法施行規則に基づいた計算書類** → **許可行政庁へ提出※**

※経営事項審査を受審する場合は税抜きとする

株式会社		株式会社以外の法人	個人
大会社	小会社		
・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第18号（貸借対照表）
・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第19号（損益計算書）
・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	・様式第17号 （株主資本等変動計算書）	
・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	
・様式第17号の3 （附属明細表）			
・事業報告書	・事業報告書		

※附属明細表…資本金の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出
※事業報告書…特例有限会社を除く株式会社のみ提出。p267記載例参照

様式第 15 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	貸借対照表（法人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

勘定科目については p193 参照

令和 ５ 年 ３ 月３１日現在

（会社名）　静岡建設株式会社

千円未満の端数の取り扱いについては p102 参照

資　産　の　部

			千円
Ⅰ　流　動　資　産			
現金預金			１６４，１０８
受取手形			８，１１５
完成工事未収入金			６８，９６４
有価証券			３０，０８７
未成工事支出金			６６，５８７
材料貯蔵品			５，０５５
短期貸付金			２，９２８
前払費用			
その他			３１，４２４
貸倒引当金			△ ４００
流動資産合計			３７６，８７２
Ⅱ　固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物	３１，９６３		
減価償却累計額	△ ２０，９２９		１１，０３３
機械・運搬具	５００，０４８		
減価償却累計額	△ ３６０，２１３		１３９，８３５
工具器具・備品	５９３		
減価償却累計額	△ ４５１		１４２
土　地			１１，０００
リース資産	６０，０００		
減価償却累計額	△ ４０，８００		１９，２００
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額			
有形固定資産合計			１８１，２１１
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			３１８
無形固定資産合計			３１８

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	８０
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	
投資その他の資産合計	８０
固定資産合計	１８１，６０９

Ⅲ 繰 延 資 産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	５５８，４８１

「負債純資産合計」の金額と一致する。

負 債 の 部

Ⅰ 流 動 負 債

支払手形	４，６２０
工事未払金	２４，２４０
短期借入金	５６，５６９
リース債務	６，５００
未払金	５，７７５
未払費用	
未払法人税等	１９１
未成工事受入金	８０，７００
預り金	５，６７７
前受収益	
引当金	
その他	
流動負債合計	１８４，２７２

Ⅱ 固 定 負 債

社債	
長期借入金	２３，４８９
リース債務	１３，０００
繰延税金負債	
引当金	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	３６，４８９
負債合計	２２０，７６１

純　資　産　の　部

Ⅰ　株　主　資　本	
(1) 資本金	４０，０００
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
(4) 利益剰余金	
利益準備金	１０，０００
その他利益剰余金	
○○準備金	
別途積立金	２００，０００
繰越利益剰余金	８７，７２０
利益剰余金合計	２９７，７２０
(5) 自己株式	
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	３３７，７２０
Ⅱ　評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
Ⅲ　新株予約権	
純資産合計	３３７，７２０
負債純資産合計	５５８，４８１

設定目的を付した科目名を記載

この金額が「自己資本額」となる。

「資産合計」の金額と一致する。

注

２　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

有価証券 60,087 千円のうち親会社株式 30,000 千円があり、資産総額の５％を超えるので別記した。有価証券の評価方法は総平均法による原価法、原材料の評価方法は先入先出法による原価法

(2)　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産･･･定率法

(3)　引当金の計上基準

法人税の規定による損金限度額以下とした

注記を脚注に記載した例
注記表　記載要領　２　参照

記載要領　様式第15号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

１　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

２　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

３　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
6　建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
　ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の５以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
7　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の５を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
8　流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
9　記載要領６及び８は、負債の部の記載に準用する。
10　「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の５以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
11　記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
12　「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
13　「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
14　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
16　「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
17　持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
18　「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
19　持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
20　その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
21　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第 16 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	損益計算書（法人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

千円未満の端数の取り扱いについては p102 参照

損　益　計　算　書

自　令和 4 年　4月　1日
至　令和 5 年　3月３１日

様式第3号の工事施工金額合計と一致すること。

（会社名）　**静岡建設株式会社**

			千円
Ⅰ	売上高		
	完成工事高	700,568	
	兼業事業売上高	93,779	794,348
Ⅱ	売上原価		
	完成工事原価	593,328	
	兼業事業売上原価	74,387	667,715
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）	107,240	
	兼業事業総利益（兼業事業総利益）	19,391	126,632
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	18,528	
	従業員給料手当	24,733	
	退職金	320	
	法定福利費	19,434	
	福利厚生費	8,947	
	修繕維持費		
	事務用品費	2,164	
	通信交通費	3,640	
	動力用水光熱費	3,320	
	調査研究費		
	広告宣伝費	2	
	貸倒引当金繰入額	1,000	
	貸倒損失		
	交際費	2,027	
	寄付金		
	地代家賃	3,685	
	減価償却費	10,567	
	開発費償却		
	租税公課	3,453	
	保険料	12,323	
	雑費	8,813	122,963
	営業利益（営業損失）		3,668
Ⅳ	営業外収益		
	受取利息及び配当金	411	
	その他	1,608	2,019
Ⅴ	営業外費用		
	支払利息	3,786	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他		3,786
	経常利益（経常損失）		1,902

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致すること。

工事現場に従事しない事務職員等の賃金、給料及び手当等

Ⅵ　特　別　利　益		
前期損益修正益		
その他		
Ⅶ　特　別　損　失		
前期損益修正損		
その他		
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		１，９０２
法人税、住民税及び事業税	７０１	
法人税等調整額		７０１
当期純利益（当期純損失）		１，２００

注

２　重要な会計方針

（4）　収益及び費用の計上基準

収益は実現主義を基準とし、完成工事高は工事完成基準を採用する。

費用は発生主義を基準とする。

（5）　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理方法

税抜処理方式

注記を脚注に記載した例
注記表　記載要領 ２ 参照

新設法人の場合で、決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来につき記載できない」と記載すること。
新設法人の場合で、決算期が到来しているが、決算が未確定のときは、余白に**「決算未確定につき記載できない」**と記載すること。ただし、法人税法第 74 条に基づき、決算期日後2か月以降は、決算を記載すること。

記載要領　様式第16号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

1　損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

6　「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の１を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

9　特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

10　特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合は、科目の記載を要しない。

11　記載要領８は「前期損益修正損」の記載に、記載要領９は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12　「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

（用紙Ａ４）

完成工事原価報告書

千円未満の端数の
取り扱いについては下記参照

自　令和　４年　４月　１日
至　令和　５年　３月３１日

（会社名）　静岡建設株式会社

工事に従事した直接雇用の作業員に対する、賃金、給与及び手当等

	千円
Ⅰ　材　料　費	９４，９９０
Ⅱ　労　務　費	
（うち労務外注費　　）	
Ⅲ　外　注　費	２８５，４３６
Ⅳ　経　　費	２１２，９０１
（うち人件費　１２８，７１４）	
完成工事原価	５９３，３２８

工事現場における管理業務に従事する技術職員等の賃金、給料及び手当等

工種・工程等の工事の完成を約する契約による支払額であって、その大部分が労務費であるものに基づく支払額は、労務費に含めて記載することができる。（※労務費もしくは外注費のいずれかの処理が可能。労務費に含めた場合には、これらの支出を区分集計した上で、労務外注費として労務費の内書表示をする。）

新設法人の場合で、決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来につき記載できない」と記載すること。

新設法人の場合で、決算期が到来しているが、決算が未確定のときは、余白に「決算未確定につき記載できない」と記載すること。ただし、法人税法第 74 条に基づき、決算期日後2か月以降は、決算を記載すること。

財務諸表における千円未満の金額表記について
・各勘定科目の金額は、千円未満切捨て（千円単位）で表記する。
・各合計金額欄は、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切捨て（千円単位）で表記する。

様式第 17 号	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	株主資本等変動計算書	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

新設法人の場合で、決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来につき記載できない」と記載すること。
新設法人の場合で、決算期が到来しているが、決算が未確定のときは、余白に「決算未確定につき記載できない」と記載すること。ただし、法人税法第 74 条に基づき、決算期日後2か月以降は、決算を記載すること。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

千円未満の端数の取り扱いについては p102 参照

株主資本等変動計算書

自　令和 4 年　4月　1日
至　令和 5 年　3月３１日

（会社名）　**静岡建設株式会社**

千円

	株主資本										評価・換算差額等					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
							別途積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	40,000					10,000	200,000	86,520	296,520		336,520						336,520
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益								1,200	1,200		1,200						1,200
自己株式の処分																	
別途積立金の積立																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計								1,200	1,200		1,200						1,200
当期末残高	40,000					10,000	200,000	87,720	297,720		337,720						337,720

当期末残高の各勘定科目の値は、貸借対照表の「純資産の部」における各勘定科目の値と一致します。

注
5　株主資本等変動計算書関係
(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数　**普通株式　800株**
(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数　**該当なし**
(3)　剰余金の配当　**該当なし**
(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数　**該当なし**

注記を脚注に記載した例
注記表　記載要領　2　参照

記載要領　様式第17号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

1　株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5　その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6　評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

7　各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

8　当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第２条第３項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

9　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

10　株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失

(2)　新株の発行又は自己株式の処分

(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(4)　自己株式の取得

(5)　自己株式の消却

(6)　企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7)　株主資本の計数の変動

①　資本金から準備金又は剰余金への振替

②　準備金から資本金又は剰余金への振替

③　剰余金から資本金又は準備金への振替

④　剰余金の内訳科目間の振替

11　剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13　新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1)　新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2)　新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14　株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
(1) 評価・換算差額等
① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
(2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第 17 号の2	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	注記表	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

枠内の項目（2、3、4、6、9、17-3、18）は、持分会社を除くすべての会社において記載が必要です。該当項目がない項目には「該当なし」と、記入すること。記入すべき内容が不明のときは、税務申告書に添付の注記表（個別注記表）の記載を参考にすること。株式譲渡制限会社は、2、3、4、6、9、17－3、18 の記載だけで可。

注　記　表

自　令和 ４ 年　４月　１日
至　令和 ５ 年　３月３１日

（会社名）　**静岡建設株式会社**

新設法人の場合で、決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来につき記載できない」と記載すること。
新設法人の場合で、決算期が到来しているが、決算が未確定のときは、余白に「決算未確定につき記載できない」と記載すること。ただし、法人税法第 74 条に基づき、決算期日後2か月以降は、決算を記載すること。

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……時価法(売却原価は移動平均法に

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金、販売用不動産…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3)　引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

③債務保証損失引当金

取引先への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状況等を勘案し、損失負担額を

計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

会計基準変更時差異（×××百万円）は、〇年にわたり均等償却している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）にわたり均等償却している。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年）にわたり、それぞれ発生の翌期から均等償却している。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(4)　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法による。

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理している。

社債発行費…社債償還期間（〇年間）にわたり均等償却している。

②ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理による。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理による。

③外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理している。

3　会計方針の変更

①　〇〇〇の評価基準及び評価方法

〇〇〇の評価基準及び評価方法は、従来、〇〇法によっていたが、当事業年度より〇〇法に変更した。この変更は、〇〇〇（変更理由を具体的に記載する）ために行ったものである。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××千円増加している。

②　〇〇〇に関する会計基準の適用

当事業年度より、「〇〇〇に関する会計基準」を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××千円増加している。

4　表示方法の変更

〇〇の表示方法の変更

〇〇の表示方法は、従来、貸借対照表上、〇〇（前事業年度×××千円）に含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より、〇〇（当事業年度×××千円）として表示している。

4－2　会計上の見積り　　該当無し

5　会計上の見積りの変更

当社が保有する備品X は、従来、耐用年数を10 年として減価償却を行ってきたが、当事業年度において、〇〇〇（変更を行うこととした理由などの変更の内容を記載する。）により、耐用年数を6年に見直し、将来にわたり変更している。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が×××千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少している。

6　誤謬（びゅう）の訂正　　該当なし

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

定期預金	×××　千円		
建　物	×××　千円		
土　地	×××　千円	計	×××　千円

②担保に係る債務の金額

短期借入金	×××　千円		
長期借入金	×××　千円	計	×××　千円

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

該当無し

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

短期金銭債権	×××　千円
長期金銭債権	×××　千円
短期金銭債務	×××　千円
長期金銭債務	×××　千円

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	×××　千円
金銭債務	×××　千円

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

流動資産(関係会社株式)　×××　千円

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額　×××　千円

8　損益計算書関係

(1)　売上高のうち関係会社に対する部分

営業取引による取引高	
売上高	×××　千円
仕入高	×××　千円
営業取引以外の取引による取引高	×××　千円

(2)　売上原価のうち関係会社からの仕入高　×××　千円

(3)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額　×××　千円

(4)　関係会社との営業取引以外の取引高　×××　千円

(5)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）　×××　千円

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　〇〇〇〇千円

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式　〇〇〇〇千円

(3)　剰余金の配当

①事業年度中に行った剰余金の配当

令和2年5月23日の定時株主総会に基づく決議

ア　配当総額	**〇〇〇〇千円**
イ　一株あたりの配当額	**〇〇円**
ウ　配当原資	**利益剰余金**
エ　基準日	**令和4年3月31日**
オ　効力発生日	**令和4年5月31日**

②事業年度の末日後に行う剰余金の配当

令和3年5月25日の定時株主総会に基づく決議

ア　配当総額	**〇〇〇〇千円**
イ　一株あたりの配当額	**〇〇円**
ウ　配当原資	**利益剰余金**
エ　基準日	**令和5年3月31日**

オ　効力発生日　　令和5年5月31日

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数　該当無し

10　税効果会計

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額である。

[発生の原因別の内訳を記載する例]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	×××　千円
投資有価証券評価損	×××　千円
退職給付引当金	×××　千円
その他	×××　千円
繰延税金資産小計	×××　千円
評価性引当額	△×××　千円
繰延税金資産合計	×××　千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	×××　千円
その他	×××　千円
繰延税金負債合計	×××　千円
繰延税金資産の純額	×××　千円

11　リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

[取得原価相当額の金額等を記載した例]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建　物	×××千円	×××千円	×××千円
機械装置	×××千円	×××千円	×××千円
工具器具備品	×××千円	×××千円	×××千円
合　計	×××千円	×××千円	×××千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内　　×××　千円

1年超　　×××　千円　　合　計　　×××　千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料　　×××　千円

減価償却費相当額　　×××　千円

支払利息相当額　　×××　千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法による。

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況　　該当無し

(2)　金融商品の時価等　該当無し

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況　該当無し

(2)　賃貸等不動産の時価　該当無し

14　関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）
子会社	**Eビル**	**直接　〇〇%** **間接　〇〇%**	**建物メンテナンス**	**買掛金**	**〇〇千円**

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額　　**〇〇円**

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失　**〇〇円**

16　重要な後発事象　　**該当無し**

17　連結配当規制適用の有無　**該当無し**

17－２　収益認識関係　**該当無し**

17－３　国際最低課税額に対する法人税等　**該当無し**

18　その他　　**該当無し**

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
4－2　会計上の見積り	○	×	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2　収益認識関係	○	×	×	×
17－3　国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○･･･記載要、×･･･記載不要

2　注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6　注に掲げる事項の記載にあたつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4)　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5)　税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注４－２

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの。

(2)　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額。

(3)　(2)に掲げる項目のほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報。

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただ

し、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬（びゅう）の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注７

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注８

(1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９　事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね１割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第４項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17　会社計算規則第158条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17－２　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な原因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注２の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注17―３　法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

注18　注１から注17－２までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第 17 号の3	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	附属明細表	■	■	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

■：資本金の額が１億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　（用紙Ａ４）

記載例

附　属　明　細　表
令和　３　年　３月３１日現在

千円未満の端数の取り扱いについては p102 参照

1　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳　（単位：千円）

相　手　先	金　額
○○建設	75，454
○○省	130，000
○○県	95，000
計	300，454

滞留状況　（単位：千円）

発　生　時	完成工事未収入金
当期計上分	290，000
前期以前計上分	10，454
計	300，454

2　短期貸付金明細表　（単位：千円）

相　手　先	金　額
関係会社	6，000
○○不動産	4，000
○○組合	3，221
計	13，221

3　長期貸付金明細表　（単位：千円）

相　手　先	金　額
○○組合	15，000
関係会社	10，000
○○不動産	3，336
計	28，336

附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出する。ただし、金融商品取引法第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
①資本金の額が1億円超であるもの
②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの

※この記載例は、静岡建設㈱のものではありません。

4　関係会社貸付金明細表　（単位：千円）

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
Ａ建設	5，000	2，000	1，000	6，000	運転資金
Ｂ開発	10，000	－	－	10，000	設備資金
計	15，000	－	－	16，000	－

5　関係会社有価証券明細表

	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		(円)	(株)	(千円)	(千円)	(株)	(千円)	(株)	(千円)	(株)	(千円)	(千円)	
株式	A建設	500	50,000	25,000	25,000	10,000	5,000	−	−	40,000	20,000	20,000	子会
	B開発	50,000	300	15,000	15,000	−	−	100	5,000	200	10,000	10,000	子会
	計	−	50,300	40,000	40,000	10,000	5,000	100	5,000	40,200	30,000	30,000	

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
社債	C不動産	15,000	15,000	−	5,000	10,000	10,000	関連会社
	D興業	9,500	9,500	2,000	−	11,500	11,500	関連会社
	計	24,500	24,500	2,000	5,000	21,500	21,500	
その他の有価証券	Eビル	8,547	8,547	2,000	−	10,547	10,547	関連会社
	F工業	4,000	4,000	−	1,500	2,500	2,500	関連会社
	計	12,547	12,547	2,000	1,500	13,047	13,047	

※その他の有価証券

6　関係会社出資金明細表　　(単位：千円)

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
Eビル	7,212	−	5,000	2,212	関連会社
F工業	−	2,000	−	2,000	関連会社
計	7,212	2,000	5,000	4,212	

7　短期借入金明細表　　(単位：千円)

借入先	金　額	返済期日	摘　要	
			使途	担保
A銀行	3,000	令和2年11月31日	運転	土地
B銀行	1,698	令和2年10月31日	設備	土地
C信託銀行	1,000	令和2年9月30日	運転	有価証券
計	5,698	−	−	−

8　長期借入金明細表　　(単位：千円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要		
					使途	担保	返済期限
A銀行	15,000	5,000	−	20,000	長期運転	土地	令和6年2月
B銀行	9,267	−	−	9,267	設備資金	土地	令和7年1月
関係会社	29,000	15,000	12,000	32,000	設備資金	有価証券	令和5年3月
計	53,267	20,000	12,000	61,267	−	−	−

9　関係会社借入金明細表　　(単位：千円)

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要		
					使途	担保	返済期限
G建設	21,000	−	6,000	15,000	長期運転	土地	令和3年2月
H開発	2,000	10,000	−	12,000	設備資金	なし	令和4年1月
I建設	6,000	5,000	6,000	5,000	設備資金	有価証券	令和3年3月
計	29,000	15,000	12,000	32,000	−	−	−

10　保証債務明細表　　**該当無し**

記載要領（様式第17号の３）

第１　一般的事項

１　「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。

２　「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に定める会社をいう。

３　「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。

４　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の４、５、６及び９の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

５　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第２　個別事項

１　完成工事未収入金の詳細

(1)　別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　滞留状況については、当期計上分（１年未満）及び前期以前計上分（１年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

２　短期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

３　長期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

４　関係会社貸付明細表

(1)　貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関連会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

５　関係会社有価証券明細表

(1)　貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。

(3)　社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の２により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5)　当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6)　一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の５を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の５を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7)　株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載する

こと。

6　関係会社出資金明細表

(1)　貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　出資金額の重要なものについては、出資の条件（１口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3)　本表に記載されている会社であって、第２の５の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7　短期借入金明細表

(1)　貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2)　設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3)　摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8　長期借入金明細表

(1)　貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2)　契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3)　摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後３年間における１年ごとの返済予定額を注記すること。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9　関係会社借入金明細表

(1)　貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　短期借入金については、第２の７の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第２の８の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10　保証債務明細表

(1)　注記表の３の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　注記表の３の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

様式第 18 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	貸借対照表（個人用）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

千円未満の端数の取り扱いについては p102 参照

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

令和　４　年１２月３１日現在

（商号又は名称）　**松下工業**

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		８，１７９
受取手形		
完成工事未収入金		１，８０８
有価証券		
未成工事支出金		７７３
材料貯蔵品		３９０
その他		
貸倒引当金		△　９０
流動資産合計		１１，０６０
Ⅱ　固　定　資　産		
建物・構築物		５３５
機械・運搬具		７，６７５
工具器具・備品		７０３
土地		
建設仮勘定		
破産更生債権等		１０５
その他		７４
固定資産合計		９，０９５
資産合計		２０，１５６

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債	
支払手形	
工事未払金	１，１１２
短期借入金	１４，０３８
未払金	
未成工事受入金	
預り金	４７５
引当金	７１７
その他	
流動負債合計	１６，３４４
Ⅱ　固　定　負　債	
長期借入金	
その他	
固定負債合計	
負債合計	１６，３４４

一致する。

純　資　産　の　部

期首資本金		８，２１６
事業主借勘定		１１
事業主貸勘定		△３，１８０
事業主利益	損益計算書「事業主利益」と金額が一致すること。	△１，２３５
純資産合計	この金額が「自己資本額」となる。	３，８１２
負債純資産合計		２０，１５６

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　税抜処理方式

記載要領　様式第 18 号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

1　貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

2　下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金　―　　前期末の資本合計

事業主借勘定　―　事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定　―　事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益（事業主損失）―　損益計算書の事業主利益（事業主損失）

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の 100 分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

7　記載要領６は、負債の部の記載に準用する。

8　「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。

9　注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第 19 号	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	損益計算書(個人用)	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

自　令和 3 年　1月　1日
至　令和 3 年12月31日

様式第3号の工事施工金額合計と一致すること。

（商号又は名称）　**松下工業**

千円

Ⅰ　売上高		
完成工事高	39，408	
兼業事業売上高	3，148	42，557
Ⅱ　売上原価		
完成工事原価	2，694	
（うち労務外注費　　）		
外注費	15，477	
経　費	19，677	37，849
兼業事業売上原価	2，909	2，909
完成工事総利益（完成工事総損失）	1，559	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	239	1，798
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1，320	
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
維持修繕費	176	
事務用品費		
通信交通費	163	
動力用水光熱費	102	
広告宣伝費		
交際費	336	
寄付金	90	
地代家賃		
減価償却費	337	
租税公課	178	
保険料		
雑　費	777	3，480
営業利益（営業損失）		△1，682
Ⅳ　営業外収益		
受取利息及び配当金		
その他	526	526
Ⅴ　営業外費用		
支払利息	78	
その他		78
事業主利益（事業主損失）		△1，235

千円未満の端数の取扱いについては p102 参照

工事現場に従事しない事務職員等の賃金、給料及び手当等

貸借対照表「事業主利益」と金額が一致すること。

新規開業の場合で、決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来につき記載できない」と記載すること。
新規開業の場合で、決算期が到来しているが、決算が未確定のときは、余白に「決算未確定につき記載できない」と記載すること。

記載要領　様式第 19 号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

1　損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2　「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5　建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の 10 分の 1 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
6　「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

建設業専業企業の損益計算書(勘定式)

費　用　＋　純利益（借方）		収　益（貸方）	
(No.001の原価) (No.002の原価) (No.003の原価) (No.004の原価) (No.005の原価) (No.006の原価) (No.007の原価)	①売上原価 完成工事原価 (イ)材料費 (ロ)労務費 (ハ)外注費 (ニ)経費 完成工事原価報告書へ 建設業の完成工事の原価は、貸方(右側)に計上した完成工事高に対応した上記の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の4項目に分けて個別に計算するものですから、前期繰越未成工事支出金(仕掛工事)とか、次期繰越未成工事支出金(仕掛工事)などは計上されません。	⑦売上高 完成工事高 建設業の売上の認識基準 工事完成基準 部分完成基準 工事進行基準 (実務上は法人税法第64条同法施行令129条参照)	(No.001の売上高) (No.002の売上高) (No.003の売上高) (No.004の売上高) (No.005の売上高) (No.006の売上高) (No.007の売上高)
②販売費及び一般管理費	現場作業に従事しない役職員の報酬、給与手当など 事務用品費、租税公課など	売上総利益（完成工事総利益）	
③営業外費用	支払利息、手形売却損、有価証券売却損など		
④特別損失	災害による損失、減損損失などの臨時損失 過年度減価償却不足額などの前期修正損	⑧営業外収益	受取配当金、受取利息、雑収入など
⑤法人税、住民税及び事業税	（当期利益に対応するものの他、過年度分の追徴額も計上する。）	⑨特別利益	固定資産売却益などの臨時収益 過年度償却済債権取立益などの前期損益修正益
⑥当期純利益	（税引後の当期利益）		

①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥　借方の合計金額　＝　貸方の合計金額　⑦　＋　⑧　＋　⑨

	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	定款	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	閲覧対象

◆：変更が無ければ省略可

注　意　事　項

法人設立時の定款と現在の法人の状態が異なっているとき（商号変更、住所変更、目的変更等）は、法人設立時の定款に変更事項についての議事録を添付するか、現在の法人の状態を記載してある現行定款を提出すること。

会社の権利能力は、定款に定めた目的（会社法第27条第1号又は同法第576条第1項第1号）によって制限を受けることから（民法第34条）、定款の目的欄には、以下のとおり許可を受けようとする建設業に係る建設工事の「請負（施工）」又は「業」等の文言を記載するようにしてください。

・土木工事業及び建築工事業（一式工事）の申請にあっては、「土木」及び「建築」と業種が明記されていること。
　例）「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」
　　「建築工事の請負、施工」又は「建築工事業」

・専門工事にあっては、下記アからウの目安のとおり記載されていること。

ア　一級土木施工管理技士により取得できる業種（土、と、石、鋼、舗、しゆ、塗、水、解）にあっては、土木工事業と同様の目的で可（「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」）。

イ　一級建築施工管理技士により取得できる業種（建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解）にあっては、建築工事業の同様の目的で可（「建築工事の請負、施工」又は「建築工事業」）。

ウ　電、管、機、通、園、井、消、清の各工事については、それぞれ目的に明記されていること。
　例）「電気工事の請負、施工」又は「電気工事業」
　　「消防施設工事の請負、施工」又は「消防施設工事業」

・目的欄の「前各号に付帯する一切の事業」の文言のみでは、申請業種と合致した目的と確認できない。

会社の設立は、内に対しては、会社のルールを定める「定款」の作成と、外に対しては、公示するための「商業登記簿」の申請と、両方が済んで、初めて、目に見えない会社が存在することになります。

■「定款」とは	■「商業登記簿」（登記簿謄本）とは
①一言でいうと？ ＝「会社の憲法」「会社のルールブック」	①一言でいうと？ ＝「会社の住民票」
②保管する場所は？ ＝会社に備置して保管する。	②保管する場所は？ ＝法務局で備置される。
③何を記載するの？ ＝会社組織としてのあらゆる根本ルール	③何を記載するの？ ＝定款や会社の重要情報のうち、法で定められた部分を記載。
④いつ作成するの？ ＝会社設立時に公証役場で公証人の認証を経て作成	④いつ作成するの？ ＝公証役場で認証を受けた定款や議事録、申請書を用意して登記を申請する。 （登記申請した日＝会社が設立する日）
⑤誰が閲覧するもの？ ＝法で定められた、会社の株主や利害関係者が閲覧可能	⑤誰が閲覧するもの？ ＝手数料（印紙代）さえ払えば、「誰でも閲覧」（公示）可能（コピーがもらえる）。
⑥改定するには？ ＝株主総会の決議が必要。議事録も同時に必要。改定には公証人の認証は不要。	⑥改定するには？ ＝公示の内容に変更がある毎に、法務局で変更の申請をする。

様式第 20 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	営業の沿革	○	○	◆	◆	○	◆	○	○	○	閲覧対象

（新規の場合）

様式第二十号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和３８年　１月１８日	静岡建設株式会社　設立（資本金　１０，０００千円）
	昭和５６年１２月　１日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成１４年　４月　１日	資本金の増資３０，０００千円（資本金　４０，０００千円）
建設業の登録及び許可の状況		なし
賞罰	年　月　日	なし
	年　月　日	

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

営業所の新設、移転、廃止等について年月日を記載する。

創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

賞罰欄は、５年以内の行政処分についても記載する（更新も同じ。）。
公共入札等に係る指名停止処分については記載不要。
該当がなければ「なし」と記載する。

「引き継ぎあり」の「法人成」（P153 参照）の場合は、「創業以後の沿革」欄において当該事業主の沿革を記載し、法人成をした旨の沿革を記載する。また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において当該事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。
「事業継承」の場合は、「創業以後の沿革」欄において前事業主の沿革を記載し、事業継承をした旨の沿革を記載する。また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において前事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。

（更新のケースとして例示）

様式第二十号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和３８年　１月１８日	静岡建設株式会社　設立（資本金　10,000千円）
	昭和５６年１２月　１日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成１４年　４月　１日	資本金の増資30,000千円（資本金　40,000千円）
建設業の登録及び許可の状況	昭和４６年１０月１５日	最初の登録　静岡県知事登録（チ）第400号　大工、とび・土工、管工事業
	昭和５１年　９月　１日	最初の許可　静岡県知事許可（般－51）第1234号　大工、とび・土工、管工事業
	昭和６１年１０月２０日	追加の許可　静岡県知事許可（特－61）第1234号 業種追加・般特新規　土木、建築工事業
	平成１５年　３月３１日	一部廃業　管工事業
	平成２２年　９月　１日	許可の一本化　静岡県知事許可（特－22）第1234号　土木、建築工事業 静岡県知事許可（般－22）第1234号　大工、とび・土工工事業
	令和　２年　９月　１日	最新の許可　静岡県知事許可（特－02）第1234号　土木、建築工事業 静岡県知事許可（般－02）第1234号　大工、とび・土工工事業
賞罰	平成３０年１１月２０日	建設業法第２８条第３項に基づく７日間の営業停止処分（H30.11.20～H30.11.26）

更新については最新の更新以外記載不要。ただし、**業種追加を伴う場合や許可の有効期間の調整、許可の失効や廃業を行った場合は、記載してください。**

記載上の注意（様式第20号）

1　「創業以後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）については記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第 20 号の2	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	所属建設業者団体	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	閲覧対象

様式第二十号の二（第四条関係）　（用紙Ａ４）

所　属　建　設　業　者　団　体

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日
一般社団法人　〇〇建設業協会	昭和４０年　４月　１日
	未加入の場合は「なし」と記入する。

「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第 27 条の 37 の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいう。

静岡県の場合は「一般社団法人静岡県建設業協会」のみ該当

記載上の注意（様式第 20 号の２）

「団体の名称」の欄は、法第 27 条の 37 に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

様式第 20 号の3	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	主要取引金融機関名	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	閲覧対象

様式第二十号の三（第四条関係）　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
（独法）住宅金融支援機構○○支店 （株）日本政策金融公庫○○支店	○○銀行　○○支店	（株）商工組合中央金庫○○支店 ○○信用金庫　○○支店	ゆうちょ銀行（○○郵便局） ○○農業協同組合　○○支店

「政府関係金融機関」の欄には、独立行政法人住宅支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。
各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載する（例　○○銀行○○支店）。

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例　○○銀行○○支店）

記載上の注意（様式第 20 号の３）

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。（例　○○銀行○○支店）

（2）申請書類（閲覧対象外） 正本1通　副本2通

様式第7号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

常勤役員等１名で経営体制を確保する場合

様式第七号（第三条関係）

常 勤 役 員 等 （ 経 営 業 務 の 管 理 責 任 者 等 ） 証

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

不要なものを消す。
(1)役員等経験 (2)執行役員経験 (3)補佐経験

経験時の役職名等を記載する。

経営業務の管理責任者としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明する欄

（１） 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ (1) ~~(2)~~ ~~(3)~~ に掲げる経験

役職名等　**代表取締役**

経験年数　**平成１６年　１月から令和４年　４月まで　満１８年　３月**

証明者と被証明者との関係　**役員**

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者または ある者とすることができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。
証明者が現在はその地位にない場合（法人の解散や個人事業の廃業等）は、肩書きを「元○○」（元事業主、元取締役　等）とすること。

令和　４　年　４月　１日

証明者　**静岡市葵区追手町９番６号　静岡建設株式会社　代表取締役　静岡　太郎**

不要なものを消す。

（２） 下記の者は、許可申請者 ~~本人の常勤の役員~~ ~~の支配人~~ で第７条第１号イ (1) ~~(2)~~ ~~(3)~~ に該当する者であることに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

許可申請者と経営業務の管理責任者との関係を選択する。該当しないものを消す。

申請者 ~~届出者~~　**静岡市葵区追手町９番６号　静岡建設株式会社　代表取締役　静岡　太郎**

代理人の記名は不可

静岡県知事　殿

法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人のうちの一人であることを証明する欄

申請又は届出の区分　項番 3　**1 7 1**　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

新規許可や法人成の場合は「1」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「3」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　**1 8**　国土交通大臣 ~~知事~~ 許可（般－ ）第　号　許可年月日　令和　年　月　日

記

姓と名の間は１カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】



氏名のフリガナ　**1 9 シ ズ**

氏名　**2 0 静 岡　太 郎**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　**S 3 8 年 0 8 月 0 6 日**

住所　**静岡市葵区追手町５－１**

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

◎【変　更　前】

住民票の文字で記載する。

氏名　**2 1**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　年　月　日

許可申請の場合は記載しない。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

・「法人成（引継ありの場合、P153 参照）」の場合は、「備考」欄において個人事業期間の営業内容、法人設立の内容等を同一記載する。
例）　平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
　　事業主として〇〇土建を自営し、
　　令和〇年〇月〇日から〇〇土建株式会社を設立し、
　　代表取締役として現在に至る。

左記の場合証明者は法人代表者で可

なお、上記以外の法人成の場合は、個人事業期間と法人事業期間に係る様式第７号をそれぞれ別に作成する。

・「事業継承（引継ありの場合、P155 参照）」の場合は、「備考」欄において前事業主を補佐した期間、前事業主の死亡（引退）に伴い事業を承継した日付を記載する。なお、前事業主と申請者の続柄を証明する戸籍謄本を必ず添付すること
例）　平成〇年〇月〇日から父（山田　太郎）に従い
　　□□建築で経営業務を補佐していたが、
　　令和〇年〇月〇日に父死亡により事業を継承し、現在に至る。

記載上の注意（様式第７号）
記載要領

1　この証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
　ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
　なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「(1)　本人　」、「(2)　の常勤の役員　」、「(3)　の支配人　」、「地方整備局長　北海道開発局長　知事」、「申請者　届出者」、「国土交通大臣　知事」及び「般　特」については、不要のものを消すこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「３．常勤役員等の更新等」・・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
　また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　「変更の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
　「許可番号」の欄の「大臣　知事」コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
　また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。
　なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0及び2 1「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
　また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

●許可申請者状況別証明者一覧

申請状況			p125 の証明者
個人営業してきた人が	① 個人として、自分が経営業務の管理責任者となり	新規申請する場合	申請者本人
	② 法人を設立し、自分が経営業務の管理責任者として	引継有の法人成の申請を行う場合	現法人代表者
		引継がない法人成の申請（＝純新規申請）を行う場合	個人時代の経歴は前事業主、法人時代の経歴は現法人代表者（証明書は別）
	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	新規申請する場合（含む変更）	個人時代の経歴を前事業主が証明
個人事業主の経営業務の補佐をしていた人が	① 個人として、自分が経営業務の管理責任者となり	新規申請する場合	前事業主（死亡等不可能な場合は理由を記載して申請者※）
	② 法人を設立し、自分が経営業務の管理責任者として		
	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	新規申請する場合（含む変更）	
法人の役員であった人が	① 個人として、自分が経営業務の管理責任者となり	新規申請する場合	役員であった法人の代表者
	② 法人を設立し、自分が経営業務の管理責任者として		
	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	新規申請する場合（含む変更）	
法人の経営業務の管理責任者に準ずる地位にあった人が	① 個人として、自分が経営業務の管理責任者となり	新規申請する場合	準ずる地位にあった法人の代表者
	② 法人を設立し、自分が経営業務の管理責任者として		
	③ 他の法人の役員となり、経営業務の管理責任者として	新規申請する場合（含む変更）	
個人事業主の更新の場合			申請者本人
法人の更新で経営業務の管理責任者に変更がない場合			法人の代表者

※死亡の場合は、除籍謄本を添付すること。

別紙	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

別紙　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

申請時の職名を記載する。
＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）＞

現住所	静岡市葵区追手町５－１		
氏名	静岡　太郎	生年月日	昭和３８年　８月　６日生
職名	代表取締役		



	期間	
職歴	自　昭和　６２年　４月　１日 至　平成　　５年　３月　３１日	静岡建設株式会社に入社し、土木工事の施工管理に従事する。
	自　平成　　５年　４月　１日 至　平成　１０年　３月　３１日	静岡建設株式会社の常勤取締役に就任し、土木工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工等の業務に従事する。
	自　平成　１６年　４月　１日 至　平成　２１年　３月　３１日	静岡建設株式会社の常勤取締役に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。
	自　平成　２１年　４月　１日 至　令和　　４年　４月　現在	静岡建設株式会社の常勤の代表取締役に就任し、土木一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。

職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴は全て記載すること。
従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載する。
他の会社を兼務している場合は兼務先も合わせて記載し、それぞれ常勤又は非常勤の別を明記する。
出向の場合は出向元及び出向先がわかるように記載する。

賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４年　　４月　　１日　　氏名　静岡　太郎

記載上の注意（様式第７号別紙）
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

「賞罰」の欄に具体的な記載がなく、照会により行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱います。　〔ガイドライ

※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから５年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

様式第7号の2	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

常勤役員等１名＋補佐する者で経営体制を確保する場合

（第一面）常勤役員等の証明

ロ（１）該当の場合　①建設業の役員経験

様式第七号の二（第三条関係）

0 0 0 0 0 2

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

経験時の役職名等を記載する。

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ｛(1) ~~(2)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

常勤役員等としての経験を有することを証明する欄

役職名等　**常務取締役**

経験年数　**令和　元年　９月から令和　４年　４月まで　満２年７月**

建設業の常勤役員等としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

証明者と被証明者との関係　**役員**

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者またはある者とすることができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。

令和　４　年　４月　１日

証明者　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

（２）を消す。

（２）　下記の者は、許可申請者｛~~本人~~ の常勤の役員 ~~の支配人~~｝で第７条第１号ロ｛(1) ~~(2)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

許可申請者と常勤役員等との関係を選択する。該当しないものを消す。

静岡県知事　殿

申請者 ~~届出者~~　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

代理人の記名は不可

申請又は届出の区分　項番 3　1 7 **1**　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規許可や法人成の場合は「1」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「3」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　1 8 ［　］［　］　国土交通大臣／知事　許可（般－［　］）第［　］［　］［　］［　］［　］号　許可年月日　令和［　］［　］年［　］［　］月［　］［　］日

（コード　事業　記）

姓と名の間は１カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9 イ ワ

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 0 磐 田 ［　］ 吾 郎 ［　］［　］［　］［　］［　］　生年月日　**S 4 6 年 0 6 月 1 1 日**

住所　**静岡市駿河区有明町２－20**

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

◎【変　更　前】

住民票の文字で記載する。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1 ［　］［　］［　］［　］［　］［　］［　］［　］［　］［　］　生年月日　［　］［　］［　］年［　］［　］月［　］［　］日

許可申請の場合は記載しない。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人のうちの一人であることを証明する欄

②建設業の役員等に次ぐ職制上の地位の経験

様式第七号の二（第三条関係）　（用紙Ａ４）　0 0 0 0 2

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

経験時の役職名等を記載する。

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ｛(1) (2)｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　**総務部長**

経験年数　**平成２６年　４月から令和　元年　８月まで　満　５年**

建設業の役員等に次ぐ地位としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

証明者と被証明者との関係　**職員（管理職）**

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者または者とすることができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。

令和　４　年　４月　１日

証明者　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

不要なものを消す。

（２）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 ~~本店の支配人~~｝で第７条第１号ロ｛(1) ~~(2)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

許可申請者と常勤役員等との関係を選択する。該当しないものを消す。

静岡県知事　殿

申請者
~~届出者~~　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

代理人の記名は不可

申請又は届出の区分　項番 3　1 7 **1**　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規許可や法人成の場合は「1」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「3」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　大臣 3 / 知事　1 8　国土交通大臣 / 知事 許可（般 / 特 － 記 ）第 5 10 号　許可年月日 11 令和 年 13 月 15 日

姓と名の間は１カラム空ける。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

氏名のフリガナ　3　1 9　イ　ワ

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　3　2 0　磐　田　5　吾　郎　10　生年月日 13 **Ｓ** 14 **４** 16 **６** 年 **０** 月 18 **１** **１** 日

住所　**静岡市駿河区有明町２－20**

◎【変更前】

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

住民票の文字で記載する。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　3　2 1　5　10　生年月日 13 14 年 16 月 18 日

許可申請の場合は記載しない。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

建設業の役員等に次ぐ地位としての経験を有することを証明する欄

法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人のうちの一人であることを証明する欄

ロ（２）該当の場合　①建設業の役員経験

様式第七号の二（第三条関係）　（用紙Ａ４）　0 0 0 0 2

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

常勤役員等としての経験を有することを証明する欄

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ｛~~(1)~~ (2)｝に掲げる経験を有することを証明します。

経験時の役職名等を記載する。

役職名等　**常務取締役**

経験年数　**令和　元年　９月から令和　４年　４月まで　満２年７月**

建設業の常勤役員等としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

証明者と被証明者との関係　**役員**

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者またはある者とすることができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。

令和　４　年　４月　１日

証明者　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

（１）を消す。

法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人のうちの一人であることを証明する欄

（２）　下記の者は、許可申請者｛~~本人~~ の常勤の役員 ~~の支配人~~｝で第７条第１号ロ｛(1) ~~(2)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

許可申請者と常勤役員等との関係を選択する。該当しないものを消す。

静岡県知事　殿

申請者
届出者　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

代理人の記名は不可

申請又は届出の区分　項番 3　1 7 **1**　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規許可や法人成の場合は「１」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「３」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　3　1 8　国土交通大臣 / 知事　許可（般－　）第　5　10　号　許可年月日　令和　11　年　13　月　15　日

記

姓と名の間は１カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　3　フ ク

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 0　3　袋 井　5　八 也　10　生年月日　13 **S** 14 **4** **4** 年 16 **1** **2** 月 18 **2** **1** 日

住所　**静岡市駿河区谷田53－２**

◎【変更前】

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

住民票の文字で記載する。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1　3　5　10　生年月日　13　14　年　16　月　18　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

許可申請の場合は記載しない。

②他業種（建設業以外）の役員経験

様式第七号の二（第三条関係）　（用紙Ａ４）　0 0 0 0 2

この証明書は、被証明者一人につき証明者別に作成すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

経験時の役職名等を記載する。

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ｛~~(1)~~ (2)｝に掲げる経験を~~有する~~ことを証明します。

役職名等　**取締役**

経験年数　**平成２８年　１月から令和　元年　８月まで　満３年７月**

常勤役員等としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

証明者と被証明者との関係　**役員**

証明者が法人である場合は「役員」等と、個人である場合には「本人」等と証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

証明者は、原則として、証明をしようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主とする。ただし、解散等のために使用者がいない場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者またはある者とすることができる。この場合には解散等の登記事項証明書を添付すること。また、事業主として自営した場合には「備考」欄に「自営のため」と記載し、自己証明をすることができる。
証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称、代表者の氏名を記載し、個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称、氏名を記載すること。

令和　４　年　４月　１日

証明者　**静岡市葵区駒形通５丁目９－１**
静岡冷凍食品株式会社
代表取締役　三島　喜代子

（１）を消す。

（２）　下記の者は、許可申請者｛~~の常勤の役員~~ ~~本店支配人~~ ~~の支配人~~｝で第７条第１号ロ｛~~(1)~~ (2)｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

許可申請者と常勤役員等との関係を選択する。該当しないものを消す。

静岡県知事　殿

申請者
~~届出者~~　**静岡市葵区追手町９番６号**
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

代理人の記名は不可

申請又は届出の区分　項番 3　1 7 **1**　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規許可や法人成の場合は「1」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「3」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　1 8　国土交通大臣／知事　許可（般特－　）第　号　許可年月日　令和　年　月　日

記

姓と名の間は１カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　フ ク

氏名　2 0　袋 井　八 也

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　**S 4 4**年 **1 2**月 **2 1**日

住所　**静岡市駿河区谷田53－２**

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

◎【変更前】

住民票の文字で記載する。

氏名　2 1

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　年　月　日

許可申請の場合は記載しない。

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

Chapter 2

常勤役員等としての経験を有することを証明する欄

法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人のうちの一人であることを証明する欄

（第二面）財務管理の業務経験者

（用紙Ａ４）

（第二面）

（３）　下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和　４　年　４月　１日

代理人の記名は不可

静岡市葵区追手町９番６号
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎

静岡県知事　殿

申請者
~~届出者~~

経験時の役職名等を記載する。

役職名等　総務課長

経験年数　平成２８年　５月から令和　４年　４月まで　満５年１１月

常勤役員等としての経験を有する期間を記載する。
被証明者の経験期間が休職等によって中断している場合は、二段書きすることができる（証明者は同一であること）。

証明者と被証明者との関係　静岡建設株式会社社員

備考

「社員」や「従業員等」、証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。

申請又は届出の区分　3　2　2　1　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

新規許可や法人成の場合は「１」を、更新・業種追加及び般特新規の場合は「３」を記載すること。

変更の年月日　令和　年　月　日

大臣コード

新規許可申請の場合は記載不要。

許可番号　2　3

国土交通大臣 / 知事　許可（般－　）第　5　10　号

許可年月日　11　13　15　令和　年　月　日

記

姓と名の間は１カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白に「0」を記載する。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　3　2　4　ア　オ

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　3　2　5　葵　孝　彦　5　10

生年月日　13　14　16　18　S　5　0　年　0　3　月　1　9　日

住所　静岡市清水区蒲原5300－５

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

◎【変更前】

住民票の文字で記載する。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　3　2　6　5　10

生年月日　13　14　16　18　年　月　日

許可申請の場合は記載しない。

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

（第三面）労務管理の業務経験者　【記載方法は第二面と同じ】

（用紙Ａ４）

（第三面）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

（第四面）業務運営の業務経験者　【記載方法は第二面と同じ】

（用紙Ａ４）

（第四面）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

一人が複数の業務の補佐を行う場合であっても、第二面、第三面、第四面はそれぞれ作成が必要です。

記載要領

1　（1）の証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「⑴　本人」、「⑵　の支配人」、「の常勤の役員」、「地方整備局長　北海道開発局長　知事」、「申請者　届出者」、「国土交通大臣　知事」及び「般特」については、不要のものを消すこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「３．常勤役員等の更新等」・・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　（2）の「変更の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、（3）の「変更の年月日」の欄は、10により直前の2 2、2 7又は3 1の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、2 3「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」「知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9、2 4、2 8及び3 2「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0、2 1、2 5、2 6、2 9、3 0、3 3、及び3 4「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

10　2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合

「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」・・・・・　常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

11　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙２を作成し、提出すること。

別紙1	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

別紙一　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

申請時の職名を記載する。
＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）＞

現住所	静岡市駿河区有明町２－20		
氏名	磐田　吾郎	生年月日	昭和46年６月11日生
職名	常務取締役		



職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴は全て記載すること。
従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載する。
他の会社を兼務している場合は兼務先も併せて記載し、それぞれ常勤又は非常勤の別を明記する。
出向の場合は出向元及び出向先が分かるように記載する。

	期間	
職歴	自　平成　１０年　４月 至　平成　２０年　３月　３	
	自　平成　２０年　４月 至　平成　２６年　３月　３１日	
	自　平成　２６年　４月　１日 至　令和　元年　８月　３１日	静岡建設株式会社の総務部長に就任し、総務事務の統括及び経営業務の補佐に従事する。
	自　令和　元年　９月　１日 至　令和　４年　４月　現在	静岡建設株式会社の常勤の常務取締役に就任し、土木一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし
		必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４年　４月　１日　　氏名　磐田　吾郎

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

「賞罰」の欄に具体的な記載がなく、照会により行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱います。　〔ガイドライ

※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから５年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

別紙2	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

別紙二　（用紙Ａ４）

常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて作成する

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

申請時の職名を記載する。
＜例：○○課長＞

現住所	静岡市清水区蒲原5300－５		
氏名	葵　孝彦	生年月日	昭和５０年　３月　１９日生
職名	総務課長		



	期間	従事した職務を職務内容
職歴	自　平成　２０年　４月　１日 至　平成　２５年　３月　３１日	
	自　平成　２５年　４月　１日 至　平成　２８年　４月　３０日	
	自　平成　２８年　５月　１日 至　令和　４年　４月　現在	静岡建設株式会社の総務課長に就任し、財務管理、労務管理等の総務業務に従事する。
	自　年　月　日 至　年　月　日	

職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に必要とされる経験（財務管理、労務管理、業務運営）に関する職歴は全て記載すること。
従事した職務の内容及び職名を記載し、必要な業務経験が明らかになるように具体的に記載する。
他の会社を兼務している場合は兼務先も併せて記載し、それぞれ常勤又は非常勤の別を明記する。
出向の場合は出向元及び出向先が分かるように記載する。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４年　４月　１日　　氏名　葵　孝彦

記載要領
※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

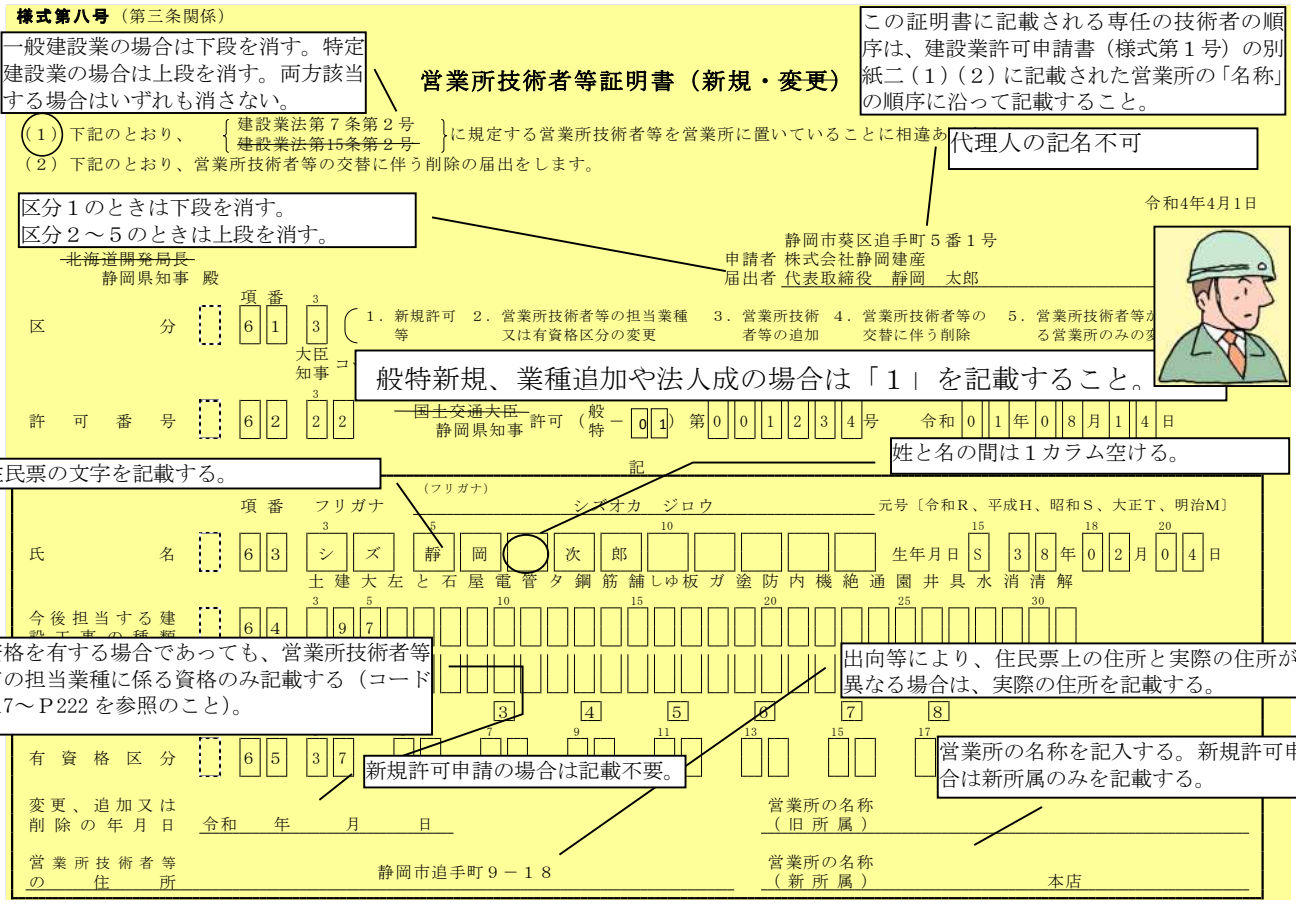
「賞罰」の欄に具体的な記載がなく、照会により行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱います。　〔ガイドライ

※賞罰とは、法令上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから５年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

・「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受けて業務を行うことをいいます。

・５年以上の建設業に関する業務経験（財務管理、労務管理、業務運営）は申請者における業務経験に限ります。他の建設業者における経験は使えません。

様式第8号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	営業所技術者等証明書（新規・変更）☆	○	○	○	○	×	○	○	○	○	閲覧対象外



注１　許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、すべて一定の資格要件を備えた営業所技術者等を置かなければならない。

同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、２業種以上の営業所技術者等を兼ねることができ、また、令第3条に規定する使用人（営業所長）を兼ねることもできる。

ただし、他の営業所の営業所技術者等を兼ねることはできない

注２　営業所技術者等には、専任性が求められるため、他社の非常勤役員等を兼任している者が営業所技術者等となる場合は、次のいずれにも該当する場合に限り認められる。

①　他に営業所技術者等となる者がいない場合

②　申請者（届出者）において以下のいずれかの方法で常勤性が確認できた場合（p180 参照）

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申請者において常勤であることが確認できた場合（2 以上事業所勤務被保険者の場合を除く。）

イ　アにより常勤性を確認できないであって、申請者及び兼務会社それぞれの役員報酬が分かる書類等により、申請者において常勤であることが判断できた場合

記載上の注意（様式第８号）

１　この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

「申請者

この場合、「（1）」を○で囲み、届出者」 の「届出者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「1」を記入すること。

（2） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

「申請者

この場合、「（1）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「2」を記入すること。

（3） 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

「申請者

この場合、「（1）」を○で囲み、 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「3」を記入すること。

（4） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなつた場合（その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記（2）又は（3）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

「申請者

この場合、「（2）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第７条第２号若しくは法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（様式第22号の３）を用いて届け出ること。

（5）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合

「申請者

この場合、「（1）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（3）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（4）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「建設業法第７条第２号 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び については、不要のものを
建設業法第15条第２号 」、 知事」、 知事」、 特」
消すこと。

「申請者

3 届出者」の欄には、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

4 □ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

「大臣

5 6 2「許可番号」の欄の 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 6 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

7 6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「４」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「１」・・・・・・・法第７条第２号イ該当

「４」・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
「７」・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
・特定建設業の場合
「２」・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
「３」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
「５」・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
「６」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
「８」・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
「９」・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「１」、「２」、「４」又は「５」を記入した場合（記載要領１（１）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となつていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8　6 5「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）についてp187～192記載の有資格区分コード表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9　「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、6 1「区分」の欄に「２」、「３」、「４」又は「５」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10　「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

●工事種類・有資格区分コード　早見表

許可	要件	法条文	営業所技術者等		備考
			今後担当する建設工事の種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	指定学科＋実務経験	7-2-イ	1	01	
	実務経験10年以上	7-2-ロ	4	02	
	国家資格・大臣認定	7-2-ハ	7	コード表	
特定	１級国家資格	15-2-イ	9	コード表	指定7業種
	大臣認定	15-2-ハ（イ同等）	3	03	指定7業種（経過措置）
	指定学科＋実務経験＋指導監督的実務経験	7-2-イ 15-2-ロ	2	01	指定7業種以外
	実務経験＋指導監督的実務経験	7-2-ロ 15-2-ロ	5	02	
	２級国家資格＋指導監督的実務経験	7-2-ハ 15-2-ロ	8	コード表（2級資格）	
	大臣認定	15-2-ハ（ロ同等）	6	04	（海外経験）

＊指定７業種：（土）（建）（電）（管）（鋼）（舗）（園）
＊コード表：p187～192参照

様式第9号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	実務経験証明書	▲	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	閲覧対象外

▲：実務経験により営業所技術者等となる場合（該当しない場合、提出を省略可）

様式第九号（第三条関係）

実　務　経　験　証　明　書

建設工事の種類のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類を記載すること。

下記の者は、 とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

「証明者」は、原則として使用者であること。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄にその理由を記載し、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができる。
「証明者」の欄は、「経営業務の管理責任者証明書」（様式第７号）の記載上の注意に準じて記載する。

令和　４年　４月　１日

静岡市葵区追手町９番６号
静岡建設株式会社
証　明　者　代表取締役　静岡　太郎

証明者の立場からみた被証明者の立場を記載する。

被証明者との関係　役　員

記

技術者の氏名	山田　弘	生年月日	昭和48年6月28日	使用された期間	Ｈ１１年１０月から
使用者の商号又は名称	静岡建設株式会社				Ｒ　４年　４月まで

「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。

職名	実務経験の内容	実務経験年数
工事係員	望月邸新築工事に伴う基礎工事施工（他１６件）	Ｈ２４年　１月からＨ２４年１２月まで
〃	他１５件）	Ｈ２５年　１月からＨ２５年１２月まで
工事係長	静波倉庫基礎工事施工（他８件）	２月まで
〃	加藤邸宅地造成に伴う土工事施工（他１９	２月まで
〃	富士川橋改修工事に伴う土工事施工（他１	２月まで
工事課長	高橋邸外構工事施工（他９件）	２月まで
〃	富士倉庫基礎工事施工（他１１件）	２月まで
〃	石津邸新築工事に伴う基礎工事施工（他８	２月まで
取締役工事部長	（有）加藤商店事務所新築に伴う基礎工事施工（他１９件）	Ｒ　２年　１月からＲ　２年１２月まで
〃	岡田邸宅地造成工事に伴う土工事施工（他１１件）	Ｒ　３年　１月からＲ　３年１２月まで
〃	県道静岡・清水線改築工事に伴う土工事施工（他１３件）	Ｒ　４年　１月からＲ　４年　３月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計　満　１０　年　２　月

実務経験の内容を具体的に記載する。

実務を経験したときの職名を記載する。

実務経験年数記載は、暦年単位だけでなく、決算期単位、工事契約期間単位で記載することも可。
（記載において単位の混在は可）
なお、期間の算定については、単位の合算により算定するものとし、工事実績の継続性は、契約書記載の日付（工事契約期間単位の場合は契約書又は注文書の契約期間の始期と終期、請求書は不可）によって確認する（確認方法は経営経験期間等の掲載方法に準ずる。なお工事契約期間は始期から終期が１年以上でも可とする。）。

「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には、「平成　年　月　日会社解散のため」、「平成　年　月　日事業主死亡のため」等と記載すること。（当該法人の閉鎖事項全部証明書、元事業主の除籍謄本を添付すること。また会社解散の場合は、原則として元役員の証明を得ること。）また、事業主本人が自身の経験について自己証明する時には、「自営のため」と記載すること。
（記入例）「平成○年○月○日　事業主死亡のため。」「平成○年○月○日　会社解散のため。」「自営のため。」

Ｒ　４年　３月
－　Ｈ２４年　１月
１０年　２月

所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載する。

暦年単位又は決算期単位で工事経歴書を作成する場合で、通年にわたって切れ目なく建設工事が続く場合には、その年（決算期）の代表的な工事の件名を記載し、その他の工事は「他○件」として、1年分を1行にまとめる（実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。）。

記載上の注意（様式第９号）

１　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに被証明者１人について、証明者別に作成すること。

２　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

３　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

４　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

●実務経験証明書の記載工事に係る確認資料について（p176参照）

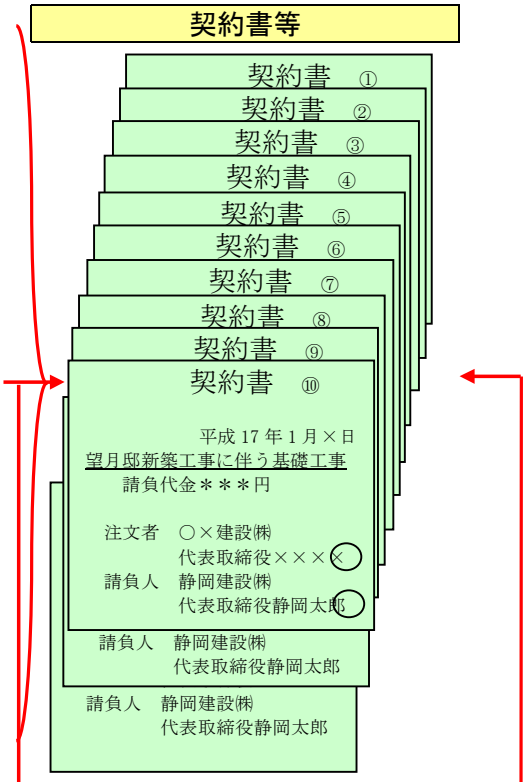
①　工事実績の確認書類（経営経験期間等の計算方法に基づき確認します。）

暦年単位又は決算期単位の場合、「実務経験の内容」欄に記載された工事名の工事に係る契約書等を提出してください。提出したそれぞれの契約書等について、工事の空白期間が１年以上ある場合は、その間に請け負った同種工事の契約書等を別途提出してください。また、工事契約期間単位の場合は工事契約書等で確認します（請求書不可）。

＜実務経験証明書＞

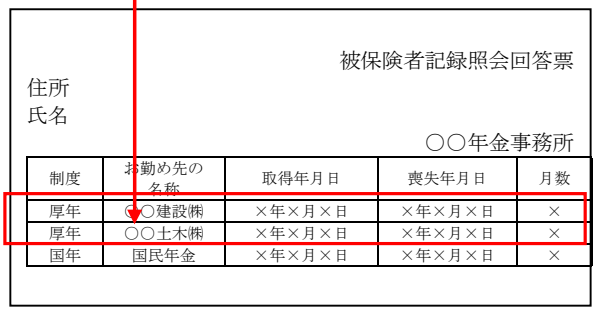
実務経験の内容	実務経験年数
①　望月邸新築工事に伴う基礎工事施工（他16件）	H24年1月からH24年12月まで
②　(有)佐藤商店改築に伴う基礎工事施工（他15件）	H25年1月からH25年12月まで
③　静波倉庫基礎工事施工（他8件）	H26年1月からH26年12月まで
④　加藤邸宅地造成に伴う土工事施工（他19件）	H27年1月からH27年12月まで
⑤　富士川橋改修工事に伴う土工事施工（他12件）	H28年1月からH28年12月まで
⑥　高橋邸外構工事施工（他9件）	H29年1月からH29年12月まで
⑦　富士倉庫基礎工事施工（他11件）	H30年1月からH30年12月まで
⑧　石津邸新築工事に伴う基礎工事施工（他8件）	H31年1月からR1年12月まで
⑨　(有)加藤商店事務所新築に伴う基礎工事施工（他19件）	R2年1月からR2年12月まで
⑩　岡田邸宅地造成工事に伴う土工事施工（他11件）	R3年1月からR3年12月まで
⑪　県道静岡・清水線改築工事に伴う土工事施工（他13件）	R4年1月からR4年3月まで
⑫　上記①から⑪の工事で空白期間１年以上ある場合は、その間の別件工事に係る契約書等により１年以上の空白期間を生まないようにする。	

＜確認資料＞



②　在籍期間の確認資料

「実務経験年数」欄に記載した実務経験期間において、被認定者が証明者の会社に在籍していたことを確認するため、「厚生年金被保険者記録照会回答票」等を提出してください（p178参照）。



被保険者記録照会回答票

住所
氏名

○○年金事務所

制度	お勤め先の名称	取得年月日	喪失年月日	月数
厚年	○○建設㈱	×年×月×日	×年×月×日	×
厚年	○○土木㈱	×年×月×日	×年×月×日	×
国年	国民年金	×年×月×日	×年×月×日	×

重要な書類（契約書等）の保存期間　商法第 19 条第 3 項→10 年　会社法第 432 条第 2 項→10 年

★実務経験証明書作成時の留意事項

１　２業種以上の実務経験証明について

実務経験で２業種以上申請する場合には、１業種ごとに10年以上の経験を必要とします。実務経験期間の重複は認められません。

２業種の実務経験証明を行うためには20年以上の裏付資料（契約書等）が必要となり、それぞれの業種について証明する期間の重複はできません。

ただし、一部の業種間については実務経験の振替えを行うことで、必要とする実務経験期間の短縮を行うことが可能です。

（平成11年5月26日建設省経建発第137号専任技術者の実務経験要件の緩和、p170参照）

また法施行前（平成28年5月末まで）のとび・土工工事業の実務経験を使用して解体工事業の許可を取得する場合、例外的に期間の重複を認めます。

２　監理技術者資格者証に基づく証明について

監理技術者資格者証で法第７条第２号及び第 15 条第２号ロの基準を満たすことを証明する場合には、実務経験証明書の提出は要しません。

その際、「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても、「資格」や「実務経験」は認められます。

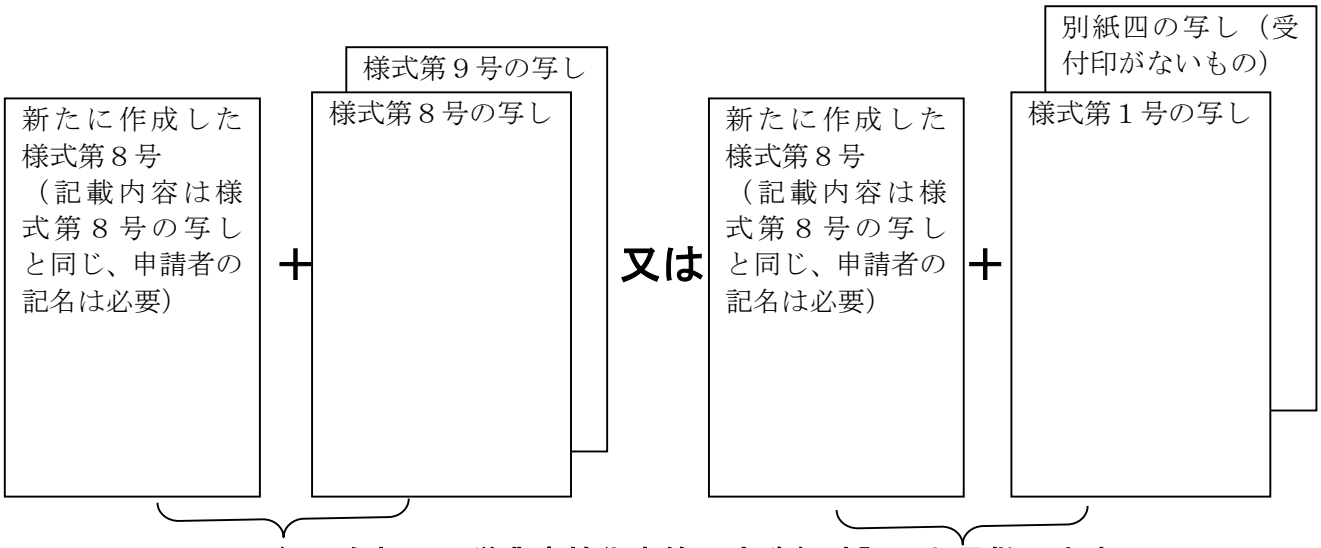
〔建設業許可事務ガイドライン〕

３　従前証明を行った実務経験証明書の取り扱いについて

従前の許可で、様式第８号及び様式第９号を提出し営業所技術者等の証明を行ったものについては、既に提出した様式第８号及び第９号の控え又は様式第１号及び別紙四（受付印がないもの）の控え若しくは別紙四（受付印があるもの）の控えの写し３部（正本１部、副本２部）を提出することで、様式第９号の作成を省略することができます。

この場合、様式第８号を新たに３部（正本１部、副本２部）作成し、既に提出した様式第８号及び様式第９号の写し又は様式第１号及び別紙四（受付印がないもの）の控え若しくは別紙四（受付印があるもの）の控えの写しを証明書類として添付することで、営業所技術者等の証明を行うことができます。

なお、従前の許可において実務経験が重複していても、その証明は有効とします。



この組み合わせで営業書技術者等の実務経験証明と見做します。



（参考）指導監督的実務経験により特定建設業の営業所技術者となる場合

様式第 10 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	指導監督的実務経験証明書	▲	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	閲覧対象外

▲：指導監督的実務経験により営業所技術者となる場合（該当しない場合、提出を省略可）

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

指 導 監 督 的 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**機械器具設置**　工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

特定建設業の許可を受ける場合にのみこの様式を使用する。
指定建設業については、１級の資格者等でないと許可要件に該当しないため、この様式を使用することはない。
建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のものを記載する。

令和　４　年　４月　１日
静岡市葵区追手町９番６号
静岡機械株式会社
証　明　者　**代表取締役　機械　太郎**

証明者の立場からみた被証明者の立場を記載する。

被証明者との関係　**役　員**

工事施工期間は重複しないこと。

記

技術者の氏名	機械　次郎	生年月日	昭和44年6月28日	使用された期間	Ｈ１６　年　１月から Ｒ　４　年　３月まで
使用者の商号又は名称	静岡機械株式会社				

発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
沼津産業（株）	54,000千円	工事課長	トンネル給排気機器設置工事の施工及び監督	Ｈ３０年　６月からＨ３１年　２月まで
静岡化学（株）	50,000千円	〃	富士工場エレベーター設置工事の施工及び監督	Ｒ　１年　５月からＲ　１年１２月まで
熱川産業（株）	48,000千円	〃	プラント設備設置工事の施工及び監督	Ｒ　２年１２月からＲ　３年　３月まで
大岡産業（株）	60,000千円	〃	富士ビルエレベーター設置工事の施工及び監督	Ｒ　３年　４月からＲ　４年　１月まで
	千円			
	千円			
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　２　年　３　月

元請負人として直接請負った契約の相手方の名称を記載する。

１件の請負代金が4,500万円（平成6年12月28日前は3,000万円、さらに昭和59年10月１日前は1,500万円）以上の元請工事を記載する（消費税を含む。）。
実務経験の内容は請負契約書をもとに具体的に記載し、請負代金の額が契約書等と一致していること。

「工事種類」、「証明者」、「被証明者との関係」、「使用された期間」、「職名」及び「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄は、実務経験証明書（様式第９号）の記載上の注意により記載すること。

各工事の期間について、始まりの月は計算しないこと。
（例）Ｈ３０．　６～Ｈ３１．　２・・・０年８か月
　　Ｒ　１．　５～Ｒ　１．１２・・・０年７か月
　　Ｒ　２．１２～Ｒ　３．　３・・・０年３か月
　　Ｒ　３．　４～Ｒ　４．　１・・・０年９か月
この各期間を積上げて合計し、２年以上となること。
p140（又はｐ141）と同様に、「実務経験の内容」欄に記載した全工事について契約書等を提出すること。
「実務経験年数」欄に記載した実務経験期間における「厚生年金被保険者記録照会回答票」等の在籍が確認できる書類を提出すること。

p176 参照

記載上の注意（様式第10号）

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が、4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄には、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した建設工事に係る経験期間を記載すること。それらの期間を合計して当該合計年数が2年以上に達するまで全ての工事名を記載すること。この場合、**様式第9号のように、その他の工事を「他〇件」としてまとめて記載することはできない。**また、経験期間が重複しているものは、二重に計算しないこと。

※監理技術者資格者証により法第15条第第2号の証明を行う場合は、p178、【注2】を参照してください。

様式第 12 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

様式第十二号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

申請者が法人の場合
個人の場合

許可申請者（~~法人の役員等~~ ~~本人~~ ~~法定代理人~~ ~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

経営業務の管理責任者は不要
（様式第７号別紙で対応）

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

住所	静岡市葵区追手町×××（出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。）		
氏名	静岡　次郎	生年月日	昭和３８年２月４日生
役名等	取締役（申請時の役名等を記載＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）・株主等＞）		

賞罰	年月日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４　年　４月　１日　　氏名　静岡　次郎

法人の場合には、「別紙一」に記入した役員等全員（経営業務の管理責任者を除く。）について作成する。個人の場合、個人事業主（法定代理人（法定代理人が法人の場合はその役員等）を含む。）について作成する。

記載上の注意（様式第12号）

1　{法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等} については、不要のものを消すこと。

2　法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3　株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

4　顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要さない。

5　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

6　様式第７号別紙又は様式第７号の２別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「賞罰」の欄に具体的な記載がなく、照会により行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取扱います。　〔ガイドライン〕

※※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから５年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

様式第 13 号	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	□	□	□	□	□	□	□	□	□	閲覧対象外

様式第十三号（第四条関係）

様式第 12 号に準じて作成すること。

様式第 12 号及び様式第 7 号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

出向等により、住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所を記載する。

住所	三島市文教町〇〇〇		
氏名	松本　治	生年月日	昭和３５年　３月　３日生
営業所名	沼津営業所		
職名	営業所長		

所属する営業所の名称を記載する。

賞罰	年月日	賞罰の内容
		な　し

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

建設業法施行令第３条に規定する使用人が不在の場合は、提出を省略できます。

上記のとおり相違ありません。

令和　４　年　　４　月　１　日　　氏名　松本　治

記載上の注意（様式第13号）

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

「賞罰」の欄に具体的な記載がなく、照会により行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取扱います。〔ガイドライン〕

※※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。刑罰は、欠格要件に該当しなくなってから５年以内の申請（届出）において記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。



様式第 14 号	申請書及び添付書類	申請区分 p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	株主(出資者)調書	○	○	×	×	◆	×	◆	◆	◆	閲覧対象外

◆：変更が無ければ省略可

様式第十四号（第四条関係）

申請者が個人の場合は添付不要。

株　　主　　（出　　資　　者）　　調　　書

株主（出資者）名	住　　所	所有株数又は出資の価額
鈴木　一郎	**沼津市大手町９９９**	**３，６００株**
鈴木　次郎	**沼津市大手町９９９**	**４００株**

株式会社、持株会社の場合、株数を記載する。

株式会社については、総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主を、またその他の法人については、出資総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者全員を記載する。

記載上の注意（様式第14号）

　この調書は、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者について記載すること。

	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	登記事項証明書(法人のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

注　意　事　項
　3か月以内のものに限ること。

会社の権利能力は、定款に定めた目的（会社法第27条第1号又は同法第576条第１項第１号）によって制限を受けることから（民法第34条）、定款の目的欄には、以下のとおり許可を受けようとする建設業に係る建設工事の「請負（施工）」又は「業」等の文言を記載するようにしてください。
・土木工事業及び建築工事業(一式工事)の申請にあっては、「土木」及び「建築」と業種が明記されていること。
　例)「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」　　「建築工事の請負、施工」又は「建築工事業」
・専門工事にあっては、下記アからウの目安のとおり記載されていること。
　ア　一級土木施工管理技士により取得できる業種(土、と、石、鋼、舗、しゆ、塗、水、解)にあっては、土木工事業と同様の目的で可(「土木工事の請負、施工」又は「土木工事業」)。
　イ　一級建築施工管理技士により取得できる業種(建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解)にあっては、建築工事業の同様の目的で可(「建築工事の請負、施工」又は「建築工事業」)。
　ウ　電、管、機、通、園、井、消、清の各工事については、それぞれ目的に明記されていること。
　　例)「電気工事の請負、施工」又は「電気工事業」
　　「消防施設工事の請負、施工」又は「消防施設工事業」
・目的欄の「前各号に付帯する一切の事業」の文言のみでは、申請業種と合致した目的と確認できない。
※許可申請においては、定款の目的欄について特に審査を行いませんが、許可後に定款の目的変更を行うようお願いします。

●登記事項証明書から申請書類への転記箇所

会社の名称

会社の住所（本店所在地）

決算公告等公開する時の掲載場所

会社の設立登記を申請した日

事業目的（会社はこの事業目的の範囲内で事業活動を行う。）

会社の発行する株式総数

既に発行している株式の総数と種類がある場合はその種類

会社の資本金額

取締役、代表取締役、監査役等の役員に関する事項が記載。就任、重任、辞任、退任、解任、死亡とその年月日が記載。代表取締役は、代表権があり、会社を代表して他社との契約ができる等の権利を持っている。そのため、自宅住所まで記載。

登記が行われた原因を記載

履歴事項全部証明書

静岡県静岡市葵区追手町９番６号
株式会社静岡建設
会社法人番号○○○○―○○―○○○○

商号	株式会社静岡建設
本店	静岡県静岡市葵区追手町９番６号
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	昭和 38 年 1 月 18 日
目的	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 建設資材の販売 4. 前各号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	1000 株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 400 株
資本金の額	金 4000 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の決議を要する。
役員に関する事項	取締役　静岡　太郎 取締役　静岡　次郎 ： 静岡市葵区追手町○○○ 代表取締役　静岡　太郎
登記記録に関する事項	設立 昭和 38 年 1 月 18 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
　令和○年○月○日
　　静岡地方法務局
　　登記官　　○○　○○○

※証明有効期間：発行日から 3 か月 p172 参照

（参考）個人の場合であって、支配人を設置する場合

	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	登記事項証明書（支配人）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	閲覧対象外

■：支配人を設置する場合のみ

現在事項全部証明書

静岡県静岡市葵区追手町〇×△□
〇〇土建
会社法人番号〇〇〇〇―〇〇―〇〇〇〇

支配人の氏名及び住所	静岡県静岡市葵区追手町□□×× 〇〇　〇〇
商人の氏名及び住所	静岡県静岡市葵区追手町〇×△□ □□　□□
支配人を置いた営業所	静岡県静岡市葵区追手町〇×△□

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

静岡地方法務局
登記官　　〇〇　〇〇〇

※証明有効期間：p172 参照

【様式第１号】
商号、営業所住所、代表取締役、資本金額、申請業種に関する事業目的の有無を照合。

【様式第 22 号の２】
商号、営業所、資本金額、役員等の変更につき、変更のあった部分の記載と照合。

【定款】
定款（及び取締役会議事録）の記載事項と謄本の記載事項が一致しているか確認する。

【様式第 20 号】
創業以後の沿革について、設立年月日、商号変更、組織変更、合併又は分割、資本金変更、営業の休止・再開等の記載事項と照合。

【様式第 14 号】
株主等の出資株式数と発行済株式総数を照合。

【別紙一】
役員等一覧表と登記事項証明書記載の役員を照合。

【経営業務の管理責任者の経営経験】
経営業務の管理責任者の経営経験の裏付として法人での役員経験で証明した場合、当該法人で必要年数の期間、役員として就任していたことを照合。

【別紙二】
支店登記がされている場合（支店登記は役員欄の下）、従たる営業所の記載を照合。

登記事項証明書の種類

① 現在事項全部証明書
　現在効力がある登記事項が記載された証明書。現在の会社の登記簿がどのような内容なのか確認できる。

② **履歴事項全部証明書**
　現在事項全部証明書の記載事項に加え、過去３年の登記の変遷がわかるデータが記載され、過去３年間の商号変更や本店移転、役員変更の経緯等が確認できる。

③ **閉鎖事項証明書**
　管轄外の本店移転や清算結了等により閉鎖された登記簿の登記事項が記載された証明書。

④ 代表者事項証明書
　会社の代表者に関する事項が記載されているもので、会社の代表権限が誰にあるか確認できる。

※許可申請に利用するものは、「履歴事項全部証明書」又は「閉鎖事項証明書」です。

（前ページと見開きで参照してください。）

	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	県税納税証明書	○	○	×	×	×	×	×	×	×	閲覧対象外

第 ○○ 号　　県 税 納 税 証 明 書

証明書の使用目的　**建設業許可申請のため**

下記のとおり相違ないことを証明します

納税者又は特別徴収義務者　　**令和　4年　4月　1日**

住　　所　**静岡市葵区追手町９番６号**

（所在地）　　静岡県　静岡　財務事務所長　**○○　○○**　印

氏　　名　**静岡建設株式会社**

（名　称）

税　目	年度	期（月）・事業年度・計算期間分	納付（納入）すべき額として確定した税額　その他の徴収金額	納付（納入）した税額　その他の徴収金額	未納の税額　その他の徴収金額	法定納期限等	備考
			円	円	円		
法人事業税		**令和　2年4月1日～令和　3年3月31日**	******1,759,000	******1,759,000	*********0	**令和2年10月31日**	
法人県民税		**令和　2年4月1日～令和　3年3月31日**	********335,300	********335,300	*********0	**令和2年10月31日**	
			以　下　余　白				

保全差押金額の決定額		その他（摘　要）	
滞納処分を受けたことがないこと			
未納の徴収金がないこと			

注（　）書の金額は、その他の徴収金額（各種加算金額、延滞金額及び滞納処分費）である。

注意事項　申請者の納税証明書（県事業税）を添付してください。（法人成、事業継承の時も必要になります。）

※証明有効期間:p172 参照

新設の場合であっても、「課税実績なし」等の文言が記載されて発行されるため、納税証明書の省略はできません。

●納税証明書の取得

納税証明書は、県内の財務事務所のどこでも交付が受けられます。以下の最寄りの財務事務所で手続してください。

事務所	所在地	電話番号
下田財務事務所　管理課	〒415-0016 下田市中 531-1 （下田総合庁舎 3 階）	0558-24-2012
熱海財務事務所　管理課	〒413-8686 熱海市水口町 13-15 （熱海総合庁舎 3 階）	0557-82-9006
沼津財務事務所　管理課	〒410-8520 沼津市高島本町 1-3 （東部総合庁舎 5 階）	055-920-2016
富士財務事務所　管理課	〒416-8544 富士市本市場 441-1 （富士総合庁舎 3 階）	0545-65-2115
静岡財務事務所　管理課	〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20 （静岡総合庁舎 3 階）	054-286-9120
藤枝財務事務所　管理課	〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋 362-1 （藤枝総合庁舎 1 階）	054-644-9121
磐田財務事務所　管理課	〒438-0086 磐田市見付 3599-4 （中遠総合庁舎 2 階）	0538-37-2214
浜松財務事務所　管理課	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1 （浜松総合庁舎 1･2 階）	053-458-7129

（３）確認書類（非閲覧）　正本分１通

県様式	申請書及び添付書類	申請区分(p60 参照)									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	役員等氏名一覧表	○	○	×	×	○	×	○	○	○	閲覧対象外

静岡県様式　　（用紙Ａ４）

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注１に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者　静岡建設株式会社　代表取締役　静岡　太郎

許可番号（般・特ー　　）第　　号

新規許可申請の場合は記載不要。

提出先　□県庁　□（　　）土木事務所

該当する提出先にレ点を付し、土木事務所の場合は機関名を記載すること。
例：（静岡）土木事務所

太枠内は記載しない。　受付欄　受付日　年　月　日　受付番号

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）

商号	静岡建設株式会社

記

	役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ　シズオカ　タロウ 静岡　太郎　男○ 女	T○H 38 年 8 月 6 日	代表取締役	浜松市中央区和合町＊＊＊
2	フリガナ　シズオカ　ジロウ 静岡　次郎　男○ 女	T○H 38 年 2 月 4 日	取締役	浜松市中央区西伊場町＊＊＊
3	フリガナ　ヤマダ　ヒロシ 山田　弘　男○ 女	T○SH 48 年 6 月 28 日	取締役 浜松営業所長	浜松市浜名区都田町□□□
4	フリガナ　ヤマダ　アキラ 山田　明　男○ 女	T○H 3 年 12 月 11 日	取締役	浜松市浜名区都田町□□□
5	フリガナ　マツモト　オサム 松本　治　男○ 女	T○H 35 年 3 月 3 日	沼津営業所長	三島市文教町○○○
6	フリガナ 男 女	TSHR 年 月 日		
7	フリガナ 男 女	TSHR 年 月 日		
8	フリガナ 男 女	TSHR 年 月 日		

役員等の本籍地を記載する。（p152「身分証明書」を参照）
なお、数字等の表記は身分証明書のとおりに記載してください。

注１　この様式は、法第７条第３号及び法第８条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
注２　申請者が法人の場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
　なお、株主等についての記載は不要です。
注３　注２に掲げる者（事業主を除く。）の変更届の際は、新たに就任した者を記載してください。
注４　訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

p26・213 参照

株主は記載不要です。

	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

登記されていないことの証明書

許可申請者（法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等）、令第３条に規定する使用人（支配人、支店長等）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第１項に規定する登記事項証明書）のことです。

なお、法人の役員等のうち株主、顧問、相談役については提出を要しません。

（交付手続き）	**窓口申請の場合　静岡地方法務局に申請してください（本局のみ）。**
	担当：戸籍課　静岡県合同庁舎２階　　電話 054－254－3555(代)
	郵送申請の場合　東京法務局後見登録課に申請してください。
	〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15　九段第２合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課 電話 03－5213－1360（ダイヤルイン） 申請用紙の「証明事項」欄には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックを入れてください。

●登記されていないことの証明書及び身分証明書の見本

【登記されていないことの証明書】

登記されていないことの証明書

①氏名	静岡　太郎
②生年月日	昭和 38 年８月６日
③住所	静岡県静岡市葵区追手町○○○

上記の者について、後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和○年○月○日
静岡法務局　登記官　　○○　○○○　　印

【身分証明書】

身分証明書

本　　籍　静岡県浜松市中央区和合町＊＊＊
本人氏名　静岡　太郎
生年月日　昭和 38 年８月６日

１　禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
２　後見の登記の通知を受けていない。
３　破産宣告又は破産手続きの開始決定の通知を受けていない。
上記のとおり証明する。

令和○年○月○日
区市町村長　　○○　○○○　　印

※証明有効期間：発行日から３か月（p172 参照）

※　成年被後見人又は被保佐人の登記がある場合で、医師の診断により建設業を適正に営むことができる者については、医師の診断書を必ず併せて提出してください。

	申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	閲覧対象外

身分証明書

許可申請者（法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等）、令第３条に規定する使用人（支配人、支店長等）が、民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第１項又は第２項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書のことです。

なお、法人の役員等のうち株主、顧問、相談役については、提出を要しません。

※　成年被後見人又は被保佐人の登記がある場合で、医師の診断により建設業を適正に営むことができる者については、医師の診断書を必ず併せて提出してください。

（交付手続）　本籍地のある市区町村（戸籍担当部署）に請求してください。

※「外国籍の者で国外に居住している者の、登記されていないことの証明書については、「公証人、公的機関等が証明した書面」をもって代えることができます。

「公証人」が証明した書面	要件に該当しないことを宣誓等した書面であって、公証人により当該書面の作成の真正や記載内容についての公証を受けている書面が該当します。 （例）外国において取得するもの：法定宣誓書（豪の例） 日本において取得するもの：駐日大使館において作成する宣誓供述書 日本の公証人役場で取得する宣誓供述書
「公的機関等」が証明した書面	日本における登記されていないことの証明書・身分証明書のように、外国政府機関等が要件に該当しないことを証明した書面が該当します。 これらの書面には、以下２つのいずれも記載されていることが必要です。 ①　成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないこと） ②　行為能力の制限を受けている者でないこと

※外国籍の者の場合、身分証明書についてはこれに代わるものがないため、当該書類の添付は要しません。

	日本国籍	外国籍	
		国内居住	国外居住
登記されていないことの証明書	○	○	○（※）
身分証明書	○	×	×

○：必要　×：不要　※：公証人、公的機関等が証明した書面で代用可

※外国籍の方にあっては、国籍確認のため別途住民票又は旅券（パスポート）の写しの提出が必要です。



９　許可番号の引継ぎについて「法人成」「事業継承」

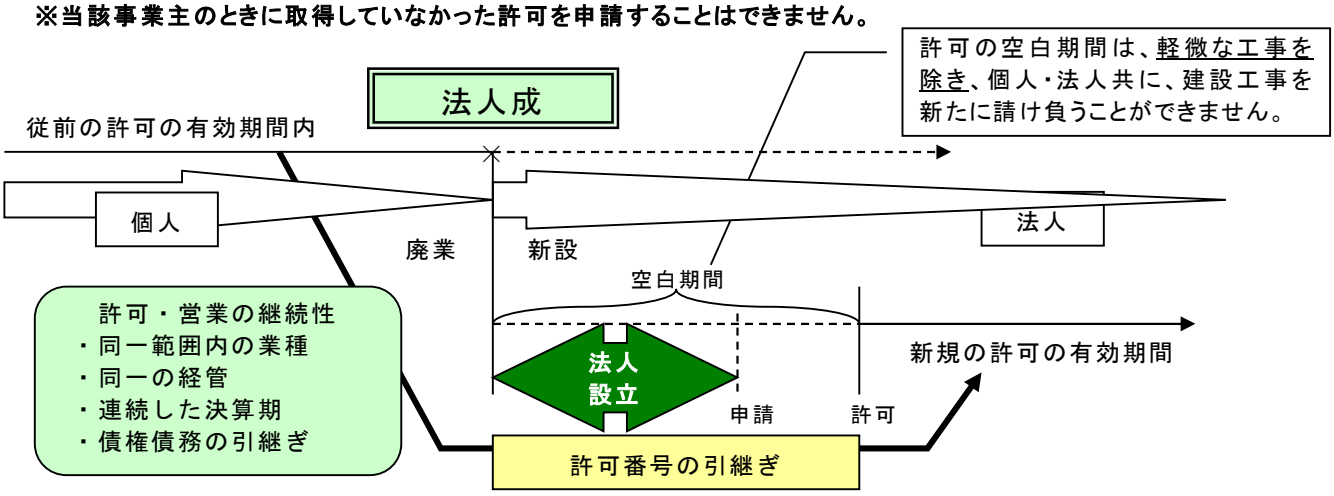
新規許可のうち、以下に該当する場合は、許可番号を引き継ぐ特例的な取り扱いを行っています。従前の許可の廃業から新しい許可まで無許可の状態となるため、十分注意してください。

（１）法人成

個人の許可業者が法人（当該事業主が常勤役員に就任している。）を設立し、法人として新たに許可申請をするもの。

申請の時期	当該事業主としての従前の許可の有効期間内（ただし、**法人設立後４か月以内**に限る。）
経営業務の管理責任者	当該事業主の許可時と経営業務の管理責任者が同一であること。 当該事業主の許可申請書の写しを必要年数分提出すること。 （許可申請書の写しの必要箇所は p173(4)⑭エと同様に取り扱います。）
財務諸表	①当該事業主の最終の貸借対照表、損益計算書 ②法人設立時の財務諸表 ③継承後、決算期が到来している場合には、直前の財務諸表
	建設工事に係る債権債務の引継ぎがあることが必要です。 （決算期が連続し、建設工事の債権債務に係る勘定科目の金額が一致していること。） ＜建設工事の債権債務に係る勘定科目＞ ①完成工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金
廃業届 開業届	①当該事業主の税務上の廃業届 ②新設法人の税務上の開業届 **③建設業法上の廃業届（法定期限内（30 日以内）に土木事務所に提出したものの写し）**
申請受付	土木事務所

※当該事業主のときに取得していなかった許可を申請することはできません。



区分	申請書記載上の注意
様式第１号	項番 05 において、当該事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「個人参考」と記載する。（p68 参照）
別紙二（1）	「営業しようとする建設業」の変更前欄において、当該事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「個人参考」と記載する。（p72 参照）
様式第２号	当該事業主の営業期間においては、当該事業主の工事経歴を記載し、欄外に「個人参考」と記載する。（p77～78 参照）
様式第３号	当該事業主の営業期間においては、当該事業主の施工金額を記載し、欄外に「個人参考」と記載する。（p82 参照）
様式第７号	「備考」において、自営期間、法人設立の内容等を記載する。（p126 参照）
財務諸表	個人最終の貸借対照表と法人設立時の貸借対照表の次の勘定科目が一致していること。 ①完成工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金（p91～97 参照）
様式第 20 号	「創業以後の沿革」において、当該事業主の沿革を記載し、法人成した旨の沿革を記載する。「建設業の登録及び許可の状況」欄において、当該事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。（p122 参照）
その他	新設法人における財産的基礎は別途確認が必要です。

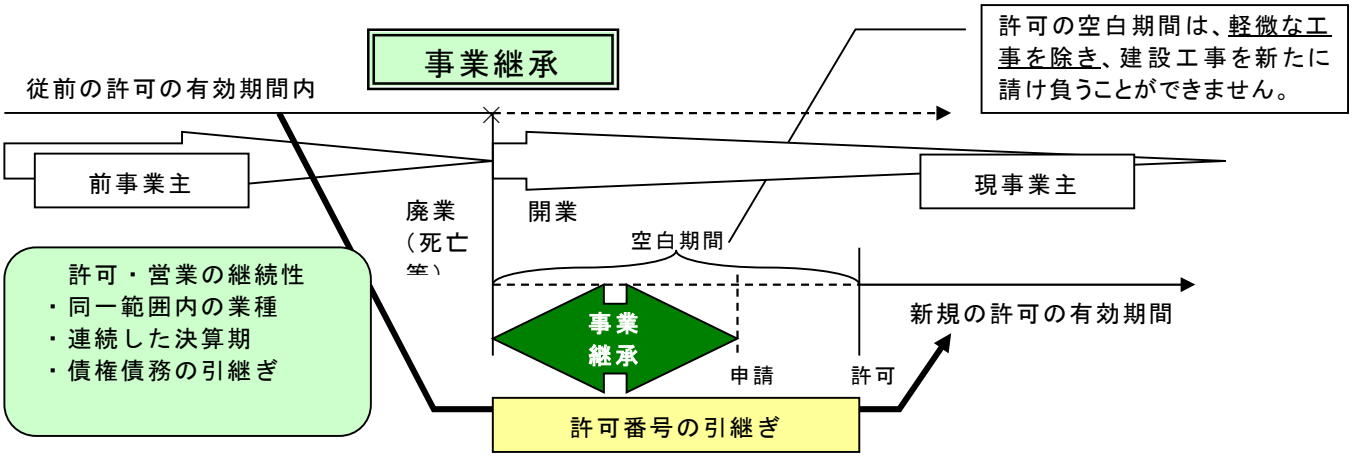
※　新規許可において法人成が認められても、経営事項審査において完成工事高の引継ぎが認められない事例があります。詳しくは建設業課にお尋ねください。

（２）事業継承

個人の許可業者が死亡又は高齢・傷病によるやむを得ない引退により補佐経験者（配偶者、子）に事業を継承し、新たに許可申請をするもの。

申請の時期	前事業主の許可の有効期限内（ただし、**事業継承後５か月以内**に限る。）
経営業務の管理責任者	①経営業務の管理責任者に準ずる地位にあり経営業務の管理責任者を補佐した経験を確認するための書類 ②戸籍謄本（本人の抄本、前事業主の除籍謄本（死亡の場合））
財務諸表	①前事業主の最終の貸借対照表、損益計算書 ②継承時の財務諸表 ③継承後、決算期が到来している場合には、直前の貸借対照表、損益計算書
	建設工事に係る債権債務の引継ぎがあることが必要です。 （決算期が連続し、建設工事の債権債務に係る勘定科目の金額が一致していること。） ＜建設工事の債権債務に係る勘定科目＞ ①完成工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金
廃業届 開業届	①前事業主の税務上の廃業届 ②新事業主の税務上の開業届 **③建設業法上の廃業届（法定期限内（30 日以内）に土木事務所に提出したものの写し）**
申請受付	建設業課

※前事業主のときに取得していなかった許可を申請することはできません。



区分	申請書記載上の注意
様式第１号	項番 05 において、前事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「前事業主参考」と記載する。（p68 参照）
別紙二（1）	「営業しようとする建設業」の変更前欄において、前事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「前事業主参考」と記載する。（p72 参照）
様式第２号	前事業主の営業期間においては、前事業主の工事経歴を記載し、欄外に「前事業主参考」と記載する。（p77～78 参照）
様式第３号	前事業主の営業期間においては、前事業主の施工金額を記載し、欄外に「前事業主参考」と記載する。（p82 参照）
様式第７号	「備考」欄において、前事業主を補佐した期間、前事業主の死亡（引退）の日付等を記載する。（p126 参照）
財務諸表	前事業主最終の貸借対照表と現事業主開業時の貸借対照表の次の勘定科目が一致していること。 ①完成工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金（p91～95 参照）
様式第 20 号	「創業以後の沿革」欄において前事業主の沿革を記載し、事業継承をした旨の沿革を記載する。「建設業の登録及び許可の状況」欄において、前事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。（p122 参照）
その他	財産的基礎の確認のため、現事業主の金融機関の融資証明書又は残高証明書が必要です。 納税証明書は、新事業主分を添付すること。

令和２年 10 月の改正建設業法施行に伴い、建設業許可の認可制度が開始されましたが、法人成及び事業継承制度は継続します。

10　事業継承及び相続に係る認可について（法第 17 条の２、３）

(1) 概要

これまで法人の合併、分割や事業譲渡（以下「合併等」という。）、あるいは個人事業における事業者死亡における相続（以下「相続」という。）においては、合併等や相続の要因となる事実が発生しないと許可申請を行うことができなかったため、合併等や相続の事実が発生してから建設業許可の取得までの間が無許可状態になるという問題が発生していました。

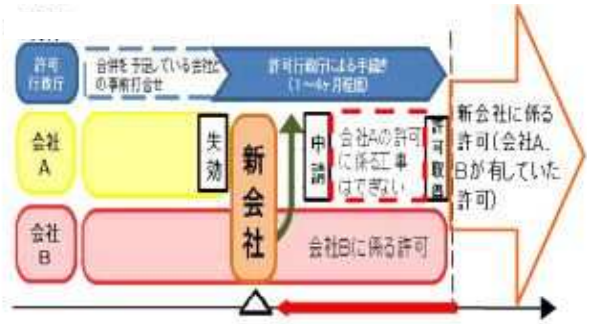
そこで、令和元年６月に改正した建設業法では、法人が合併等を行う場合、許可行政庁に許可の承継に関する認可を申請し承諾されれば、合併等の事実が発生した時点でこれまで取得していた許可を承継することにより、許可の空白期間なしに事業を行うことを可能としました。また、相続においては、事業者の死亡の後直ちに認可の手続を行うことにより、円滑に許可の承継を行うことを可能としました。

法人の合併等におけるスキーム

【建設業法改正前】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【建設業法改正後】

改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



※　個人事業においても同様のスキームになります。

なお、認可に基づき事業を承継しようとする場合、承継後の組織が許可要件を満たしていない場合（例：経営業務の管理責任者不在　等）、認可は無効になります。

(2) 要件

譲渡及び譲受け、合併、分割認可においては契約等に基づき将来合併等を行う予定であること、相続認可においては個人事業者の死亡後に後継者が事業を相続することが必要です。個人において老齢等に基づく引退は相続認可の対象となりませんが、事業譲渡認可の対象になります。

なお、合併等の場合、異業種間の許可の承継は可能ですが、許可の一部の承継（承継前に廃業したものを除く。）、同一業種で異なる許可区分の承継は認められません。

合併において承継の対象外とするケース



(3) 効果

認可を受け許可を承継した場合の効果は次のとおりです。

ア　共通

・許可番号は承継前と承継後で同一の許可番号を使用します。

・完成工事高や営業年数等過去の経歴を継承します。

イ　譲渡及び譲受け（法人及び個人）、合併、分割（法人）

・合併等の事実が発生した時点で、認可に基づく許可の効力が発生します。

・譲渡及び譲受け認可は個人事業主間、個人事業主と法人の間でも可能です。

・承継後の許可の有効期間は、承継の日の翌日から起算して５年間。

ウ　相続（個人）

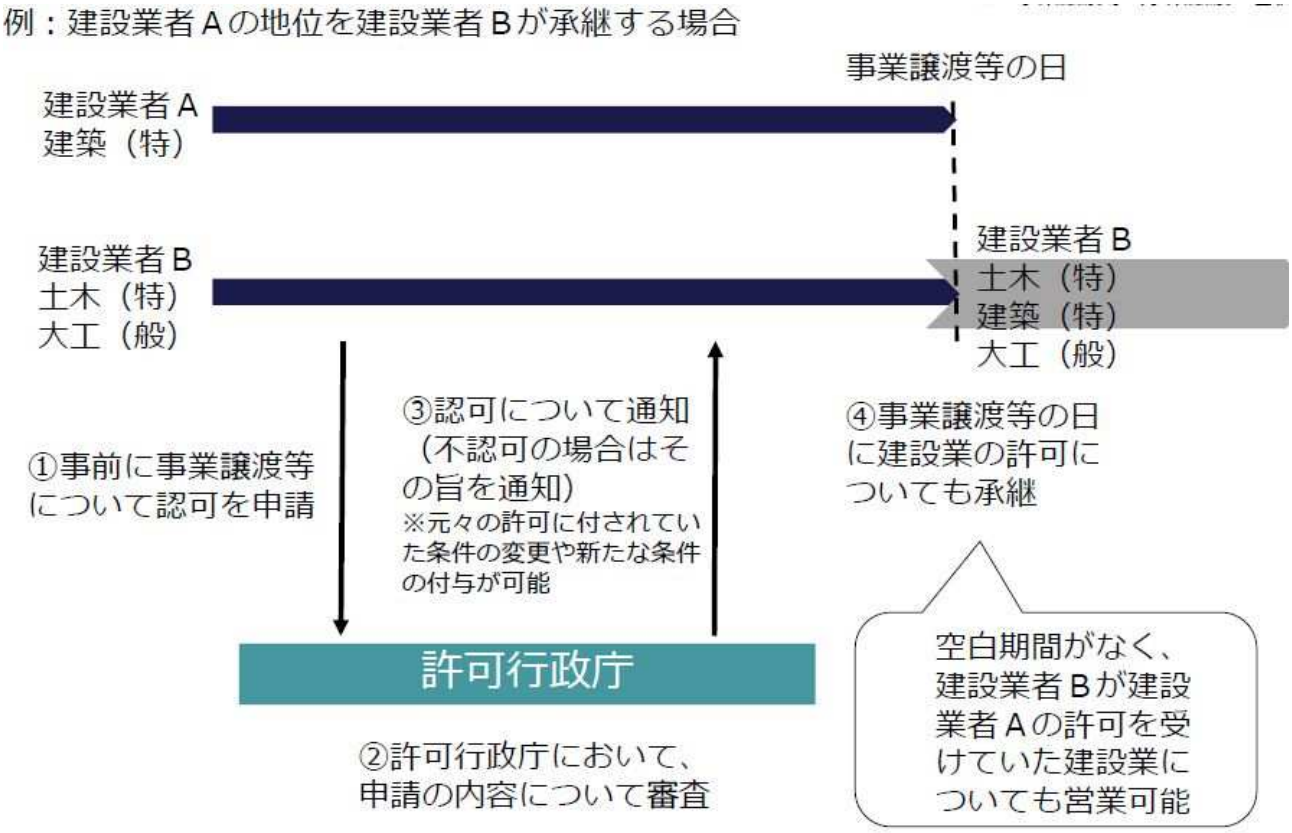
・許可事業者死亡後に認可の申請を行った場合、死亡した事業主の許可の効力は認可の効果が発生するまで継続するものと見做します。

・承継後の許可の有効期間は、被相続人死亡日の翌日から起算して５年間。

(4) 事務手続

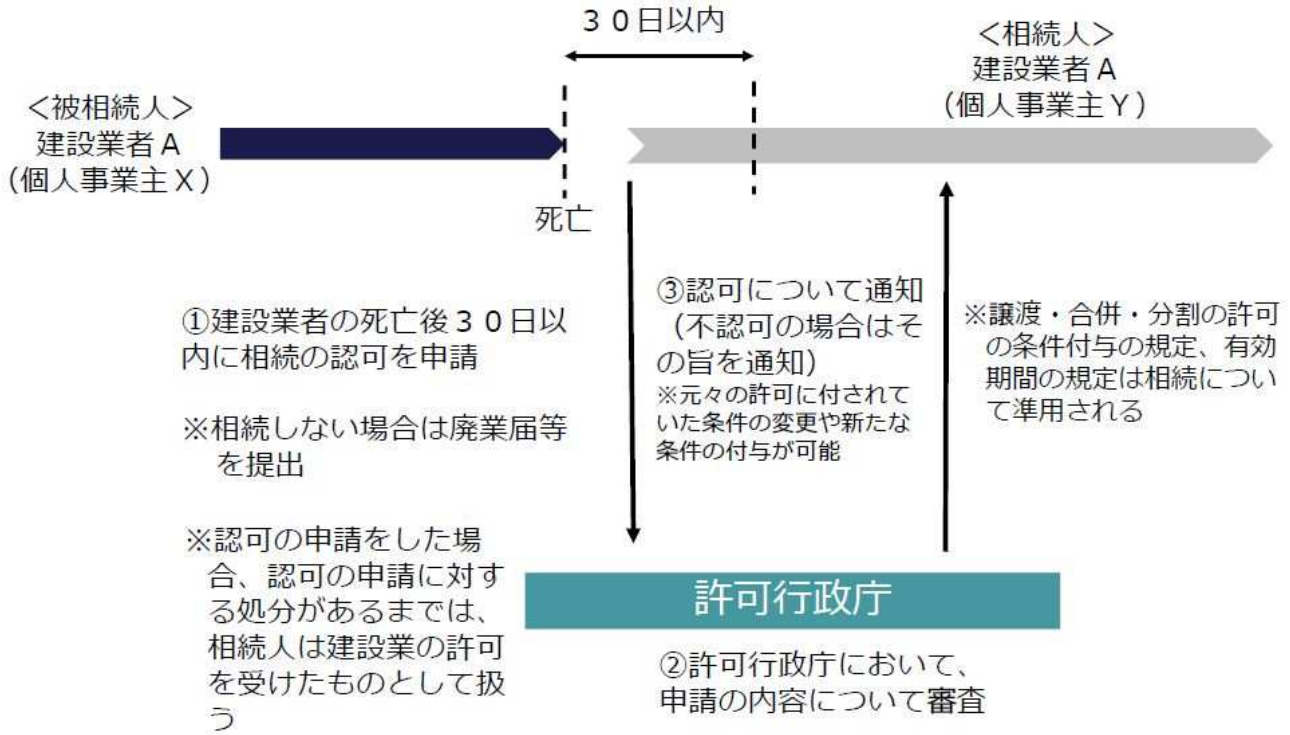
ア　法人（譲渡及び譲受け）

参考として国が示した事業譲渡に係るスキームは、次のとおりです。



イ　個人（相続）

参考として国が示した相続に係るスキームは、次のとおりです。



(5) 提出書類

認可の申請書類及び添付書類は次のとおりです。申請先は**交通基盤部建設経済局建設業課（静岡市葵区追手町９－６）**です（郵送による対応はできません。）。

認可申請に係る標準処理期間は、新規許可と同様に補正期間及び５日以内の行政庁の休日を除き受付後 30 日です。

そのため譲渡及び譲受け、合併、分割認可は**承継日の 30 日前までに申請**をお願いします（承継日まで被承継人の許可が継続していることが必要です。）。

相続認可は被相続人の死亡日から 30 日以内の申請が必要です。

いずれの場合も申請前に建設業課まで相談をお願いします。

また、承継者が許可業者である場合は一部の書類の提出を省略できます。承継者が建設業許可を有していない場合には、新規許可申請と同様に承継者が許可要件を満たすことを確認するための書類の提出が必要となります。

なお承継日以後でなければ提出ができない一部の書類については、後日の提出が可能となります。

（ア）申請書類（閲覧対象）　正本１通、副本２通

	頁	申請書及び添付書類	申請区分				備考
			承継			相続	
			譲渡	合併	分割		
様式第 22 号の５	161	譲渡及び譲受け認可申請書※	◎	×	×	×	認可申請の内容に応じて提出する。
様式第 22 号の７	164	合併認可申請書※	×	◎	×	×	
様式第 22 号の８	164	分割認可申請書※	×	×	◎	×	
様式第 22 号の 10	165	相続認可申請書※	×	×	×	◎	
別紙一（承継）	166	役員等の一覧表（個人は提出不要）	◎	◎	◎	×	
別紙二（承継） 別紙一（相続）	166	営業所一覧表※	◎	◎	◎	◎	
別紙三（承継） 別紙二（相続）	166	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	
様式第２号	76	工事経歴書	△	△	△	△	承継者について作成
様式第３号	82	直前３年の各事業年度における工事施工金額	△	△	△	△	承継者について作成
様式第４号	83	使用人数	◎	◎	◎	◎	承継日の予定人数を記載
様式第６号	84	誓約書	○	○	○	○	
様式第７号の３	85	健康保険等の加入状況※	◎	◎	◎	◎	申請時に様式第７号の３を提出できない場合に誓約書を提出の上、後日様式第７号の３を提出。
様式第 22 号の６（承継） 様式第 22 号の 11（相続）	167	誓約書					
様式第 11 号	90	建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	
様式第 15 号～17 号の３	96	財務諸表（法人用）	△	△	△	×	承継者について作成 譲渡の場合は譲受人に応じ法人、個人を選択
様式第 18 号、19 号	117	財務諸表（個人用）		×	×	△	
	121	定款	○	○	○	×	
様式第 20 号	122	営業の沿革	◎	◎	◎	◎	
様式第 20 号の２	123	所属建設業団体	○	○	○	○	
様式第 20 号の３	124	主要取引金融機関名	○	○	○	○	

◎…必ず提出　○…承継者が建設業者であり、承継に伴い変更が生じない場合は提出不要
△…承継者が建設業者である場合は提出不要
※の様式は黄色の用紙を使用してください。

（イ）申請書類（閲覧対象外）　正本１通、副本２通

	頁	申請書及び添付書類	申請区分				備考
			承継			相続	
			譲渡	合併	分割		
	211	別とじ用表紙	◎	◎	◎	◎	
様式第７号	125	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書※	○	○	○	○	常勤役員１名で経営業務を管理する体制 …様式第７号と別紙 常勤役員１名と補佐する者で経営業務を管理する体制 …様式第７号の２と別紙一、別紙二
別紙	128	常勤役員等の略歴書					
様式第７号の２	129	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※					
別紙一	135	常勤役員等の略歴書					
別紙二	136	常勤役員等を直接に補佐する者の証明書					
様式第８号	137	営業所技術者等証明書※	○	○	○	○	
		卒業証明書	▲	▲	▲	▲	営業所技術者等の要件を満たす資格等に応じて必要なものを提出。 様式第８号を提出しない場合は省略可能
様式第９号	140	実務経験証明書					
		資格証明書					
		監理技術者資格者証					
様式第 10 号	143	指導監督的実務経験証明書					
様式第 12 号	144	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	
様式第 13 号	145	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	該当者がいない場合は提出不要
様式第 14 号	146	株主（出資者）調書	○	○	○	×	法人のみ
	147	登記事項証明書	○	○	○	×	法人のみ
	148	登記事項証明書（支配人）	■	×	×	■	個人事業主のみ
	149	県税の納税証明書	△	△	△	△	

◎…必ず提出　○…承継者が建設業者であり、承継に伴い変更が生じない場合は提出不要
△…承継者が建設業者である場合は提出不要　▲…様式第８号を提出する場合にいずれか該当するものを添付　■…個人事業主が支配人を設置する場合のみ添付
※の申請書は黄色の用紙を使用してください。

（ウ）確認書類（閲覧対象外）　正本１通

	頁	申請書及び添付書類	申請区分				備考
			承継			相続	
			譲渡	合併	分割		
	160	事業承継に関する確認資料	◎	◎	◎	◎	
県様式	150	役員等氏名一覧表	○	○	○	○	承継者が許可業者の場合は、新たに役員に追加される者のみ提出。
	151	登記されていないことの証明書（＋医師の診断書）	○	○	○	○	
	152	身分証明書	○	○	○	○	
確認書類	171	経営業務の管理責任者の確認書類	○	○	○	○	
		営業所技術者等の確認書類	○	○	○	○	
		財産的基礎・金銭的信用の確認書類	○	○	○	○	
		営業所の実態の確認書類	○	○	○	○	
		健康保険等の加入状況の確認書類	○	○	○	○	
		法人番号の確認書類	△	△	△	×	法人のみ

◎…必ず提出　○…承継者が建設業者であり、承継に伴い変更が生じない場合は提出不要
△…承継者が建設業者である場合は提出不要

（エ）承継に関する確認資料（閲覧対象外）　正本１通					
	申請区分				備考
	承継			相続	
	譲渡	合併	分割		
・譲渡及び譲受けに関する契約書の写し　（写しを１部提出） ・譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	◎	×	×	×	
・合併の方法及び条件が記載された書類（新設又は吸収合併の別及び合併の条件） ・合併契約書の写し及び合併比率説明書（写しを１部提出） ・合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	×	◎	×	×	
・分割の方法及び条件が記載された書類（吸収又は新設分割の別及び分割の条件） ・分割契約書（新設分割の場合に当たっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書　（写しを１部提出） ・分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	×	×	◎	×	
・申請者と被相続人との続柄を証する書類（戸籍謄本等） ・申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該建設業を申請者が継続して営むことに対する当該申請者以外の全ての相続人が同意することを記した書面	×	×	×	◎	

（オ）後日提出が可能な書類					
	頁	申請書及び添付書類	申請区分と提出期限		備考
			新設合併 新設分割	左記以外の 譲渡、合併、 分割、相続	
様式第７号の３	85	健康保険等の加入状況※	２週間以内	２週間以内	
様式第 15～17 号	96	財務諸表（法人用）	速やかに	―	
	121	定款	速やかに	―	
様式第 20 号	122	営業の沿革	３０日以内	―	
様式第 20 号の２	123	所属建設業団体	３０日以内	―	
	147	登記事項証明書	３０日以内	―	
	149	県税の納税証明書	速やかに	速やかに	
確認資料	171	経営業務の管理責任者の確認書類	速やかに	速やかに	承継日時点の常勤性確認資料のみ
		営業所技術者等の確認書類	速やかに	速やかに	
		健康保険等の加入状況の確認書類	２週間以内	２週間以内	
		法人番号の確認書類	速やかに	―	法人のみ

(6) 認可申請の審査手数料について

・手数料は不要です。

(7) その他

・認可申請後の状況変化により、承継ができなくなった場合や内容に変更が生じた場合には、認可申請の取り下げが必要です。(p168 参照)

・認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨をホームページに登載している様式により、当該都道府県知事に届出を行ってください。(p168 参照)

認可申請書類

許可申請と共通の様式はp68～p152を参照

申請書及び添付書類		認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
様式第 22 号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	◎	×	×	×	閲覧対象
様式第 22 号の7	合併認可申請書	×	◎	×	×	
様式第 22 号の8	分割認可申請書	×	×	◎	×	
様式第 22 号の 10	相続認可申請書	×	×	×	◎	

譲渡及び譲受けの場合　＜様式第 22 号の 5　譲渡及び譲受け認可申請書（第１面）＞

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

法人は法務局に登記している所在地を記載する。個人事業主は、住民票の住所を記載する。
ただし、主たる営業所の所在地が異なる場合は二段書きとする。
（※様式第22号の5のみ二段書きとし、当該以外の様式は登記上の所在地のみで可。）
例）　主たる営業所の所在地：静岡市葵区○○-○
　　登記上の所在地：静岡市葵区××-×

行政書士による代理申請の場合でも、申請者の記名が必要である。なお、二段書きにより行政書士の記名を併記することが可能。行政書士が書類の作成を代行する場合は、欄外に記名・押印する。

譲渡認可申請書（第１面）

令和　４年　４月　１０日

申請者　譲渡人　静岡市葵区追手町9-6本館ビル2階　静岡建設株式会社　代表取締役　静岡　太郎

譲受人　静岡市駿河区有明町2-20　株式会社駿河建設工業　代表取締役　駿河　三郎

静岡県　知事　殿

行政庁側記入欄

太枠内は記入しない。

項番		大臣知事コード	
01		国土交通大臣 / 静岡県 知事 許可（般－　）第　　号	許可年月日　令和　年　月　日
認可申請年月日	02	令和　年　月　日	
譲渡及び譲受け年月日	03	令和 04 年 06 月 01 日	
譲渡及び譲受けの理由	04		
譲渡及び譲受けの価格	05	10,000,000 円	
引き続き使用する許可番号	06	国土交通大臣 / 静岡県 知事 許可（般－01）第001234号	

事業譲渡契約書（合併契約書、分割契約書又は分割計画書）にて定められた承継日、承継の価格を記載する。

事業譲渡（合併、分割）に至った具体的な理由や経営判断等について記載する。

承継者が建設業者の場合、引き続き使用する許可番号を選択可能。
無許可業者の場合は被承継人の許可番号を記載する。

＜譲受人に関する事項＞

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板	被承継者から承継する許可業種を記載する。（被承継者の許可業種のうち、承継しない業種がある場合には、一部廃業が必要。）
認可申請時において許可を受けている建設業	08	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板	承継者が許可業者の場合は、現在受けている許可を記載する。（1.一般 2.特定）
商号又は名称のフリガナ	09	スルガケンセツコウギョウ	カタカナのみを使用し、（　）を用いる略号のフリガナは不要。フリガナは濁点、半濁点を含み１カラムで記載する
商号又は名称	10	（株）駿河建設工業	株式会社：(株)　特例有限会社：(有)　合名会社：(名)　合資会社：(資)、合同会社：(合)、協同組合：(同)、協業組合：(業)、企業組合：(企)
代表者又は個人の氏名のフリガナ	11	スルガ　サブロウ	個人の場合で支配人登記している場合のみ記載する。
代表者又は個人の氏名	12	駿河　三郎	支配人の氏名
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	22102	都道府県名　静岡県
		有明町2－20	市区町に続く町名街区以下を記載する。「丁目」、「番」、「号」等は”－”（ハイフン）で記入する。なお、所在する建物名等も記載する。
郵便番号	15	422－8031	電話番号　054－286－2081
法人又は個人の別	16	1（1.法人 2.個人）	資本金額又は出資総額　4,000（千円）
兼業の有無	17	2（1.有 2.無）	建設業以外に行っている営業の種類
許可番号	18	大臣知事コード　許可年月日	

姓と名の間は１カラム空ける。

市区町コード表よりコード番号を選択して記載する。

左詰で記載する。
ハイフンで繋ぐ。
固定電話を記載する。

右詰で記載する。
個人事業者は記載不要。

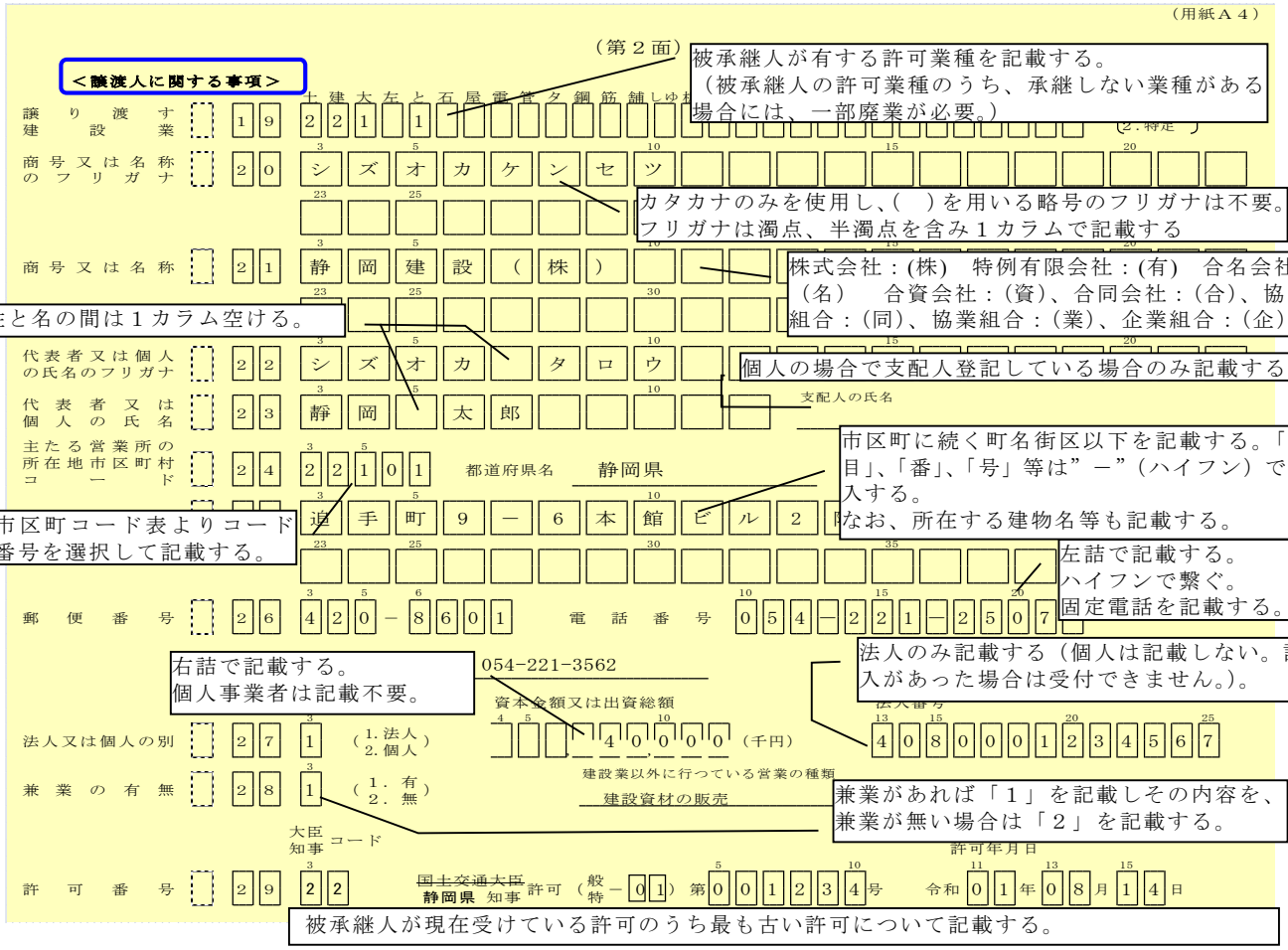
法人のみ記入する（個人は記載しない。記載があった場合は受付できません。）。

法人番号　9080001234567

兼業があれば「１」を記載しその内容を、兼業が無い場合は「２」を記載する。

承継者が許可業者の場合は、現在受けている許可のうち最も古い許可について記載する。

＜様式第 22 号の 5　譲渡及び譲受け認可申請書（第２面）＞



記載要領

1　「　地方整備局長　「国土交通大臣　「般
　　北海道開発局長　及び　については、不要のものを消すこと。
　　知事」、　知事」、　特」

2　「申請者」の欄には、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。

5　03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。

6　04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。

7　06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

8　07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロツク工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

9　[0][8]「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、８と同じ要領で記入すること。

10　[0][9]又は[2][0]「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11　[1][0]又は[2][1]「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例　[(][株][)][A][建][設][ ]
[B][建][設][(][有][)][ ]）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

12　[1][1]又は[2][2]「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

13　[1][2]又は[2][3]「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

14　[1][3]「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は[2][4]「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、p91に記載のコード表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

15　[1][4]「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は[2][5]「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば[霞][が][関][2][－][1][－][1][3][ ]のように記入すること。

16　[1][5]又は[2][6]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば[0][3][－][5][2][5][3][－][8][1][1][1][ ]のように左詰めで記入すること。

17　[1][6]又は[2][7]のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18　[1][8]又は[2][9]のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「大臣
「許可番号」の欄の　知事　コード　」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19　[1][9]「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を８と同じ要領で記入すること。

20　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

合併の場合　＜様式第 22 号の 7　合併認可申請書（第 1 面）＞

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）　（用紙Ａ４）　００１１１

合　併　認　可　申　請　書
（第１面）

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　４年　　４月　　１０日

申請者　静岡市駿河区有明町2-20
株式会社駿河建設工業
代表取締役　駿河　三郎
静岡市葵区追手町9-6本館ビル2階
静岡建設株式会社
代表取締役　静岡　太郎
沼津市高島本町1-3
沼津建築株式会社
代表取締役　沼津　次郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県　知事　殿

＜様式第 22 号の 7　合併認可申請書（第 2 面）＞

（用紙Ａ４）

（第２面）

兼業の有無　□　17　2（1．有　2．無）　建設業以外に行っている営業の種類

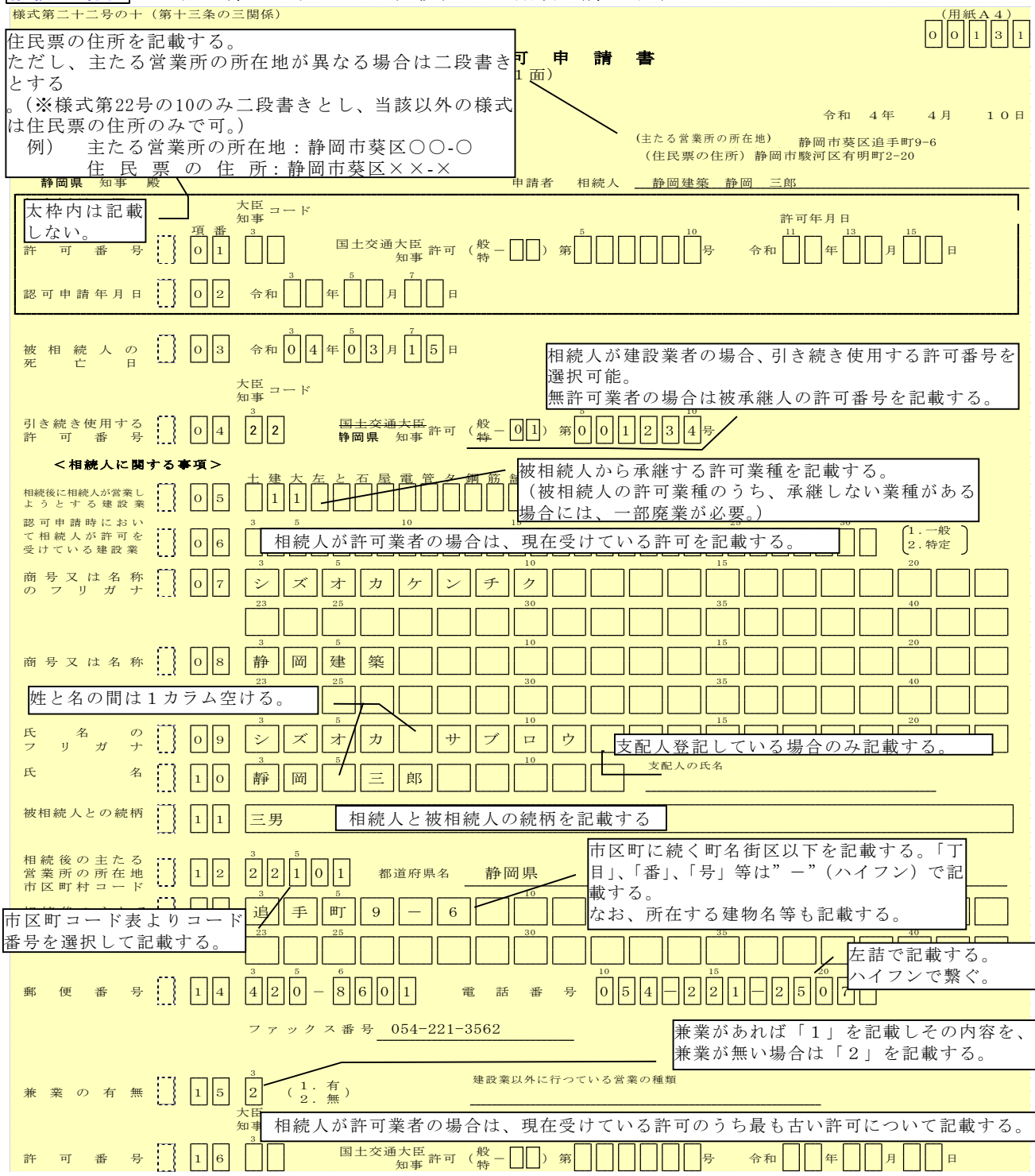
大臣知事コード

許可番号　□　18　□□　国土交通大臣知事許可（般特－□□）第□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

＜合併消滅法人に関する事項＞

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業　□　19　2（土）2（建）1（大）□（左）1（と）□□□□□

相続の場合　＜様式第 22 号の 10　相続認可申請書（第 1 面）＞



＜様式第 22 号の 10　相続認可申請書（第 2 面）＞



記載要領　（略）

譲渡及び譲受け認可申請書の記載方法と同じ箇所は省略していますので、譲渡及び譲受け認可申請書記載例（p161、162）も確認の上作成してください。

（承継） 別紙一 （相続） ー	申請書及び添付書類	認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
	役員等の一覧表	◎	◎	◎	×	閲覧対象

別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

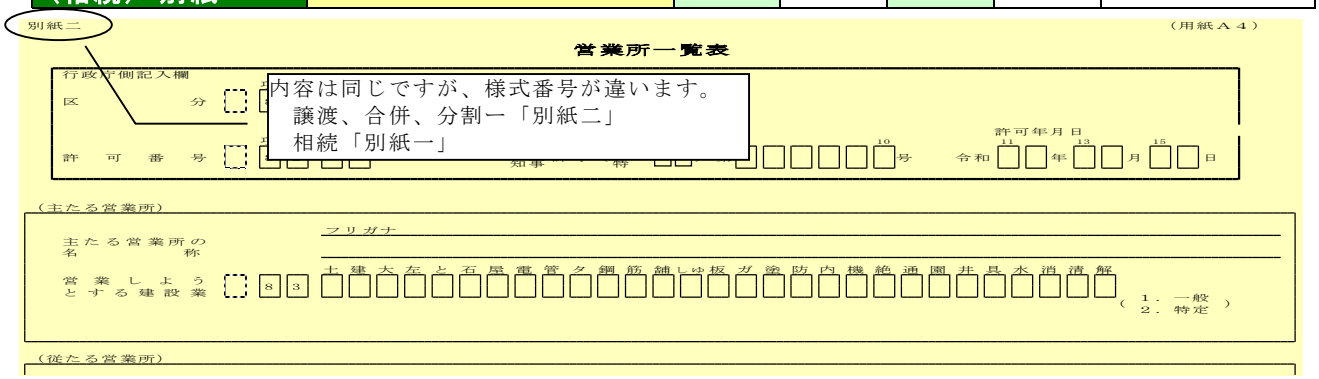
令和　４年　　４月　１０日

役員等の氏名及び役名等			
氏（フリ）	名（ガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別
駿河（スルガ）	三郎（サブロウ）	代表取締役	常勤
駿河（スルガ）	次郎（ジロウ）	取締役	常勤
山田（ヤマダ）	弘（ヒロシ）	取締役	常勤

様式第１号別紙一の記載方法と同じ。（p71 参照）

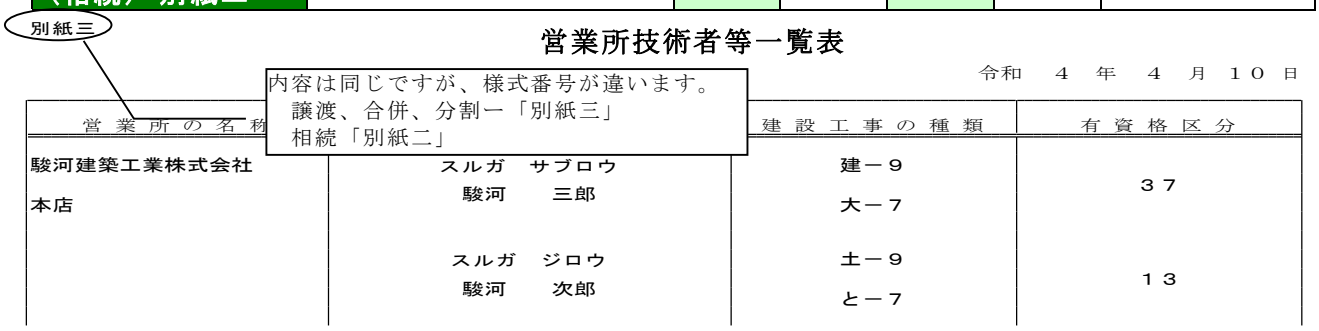
※申請時点の役員及び承継日において役員（５％以上の株主を含む。）となる者全てを記載する。（申請時点で役員に就任していない者も記載する。）

（承継） 別紙二 （相続） 別紙一	申請書及び添付書類	認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
	営業所一覧表	◎	◎	◎	◎	閲覧対象



様式第１号別紙二の記載方法と同じ。（p73 参照）

（承継） 別紙三 （相続） 別紙二	申請書及び添付書類	認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
	営業所技術者等一覧表	◎	◎	◎	◎	閲覧対象



様式第１号別紙四の記載方法と同じ。（p75 参照）

※承継日において営業所技術者等となる者を記載する。（認可申請時点では入社していない場合も記載する。）

	申請書及び添付書類	認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
様式第 20 号	営業の沿革	◎	◎	◎	◎	閲覧対象

様式第二十号（第四条関係）

営　業　の　沿　革

被承継者の沿革に続けて、承継者の沿革を記載します。

創業以後の沿革	昭和38 年	1 月	18 日	静岡建設株式会社　設立（資本金　10，000千円）
	年	月	日	～略～
	平成30 年	4 月	1 日	株式会社駿河建設工業　設立（資本金　10，000千円）
	令和4 年	6 月	1 日	静岡建設株式会社から株式会社駿河建設工業への事業譲渡により承継
	年	月	日	

創業以後の沿革の最後には、許可を承継したことがわかる一文を記載します。

建設業	昭和51 年	9 月	1 日	最初の許可　静岡県知事許可（般－51）第1234号　大工、とび・土工、管工事業
	年	月	日	～略～
	令和2 年	9 月	1 日	最新の許可　静岡県知事許可（特－02）第1234号　土木、建築工事業 静岡県知事許可（般－02）第1234号　大工、とび土工工事業

許可の状況については、次回更新時に認可について記載します。
（例）令和４年６月１日　譲渡及び譲受けの認可
静岡県知事許可（特－04）第 1234 号　土木、建築工事業
静岡県知事許可（般－04）第 1234 号　大工、とび土工工事業

	申請書及び添付書類	認可申請区分				備考
		譲渡	合併	分割	相続	
様式第 22 号の6	誓約書	◎	◎	◎	×	閲覧対象
様式第7号の3	健康保険等の加入状況				◎	
様式第 22 号の 11	誓約書	×	×	×		

新設法人の場合等で認可申請時に保険加入手続が完了しておらず、様式第７号の３を提出できない場合、様式第 22 号の６又は様式第 22 号の 11 の誓約書を提出し、様式第７号の３は後日提出とすることができます。

＜譲渡及び譲受け、合併、分割の場合　様式第 22 号の６＞＜相続の場合　様式第 22 号の 11＞

これらの誓約書を提出し、様式第７号の３を後日提出とした場合には、承継の日（相続の場合は認可を受けた日）から２週間以内に様式第７号の３の提出が必要です。（規則第 13 条の２第９項及び第 13 条の３第７項。）
提出がされない場合は認可が取り消しとなります。

※様式第６号「誓約書」とは異なる書類になりますので、御注意ください。
（様式第６号は別途提出必要。）

＜健康保険等の加入状況　様式第７号の３＞**記載方法や確認書類等は p85～p89 参照**

認可申請の取り下げについて

建設業許可事務ガイドライン　別紙 11、別紙 14、別紙 16

＜譲渡及び譲受け、合併、分割の場合＞

○認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願（別紙 11）を提出してください。

○認可通知後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合には、認可の取下げ願（別紙 14）を提出してください。

＜相続の場合＞

○認可申請を取り下げようとする場合には、認可申請の取下げ願（別紙 16）を提出してください。

○認可通知後の取り下げはできません（被相続人の死亡日からの許可となるため。）。

（ガイドライン別紙 11）

令和　年　月　日

静岡県知事　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名

譲渡及び譲受
合併　の認可申請の取下げ願
分割

譲渡及び譲受
令和　年　月　日付けで合併　の認可申請をしましたが、下記
分割

の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取下げ理由

（ガイドライン別紙 14）

令和　年　月　日

静岡県知事　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名

譲渡及び譲受
合併　の認可の取下げ願
分割

譲渡及び譲受
令和　年　月　日付けで合併　の認可を受けましたが、下記
分割

の理由により認可の取下げを願います。

記

取下げ理由

（ガイドライン別紙 16）

令和　年　月　日

静岡県知事　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名

相続の認可申請の取下げ願

令和　年　月　日付けで相続の認可申請をしましたが、下記の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取下げ理由

県知事許可業者が認可申請書を国土交通大臣に提出した際の届出書

譲渡及び譲受け、合併又は分割認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人若しくは合併存続法人又は分割被承継法人若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者は届出書の提出が必要です。

また相続認可申請書を国土交通大臣に提出した者は、申請者本人又は被相続人が都道府県知事の許可を受けている場合には届出書の提出が必要です。

譲渡、合併、分割の場合
＜様式第 22 号の 9 ＞

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届　出　書

令和　年　月　日

知事　殿

届出者

以下のとおり、国土交通大臣に｛譲渡及び譲受け／合併／分割｝の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1．届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2．譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

相続の場合
＜様式第 22 号の 12＞

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届　出　書

令和　年　月　日

知事　殿

届出者

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、相続人／被相続人に関する事項について、届出をします。

1．届出をする相続人／被相続人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2．届出者に関する事項

11　準ずる地位としての経験について

建設業の許可を受けようとする業種に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者は、法第７条第１号における国土交通省令で定める基準に適合する者であると認めています。

（1） 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として5年以上経営業務を管理した経験
（2） 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験

※経営業務の管理責任者に準ずる地位による証明の場合は、事前に申請窓口に相談してください。

（１）建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務を管理した経験

建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として5年以上経営業務を管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門（許可を受けようとする建設業に関する事業部門）に関して業務執行権限の委譲を受ける者（いわゆる「執行役員」）として選任され、かつ取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

この経験が５年以上あれば、建設業法第７条第１号における国土交通省令で定める基準に適合するものとして認められます。

※執行役員とは、会社法第 362 条第 4 項第 3 号の「重要な使用人」を指し、取締役会に選任され、会社の業務執行を行う者をいいます。

（２）建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験

建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験とは、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者が、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に関して総合的に管理した経験をいいます。

この経験が６年以上あれば、建設業法第７条第１号における国土交通省令で定める基準に適合するものとして認められます。

・役員に次ぐ職制上の地位

営業部長その他管理職以上の地位にあり、経営業務の執行に関して取締役に準ずる権限を有する者。

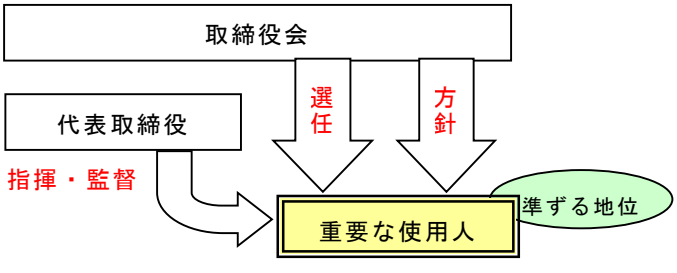
・当該個人に次ぐ職制上の地位

ア　個人の許可業者が、死亡又は高齢・傷病による引退により、事業を廃業し、その事業を継承する場合は、６年以上経営業務の補佐経験のある配偶者又は子に限ります。

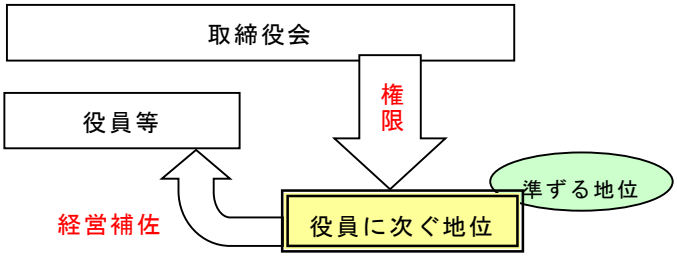
イ　上記以外の者で、個人事業主の経営業務の補佐経験を６年以上していた者が、独立開業し許可申請（新たな許可番号の取得）する場合や他業者の役員・支配人に就任し、経営業務の管理責任者になる場合は、血縁関係等は問いません。

ただし、個人事業主の補佐経験により、「経営業務の管理責任者」になろうとする場合、当該個人事業主につき、１名に限ります。

【執行役員等】



【補助経験者（法人）】



12　実務経験要件の緩和について　《平成 11 年 5 月 26 日建設省経建発第 137 号》

営業所技術者等の実務経験について、許可を受けようとする業種と技術的な共通性があれば、他の業種での実務経験であっても、一定の範囲内で、許可を受けようとする業種の実務経験としてカウントすることができます。

1　実務経験要件の緩和を認める業種の範囲・緩和年数

下表の緩和基準を満たしていれば、緩和対象業種①～⑩の営業所技術者等となる資格を有することができます（**法第７条第２号ロ該当の場合に限る。**）

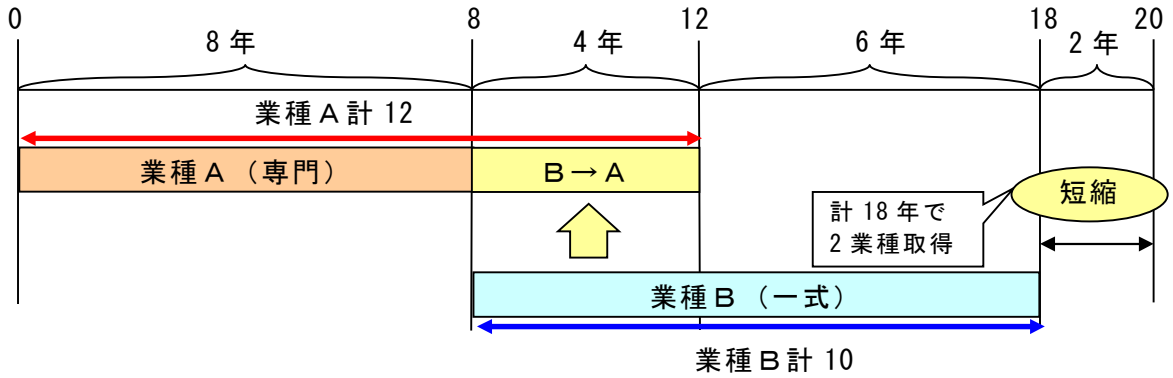
緩和対象業種	緩和基準：それぞれの経験年数について、以下の基準を満たしていること			
①とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	の経験が 8 年を超え	土木一式工事	の経験と合計して12年以上
			解体工事	〃
②しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	〃	土木一式工事	〃
③水道施設工事	水道施設工事	〃	〃	〃
④大工工事	大工工事	〃	建築一式工事	〃
		〃	内装仕上工事	〃
⑤屋根工事	屋根工事	〃	建築一式工事	〃
⑥内装仕上工事	内装仕上工事	〃	〃	〃
		〃	大工工事	〃
⑦ガラス工事	ガラス工事	〃	建築一式工事	〃
⑧防水工事	防水工事	〃	〃	〃
⑨熱絶縁工事	熱絶縁工事	〃	〃	〃
⑩解体工事	解体工事	〃	土木一式工事	〃
			建築一式工事	
			とび･土工･コンクリート工事	

※様式第 8 号・・・項番 6 4「建設工事の種類」:「7」、項番 6 5「有資格区分」:「99」

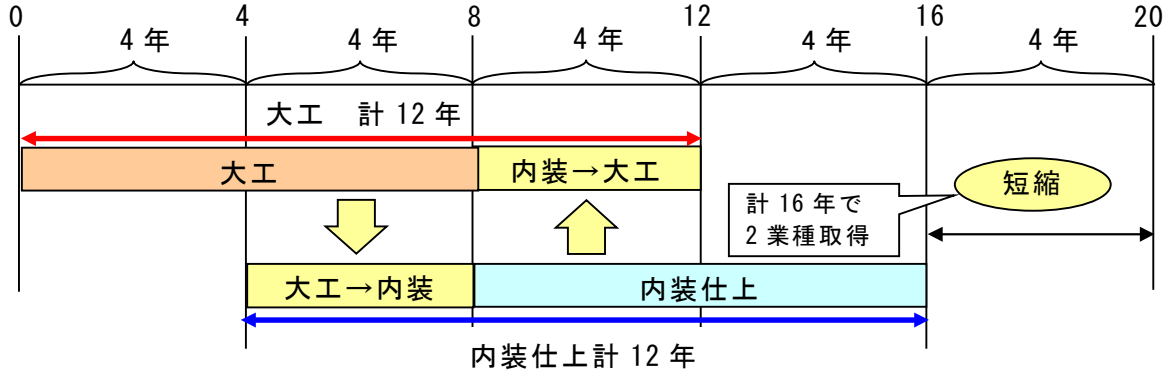
2　効果

「許可を受けようとする業種に関して 10 年以上の実務経験を有する者」として 2 業種の営業所技術者等となろうとする場合、最短 16 年（4 年の期間短縮）の実務経験で 2 業種の営業所技術者等となることができます。

①　一式工事から専門工事への実務経験振替えの場合（最大 2 年の期間短縮）

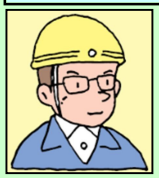
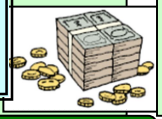


②　専門工事間での実務経験振替えの場合（最大 4 年の期間短縮）



13　確認書類について

許可の申請や届出に当たって、許可要件及び申請書の記載事項について以下のとおりの書類で確認します。

許可要件等	確認方法・書類
1 経営業務管理責任者 **（法第 7条第1号）** **（法第 15 条第1号）** p173～参照 	(1)常勤の役員等（補佐する職員を含む。）が経営業務管理要件を満たしていることを確認するための書類 (2)該当者の経験期間の地位を確認するための書類 (3)健康保険等の加入状況の確認書類
2 営業所技術者等 **（法第 7 条第 2 号）** **（法第 15 条第 2 号）** p178～参照   	●一般建設業 (1)該当者の専任性を確認するための書類 (2)卒業学科・資格等を確認するための書類 (3)実務経験の実績を確認するための書類 (4)実務経験期間の在籍を確認するための書類 A　指定学科＋実務経験　　B　10 年以上の実務経験 C　一定の国家資格　　D　大臣認定 ●特定建設業 (5)指導監督的実務経験の実績を確認するための書類 (6)指導監督的実務経験期間の在籍を確認するための書類 A　指定建設業　　B　指定建設業以外
3 財産的基礎 **（法第 7 条第 4 号）** **（法第 15 条第 3 号）** p181 参照 	(1)財産的基礎を確認するための書類 (2)金銭的信用を確認するための書類
4　営業所の実態 **令第3条の使用人** **その他** p182～参照	営業所の写真（営業所の所有形態を記載）

申請書及び添付書類	申請区分（p60 参照）									備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
経営業務の管理責任者の確認書類	○	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆：更新時及び変更が無い場合には、該当者の常勤性・専任性を確認するための書類のみ添付 ▲：直近の決算で財産的基礎を確認できなかった場合に添付 ★：更新時には、営業所の外観（建物全体が分かる物）、許可標識の掲示状況の写真のみ添付
営業所技術者等の確認書類	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	
財産的基礎・金銭的信用の確認書類	○	○	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	
営業所の写真（営業所の所有形態を記載）	○	○	×	×	★	×	★	★	★	
健康保険等の加入状況の確認書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
法人番号の確認書類（法人のみ）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	

●確認書類についての共通事項

p173 以降に記載される確認書類の証明有効期限は、下記のとおり取り扱います（なお、卒業証明書及び閉鎖事項全部証明書に証明有効期限はありません。）。

1　各証明書類の証明有効期間は、原則以下のとおり扱います。

証明書類	起算日	証明有効期間【注１】
①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③登記事項証明書 ④住民票 ⑤所得証明書【注２】 ⑥納税証明書【注２】 ⑦その他証明書類（医師の診断書を含む）	発行日	３か月
融資証明書　【注３】	発行日	１か月
残高証明書	残高日	１か月

【注１】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。
【注２】所得証明書及び納税証明書については、内容に変更がない限り３か月以内であることを要しません。
【注３】融資証明書については、発行日から１か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。

2　申請の際に必要となる契約書等や資格証等については、提出用の写しを持参してください。

3　証明すべき者が解散または死亡しているときは、法人の閉鎖謄本又は元事業主の除籍謄本、その他、証明者との関係がわかる資料を提出してください。

4　役員、資本金、商号、営業所の所在地等の登記事項の変更に係る変更届が法定期限内（変更後 30 日以内）であり、かつ、許可申請書と同時に提出される場合には、当該登記事項証明書正本の提出は１通でよいものとします。

5　**審査で疑義が生じた場合は、所定の確認書類以外のもので事実を確認できる書類を求めます。**

14-1　経営業務の管理責任者



次ページと見開きで参照してください。（【注】は p175 参照）

<table>
<tr><th rowspan="2">確認事項</th><th colspan="2">Ａ．５年役員・事業主経験コース</th><th rowspan="2">Ｂ．６年補助経験コース
（個人）</th></tr>
<tr><th>法人の役員経験</th><th>自営の経験</th></tr>
<tr><td>(1) 該当者の地位及び常勤性
（③～⑤は執行役員の確認に限る）</td><td colspan="3">①「住民票」【注１】【注２】【注３】【注４】
②P180 の表のうち上から順に確認し、当てはまったものいずれか
③執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他それに準ずる書類）
④業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（事務分掌規定その他これに準ずる書類）
⑤取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受けるものとして選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員事務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これに準ずる書類）</td></tr>
<tr><td>(2) 経験期間の地位</td><td colspan="2">⑥「履歴事項全部証明書」・「閉鎖事項全部証明書」【注５】
  </td><td rowspan="2">⑦「所得証明書」（市町村で交付）【注６】【注７】</td><td rowspan="2">⑧補佐経験を証明しようとする６年分の「所得税確定申告書」の「第一表」、「第二表」及び「決算書」
（専従者欄に氏名の記載があること、又は税務申告決算書の「給与賃金の内訳」欄に氏名の記載があり、原則として事業主に次ぐ所得を得ていること。）

【事業継承】p155 参照
⑨「戸籍謄本」（本人の抄本、前事業主の「除籍謄本」（死亡の場合））
⑩建設工事にかかる債権債務の継承を確認するための書類
・前事業主の最終の貸借対照表、損益計算書
・継承時の財務諸表（継承後、決算期が到来している場合には、直前の貸借対照表、損益計算書）
⑪前事業主の税務上の「廃業届」、及び現事業主の税務上の「開業届」
⑫建設業法上の「廃業届」</td></tr>
<tr><td>(3) 経験期間の常勤性</td><td colspan="2">⑬以下の書類のいずれかの写し（必要期間分）
ア　「健康保険被保険者証」
（令和７年 12 月１日まで）
イ　「年金被保険者記録照会回答票」（又は「厚生年金加入期間証明書」）
ウ　「法人税確定申告書」の「別表一」、「役員報酬手当及び人件費等の内訳書」
エ　「所得証明書」及び「源泉徴収票」
オ　「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」</td></tr>
<tr><td>(4) 請負実績
p177 参照</td><td colspan="3">⑭以下ア～オの書類のいずれか（必要期間分）【注７】【注８】【注９】【注 10】【注 11】【注 12】【注 13】【注 14】【注 15】
ア　「契約書」（写しを提出）
イ　「注文書」、「発注書」又は「発注証明書」（写しを提出）
ウ　「請求書」及び入金が明確に分かるもの（「通帳」、「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの）（写しを提出）
エ　「許可申請書」の以下に掲げる箇所の写し（写しを提出）
（許可業者の常勤役員、事業主、または令第３条の使用人としての経験がある場合）
<table>
<tr><th>許可申請書の提出年月日</th><th>確認書類として必要な箇所</th></tr>
<tr><td>平成 21 年３月以前</td><td>様式第１号、別表、様式第７号、様式第 12 号、様式第 20 号</td></tr>
<tr><td>平成 21 年４月以降
平成 27 年３月以前</td><td>様式第１号、別紙一、様式第７号、様式第 12 号、様式第 20 号</td></tr>
<tr><td>平成 27 年４月以降</td><td>様式第１号、別紙一、様式第７号、様式第７号別紙、様式第 12 号、様式第 20 号</td></tr>
</table>
※令第３条の使用人としての経験の場合は、別紙一に替えて別紙二、様式第 12 号に替えて様式第 11 号、様式第 13 号を提出。
オ　「許可通知書」（写しを提出）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>Ｂ．６年補助経験コース
（法人）</th><th>Ｃ．５年執行役員経験コース</th><th>確認事項</th></tr>
<tr><td colspan="2">同左</td><td>(1) 該当者の地位及び常勤性</td></tr>
<tr><td>≪下記以外の法人での補佐経験≫
⑮ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
ア　「組織図」
イ　その他これに準ずる書類

⑯ 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類
ａ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
ア　「業務分掌規程」
イ　過去の稟議書
ウ　「定款」
エ　「執行役員規程」
オ　「執行役員業務分掌規程」
カ　「取締役会規則」
キ　「取締役就業規則」
ク　「取締役会の議事録」
ケ　その他これらに準ずる書類
ｂ 補佐経験の期間を確認するための書類
ア　「人事発令書」
イ　その他これらに準ずる書類</td><td>⑱　執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
ア　「組織図」
イ　その他これに準ずる書類
⑲ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
ア　「業務分掌規程」
イ　その他これに準ずる書類
⑳ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類
ア　「定款」
イ　「執行役員規程」
ウ　「執行役員業務分掌規程」
エ　「取締役会規則」
オ　「取締役就業規則」
カ　「取締役会の議事録」
キ　その他これらに準ずる書類
㉑ 執行役員としての経営経験期間を確認するための書類
ア　「取締役会の議事録」
イ　「人事発令書」
ウ　その他これらに準ずる書類</td><td>(2) 経験期間の地位</td></tr>
<tr><td colspan="2">≪個人事業の形態に近い法人での補佐経験≫
⑰ 当該法人が中小企業基本法に定める中小企業者かつ小規模企業者及び法人税法に定める同族会社であり、当該人物が経営業務の管理責任者に次ぐ給与を得ていることを確認するための書類（必要年数分）。
ア　「履歴事項全部証明書」「閉鎖事項全部証明書」
イ　法人税確定申告書の役員報酬手当等及び人件費の内訳書並びに第二表（同族会社等の判定に関する明細書）の写し
ウ　従業員全員分の給与台帳の写し</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">㉒　以下の書類のいずれかの写し（必要期間分）
ア　「健康保険被保険者証」（「記号」、「番号」及び「保険者番号」はマスキング（黒塗り）して提出）
イ　「厚生年金被保険者記録照会回答票」（又は「厚生年金加入期間証明書」）
ウ　「所得証明書」及び「源泉徴収票」
エ　「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」</td><td>(3) 経験期間の常勤性</td></tr>
<tr><td colspan="2">㉓　業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類</td><td rowspan="2">(4) 経験業種請負実績</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑭と同じ</td></tr>
</table>

●経営業務の管理責任者の確認書類についての脚注

【注１】国内に住民登録があるときは不要です。ただし、外国籍の方にあっては、国籍確認のため**国籍が分かる書類の写し**を提出してください。

【注２】現住所が住民票上の住所と異なる場合（住民票を動かさずに下宿している等）は、現住所が確認できる書類として、**「賃貸借契約書」**の写し、**「公共料金の領収書」**３か月分の写しを提出してください。

【注３】遠隔地通勤（通勤時間が概ね片道１時間以上）の場合は、**「通勤定期券」**又は**「運転免許証」**の写し及び**「通勤経路図」**を提出してください。

【注４】出向社員にあっては、別途、出向協定書、出向辞令、給与等の負担に係る覚書、その他勤務状況や給与の支払状況の分かるものの写しを提出してください。

【注５】登記懈怠した期間は、経験期間として認められません。
ただし、事実上役員であったことが確認できるものがある場合（**「法人税確定申告書」**の役員報酬欄に記載があり、役員改選の議事録がある場合）は可とします。

【注６】過去５年間分の証明書のみ交付可能の市町村にあっては、その証明書及びそれ以前の**「所得税確定申告書（B)」**の控えの写しを必要年数分提出してください。
なお、**「所得税確定申告書（B)」**の写しについては、税務署において開示請求が可能です。

【注７】当該期間は、常勤の役員、個人事業主等として年間を通して工事の請負経験があることが必要です。よって、建設工事の空白期間が１年以上である場合は、当該期間を経験年数から除きます。

【注８】経験期間における地位、常勤性、請負実績を証明する書類については、それぞれ証明期間が一致し、必要経験期間分提出をすることが必要です。

【注９】記載内容から建設工事の請負であることが明瞭に読み取れるものを提出してください。

【注 10】**「見積書」**や**「明細書」**のみでは認められません。

【注 11】 内容が不明確な場合や疑義がある場合は、**「見積書」**、**「仕様書」**又は図面等の補強資料の提出を求めます。

【注 12】契約書、注文書、請求書等の裏付資料は当時の資料で確認します（申請用に新たに作成し直した資料は認めません）。また、請求金額と入金額とが異なる場合は、相違の原因となる資料（他工事の請求書、支払明細書等）の写しを提出してください。

【注 13】経営業務の請負実績期間の計算方法は、契約書、注文書、請求書等の日付及び請負工事期間で計算します。詳しくは p177、p178 の記載を確認してください。

【注 14】過去に経営業務の管理責任者として証明された方（様式第７号により証明された方）は、全ての業種について経営業務の管理責任者の要件を満たします。この場合、過去に証明された際の様式第７号を含む許可申請書の必要箇所１回分の写しのみで足ります（写しを提出）。経験期間の地位と経験期間の常勤性確認書類も不要です。

【注 15】許可申請書、通知書により許可を受けて建設業を営んでいたことを証明する場合には、複数の許可申請書等の写しを提出してください。
（古い許可年月日から新しい許可年月日までの期間を証明することが可能です）・・・例①
また、最新の許可以降の期間については変更届の写しを提出することで証明が可能です。・・・例②

例①　許可の有効期間が令和元年５月１日から令和６年４月３０日の申請書又は通知書
許可の有効期間が令和６年５月１日から令和 11 年４月 30 日の申請書又は通知書
→令和元年５月１日から令和６年４月１日までの５年間の証明

例②　許可の有効期間が令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日の申請書又は通知書
令和７年１２月 31 日決算の事業年度終了後の変更届を提出
→令和６年４月１日から令和７年１２月 31 日までの期間の証明が可能

■契約書等による経営経験期間等の計算方法について

経営経験期間等（指導監督的実務経験を除く。）は、次の方法により期間を計算します。

１　経営経験期間等を計算できる書類は、請負契約履行当時作成された「契約書」、「注文書」又は「請求書」とします（**後日作成された書類は認めません。**）。なお「請求書」は、原則銀行等第三者の証明により請負金額全額（＝契約の履行）の入金（諸手数料を除く。）が確認できるものに限ります。

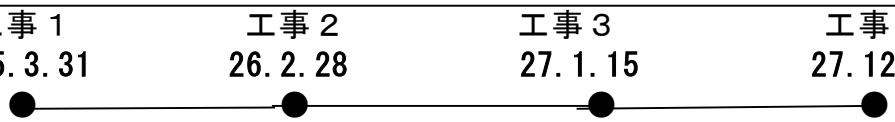
２　経営経験期間等の計算に当たっては、対象となる契約書等（**次項に定義されたものに限る。**）の日付の相互の期間が１年未満で、かつ連続している期間（契約年が１年異なる同日の場合は含めない。）に限り積算することができます。なお、日付は契約書等に記載された書類発行日、契約期間（始期・終期）のうち申請者に有利な日付を採用することができます。

３　１のうち「注文書」又は「契約書」（**いずれの書類も契約日時が工期の始期以前のものに限る。**）は、契約期間を経営経験期間等に積算することができます。

４　契約期間を経営経験期間等に積算する場合は、契約期間始期と直前の請負工事の２または３の日付及び契約期間終期と直後の請負工事の２または３の日付との期間がそれぞれ１年未満である場合のみとします。

【計算例１】契約書等の日付のみを利用して経営経験期間等を計算する事例

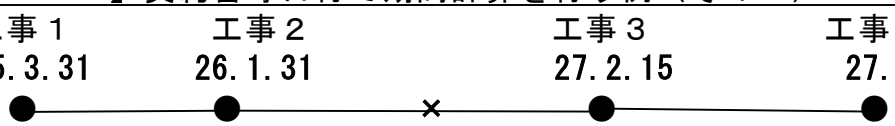
【Ｃａｓｅ１】契約書等日付で期間計算を行う例（その１）



工事１から工事４までの契約書等の日付の間が１年以上開いていないため連続して期間計算を行うことができる。

（認められる経営経験期間等は工事１～４の**２年９か月**）

【Ｃａｓｅ２】契約書等日付で期間計算を行う例（その２）



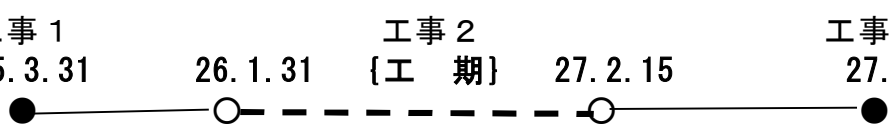
工事２と工事３の計算対象基準日の間が１年以上開いているため連続した期間と認められない。

（認められる経営経験期間等は工事１～２の**10か月**と工事３～４の**６か月25日**のみ）

【計算例２】契約日等の日付及び契約期間を利用して経営経験期間等を計算する事例

（●：契約日等日付、○：工期始期及び終期、－－－－　：工期）

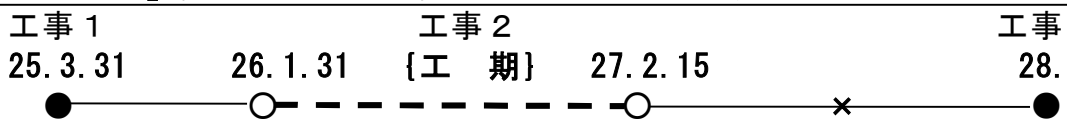
【Ｃａｓｅ１】契約書等日付と契約期間を併用する場合（その１）



工事の工期は１年以上あるが、経営経験期間等に含めることができるので連続した期間と認められる。

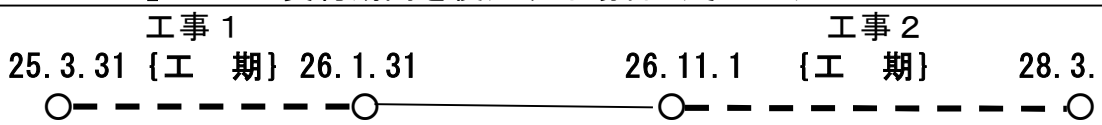
（認められる経営経験期間等は工事１～３の**２年５か月10日**）

【Ｃａｓｅ２】契約書等日付と契約期間を併用する場合（その２）



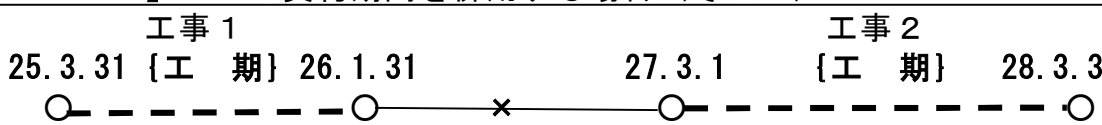
工事２工期終期と工事３の計算対象基準日の間が１年以上開いているため連続した期間と認められない。
（認められる経営経験期間等は工事１日付～工事２終期の**１年 10 か月 15 日のみ**）

【Ｃａｓｅ３】２つの契約期間を使用する場合（その１）



工事１終期と工事２始期との間が１年未満であるため、工事１始期から工事２終期までを連続した経営経験期間等として計算できる。
（認められる経営経験期間等は**３年０か月**）

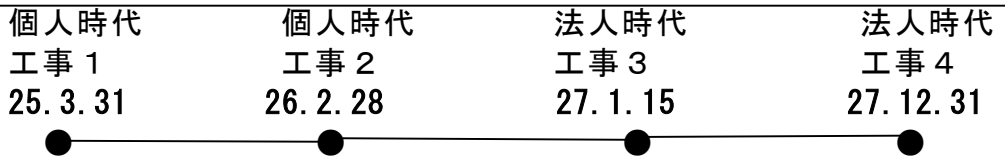
【Ｃａｓｅ４】２つの契約期間を併用する場合（その２）



工事１終期と工事２始期との間が１年を超えるため、工事１始期から工事２終期までを連続した経営経験期間等に計算できない。
（認められる経営経験期間等は工事１の**９か月**と工事２の**１年１月の合計１年 10 月**）

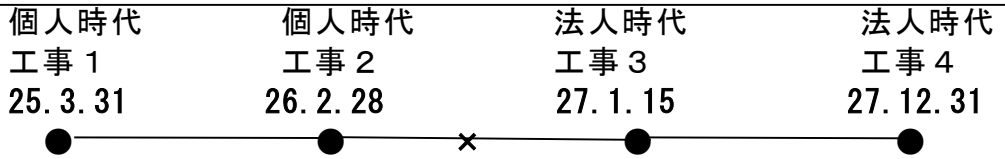
【計算例３】計算期間に法人成が含まれる事例（契約書等の日付のみを利用して経営経験期間等を計算する事例）

【Ｃａｓｅ１】法人成において債権債務の引継ぎを行う事例



法人成で個人と法人との間で債権債務の引継ぎが行われたと認められた場合で、工事１から工事４までの契約書等の日付の間が１年以上開いていない場合、連続して期間計算を行うことができます。
なお、この場合は個人最終の貸借対照表と法人開始の貸借対照表の提出が必要になります（提出は必須）。
（認められる経営経験期間等は工事１～４の**２年９か月**）

【Ｃａｓｅ２】法人成において債権債務の引継ぎを行わない事例



法人成で個人と法人との間で債権債務の引継ぎが行われない場合、工事１から工事４までの契約書等の日付の間が１年以上開いてなくても、個人と法人との間で連続して期間計算を行うことができません（個人と法人を個別で計算することとなります。）。
（認められる経営経験期間等は工事１～２の**11 か月**と工事３～４の**11 か月 15 日**のみ）



14-2　営業所技術者等

次ページも確認してください。

	確認事項	A．指定学科＋3～5 年以上の実務経験	B．10 年以上の実務経験
一般建設業	(1) 該当者の専任性	①**「住民票」**　【注１】 ②**P 180 の表のうち上から順に確認し、当てはまったものいずれか**	
	(2) 卒業学科 資格等	③「卒業証明書」【注２】	
	(3) 実務経験 の実績	④実務経験証明書に記載した工事について、ア～オの書類のいずれか（必要実務経験期間分）【注２】【注３】【注４】【注５】【注６】【注８】【注９】 ア　**「契約書」**（写しを提出） イ　**「注文書」、「発注書」又は「発注証明書」**（写しを提出） ウ　**「請求書」**及び入金が明確に分かるもの（**「通帳」、「預金取引明細票」**等第三者機関が発行したもの）（写しを提出） エ　**過去の許可申請に添付された**「様式第８号」及び「様式第９号」の写し又は「様式第１号」及び「別紙四（受付印がないもの）」の写し若しくは「別紙四（受付印があるもの）」の写し（写しを提出） オ　記載した対象業種に係る許可期間分が確認できる**「建設業許可通知書」**の写し又は**「建設業許可申請書等（受付印があるもの）」**の写し	
	(4) 実務経験期間 の在籍	⑤次のア～キのいずれかの写し【注２】【注７】 ア　**「健康保険被保険者証」**（令和７年 12 月１日まで） イ　**「年金被保険者記録照会回答票」**（又は**「年金加入期間証明書」**） ウ　**「法人税確定申告書」**の**「別表一」、「役員報酬手当及び人件費等の内訳書」** エ　**「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」**又は**「雇用保険被保険者離職票－１」** オ　**「所得証明書」及び「源泉徴収票」** カ　**「所得税確定申告書」**の**「第一表」・「第二表」**、及び**「決算書」** キ　**「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」**	

	確認事項	B．指定建設業以外
特定建設業		上記の一般建設業の営業所技術者の要件を証明する書類に加え
	(5) 指導監督的実務経験の実績	⑥指導監督的実務経験証明書に記載した工事の**「契約書」**（写しを提出） ⑦過去の許可申請に添付された「様式第 10 号」の写し 【注２】【注３】【注５】
	(6) 指導監督的実務経験期間の在籍	⑧次のア～キのいずれかの写し【注２】【注７】 ア　**「健康保険被保険者証」**（令和７年 12 月１日まで） イ　**「年金被保険者記録照会回答票」**（又は**「年金加入期間証明書」**） ウ　**「法人税確定申告書」**の**「別表一」、「役員報酬手当及び人件費等の内訳書」** エ　**「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」**又は**「雇用保険被保険者離職票－１」** オ　**「所得証明書」及び「源泉徴収票」** カ　**「所得税確定申告書」**の**「第一表」・「第二表」**、及び**「決算書」** キ　**「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」**

【注１】　(1)「専任性」の確認書類については、p176【注１】から【注５】のとおり取り扱います。
【注２】　(2)「資格・卒業学科等」の確認書類については申請書の正・副本に写しを添付してください。(3)「実務経験の実績」、(4)「指導監督的実務経験の実績」の確認書類については、提出用の確認書類として写し１通を添付してください。
「監理技術者資格者証」により証明する場合、様式第９号「実務経験証明書」、様式第 10 号「指導監督的実務経験証明書」、③「卒業証明書」、⑧「合格証」・「免許証」、(3)「実務経験の実績」、(4)「実務経験期間の在籍」、(5)「指導監督的実務経験の実績」(6)「指導監督的実務経験期間の在籍」等の書類は省略することができます。
【注３】実務経験の年数については、許可を受けようとする建設業に関して、積み上げにより年数を計算し必要な年数に達していることを要件とします。複数の業種を申請する場合には、原則として経験年数を積み上げる際の期間の重複は認められません。
なお、一部の業種間においては、実務経験の振替えが認められ、実務経験期間を短縮することが可能です。
【注４】電気工事士法、消防法等により規定される、免状等の交付を受けた者でなければ直接従事できない工事の実務経験にあっては、資格取得後の実務経験に限り、経験期間に算入します。（p186 参照）
【注５】**「契約書等」**については、p176【注８】～【注 12】のとおり取り扱います。

C.国家資格等【p187～192 参照】		D.大臣認定	確認事項	
1級国家資格以外	1級国家資格			
（p178 と同じ）			(1)該当者の専任性	一般建設業
⑧「合格証」、「免許証」、「監理技術者資格者証」【注２】		⑨「認定証」【注２】	(2)卒業学科 資格等	
資格取得後に実務経験が必要な場合は、前ページと同じ			(3)実務経験の実績	
			(4)実務経験期間の在籍	

A.指定建設業			確認事項	
上記の一般建設業の営業所技術者の要件を証明する書類に加え、				
			(5)指導監督的実務経験の実績	特定建設業
			(6)指導監督的実務経験期間の在籍	

【注６】過去の工事経歴書をもって、実務経験証明書の確認資料とすることはできません。

【注７】p178 ア～キの書類について、被認定者により下表のとおり確認します。ア～キの該当する書類を必要証明期間分提出してください。

確認書類	法人		個人		
	役員	従業員	従業員	専従者	事業主
ア	○（資格取得日から引き続き在籍している場合。）			―	―
イ	○			▲	▲
ウ	○	―	―	―	―
エ	―	○		―	―
オ	―	○	○	―	△
カ	―	―	○	○	○
キ	○	○	○	○	―

▲：税務署における所得税確定申告書の保存期間を経過したことで、開示請求により必要証明期間分のカの書類が取得できない場合にあっては、イの書類において、必要証明期間中に他の会社の被保険者となっていないことをもって当該期間の在籍を確認します。（経営業務の管理責任者としての経験期間の地位については、この取扱いをもって確認することはできません。）

△：直近５年間の証明においては、所得証明書のみで可。

【注８】請求金額と入金額とが異なる場合は、相違の原因となる資料（他工事の請求書、支払明細書等）の写しを提出してください。

【注９】建築一式工事の請負経験を証明する場合は、原則として**「確認済証」**又は**「検査済証」**（いずれも**「交付証明書」**又は**「台帳記載事項証明書」**で可）を添付してください。

14-3　常勤性の確認基準

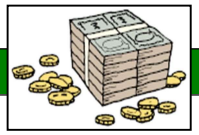
①から順に確認し、当てはまったものいずれかの写しを添付してください。

		経営業務の管理責任者		営業所技術者等			
		法人役員	個人事業主	法人		個人事業	
				役員	被雇用者	事業主	被雇用者
①	・健康保険被保険者証 （令和７年 12 月１日まで） ・資格確認書 ・氏名・生年月日・事業所名所 ・適用年月日の全てが確認できる場合	○	○	○	○	○	○
	・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ	○	－	○	○	－	○ （適用事業所の場合）
	・年金保険被保険者記録回答票	○	×	○	○	×	○ （適用事業所の場合）
②	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は照会票 ・事業所別被保険者台帳決定通知書	－	－	－	○	－	○
③	・住民税特別税額決定通知書 ・普通徴収から特別徴収への切替届出書	○	－	○	○	－	○ （特別徴収対象の場合）
④	・法人税確定申告書「別表一」及び「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」	○	－	○	－	－	－
⑤	・所得証明書	×	○	×	×	○	×
	・所得税確定申告書「第一表」「第二表」	×	○	×	×	○	○ （給料賃金の内訳欄で確認できる場合）
⑥	・個人事業主の開業届出書 （新規開業後、確定申告前の場合）	－	○	－	－	○	×
	・県税の納税証明書	×	○	×	×	○	×
⑦	・所属企業の雇用証明書	－	－	－	○	－	○
	・賃金台帳、源泉徴収簿等	○	○	○	○	○	○

○：使用可　－：該当しない　×：使用不可

※「賃金台帳」、「源泉徴収簿」等で確認する場合、**著しく低い報酬・賃金（月額 12 万円を目安）で雇用されている者については、常勤として認められません（正当な理由がある場合を除く。）**

14-4　財産的基礎・金銭的信用



	自己資本が 500 万円以上の場合 特定建設業の許可を申請する場合	自己資本が 500 万円未満の場合
(1)財務的基礎を確認するための書類	**「決算書」**及び**「税務申告書（控）」**（新規、事業継承、法人成、般・特新規許可及び業種追加申請時。申請直前の決算のものを提示。）【注１】【注２】【注３】	
(2)金銭的信用を確認するための書類		主要取引先金融機関の発行する 500 万円以上の**「融資証明書」**又は**「預金残高証明書」**【注４】【注５】

【注１】個人にあっては、申請時直前の所得税の確定申告において青色申告特別控除（確定申告を電子で行っている場合は 65 万円、紙で行っている場合は 55 万円）の適用を受けている場合に限り、正規の簿記の原則により一定水準の記帳を行っているものとみなし、申請時直前の確定申告書に添付した貸借対照表により、自己資本の額が 500 万円以上あることを確認します。なお、これ以外の場合には、500 万円以上の**「融資証明書」**又は**「預金残高証明書」**（複数の金融機関の合算でも、同一残高日なら有効です。）が必要となります。

【注２】許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

５年目の更新申請者は、この基準に適合するものとみなし、特に確認書類は不要です。ただし、許可期間経過後に、新規の許可申請を行う場合には、「許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」の基準は適用されません。

【注３】資本金の増資による特例

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取り扱います。

この取り扱いは資本金に限ったもので、自己資本は申請時直前の決算期における財務諸表で基準を満たすことが必要です。

【注４】一般建設業許可申請時のみ提出。

【注５】**「残高証明書」**にあっては残高日から受付日まで、**「融資証明書」**にあっては発行日から受付日まで、１か月以内を証明有効期間とします（初日は算入しない。）。

ただし、融資証明書については、発行日から１か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。

令和４年３月 25 日

静岡建設㈱様

○○銀行○○支店

残高証明書

貴名義の下記のお取引について、令和３年３月 24 日現在の残高を次のとおり証明します。

取引の種類	金額	摘要
普通預金	6,000,000 円	**********
預金合計	6,000,000 円	
	以下余白	

14-5　令第３条に規定する使用人

・申請者が個人であって支配人を置く場合は、支配人登記簿

14-6　営業所の実態写真

新規申請時及び営業所の新設、移転に係る変更届出時に営業所の実態を明確にする写真を提出します。新規申請のうち「法人成」と「事業継承」については、原則として不要ですが、個人事業主時代の営業所又は前事業主の営業所と「所在地」が異なる場合は、提出が必要です（営業所の所在地が異なることにより、管轄土木事務所が変更となる場合、新しい営業所所在地を管轄する土木事務所に申請願います。）

提出する写真（写真の撮影方法については次ページを参照願います。）

●新規許可申請時（許可替え新規を含む。）

営業所の外観、営業所の入口部分及び営業所の内部が明確に分かるもの

●更新許可申請時

営業所の外観（建物全体が分かるもの）、建設業の許可標識の掲示状況（遠景・近景）が明確に分かるもの

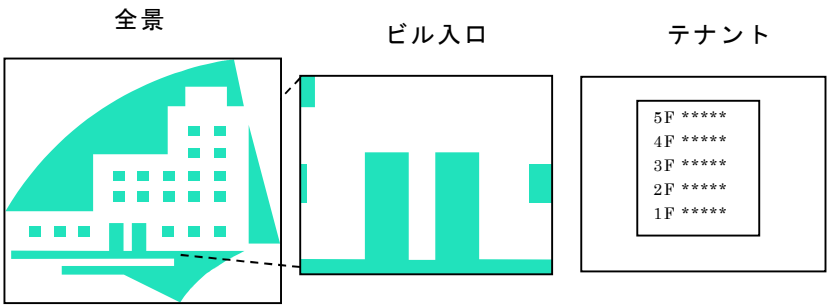
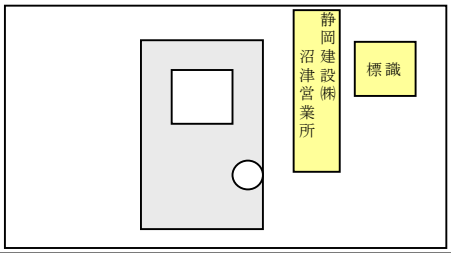
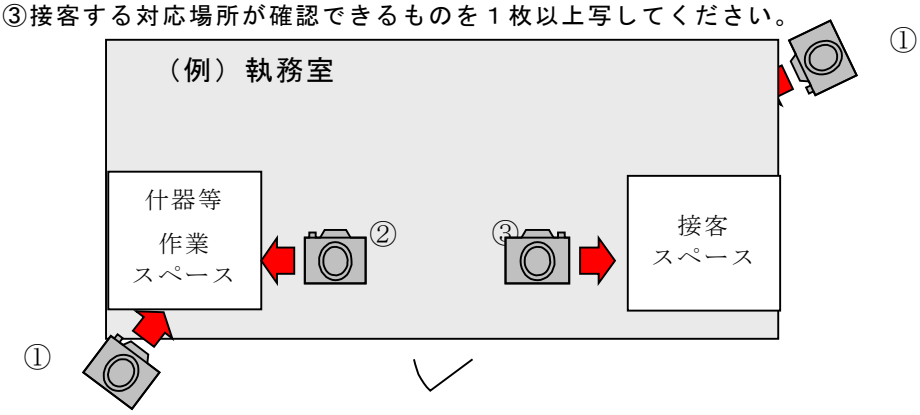
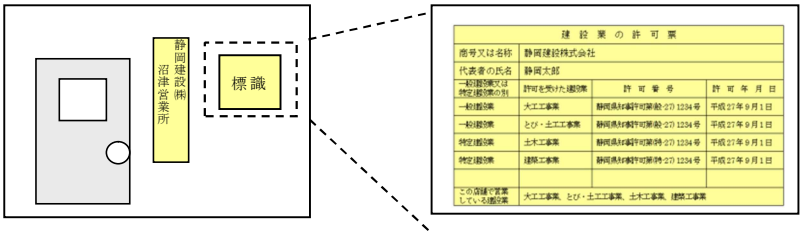
●営業所の移転に関する変更届提出時

営業所の外観、営業所の入口部分、営業所の内部及び建設業の許可標識の掲示状況（遠景・近景）が明確に分かるもの

なお、営業所写真提出の際に余白に事務所の所有形態（自己所有又は他者所有）及び写真の撮影日を明記してください。

※　営業所の実態を確認する必要がある場合、営業所の立入検査を実施します。

■営業所の写真の撮影方法について

全般	・営業所調査をしなくても写真から営業所の実態が分かるよう撮影してください。 ・撮影日を写真の貼り付け用紙等に記載してください。 ・提出する写真は、撮影日から３か月以内のものが有効です。
営業所の外観	・建物の全景を、下図のとおり撮影してください。 ・営業所がビル内等に所在する場合は、以下の項目の写真を添付してください。 ア　建物の入口部分 イ　テナント表示（又は集合郵便受け…商号等が判読できること） 
営業所の入口部分	・商号等を掲示した事務所の入口部分を写してください。 ・従たる営業所は、営業所名も掲示してください（商号等が判読できること）。  ※　許可標識は、更新時には必ず入れて撮影してください。
営業所の内部	・ブラインド、カーテン等は開けた状態で写してください。 ・他の事業所と同一の階に同居している場合などは、**「間取り図」**と入口から事務所までの動線に当たる部分の写真を添付してください。 ①執務室内の概要が確認できるように、複数方向から写してください。 ②什器等を含め、事務スペースが確認できるものを１枚以上写してください。 ③接客する対応場所が確認できるものを１枚以上写してください。 
許可標識	遠景及び近景各一葉とし、近景は標識への記載文字が判読できるものとします。更新時において従たる営業所を有する場合は、営業所毎の許可標識の写真が必要です。  （遠景）　　（近景）

※許可標識の表示：法第 40 条（公衆の見やすい場所に（中略）標識を掲げなければならない。）

14-7　健康保険等の加入状況

(1)社会保険の加入を証明するための書類	申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る**「領収証書」**又は**「納入証明書」等**（**「納入確認書」**でも可。）の写し（p86、87 参照） 【注１】
(2)雇用保険の加入を証明するための書類	申請時直前の**「労働保険概算・確定保険料申告書」**の控え及びこれにより申告した保険料納入に係る**「領収済通知書」等**の写し（p88 参照） 【注２】【注３】

【注１】「申請時直前」の領収書とは、原則申請月の３か月以内のものとします。
【注２】口座振替の場合、以下のいずれかの書類の写しを提出することにより**「領収済通知書」**の提出を省略することができます。
（１）**「労働保険料概算・確定保険料申告書」**上部に「口座振替」と印字されているもの
（２）上記申告書に「口座振替」と印字がない場合は、金融機関に提出した**「労働保険保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」**の事業主控
（３）保険料納期２週間程前に送付されてくる**「振替通知書」**
【注３】労働保険事務組合に加入している場合は、**「労働保険概算・確定保険料申告書」**の控え及び**「領収済通知書」**に代えて、**「労働保険料等納入通知書」**及びこれに係る直近の**「労働保険料等領収証」**で確認します。（
（納入通知書に「口座振替」と印字されている場合は、納入通知書のみで可。）
※適用及び確認方法についての詳細は p85～p89 参照

14-8　その他

申請者が法人である場合には、当該法人の法人番号を証明する書類を添付してください。（新規申請、許可換え新規申請のみ。申請者が個人である場合は不要。）

●余白を借りて

電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱いについて

電気工事士法第３条各項において、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物に係る電気工事にあっては、電気工事士免状等の交付を受けた者でなければ、直接作業に従事することができないことが規定されています。

事業用電気工作物のうち、最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物を除く電気工作物に係る電気工事にあっては、上記の電気工事士法第３条各項の規制の対象となっていませんが、電気事業法第 43 条により工事、維持及び運用に関する保安の監督のため、主任技術者の選任が義務付けられています。

したがって、建設業許可における電気工事業の実務経験については、電気工事士免状等が必要となる一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物に係る電気工事の実務経験（下表の二重線青枠内のもの）にあっては、免状等の交付後の実務経験に限り、経験期間として算入します。

また、事業用電気工作物のうち、最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物を除く電気工作物に係る電気工事の実務経験（下表の黄枠内のもの）にあっては、主任技術者の監督の下に従事した経験であれば、免状等の交付の有無に関わらず、経験期間として算入します。ただし、この取扱いにより営業所技術者等に認定された者であっても、電気工事士免状等の交付を受けずに、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物の工事に直接従事することはできないので、御注意ください。

法第７条第２号イ	指定学科卒業＋3年又は5年の実務経験
法第７条第２号ロ	10 年以上の実務経験
法第７条第２号ハ	第1種電気工事士
	第2種電気工事士＋3年の実務経験
	電気主任技術者（第1～3種）＋5年の実務経験

→ 資格取得後の実務経験
→ 主任技術者の監督の下で従事した実務経験

＜取得資格と従事可能な作業の範囲＞

（青二重枠内）電気工事士免状等の資格取得後に直接従事した実務経験に限り、経験期間に算入

※建設業法上の営業所技術者等として認められる資格は、下記のうち「第１種電気工事士」、「第２種電気工事士」及び「電気主任技術者」に限られます。

電気工作物＼資格等	無資格者	電気主任技術者	特殊電気工事資格者	認定電気工事従事者	第２種電気工事士	第１種電気工事士	法令
一般用電気工作物	×	×	×	×	○	○	電気工事士法
事業用電気工作物 > 自家用電気工作物 > 需要設備 > 最大電力 500kW 未満のもの	×	×	×	×	×	○	電気工事士法
事業用電気工作物 > 自家用電気工作物 > 需要設備 > 簡易電気工事	×	×	×	○			電気工事士法
事業用電気工作物 > 自家用電気工作物 > 需要設備 > 特殊電気工事	×	×	○	×	×	×	電気工事士法
事業用電気工作物 > 自家用電気工作物 > 需要設備 > 最大電力 500kW 以上のもの	○	○	○	○	○	○	電気事業法
事業用電気工作物 > 自家用電気工作物 > 工場等の需要設備以外の発電所、変電所など	○	○	○	○	○	○	電気事業法
事業用電気工作物 > 電気事業用電気工作物	○	○	○	○	○	○	電気事業法

10 年以上の実務経験を有する場合には、法第７条第２号ロ該当の営業所技術者として認定

○：当該資格において従事可能な作業
×：当該資格において従事できない作業

※電気工作物の例示
- 一般用電気工作物：一般家庭、商店等の屋内配線設備等
- 自家用電気工作物：ビル、工場等の発電・変電設備、需要設備等
- 簡易電気工作物：自家用電気工作物のうち 600 ボルト以下のもの
- 特殊電気工作物：ネオン工事又は非常用予備発電装置工事
- 電気事業用電気工作物：電気事業者の発電所、変電所、送電線路、配電線

15　有資格コード一覧（一般建設業）

「１」：法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　　「４」：法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）「７①」「７③」「７⑤」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験○年）

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士	【注14】	7				7								7																
	1F	一級建設機械施工管理技士補																														
	12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7				7								7																
	1G	二級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																														
	13	一級土木施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）		7			7③	7	7	7③			7③	7	7③	7	7			7	7③			7③			7③		7		7③	7
	1H	一級土木施工管理技士補					7③	7③	7③	7③			7③		7③		7③			7③	7③			7③			7③		7③		7③	7③
	14	二級土木施工管理技士（土木）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）		7			7⑤	7	7	7⑤			7⑤	7	7⑤	7	7			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7		7⑤	7
	1J	二級土木施工管理技士補（土木）					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）					7⑤	7	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	20	一級建築施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7③	7				7	7③	7③	7③	7
	2C	一級建築施工管理技士補				7③	7③	7③	7③	7③			7③		7③			7③	7③	7③	7③	7③	7③	7③				7③	7③	7③	7③	7③
	21	二級建築施工管理技士（建築）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）			7	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤			7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤				7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7
	22	二級建築施工管理技士（躯体）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）				7	7⑤	7	7⑤	7⑤			7	7	7			7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤				7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）				7	7	7⑤	7	7			7		7⑤			7	7	7	7	7	7⑤	7				7	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤
	2D	二級建築施工管理技士補				7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤			7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤				7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤
	27	一級電気工事施工管理技士									7												7③						7③			
	2E	一級電気工事施工管理技士補																					7③						7③			
	28	二級電気工事施工管理技士									7												7⑤						7⑤			
	2F	二級電気工事施工管理技士補																					7⑤						7⑤			
	29	一級管工事施工管理技士										7			7③		7③	7③					7③	7③			7③	7③	7③	7③	7③	
	2G	一級管工事施工管理技士補													7③		7③	7③					7③	7③			7③	7③	7③	7③	7③	
	30	二級管工事施工管理技士										7			7⑤		7⑤	7⑤					7⑤	7⑤			7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	
	3A	二級管工事施工管理技士補													7⑤		7⑤	7⑤					7⑤	7⑤			7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	7⑤	
	31	一級電気通信工事施工管理技士																						7								
	3B	一級電気通信工事施工管理技士補																														
	32	二級電気通信工事施工管理技士																						7								
	3C	二級電気通信工事施工管理技士補																														
	33	一級造園施工管理技士					7③	7③	7③	7③			7③		7③		7③			7③	7③			7③		7	7③		7③		7③	7③
	3D	一級造園施工管理技士補					7③	7③	7③	7③			7③		7③		7③			7③	7③			7③			7③		7③		7③	7③
	34	二級造園施工管理技士					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤		7	7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
	3E	二級造園施工管理技士補					7⑤	7⑤	7⑤	7⑤			7⑤		7⑤		7⑤			7⑤	7⑤			7⑤			7⑤		7⑤		7⑤	7⑤
建築士法	37	一級建築士			7	7				7			7	7								7									
	38	二級建築士			7	7				7			7									7									
	39	木造建築士				7																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		7				7			7					7	7									7					7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		7				7			7			7		7	7									7					7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																							
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7															7						
	45	機械・総合技術監理（機械）																						7								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7												7								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7															7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7									7														
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																		7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	
①	55	第一種電気工事士									7																					
	56	第二種電気工事士									7③																					
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）									7⑤																					
②	59	電気通信主任技術者																							7⑤							
	35	工事担任者（『「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」』又は「総合通信」）	【注15】																						7③							
③	65	給水装置工事主任技術者										7①																				
④	68	甲種消防設備士																												7		
	69	乙種消防設備士																												7		
	71	建築大工（1級）				7																										

15　有資格コード一覧（一般建設業）

「１」：法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　　「４」：法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）「７①」「７③」「７⑤」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験〇年）

根拠法令	コード	資格区分	注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法【注１】	71	建築大工（2級）				７③																									
	64	型枠施工（1級）				７		７																							
	64	型枠施工（2級）				７③		７③																							
	72	左官（1級）					７																								
	72	左官（2級）					７③																								
	57	とび・とび工（1級）						７																							７
	57	とび・とび工（2級）						７③																							７③
	73	コンクリート圧送施工（1級）						７																							
	73	コンクリート圧送施工（2級）						７③																							
	66	ウェルポイント施工（1級）						７																							
	66	ウェルポイント施工（2級）						７③																							
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）										７																			
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）										７③																			
	75	給排水衛生設備配管（1級）										７																			
	75	給排水衛生設備配管（2級）										７③																			
	76	配管・配管工（1級）	【注3】									７																			
	76	配管・配管工（2級）	【注3】									７③																			
	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）								７		７						７													
	70	建築板金「ダクト板金作業」（2級）								７③		７③						７③													
	77	タイル張り・タイル張り工（1級）											７																		
	77	タイル張り・タイル張り工（2級）											７③																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											７																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											７③																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）							７				７																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）							７③				７③																		
	80	石工・石材施工・石積み（1級）							７																						
	80	石工・石材施工・石積み（2級）							７③																						
	81	鉄工・製罐（1級）	【注4】											７																	
	81	鉄工・製罐（2級）	【注4】											７③																	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	【注5】												７																
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	【注5】												７③																
	83	工場板金（1級）																７													
	83	工場板金（2級）																７③													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）	【注6】							７								７													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）	【注6】							７③								７③													
	85	板金・板金工・打出し板金（1級）																７													
	85	板金・板金工・打出し板金（2級）																７③													
	86	かわらぶき・スレート施工（1級）								７																					
	86	かわらぶき・スレート施工（2級）								７③																					
	87	ガラス施工（1級）																	７												
	87	ガラス施工（2級）																	７③												
	88	塗装（1級）	【注7】																	７											
	88	塗装（2級）	【注７】																	７③											
	88	木工塗装・木工塗装工（1級）	【注7】																	７											
	88	木工塗装・木工塗装工（2級）	【注７】																	７③											
	89	建築塗装・建築塗装工（1級）	【注7】																	７											
	89	建築塗装・建築塗装工（2級）	【注７】																	７③											
	90	金属塗装・金属塗装工（1級	【注7】																	７											
	90	金属塗装・金属塗装工（2級）	【注７】																	７③											
	91	噴霧塗装（1級）	【注7】																	７											
	91	噴霧塗装（2級）	【注７】																	７③											
	67	路面標示施工																		７											
	92	畳製作・畳工（1級）																			７										
	92	畳製作・畳工（2級）																			７③										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																			７										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																			７③										
	94	熱絶縁施工（1級）																					７								
	94	熱絶縁施工（2級）																					７③								
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）	【注8】																									７			
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	【注8】																									７③			
	96	造園（1級）																								７					
	96	造園（2級）																								７③					
	97	防水施工（1級）																				７									
	97	防水施工（2級）																				７③									
	98	さく井（1級）																									７				
	98	さく井（2級）																									７③				

昭和48年以降に取得した「塗装」

昭和47年以前に取得した「塗装」

15　有資格コード一覧（一般建設業）

「１」：法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　　「４」：法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）「７①」「７③」「７⑤」：法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験〇年）

根拠法令	コード	資格区分			注	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	61	地すべり防止工事			【注10】					7①																			7①					
	40	基礎ぐい工事			【注9】					7																								
	62	建築設備士			【注11】								7①	7①																				
	63	計装			【注12】								7①	7①																				
	60	解体工事			【注13】																													7
	36	登録技能者	種目	登録電気工事基幹技能者									7														7							
				登録橋梁基幹技能者						7						7																			
				登録造園基幹技能者																								7						
				登録コンクリート圧送基幹技能者						7																								
				登録防水基幹技能者																			7											
				登録トンネル基幹技能者						7																								
				登録建設塗装基幹技能者																	7													
				登録左官基幹技能者					7																									
				登録機械土工基幹技能者						7																								
				登録海上起重基幹技能者															7															
				登録ＰＣ基幹技能者						7							7																	
				登録鉄筋基幹技能者													7																	
				登録圧接基幹技能者													7																	
				登録型枠基幹技能者				7																										
				登録配管基幹技能者										7																				
				登録鳶・土工基幹技能者						7																								
				登録切断穿孔基幹技能者						7																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																				7										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											7			
				登録エクステリア基幹技能者						7	7				7																			
				登録ＡＬＣ基幹技能者											7																			
				登録建築板金基幹技能者								7								7														
				登録外壁仕上基幹技能者					7														7	7										
				登録ダクト基幹技能者										7																				
				登録保温保冷基幹技能者																						7								
				登録ウレタン断熱基幹技能者																						7								
				登録グラウト基幹技能者						7																								
				登録冷凍空調基幹技能者										7																				
				登録運動施設基幹技能者						7								7																
				登録基礎工基幹技能者						7																								
				登録タイル張り基幹技能者											7																			
				登録標識・路面標示基幹技能者						7											7													
				登録土工基幹技能者						7																								
				登録発破・破砕基幹技能者						7																								
				登録圧入基幹技能者						7																								
				登録送電線工事基幹技能者						7			7																					
				登録消火設備基幹技能者																													7	
				登録建築大工基幹技能者				7																										
				登録建築測量基幹技能者				7																										
				登録硝子工事基幹技能者																	7													
				登録さく井基幹技能者																										7				
				登録解体基幹技能者																														7
				登録あと施工アンカー基幹技能者						7																								
				登録計装基幹技能者									7	7												7		7						
				登録土質改良基幹技能者						7																								
				登録都市トンネル基幹技能者						7																								
				登録潜函基幹技能者						7																								
	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当			【注２】	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	01	法第7条第2号イ該当				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	02	法第7条第2号ロ該当				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

根拠法令　①電気工事士法・電気事業法、②電気通信事業法、③水道法、④消防法

※登録基幹技能者に関する注意事項
- 登録基幹技能者について、ページ上段の表にある建設業の種類に関し10年以上の実務経験を有する場合に、当該建設業の種類における技術者として認められます。
- 平成30年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、ページ上段の表にある建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験を10年以上有するに至った時点で要件を満たすものとし、対象となります。
- 登録基幹技能者講習修了証にて確認を行いますが、修了証に記載された建設業の業種のみ有効です（「土木」は除きます）。

16　有資格コード一覧（特定建設業）

「２」……法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「３」……法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「５」……法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「６」……法第１５条第２項ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８③」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８⑤」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「９」……法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

根拠法令	コード	資格区分	実務経験必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士		９				９								９																
	1F	一級建設機械施工管理技士補																														
	12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		８				８																								
	1G	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）																														
	13	一級土木施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）		９			８③	９	９	８③			８③	９	８③	９	９			９	８③			８③			８③		９		８③	９
	1H	一級土木施工管理技士補					８③	８③	８③	８③			８③		８③		８③			８③	８③			８③			８③		８③		８③	８③
	14	二級土木施工管理技士（土木）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）					８⑤	８	８	８⑤			８⑤		８⑤		８			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８		８⑤	８
	1J	二級土木施工管理技士補（土木）					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	16	二級土木施工管理技士（薬液注入）					８⑤	８	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	20	一級建築施工管理技士（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）			９	９	９	９	９	９			９	９	９			９	９	９	９	９	８③	９				９	８③	８③	８③	９
	2C	一級建築施工管理技士補				８③	８③	８③	８③	８③			８③		８③			８③	８③	８③	８③	８③	８③	８③				８③	８③	８③	８③	８③
	21	二級建築施工管理技士（建築）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）				８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤			８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤				８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８
	22	二級建築施工管理技士（躯体）（解体工事を申請する場合は、平成28年度以降の合格者若又は平成27年度までの資格合格者で実務経験1年若しくは登録解体工事講習受講者）				８	８⑤	８	８⑤	８⑤			８		８			８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤				８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８
	23	二級建築施工管理技士（仕上げ）				８	８	８⑤	８	８			８		８⑤			８	８	８	８	８	８⑤	８				８	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤
	2D	二級建築施工管理技士補				８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤			８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤				８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤
	27	一級電気工事施工管理技士									９												８③						８③		
	2E	一級電気工事施工管理技士補																					８③						８③		
	28	二級電気工事施工管理技士																					８⑤						８⑤		
	2F	二級電気工事施工管理技士補																					８⑤						８⑤		
	29	一級管工事施工管理技士										９			８③		８③	８③					８③	８③			８③	８③	８③	８③	８③	
	2G	一級管工事施工管理技士補													８③		８③	８③					８③	８③			８③	８③	８③	８③	８③	
	30	二級管工事施工管理技士													８⑤		８⑤	８⑤					８⑤	８⑤			８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	
	3A	二級管工事施工管理技士補													８⑤		８⑤	８⑤					８⑤	８⑤			８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	８⑤	
	31	一級電気通信工事施工管理技士																							９							
	3B	一級電気通信工事施工管理技士補																														
	32	二級電気通信工事施工管理技士																							８							
	3C	二級電気通信工事施工管理技士補																														
	33	一級造園施工管理技士					８③	８③	８③	８③			８③		８③		８③			８③	８③			８③		９	８③		８③		８③	８③
	3D	一級造園施工管理技士補					８③	８③	８③	８③			８③		８③		８③			８③	８③			８③			８③		８③		８③	８③
	34	二級造園施工管理技士					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
	3E	二級造園施工管理技士補					８⑤	８⑤	８⑤	８⑤			８⑤		８⑤		８⑤			８⑤	８⑤			８⑤			８⑤		８⑤		８⑤	８⑤
建築士法	37	一級建築士			９	９				９			９	９								９									
	38	二級建築士				８				８			８									８									
	39	木造建築士				８																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		９				９			９					９	９									９					９
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（解体工事を申請する場合は、実務経験1年又は登録解体工事講習受講者）		９				９			９			９		９	９									９					９
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		９				９																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									９														９							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					９									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										９											９									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										９																	９			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										９																９	９			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		９				９									９															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								９						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		９				９																		９						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										９																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										９																	９			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										９																	９		９	
①	55	第一種電気工事士																														
	56	第二種電気工事士																														
	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
②	59	電気通信主任技術者																							８⑤							
	35	工事担任者（『「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」』又は「総合通信」）																							８③							
③	65	給水装置工事主任技術者																														
④	68	甲種消防設備士																												８		
	69	乙種消防設備士																												８		

特定建設業業種別技術職員有資格コード一覧

「２」……法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「３」……法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「５」……法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「６」……法第１５条第２項ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８③」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８⑤」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「９」……法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

根拠法令	コード	資格区分	実務経験必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法【注1】	71	建築大工（1級）				8																									
	71	建築大工（2級）				8③																									
	64	型枠施工（1級）				8		8																							
	64	型枠施工（2級）				8③		8③																							
	72	左官（1級）					8																								
	72	左官（2級）					8③																								
	57	とび・とび工（1級）						8																							8
	57	とび・とび工（2級）						8③																							8③
	73	コンクリート圧送施工（1級）						8																							
	73	コンクリート圧送施工（2級）						8③																							
	66	ウェルポイント施工（1級）						8																							
	66	ウェルポイント施工（2級）						8③																							
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）																													
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）																													
	75	給排水衛生設備配管（1級）																													
	75	給排水衛生設備配管（2級）																													
	76	配管・配管工（1級）																													
	76	配管・配管工（2級）																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」（1級）								8									8												
	70	建築板金「ダクト板金作業」（2級）								8③									8③												
	77	タイル張り・タイル張り工（1級）											8																		
	77	タイル張り・タイル張り工（2級）											8③																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（1級）											8																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み（2級）											8③																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）							8				8																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）							8③				8③																		
	80	石工・石材施工・石積み（1級）							8																						
	80	石工・石材施工・石積み（2級）							8③																						
	81	鉄工・製罐（1級）																													
	81	鉄工・製罐（2級）																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）													8																
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）													8③																
	83	工場板金（1級）																8													
	83	工場板金（2級）																8③													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）								8								8													
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）								8③								8③													
	85	板金・板金工・打出し板金（1級）																8													
	85	板金・板金工・打出し板金（2級）																8③													
	86	かわらぶき・スレート施工（1級）								8																					
	86	かわらぶき・スレート施工（2級）								8③																					
	87	ガラス施工（1級）																		8											
	87	ガラス施工（2級）																		8③											
	88	塗装（1級）																			8										
	88	塗装（2級）																			8③										
	88	木工塗装・木工塗装工（1級）																			8										
	88	木工塗装・木工塗装工（2級）																			8③										
	89	建築塗装・建築塗装工（1級）																			8										
	89	建築塗装・建築塗装工（2級）																			8③										
	90	金属塗装・金属塗装工（1級																			8										
	90	金属塗装・金属塗装工（2級）																			8③										
	91	噴霧塗装（1級）																			8										
	91	噴霧塗装（2級）																			8③										
	67	路面標示施工																			8										
	92	畳製作・畳工（1級）																				8									
	92	畳製作・畳工（2級）																				8③									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																				8									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																				8③									
	94	熱絶縁施工（1級）																						8							
	94	熱絶縁施工（2級）																						8③							
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																										8			
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																										8③			
	96	造園（1級）																													
	96	造園（2級）																													
	97	防水施工（1級）																				8									
	97	防水施工（2級）																				8③									
	98	さく井（1級）																									8				
	98	さく井（2級）																									8③				

昭和48年以降に取得した「塗装」

昭和47年以前に取得した「塗装」

特定建設業業種別技術職員有資格コード一覧

「２」……法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「３」……法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「５」……法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）、「６」……法第１５条第２項ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８③」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「８⑤」……法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロに該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「９」……法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

根拠法令	コード	資格区分			実務経験必要年数	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	61	地すべり防止工事								８①																			８①				
	40	基礎ぐい工事																															
	62	建築設備士																															
	63	計装																															
	60	解体工事																															８
	36	登録技能者	種目	登録電気工事基幹技能者																							８						
				登録橋梁基幹技能者						８																								
				登録造園基幹技能者																														
				登録コンクリート圧送基幹技能者						８																								
				登録防水基幹技能者																			８										
				登録トンネル基幹技能者						８																								
				登録建設塗装基幹技能者																		８												
				登録左官基幹技能者					８																									
				登録機械土工基幹技能者						８																								
				登録海上起重基幹技能者															８														
				登録ＰＣ基幹技能者						８							８																
				登録鉄筋基幹技能者													８																
				登録圧接基幹技能者													８																
				登録型枠基幹技能者				８																										
				登録配管基幹技能者																														
その他	36	登録技能者	種目	登録鳶・土工基幹技能者						８																								
				登録切断穿孔基幹技能者						８																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																				８									
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											８			
				登録エクステリア基幹技能者						８	８				８																			
				登録ＡＬＣ基幹技能者											８																			
				登録建築板金基幹技能者								８								８														
				登録外壁仕上基幹技能者					８													８	８											
				登録ダクト基幹技能者																														
				登録保温保冷基幹技能者																						８								
				登録ウレタン断熱基幹技能者																						８								
				登録グラウト基幹技能者						８																								
				登録冷凍空調基幹技能者																														
				登録運動施設基幹技能者						８																								
				登録基礎工基幹技能者						８																								
				登録タイル張り基幹技能者											８																			
				登録標識・路面標示基幹技能者						８																								
				登録土工基幹技能者						８												８												
				登録発破・破砕基幹技能者						８																								
				登録圧入基幹技能者						８																								
				登録送電線工事基幹技能者						８			８																					
				登録消火設備基幹技能者																												８		
				登録建築大工基幹技能者				８																										
				登録建築測量基幹技能者				８																										
				登録硝子工事基幹技能者																		８												
				登録さく井基幹技能者																										８				
				登録解体基幹技能者																														８
				登録あと施工アンカー基幹技能者						８																								
				登録計装基幹技能者									８	８											８		８							
				登録土質改良基幹技能者						８																								
				登録都市トンネル基幹技能者						８																								
				登録潜函基幹技能者						８																				８				
	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当			【注2】			８	８	８	８	８			８		８		８	８	８	８	８	８	８	８	８		８	８	８	８	８	８
	01	法第7条第2号イ該当						２	２	２	２	２			２		２		２	２	２	２	２	２	２	２	２		２	２	２	２	２	２
	02	法第7条第2号ロ該当						５	５	５	５	５			５		５		５	５	５	５	５	５	５	５	５		５	５	５	５	５	５
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）				３	３						３	３		３		３										３						
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				６	６	６	６	６	６	６			６		６		６	６	６	６	６	６	６	６	６		６	６	６	６	６	６

根拠法令　①電気工事士法・電気事業法、②電気通信事業法、③水道法、④消防法

17　勘定科目一覧

〇建設業法施行規則別記様式第 15 号及び第 16 号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件　（昭和 57 年建設省告示第 1660 号）

最終改正　平成 22 年 2 月 3 日国土交通省告示第 55 号

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 15 号及び第 16 号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を次のとおり定める。

なお、昭和 50 年建設省告示第 788 号は、廃止する。

貸　借　対　照　表

科　　目	摘　　要
〔　資　産　の　部　〕 Ⅰ　流　動　資　産	
現　金　預　金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受　取　手　形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有　価　証　券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材　料　貯　蔵　品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短　期　貸　付　金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前　払　費　用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
繰　延　税　金　資　産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2　特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
そ　の　他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸　倒　引　当　金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ固定資産	
（１）　有形固定資産	
建　物　・　構　築　物	次の建物及び構築物をいう。

（建物 構築物）	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具 （機械装置 船舶 航空機 車両運搬具）	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品 （工具器具 備品）	次の工具器具及び備品をいう。 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。） 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの
（２）無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの（地上権を含む。）
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
（３）投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金 （関係会社株式 関係会社出資金）	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。 会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第3項第 23 号に定める関係会社の株式 会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更正債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）
〔負債の部〕 Ⅰ 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給与手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1　流動資産に属する資産又は流動負債に関連するもの 2　特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
Ⅱ　固定負債	
社債	会社法（平成 18 年法律第 86 号）第 2 条第 23 号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
・・・引当金	退職給与引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
（退職給与引当金	役員及び従業員の退職給与に対する引当金）
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔純資産の部〕 Ⅰ　株主資本	
資本金	会社法第 445 条第 1 項及び第 2 項、第 448 条並びに第 450 条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第 445 条第 3 項及び第 4 項、第 447 条並びに第 451 条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第 445 条第 4 項及び第 451 条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金 （準備金）	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式

自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込み証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき事業用土地の再評価を行つたことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新株予約権	会社法第 2 条第 21 号の規定によるものから同法第 255 条第 1 項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科目	摘要
Ⅰ 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
Ⅱ 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益（売上総損失）	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益（完成工事総損失）	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。

貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用
営業利益（営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
Ⅳ 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
（受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金）	株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。）
その他	利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
（有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入）	他の営業外収益科目に属さないもの
Ⅴ 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
（支払利息	借入金利息等
社債利息）	社債及び新株式予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
（創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出）	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益（経常損失）	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
Ⅵ 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
Ⅶ 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。

税引前当期純利益 （税引前当期純損失）	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 （当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科目	摘要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費 （うち労務外注費）	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。 労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経費 （うち人件費）	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

（注）役員及び職員の人件費と財務諸表との関係については、
（1）役員及び職員数と財務諸表の人件費との関係が適正であること
（2）工事現場における管理業務に従事する技術・事務職員の給料手当等は、完成工事原価報告書の経費（うち人件費）に記載すること

※ 役員に係る報酬は、原則として「役員報酬」に計上するものであるが、役員が一般の職員と同様に技術又は事務に従事している場合は、それぞれ「経費（うち人件費）」又は「従業員給与手当」に計上することができる。

○建設業法施行細則

（昭和 47 年４月１日
静岡県規則第 16 号）

建設業法施行細則をここに制定する。

建設業法施行細則

建設業法施行細則（昭和 37 年静岡県規則第３号）の全部を改正する。

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第６条第２号（同令第11条、第13条第１項、第13条の２第10項及び第13条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定により、知事の定める書類の部数は、正本１通及び副本２通とする。

附　則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附　則（令和４年12月27日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

○建設業許可証明事務について

改正　昭和 51 年 3 月 18 日管第 425 号
昭和 57 年 2 月 8 日管第 543 号
平成 2 年 3 月 15 日管第 605 号
平成 7 年 3 月 13 日管第 719 号
平成 18 年 10 月 13 日建業第 228 号
平成 23 年 3 月 17 日建業第 204 号
平成 27 年３月２日建業第 237 号
平成 28 年６月１日建業第 76 号
建設業課長から各土木事務所長あて

このことについて、「建設業許可証明事務について」（平成 27 年３月２日付け建業第 237 号）のとおり取扱っていたところですが、建設業法等の一部を改正する法律、建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、別添のとおり取扱いを改正したので通知します。

記

1　証明書様式
　建設業許可証明書の様式は別紙様式（２）によること。
2　証明事項
　主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名、許可番号、建設業の種類、有効期間開始日及び有効期間満了日
3　別紙様式（１）「建設業許可証明願」、別紙様式（２）「建設業許可証明書」は県ホームページ上の『建設業のひろば』において公開する。
4　証明願人に別紙様式（１）（２）とともに許可申請書（副）、変更届出書（副）を持参させること。
5　証明手続
（１）証明願人に別紙様式（１）（２）の下記の項目を記入させること。
　主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名、許可番号、営業所の名称、
　建設業の種類、有効期間開始日及び有効期間満了日
（２）別紙様式（１）に収入証紙（４００円）を貼付させること。
（３）許可申請書及び変更届出書により、別紙様式（１）（２）の記載内容を確認すること。
　許可申請書及び変更届出書にて確認できない場合は証明してはならない。

（４）別紙様式（１）（２）中の建設業の種類、有効期間開始日及び有効期間満了日欄の余白は斜線等で消すこと。

（５）別紙様式（１）は課長決裁を受けること。

（６）別紙様式（１）の収入証紙に消印をすること。

（７）別紙様式（１）（２）に証明番号を付すこと。

（８）証明番号は別紙様式（１）（２）に同番号をナンバーリングで付すこと。

（９）証明番号は、証明１件ごとに連番を付し、会計年度ごとに証明番号を更新すること。

(10) 許可証明年月日を記入すること。

(11) 別紙様式（１）と（２）に契印をすること。

(12) 別紙様式（２）に所長印を押し、証明願人に交付すること。

(13) 別紙様式（１）は事務所にて保存すること。

６　別紙様式（２）の訂正部分には所長印を押すこと。

７　記載例　別添（略）

様式（１）

照合済に付証明してよろしいか伺います					
課長		班長		照合	

No.

建　設　業　許　可　証　明　願

主たる営業所の所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	

１．許可番号　　静岡県知事許可（般／特　－　）第　　号

２．建設業の種類及び許可の有効期間

営業所の名称	特定建設業						一般建設業					
	建設業の種類					有効期間開始日 有効期間満了日	建設業の種類					有効期間開始日 有効期間満了日
（主たる営業所）						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
（その他の営業所）						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・
						・ ・ ・ ・						・ ・ ・ ・

上記のとおり建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていることを証明願います。

令和　　年　　月　　日

静岡県　　土木事務所長　様

（記載要領）

１．許可番号の「般／特」については不要のものを消すこと。

２．建設業の種類の欄には、下記建設業種一覧表の略号（太字）で記載し、不用の欄は－で消すこと。

証明手数料貼付欄
（静岡県収入証紙400円）

（建設業種一覧表）

1 土木工事業（**土**）	9 管工事業（**管**）	17 塗装工事業（**塗**）	25 建具工事業（**具**）
2 建築工事業（**建**）	10 タイル・れんが・ブロック工事業（**タ**）	18 防水工事業（**防**）	26 水道施設工事業（**水**）
3 大工工事業（**大**）	11 鋼構造物工事業（**鋼**）	19 内装仕上工事業（**内**）	27 消防施設工事業（**消**）
4 左官工事業（**左**）	12 鉄筋工事業（**筋**）	20 機械器具設置工事業（**機**）	28 清掃施設工事業（**清**）
5 とび・土工工事業（**と**）	13 舗装工事業（**舗**）	21 熱絶縁工事業（**絶**）	29 解体工事業（**解**）
6 石工事業（**石**）	14 しゅんせつ工事業（**しゆ**）	22 電気通信工事業（**通**）	
7 屋根工事業（**屋**）	15 板金工事業（**板**）	23 造園工事業（**園**）	
8 電気工事業（**電**）	16 ガラス工事業（**ガ**）	24 さく井工事業（**井**）	

（注）・許可申請書および変更届出書の副本をご持参ください。
・許可証明は土木事務所で行います。

様式（２）

No.

建　設　業　許　可　証　明　書

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

許可番号　　静岡県知事許可（般－　　）第　　号
　　特

建設業の種類及び許可の有効期間

営業所の名称	特定建設業						一般建設業					
	建設業の種類					有効期間開始日 有効期間満了日	建設業の種類					有効期間開始日 有効期間満了日
（主たる営業所）						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・
（その他の営業所）						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・
						・　・ ・　・						・　・ ・　・

上記のとおり建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていることを証明します。

令和　　年　　月　　日

静岡県　　土木事務所長

（注）建設業の種類の欄には、建設業種一覧表（下記）の略号で記載してあります。

（建設業種一覧表）

1 土木工事業（**土**）	9 管工事業（**管**）	17 塗装工事業（**塗**）	25 建具工事業（**具**）
2 建築工事業（**建**）	10 タイル・れんが・ブロック工事業（**タ**）	18 防水工事業（**防**）	26 水道施設工事業（**水**）
3 大工工事業（**大**）	11 鋼構造物工事業（**鋼**）	19 内装仕上工事業（**内**）	27 消防施設工事業（**消**）
4 左官工事業（**左**）	12 鉄筋工事業（**筋**）	20 機械器具設置工事業（**機**）	28 清掃施設工事業（**清**）
5 とび・土工工事業（**と**）	13 舗装工事業（**舗**）	21 熱絶縁工事業（**絶**）	29 解体工事業（**解**）
6 石工事業（**石**）	14 しゅんせつ工事業（**しゆ**）	22 電気通信工事業（**通**）	
7 屋根工事業（**屋**）	15 板金工事業（**板**）	23 造園工事業（**園**）	
8 電気工事業（**電**）	16 ガラス工事業（**ガ**）	24 さく井工事業（**井**）	

○経営業務の管理経験に関する取扱いについて

平成 11 年 1 月 7 日管第 390 号
管理課建設業室長から各土木事務所長あて

「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 351 号）による建設大臣の認定要件のうち、個人の補佐経験について、従来は、個人事業主の死亡による事業継承を伴う場合にのみ認めていたが、今後は下記の場合を加えて取扱うこととしたので、通知します。

記

1　法人の常勤の役員が死亡した場合にも、次に掲げる条件にすべて該当するときには、個人の補佐経験を認める。

（1）　死亡した常勤の役員が、営業の継続性をもって法人を設立したものであること。

（2）　新たに経営業務の管理責任者になる者は、当該死亡した常勤の役員の配偶者か子として経営を補佐していた経験がある者であること。

2　個人事業主が、社会通念上老齢等により引退（廃業）するものと認められる場合にも、個人の補佐経験を認める。

なお、その場合には、税務署に提出した個人事業の廃業届の写しを添付することとする。

○静岡県知事の建設業許可申請等に係る行政書士による代理申請の取扱いについて

平成 15 年 1 月 9 日建業第 319 号
改正令和２年 10 月 1 日建業第 171 号
建設業課長から各土木事務所長あて

平成 13 年６月 27 日に公布された行政書士法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 77 号)が平成 14 年７月１日から施行され、行政書士による代理申請ができるようになりました。これを受け、静岡県知事等に提出される建設業許可申請書等の取扱いについては、「静岡県知事の建設業許可申請等に係る行政書士による代理申請の取扱いについて」（平成 15 年１月９日建業第 319 号）のとおり行ってきたところです。

このことについて令和２年８月 28 日公布の建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 69 号）において、建設業許可申請書等の様式の見直しが行われたことを受けて、下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

１　申請書等への委任状の添付

（１）　委任状は、各申請・届出毎に作成されたものであること（コピーは不可）。

（２）　委任状は、窓口での提示ではなく正一部を提出させること。

（３）　委任状の日付は、各申請・届出の日から３ヶ月以内のものであること。

（４）　受付日が同日の複数の申請等がある場合は、委任状は１枚で足りること。

（５）　委任の範囲は、以下の記載例を参考に具体的に記載させること。

ア　「建設業許可申請」に係る記載例

建設業許可申請に関する一切の件

イ　「変更等の届出」に係る記載例

建設業法第 11 条の規定に基づく変更等の届出に関する一切の件

ウ　「廃業等の届出」に係る記載例

以下の許可業種に係る建設業法第 12 条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件　　○○工事業、○○工事業、…

エ　「経営事項審査申請」に係る記載例

経営事項審査申請に関する一切の件

オ　「許可通知等、当該申請に基づき許可行政庁が発出する文書の受領」に係る記載例

○○の受領に関する一切の件

（注）委任範囲に「受領」という表現がない場合は、当該申請等に基づき発出する許可通知、経営事項審査結果通知書、許可取消通知書等は代理を受けた行政書士ではなく、申請者本人に送付する。

（６）　委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載させること。

2　申請者欄の記載方法

（１）　申請者・届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き行政書士の記名で可であること。ただし、上段に、申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を記載させること。

（２）　様式毎の可否は別紙のとおりであること。

（３）　申請者の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を記載させること。

（４）　申請書に押印された行政書士の印は、職印であること。

3　経営事項審査結果通知書の行政書士への送付

代理人が経営事項審査結果通知書の受領を委任されている場合には、当該代理人あてに送付する。

4　その他

（１）　別紙で列挙している以外の様式については、代理人の記名で可であること。

（２）　許可の代理申請に係る申請書に添付される委任状の保管については、建設業許可事務処理要領（昭和 51 年３月 18 日管第 424 号）及び建設業許可事務取扱要領（平成３年３月 26 日管第 756 号）に定める許可申請区分に基づき、建設業課又は土木事務所が行う。

（３）　経営事項審査の代理申請に係る申請書に添付される委任状の保管については、建設業課が行う。

5　施行日

令和２年 10 月１日

別　紙

【代理人の記名で可なもの】

○　建設業許可申請書（様式第１号）の申請者の欄
○　営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄（営業所技術者等の交代に伴う削除に限る。）
○　変更届出書（様式第 22 号の２）の届出者の欄
○　届出書（様式第 22 号の３）の届出者の欄
○　廃業届（様式第 22 号の４）の届出者の欄
○　経営事項審査申請書（様式第 25 号の６）の申請者の欄
○　経営状況分析申請書（様式第 25 号の８）の申請者の欄
○　経営事項審査再審査申請書（様式第 26 号）の申請者の欄

【代理人の記名は不可なもの】

○　誓約書（様式第６号）の申請者の欄
○　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号）の証明者の欄
○　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第７号）の申請者の欄
○　常勤役員等の略歴書（様式第７号別紙）の氏名の欄
○　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第７号の２）の証明者の欄
○　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第７号の２）の申請者の欄
○　常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第７号の２別紙１及び別紙２）の氏名の欄
○　健康保険等の加入状況（様式第７号の３）の申請者・届出者の欄
○　営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄（営業所技術者等交代に伴う削除の場合を除く。）
○　実務経験証明書（様式第９号）の証明者の欄
○　指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）の証明者の欄
○　許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第 12 号）の氏名の欄
○　建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号）の氏名の欄

【申請者名（法人である場合は法人名及び代表者名）を記載するもの】

○　経営事項審査申請書（様式第 25 号の６）別紙１、別紙２、別紙２の２及び別紙３の申請者の欄
○　兼業事業売上原価報告書（様式第 25 号の７）の申請者の欄

○電気工事業の実務経験に係る建設業許可事務の取扱いについて

平成 18 年 2 月 7 日建業第 334 号
建設業室長から各土木事務所長あて

このことについて、電気工事士法等により免状の交付を受けた者でなければ、一定の工事に従事できないこととされているため、『建設業許可の手引』においては、第２種電気工事士及び電気主任技術者以外、様式第９号「実務経験証明書」を使用することはない旨定められていますが、これらの免状を必要としない電気工事の請負に関する実務経験について、下記のとおり取扱いを定めたので通知します。

記

電気工事士法等の免状を必要としない電気事業用電気工作物の工事の請負について１０年以上の実務経験を有する者は、様式第９号による証明を得て、法第７条第２号ロ該当の営業所技術者と認めて差し支えないこと。

なお、その審査にあたっては、関係法令を参照して十分な注意を払うこと。

おって、上記取扱いを受けた者は、建設業の許可を得てもなお、電気工事士法等の免状を必要とする工事には直接従事できないので、関係法令を遵守するよう指導してください。

（参考）電気工事業に係る他法令の規制

（１）工作物

対象		工作物の例	法令
一般用電気工作物		一般家庭、商店等の屋内配電設備等	電気工事士法 電気工事業法
事業用 電気工作物	自家用 電気工作物	ビル、工場等の発電・変電設備、 500kw 未満の需要設備等	
	電気事業用 電気工作物	発電所、変電所等、500kw 以上の需要設備、送電線路、保安通信設備等	電気事業法

（２）資格

資格の名称	根拠法令	概要
電気工事士 （1 種・2 種）	電気 工事士法	一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置、変更、撤去する工事を行う作業者に関する資格。
電気主任技術者 （1 種・2 種 ・3 種）	電気事業法	事業用電気工作物の設置者（保有者）には、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を監督するため、電気主任技術者を選任するよう義務付け。

p187 参照



（別紙）

建設業許可等に係る「経営業務の管理責任者証明書」の取扱い

1　自己証明を認める要件について

前勤務先との感情的な問題等から標記証明書が入手不能の場合であって、次の要件をいずれも満たす場合は、自己証明を認めることとする。

＜要件＞

ア　前勤務先の履歴事項全部証明書及び厚生年金の記録等により、法定期間以上、常勤の役員であったことが明らかであること。

イ　アの期間、前勤務先が法人の許可業者であること（許可行政庁での書類で許可状況が確認できるもの）。

2　自己証明の確認書類（裏付資料）について

次の書類にて期間、常勤性、自己証明とせざるを得ない理由を確認することとする。

- 履歴事項全部証明書…＜期間の確認資料＞
- 前勤務先での厚生年金の記録等の常勤役員であったことを確認できる書類…＜常勤性の確認資料＞
- 本人による申立書（前勤務先での証明が得られなかった経緯を、依頼した日時・依頼方法・依頼した人物を含めて記載し、事実と相違ない旨を誓約したもの＝別添の記載例参照）…＜自己証明とせざるを得ない理由＞

3　その他

（１）　自己証明をした事実について、必要な場合には前勤務先（元役員等を含む。）に確認又は調査するものとする。

（２）　後日、申立書と相違する事実が判明した場合、監督処分（許可の取消を含む）等を行う旨を受付の際に伝えるものとする。

（３）　標記証明書の備考欄に、前勤務先の許可番号・証明が得られなかった事実を記載するものとする。

（記載例）

申　立　書

私は、○年○月から○年○月までの間、××株式会社の常勤取締役として、○○工事業の経営業務の管理責任者としての経験を登記簿謄本のとおり有しました。

このたび、建設業許可申請（経営業務の管理責任者の変更届）をするに当たり、○年○月○日、○時、同社を訪問し、代表取締役△△△△氏に私の同社における経営業務の管理責任者としての経験証明を依頼しましたが、□□□の理由により、同証明を得ることができませんでした。

よって、やむを得ず、上記の経営業務の管理責任者としての経験を自己証明します。

なお、××株式会社代表取締役△△△△氏に、自己証明に至った経緯について確認又は調査されてもかまいません。

静岡県知事　○○　○○　様

○年○月○日

住　所（所在地）
氏　名

申立書内容連絡先
住　　所

氏　　名

電話番号

その他連絡先
(FAX・メールアドレス)

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 2

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（１）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　**代表取締役**

経験年数　平成**１１**年　**１**月から平成**２８**年　**４**月まで　満**１７**年　**３**月

証明者と被証明者との関係　**本　　人**

備　　考　**○○県知事許可（般－24）第００１２３４号**

塗装工事業　平成24年４月１日許可

平成２年に許可を取得し、上記許可までに更新を続けている㈱愛知土木の常勤取締役でしたが、㈱愛知土木からの証明を受けることができませんでした。このため、自己により証明します。

令和　５年　１２月　１日

名古屋市中区三の丸３－１－２
株式会社愛知土木
証明者　**元取締役　静岡　一郎**

（２）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 ~~本　　人~~ ~~の支配人~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　５年　１２月　１日

静岡県知事　様

申請者　**静岡市葵区追手町９番６号**
株式会社建設業課土木
代表取締役　静岡　一郎

申請又は届出の区分　項番 3　**1**　（１．新規　　２．変更　　３．常勤役員等の更新等）

変更又は追加の年月日　令和　　年　　月　　日

知事コード

許可番号　１８　　静岡県知事許可（般特－　）第　　号　　許可年月日　令和　　年　　月　　日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　１９　**シ　ズ**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　２０　**静　岡　　一　郎**　　生年月日　**Ｓ　５　０**年　**１　１**月　**１　１**日

住所　**静岡市駿河区有明町２－２０**

◎【変　更　前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　２１　　生年月日　　年　　月　　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

19　別とじ用表紙

提出用

コピーして使用してください。提出する用紙はA4版です。

（用紙Ａ４）

別とじ用表紙



商号又は名称	
許可番号	静岡県知事許可（般・特）－　第　　号

受付印

1　申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1	新規（純新規・事業継承・法人成）	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規＋業種追加
7	般特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般特新規＋業種追加＋更新

2　変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等（変更・追加・削除）
3	欠格要件に該当したとき	4	令第３条に規定する使用人（新任・退任）
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13	個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14	支配人（令第３条に規定する使用人）（新任・退任）
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びＦＡＸ番号

3　書類名（提出する書類に○を付けてください。）

No	様式番号	書類名
1	様式第７号※	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書
2	様式第７号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第７号の２※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第１面～第４面）
4	様式第７号の２別紙１	常勤役員等の略歴書
5	様式第７号の２別紙２	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第８号※	営業所技術者等証明書（新規・変更）
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第９号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主（出資者）調書
13	様式第22号の３※	届出書
14	様式第22号の４※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注　様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。

21　役員等氏名一覧表

提出用

コピーして使用してください。提出する用紙は A4 版です。

静岡県様式　　（用紙Ａ４）



役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注１に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

許可番号
申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（般・特ー　　）第＿＿＿＿＿＿＿＿号

提出先　□県庁　□（　　）土木事務所

行政庁記入欄　受付日　　年　　月　　日　　受付番号 ＿＿＿＿＿＿

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）

商　　号	

記

	役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
2	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
3	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
4	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
5	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
6	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
7	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
8	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		

注１　この様式は、法第７条第３号及び法第８条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。
　　静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
注２　申請者が法人の場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
　　なお、株主等についての記載は不要です。
注３　注２に掲げる者（事業主を除く。）の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。
注４　訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

株主は不要です。

※記載方法については p150 参照。

Chapter3

しなければならない許可の変更・廃業届

Chapter 3

１　変更届・廃業届について

（１）変更の届出　〔法第 11 条各項〕記載例 p236～268（p261～263 を除く。）

許可を受けたあと、法第 11 条に掲げる事項（経営業務の管理責任者の変更等）に該当するに至った場合には、p229～231 の「変更事項別必要書類一覧及び提出書類のとじ方」に従って必要な書類を添付し、届出書類を法定提出期限内に提出しなければなりません。該当日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日までとなります。《静岡県の休日を定める条例第２条》

なお、届出を怠った場合は、更新することができず、監督処分の対象になる場合もあります。

（２）廃業等の届出　〔建設業法第 12 条〕記載例 p261～263

（１）による変更等の届出のほか、次表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる者は、30 日以内に管轄の土木事務所へ書面（様式第 22 号の２及び様式第 22 号の４）をもってその旨を届け出なければなりません。

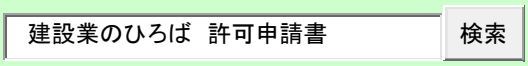
廃業等の届出事項	届出をすべき者
①許可に係る建設業者が死亡したとき	その相続人
②法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
③法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
④法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人
⑤許可を受けた建設業を廃止したとき	当該許可に係る建設業者であった個人又は当該許可に係る建設業者であった法人の役員

（３）書類の作成

届出書類を３通（正本１通、副本２通）、確認書類を１通用意し、提出してください。届出書類の様式については、静岡県ＨＰの「建設業のひろば」から入手してください。

ホームページ「建設業のひろば」
＜http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html＞

① 検索エンジンで「建設業のひろば　許可申請書」と入力して検索すると、申請書を掲載したホームページを簡単に見つけることができます。



② 「建設業のひろば」内の「建設業許可」をクリックしてください。
③ 「建設業許可申請書等様式集」から申請様式をダウンロードしてください。

（４）書類の提出

書類の提出部数は、正本１通、副本２通です。届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。

窓口では、許可の要件を満たしているか否かを書面及び口頭により審査しますので、届出者本人（届出者の役員及び従業員でも可）又は委任を受けた行政書士が届出書類等を持参してください。届出書類等に記載誤りや不備があった場合には、書類の修正等を行っていただき、再来を求めることがありますので、御承知おきください。



なお、下書きの届出書類の提出はご遠慮ください。

● 届出書類の提出先

静岡県知事許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所総務課建設業班です（p70 参照）

国土交通大臣許可業者の届出書類の提出先は、主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局担当課です。

提出先	住所	電話番号	申請区分
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	〒460-8514　愛知県名古屋市中区三の丸 ２－５－１ 名古屋合同庁舎第２号館	052-953-8572	国土交通 大臣許可 （静岡県内に主たる営業所を有する者のみ）
下田土木事務所	〒415-0016　下田市中 531-1	0558-24-2104	静岡県 知事許可
熱海土木事務所	〒413-0016　熱海市水口町 13-15	0557-82-9161･9162	
沼津土木事務所	〒410-0055　沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	
富士土木事務所	〒416-0906　富士市本市場 441-1	0545-65-2458	
静岡土木事務所	〒422-8031　静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308･9309	
島田土木事務所	〒427-0019　島田市道悦 5-7-1	0547-37-5245	
袋井土木事務所	〒437-0042　袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	
浜松土木事務所	〒430-0929　浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7255･7256	

●受付時間（土木事務所総務課建設業班）

【届出】午前９時から午前 11 時 30 分まで、午後１時から午後４時 30 分まで

※１度に大量の届出を持参する場合は、事前に各担当窓口に御連絡ください。

2　届出書様式及び記載要領

（１）届出書様式一覧

様式	届出書類	根拠法令
様式第 22 号の 2	変更届出書（第一面）（第二面）	規則第 9 条第 1 項
様式第 22 号の 3	届出書	規則第 10 条の 2
様式第 22 号の 4	廃業届	規則第 10 条の 3

（２）届出書に添付するその他の届出書類

様式	届出書類	根拠法令
別紙一	役員等の一覧表	規則第 2 条第 1 号
別紙四	営業所技術者等一覧表	規則第 2 条第 1 号
様式第 2 号	工事経歴書	規則第 2 条第 2 号
様式第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	規則第 2 条第 3 号
様式第 4 号	使用人数	規則第 2 条第 4 号
様式第 6 号	誓約書	規則第 2 条第 6 号
	登記されていないことの証明書・身分証明書	規則第 4 条第 2 項・第 1 項第 5 号
様式第 7 号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	規則第 3 条第 1 項
別紙	常勤役員等の略歴書	規則第 3 条第 1 項
様式第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面～第四面）	規則第 3 条第 1 項
別紙一	常勤役員等の略歴書	規則第 3 条第 1 項
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	規則第 3 条第 1 項
様式第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	規則第 3 条第 1 項第 2 号
様式第 8 号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	規則第 3 条第 2 項
	卒業証明書	規則第 3 条第 2 項第 1 号
様式第 9 号	実務経験証明書	規則第 3 条第 2 項第 2 号
	資格証明書	規則第 3 条第 2 項第 3 号
	監理技術者資格者証	規則第 3 条第 2 項第 4 号
様式第 10 号	指導監督的実務経験証明書	規則第 13 条第 2 項第 2 号
様式第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表	規則第 4 条第 1 項第 1 号
様式第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	規則第 4 条第 1 項第 3 号
様式第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	規則第 4 条第 1 項第 4 号
様式第 14 号	株主（出資者）調書	規則第 4 条第 1 項第 7 号
様式第 15 号	貸借対照表（法人用）	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 16 号	損益計算書（法人用）	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号	株主資本等変動計算書	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号の 2	注記表	規則第 4 条第 1 項第 8 号
様式第 17 号の 3	附属明細表	規則第 4 条第 1 項第 8 号
	事業報告書	規則第 10 条第 1 項第 1 号
様式第 18 号	貸借対照表（個人用）	規則第 4 条第 1 項第 9 号
様式第 19 号	損益計算書（個人用）	規則第 4 条第 1 項第 9 号
	定款	規則第 4 条第 1 項第 6 号
	登記事項証明書（法人のみ）	規則第 4 条第 1 項第 10 号
	登記事項証明書（支配人）	規則第 4 条第 1 項第 11 号
様式第 20 号	営業の沿革	規則第 4 条第 1 項第 12 号
	県税の納税証明書	規則第 4 条第 1 項第 15 号

＊閲覧対象書類（法第 13 条及び規則第 12 条の 2 により閲覧に供する書類）は様式欄を着色しています。それ以外の書類は閲覧対象外になります（編纂方法はp235 参照）。

申請書等はＡ４サイズの用紙を使用してください。
各種書類のうち、以下の書類については黄色の紙を使用していただきますよう御協力をお願いいたします。
（届出書類の黄色着色部分です）
①様式第 22 号の 2　②様式第 22 号の 3　③様式第 22 号の 4
④様式第 7 号　⑤様式第 7 号の 2　⑥様式第 7 号の 3　⑦様式第 8 号

（３）届出書様式及び記載要領

●　様式第22号の2　変更届出書



様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
{(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第７条第２号　に規定する営業所技術者
建設業法第 15 条第２号　に規定する特定営業所技術者}
について変更があつたので届出をします。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	項番	大臣知事コード		許可年月日
許可番号	3 5		国土交通大臣／知事 許可（般－　） 第　号	令和　年　月　日
法人番号	3 6			

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない）。

届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
届出の内容が、営業所において営業しようとする建設業、営業所の名称又は所在地に係る変更、営業所の新設・廃止の場合には、第二面の提出を要する。
届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第７条第２号又は第15条第２号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載する。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ	3 7	
商号又は名称	3 8	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	3 9	
代表者又は個人の氏名	4 0	
主たる営業所の所在地市区町村コード	4 1	都道府県名＿＿＿＿＿＿　市区町村名＿＿＿＿＿＿
主たる営業所の所在地	4 2	
郵便番号	4 3	－　　電話番号
資本金額又は出資総額	4 4	（千円）

変更のあった部分のみ記入する。

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず４か所とも記入する。

右詰で記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は”－”（ハイフン）で記入する。

左詰で記入する。
固定電話を記入する。

連絡先
所属等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿
ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入する。

（用紙Ａ４）

（第二面）

区　　分　項番 8 1　（ 2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止 ）

許　可　番　号　項番 8 2　大臣知事コード　国土交通大臣 / 知事 許可（般－　）第　　号　許可年月日　平成　年　月　日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業 8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称 8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5　都道府県名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業 8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記載する。

許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「１」を、特定は「２」を記載する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称 8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業 8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（ 1．一般 2．特定 ）

変更前

営業の実態



①営業体の変更
②組織内容の変更

14 日～30 日以内に

変更を明らかにしておく（法第 11 条）

記載上の注意（様式第22号の2）

1　（1）から（8）までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

2　「　地方整備局長　　「国土交通大臣　　「般
　　北海道開発局長　　及び　　については、不要のものを消すこと。
　　知事」、　　知事」、　　特」

3　「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 □□のように左詰めで記入すること。

「大臣

5　3 6「許可番号」の欄の　知事　コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
　また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
　なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　3 6「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

7　「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。

8　「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

9　届出の内容が、第7条第1項に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10　届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

11　届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12　3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
　なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13　3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
（例　（株）A 建 設 □
　　B 建 設 （有） □）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

14　3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

15　4 0「代表者又は個人の氏名」の欄には、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

16　4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、p265のコード表により、営業所の所在する市区町の該当するコードを記入すること。
　「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

17　4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。

18　4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

「資本金額

19　4 4　　又は出資総額　」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21　8 1「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「２．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「３．従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「４．従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「３．従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「４．従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22　8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

23　届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

●市町村コード（項番 41）及び管轄土木事務所

コード	市区町名	管轄土木事務所
22219	下田市	下田土木事務所
22301	賀茂郡東伊豆町	
22302	賀茂郡河津町	
22304	賀茂郡南伊豆町	
22305	賀茂郡松崎町	
22306	賀茂郡西伊豆町	
22205	熱海市	熱海土木事務所
22208	伊東市	
22203	沼津市	沼津土木事務所
22206	三島市	
22215	御殿場市	
22220	裾野市	
22222	伊豆市	
22225	伊豆の国市	
22325	田方郡函南町	
22341	駿東郡清水町	
22342	駿東郡長泉町	
22344	駿東郡小山町	
22207	富士宮市	富士土木事務所
22210	富士市	

コード	市区町名	管轄土木事務所
22101	静岡市葵区	静岡土木事務所
22102	静岡市駿河区	
22103	静岡市清水区	
22209	島田市	島田土木事務所
22212	焼津市	
22214	藤枝市	
22226	牧之原市	
22424	榛原郡吉田町	
22429	榛原郡川根本町	
22211	磐田市	袋井土木事務所
22213	掛川市	
22216	袋井市	
22223	御前崎市	
22224	菊川市	
22461	周智郡森町	
22138	浜松市中央区	浜松土木事務所
22139	浜松市浜名区	
22140	浜松市天竜区	
22221	湖西市	



● 様式第22号の3　届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 8

届　　出　　書

下記のとおり、（１）建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった／（２）建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなった／（３）営業所技術者等を削除した／（４）欠格要件に該当するに至つた　のので届出をします。

該当する理由に○を付ける。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項番　大臣知事コード

許可番号　5 1 □□

国土交通大臣 許可（般－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

記

右詰めで記入し、左余白は必ず"０"で埋める。

該当するものに○を付ける。

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5 2 □□□□□□□□

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い営業所技術者等を削除した場合は、（３）を囲む。

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3)　営業所技術者を削除した場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5 3 □□□□□□□□　生年月日　□□年□□月□□日

営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5 3 □□□□□□□□

削除される技術者がいた営業所の名称、担当していた建設工事の種類を記載する。

営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5 3 □□□□□□□□　生年月日　□□年□□月□□日

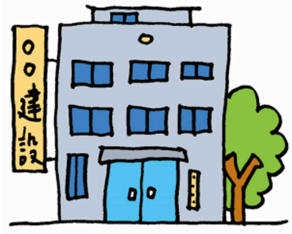
営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

（　　）

営業の実態



①営業体の変更
②組織内容の変更

14日～30日以内に

変更を
明らかにしておく
（法第11条）

記載上の注意（様式第22号の3）

1　この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「（１）」を○で囲むとともに、5 2「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

（２）法第７条第２号又は同法第１５条第２号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「（２）」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記載すること。

（３）許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合

この場合、「（３）」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記載すること。

（４）法第８条第１号及び第７号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

この場合、「（４）」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載すること。

2　「地方整備局長　「国土交通大臣　「般
北海道開発局長　及び　については、不要のものを消すこと。
知事」、　知事」、　特」

3　「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

「大臣

5　5 1「許可番号」の欄の　知事　コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 2及び5 3「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

7　「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（　）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	



● 様式第22号の4　廃業届

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出の区分　項番 3　5 4　（ 1．全部の業種の廃業 / 2．一部の業種の廃業 ）

一部廃業の場合は、営業所技術者等の変更届（様式第８号）、又は届出書（様式第 22 号の３）を同時に提出する。従たる営業所において営業する業種に変更がある場合は、さらに、変更届出書（様式第 22 号の２）を同時に提出する。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

許可番号　5 5　大臣知事コード 3　国土交通大臣 / 知事 許可（般－　）第 5 10 号　許可年月日　令和 11 年 13 月 15 日

右詰めで記載し、左余白は必ず"０"を記載する。

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業	5 6																													（ 1．一般 / 2．特定 ）
届出時に許可を受けている建設業	5 7	3		5					10					15					20					25				30			

廃業した業種を上段に記載、その業種を含め届出時に許可を有しているすべての業種を下段に記載する。一般の場合は「１」を、特定の場合は「２」を記載する。

行政庁側記入欄 整理区分	5 8	3
決裁年月日	5 9	令和 3 年 5 月 7 日

枠の中は記載しないこと。

【備考】

廃業等の年月日		令和　　年　　月　　日
廃業等の理由	（１）	許可に係る建設業者が死亡したため
	（２）	法人が合併により消滅したため
	（３）	法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（４）	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（５）	許可を受けた建設業を廃止したため

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例）法人の解散日等

該当する番号を○で囲む。

営業の実態



①消滅
②営業意識を失った

30 日以内に

廃業届の提出義務

（法第 12 条）

記載上の注意（様式第22号の4）

1　「　地方整備局長　　「国土交通大臣　　「般
　　北海道開発局長　　及び　　については、不要のものを消すこと。
　　知事」、　　知事」、　　特」

2　「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し及びその他の作成等に係る権限を有することを証する書類を添付すること。

3　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4　5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合には「１」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「２」をカラムに記入すること。

5　5 5「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。
　なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業について、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

7　5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けていた建設業全部について、６と同じ要領で記載すること。

8　太線の枠内には記入しないこと。

9　【備考】の欄は、（１）から（５）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

● 静岡県様式　役員等一覧表　p271参照

● 別とじ用表紙　p273参照

3　変更事項別必要書類一覧等　※提出書類の編さんはＰ235 参照のこと

届出の際は、直近の許可申請書副本、その後提出した変更等の届出書副本を必ず持参してください。届出を怠った場合、更新することができず、また、監督処分の対象となる場合もあるので、必ず法定期限内に提出してください。

14日以内

（１）事実の発生したときから 14 日以内　《法第 11 条第４項》

届出書様式及び添付書類		確認資料等
A　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更・追加　p236		
①変更届出書（様式第 22 号の２）		・経営業務の管理責任者の確認書類 p173 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※役員等の変更が伴う場合は、Mの届出書類 **役員経験で新たに経営業務の管理責任者に就任する場合、過去の経験期間の地位（役員としての地位）確認のため、確認資料として登記事項証明書の提出が必要です（確認資料なので３部ではなく１部提出）。**
イ該当	②常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書（様式第７号）	
イ該当	③常勤役員等の略歴書（別紙）	
ロ該当	②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一～四面）（様式第７号の２）	
ロ該当	③常勤役員等の略歴書（別紙一）	
ロ該当	④常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）	
B　健康保険等の加入状況の変更（人数のみの変更を除く。）　p241		
①健康保険等の加入状況（様式第７号の３）		・p85～89 の確認書類
C－１　営業所技術者等の変更・追加（変更を伴う削除を含む。）　p243		
①変更届出書（様式第 22 号の２）		・営業所技術者等の確認書類 p178 ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※区分「２．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更」に係る届出の場合、①の提出は不要です。
②営業所技術者等一覧表（別紙四）		
③営業所技術者等証明書（様式第８号）		
該当する場合提出する書類	④資格証明書等	
該当する場合提出する書類	⑤実務経験証明書（様式第９号）	
該当する場合提出する書類	⑥指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）	
C－２　営業所技術者等の削除　p246		
①変更届出書（様式第 22 号の２）		※一部廃業等により営業所技術者等を削除した場合は廃業届と併せて届け出る。営業所技術者等の交替に伴う削除の場合は、様式第 22 号の２、別紙四、様式第８号により届け出る。
②届出書（様式第 22 号の３）		
③営業所技術者等一覧表（別紙四）		
D　欠格要件に該当したとき　p247		
・届出書（様式第 22 号の３）		法第８条第１号又は第７号から第 13 号までのいずれかに該当した場合
E　令第３条に規定する使用人の変更（支店長等）　p248 ＊既に令第３条使用人である者が営業所間で異動するとき等はQの⑦として提出。		
①変更届出書（様式第 22 号の２）		・「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 ・登記されていないことの証明書・身分証明書（新任者の場合のみ） ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付
②誓約書（様式第６号）		
③建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）		
④建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第 13 号）（新任者の場合のみ）		

＊閲覧対象書類（法第 13 条及び規則第 12 条により閲覧に供する書類）は届出書様式及び添付　書類欄を着色しています。
それ以外の書類は閲覧対象外になります（編纂方法はp235 参照）。
※営業所技術者等となる者が、他の建設業者の経営業務の管理責任者、営業所技術者等として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。
　同様に、経営業務の管理責任者となる者が他の建設業者の経営業務の管理責任者、営業所の技術者等として申請していた場合、必ずこれらの削除の届出を事前に提出すること。

（２）事実の発生したときから30日以内　《法第11条第１項》

30日以内

届出書様式及び添付書類	確認資料等
Ｆ　商号又は名称　p249	
①変更届出書（様式第 22 号の２）	
②登記事項証明書（法人の場合）	
③営業の沿革（様式第 20 号）	
Ｇ　営業所の名称・所在地（住居表示の変更を含む）　p250	
①変更届出書（様式第 22 号の２）＋第二面	※所在地の変更に係る場合は、営業所の写真を添付　p182～183 ※従たる営業所変更の場合は第二面も必要 ※登記がない営業所は登記事項証明書不要
②登記事項証明書（法人の場合）	
③営業の沿革（様式第 20 号）	
Ｈ　営業所の新設　p251	
①変更届出書（様式第 22 号の２）＋第二面	・Ｃ、Ｅの届出書類 ・営業所の写真　p182～183 を参照 ※登記がない営業所は登記事項証明書不要
②登記事項証明書（法人の場合）	
③営業の沿革（様式第 20 号）	
Ｉ　営業所の廃止　p252	
①変更届出書（様式第 22 号の２）＋第二面	・Ｃの届出書類 ※登記がない営業所は登記事項証明書不要
②登記事項証明書（法人の場合）	
③建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）	
④営業の沿革（様式第 20 号）	
Ｊ　営業所の業種追加　p253	
・変更届出書（様式第 22 号の２）＋第二面	・Ｃの届出書類
Ｋ　営業所の業種廃止　p254	
・変更届出書（様式第 22 号の２）＋第二面	・Ｃの届出書類
Ｌ　資本金額　p255	
①変更届出書（様式第 22 号の２）	・Ｍの届出書類（株主等が変更する場合）
②株主（出資者）調書（様式第 14 号）	
③登記事項証明書	
④営業の沿革（様式第 20 号）	
Ｍ－１　役員等の就任　p257	
①変更届出書（様式第 22 号の２）	・Ａの届出書類（経管変更が伴う場合） ・「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 ・登記されていないことの証明書・身分証明書（株主等は除く。） ※役員変更届が法定期限内（変更後 30 日以内）であり、かつ、許可申請書と同時に提出された場合には、当該新任役員についての「登記されていないことの証明書」等は正本を許可申請書に添付し、写しを変更届に添付することが可能。 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付
②役員等の一覧表（別紙一）	
③誓約書（様式第６号）	
④許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第 12 号）	
⑤登記事項証明書	
Ｍ－２　代表者の変更・役員等の氏名（改姓等）　p257	
①変更届出書（様式第 22 号の２）	・Ａの届出書類（経管変更が伴う場合） ※株主等にあっては提出不要
②役員等の一覧表（別紙一）	
③登記事項証明書	
Ｍ－３　役員等の辞任　p257	
①変更届出書（様式第 22 号の２）	
②役員等の一覧表（別紙一）	
③登記事項証明書	
Ｍ－４　株主の変更等　p257	
提出書類については p232 の表を確認願います。	

30日以内

届出書様式及び添付書類	確認資料等
N　個人業者又は支配人の氏名（改姓等）　p259	
①変更届出書（様式第22号の２）	・Ａの届出書類（経管変更が伴う場合） ※改姓・改名は戸籍謄本又は住民票（記録事項証明書で旧姓が併記されているもの）の写しを提示
②役員等の一覧表（別紙一）	
③建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）（支配人の場合）	
④登記事項証明書（支配人の場合）	
Ｏ－１　支配人（令第３条に規定する使用人）の就任　p260	
①変更届出書（様式第22号の２）	・Ａの届出書類（経管変更が伴う場合） ・登記されていないことの証明書・身分証明書 ・「役員等氏名一覧表（県様式）」p271 ※被後見人又は被保佐人に係る申請を行う場合は医師の診断書を併せて添付
②誓約書（様式第６号）	
③建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	
④建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）	
⑤登記事項証明書（支配人登記）	
Ｏ－２　支配人（令第３条に規定する使用人）の辞任　p260	
①変更届出書（様式第22号の２）	・Ａの届出書類（経管変更が伴う場合） ・「役員等氏名一覧表（県様式）」p271
②建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	
③登記事項証明書（支配人登記）	
Ｐ－１　一部の業種の廃業　p261	
①変更届出書（様式第22号の２）	・Ｃの届出書類
②廃業届（様式第22号の４）	
Ｐ－２　全部の業種の廃業　p262	
・廃業届（様式第22号の４）	・p263の確認書類

（３）毎事業年度終了後４か月以内　《法第11条第２項・第３項》

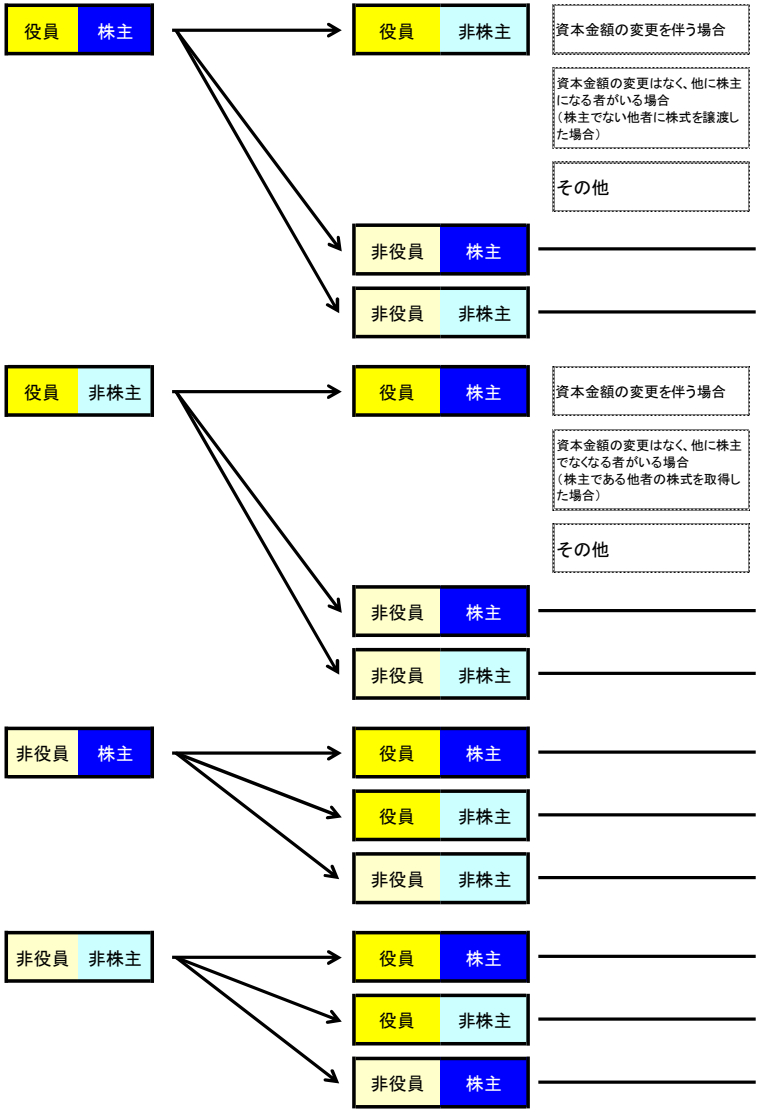
届出書様式及び添付書類	確認資料等
Q　毎事業年度（決算期）を経過したとき　p264	
①変更届出書（事業年度終了用のもの）	
②工事経歴書（様式第２号）	
③直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第３号）	
④財務諸表	
＜法人の場合＞	＜個人の場合＞
貸借対照表（様式第15号）	貸借対照表（様式第18号）
損益計算書・完成工事原価報告書（様式第16号）	損益計算書（様式第19号）
株主資本等変動計算書（様式第17号）	
注記表（様式第17号の２）	
附属明細表（様式第17号の３）（資本金の額が１億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ）	
事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ）	
⑤納税証明書（県税納税証明書）	
⑥使用人数（様式第４号）※変更があった場合	
⑦建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）※変更があった場合	
⑧現行定款の写し（又は原始定款及び議事録の写し）※変更があった場合	
⑨健康保険等の加入状況（様式第７号の３）※（人数の変更の場合のみ）	

（４）その他

各項目参照

届出書様式及び添付書類	確認資料等
R　営業所の電話番号及びＦＡＸ番号　p268	
・変更届出書（様式第22号の２）	・変更後速やかに

●Ｍ－４　株主の変更等に必要な書類



	22号の2	変更届の区分	別紙1	6号	20号	12号	14号	登記簿	身分証明書等	役員等氏名一覧表（県様式）
資本金額の変更を伴う場合	○	資本金額	×	×	○	×	○	○	×	×
資本金額の変更はなく、他に株主になる者がいる場合（株主でない他者に株式を譲渡した場合）		他者分の変更届に持ち分の変更が明記される								
その他	更新の際に添付される様式第14号で確認（変更届は無い）									
非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	×	×
非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	○	○	×	×
資本金額の変更を伴う場合	○	資本金額	×	×	○	×	○	○	×	×
資本金額の変更はなく、他に株主でなくなる者がいる場合（株主である他者の株式を取得した場合）		他者分の変更届に持ち分の変更が明記される								
その他	更新の際に添付される様式第14号で確認（変更届は無い）									
非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	×	×
非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	×	○	×	×
役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	○	○
役員 非株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	○	○
非役員 非株主	○	役員等の氏名	○	×	×	×	○	×	×	×
役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	○	○	○
役員 非株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	×	○	○	○
非役員 株主	○	役員等の氏名	○	○	×	○	○	×	×	×

※5/100未満の株を所有する株主は便宜上、非株主に分類

●必要届出様式の一覧

p234と見開きで参照してください。

※M－４　株主の変更等については p 232を確認してください。

提出期限	分類記号	届出事由		頁	No / 根拠法令	1 様式第22号の2	2 様式第22号の3	3 様式第22号の4	4 別紙一	5 別紙四	6 様式第2号	7 様式第3号	8 様式第4号
						221	225	227	72	76	77	83	84
14日以内	A	経営業務の管理責任者等【注1】		236	法第11条第4項	○			M				
	B	健康保険等の加入状況		241	法第11条第4項								
	C	営業所技術者等【注1】	変更・追加	243	法第11条第4項	○				○			
			削除	246	法第11条第4項	○	○			○			
	D	欠格要件に該当したとき		247	法第11条第5項		○						
	E	令第３条に規定する使用人（支店長等）【注1】【注2】		248	規則第8条	○							
30日以内	F	商号又は名称		249	法第11条第1項	○							
	G	営業所の名称・所在地		250	法第11条第1項	◎							
	H	営業所の新設		251	法第11条第1項	◎				C			
	I	営業所の廃止		252	法第11条第1項	◎	C						
	J	営業所の業種追加		253	法第11条第1項	◎				C			
	K	営業所の業種廃止		254	法第11条第1項	◎	C						
	L	資本金額		255	法第11条第1項	○			M				
	M	役員等【注1】	就任	257	法第11条第1項	○			○				
			代表者／改姓等	257	法第11条第1項	○			○				
			辞任	257	法第11条第1項	○			○				
	N	個人業者又は支配人の氏名（改姓等）【注1】	個人事業主	259	法第11条第1項	○			○				
			支配人	259	法第11条第1項	○			▲				
	O	支配人	就任	260	法第11条第1項	○							
			辞任	260	法第11条第1項	○							
	P	廃業【注3】		261 262	法第12条	▲		○					
4月以内	Q	毎事業年度（決算期）を経過したとき		264	法第11条第2項						○	○	▲
随時	R	営業所の電話番号及びFAX番号【注4】		268	―	○							

○：当該事由の届出の際に必要な提出書類　　◎：第二面が必要なもの

▲：場合によって必要な提出書類

☆：役員経験により新たに経営業務の管理責任者となる場合に、確認資料として必要な提出書類

※届出事項が複合する場合には、それぞれの届出が必要になりますので、注意してください。

A：分類記号A（経営業務の管理責任者）の届出が伴う場合はその書類を提出する。

C：分類記号C（営業所技術者等）の届出が伴う場合はその書類を提出する。

E：分類記号E（令第3条に規定する使用人）の届出が伴う場合はその書類を提出する。

M：分類記号M（役員等）の届出が伴う場合はその書類を提出する。

※届出に際し確認書類等の提出が必要な場合は、p269～270、p172～184を参照してください。

※合併又は事業譲渡に伴い、F～Oを届け出る場合は、様式第22号の２の「備考」欄に、合併又は事業譲渡による変更である旨を記載すること。

No	9	10	11	12	12	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
分類記号	様式第6号	身分証明書等※	様式第7号	別紙	様式第7号の2	別紙一・別紙二	様式第7号の3	様式第8号	資格証明書等	様式第9号	様式第10号	様式第11号	様式第12号	様式第13号	様式第14号	財務諸表	定款	登記事項証明書	様式第20号	納税証明書
	85	153	126	129	130	136	86	138		141	144	91	145	146	147	92	122	148	123	150
A	M	M	238 ページ参照															☆M		
B							○													
C								○	▲	▲	▲									
D																				
E	○	○										○		○						
F																		○	○	
G																		▲	○	
H	E	E						C	C			E		E				▲	○	
I												○						▲	○	
J								C	C											
K																				
L	M												M		○			○	○	
M	○	○			A								○					○		
					A													○		
					A													○		
N					A															
					A							○						○		
O	○	○			A							○		○				○		
					A							○						○		
P																				
Q							▲					▲				○	▲			○
R																				

【注１】改姓・改名の場合は、戸籍抄本又は住民票の写しを提示してください。
【注２】既に令第３条に規定する使用人である者が営業所間で異動するとき等は分類Ｑとして様式第11号を提出してください。
【注３】様式第22号の２は、一部廃業の場合に添付してください。
【注４】ＦＡＸ番号については、主たる営業所のものが変更した場合のみ届け出てください。
Ｒの届出事由については、建設業法上届出事項になっていませんが、届出がない場合は連絡不能となる可能性がありますので、変更後速やかに届出願います。

※　10の「身分証明書等」には、「登記されていないことの証明書」及び「医師の診断書（被補佐人又は被後見人である場合に限る。）」も含まれます。

●提出書類のとじ方

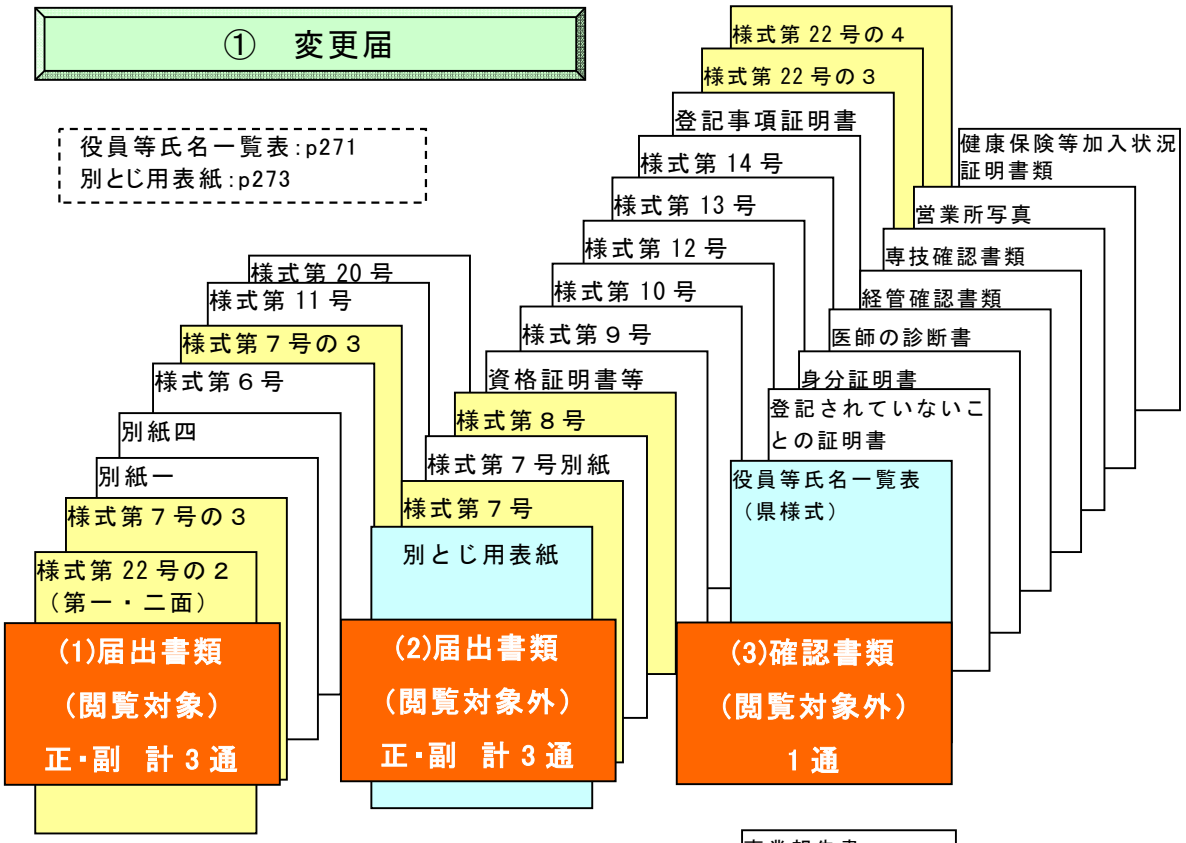
変更届出書類書類は、下記(1)～(3)のとおり分冊して提出してください。

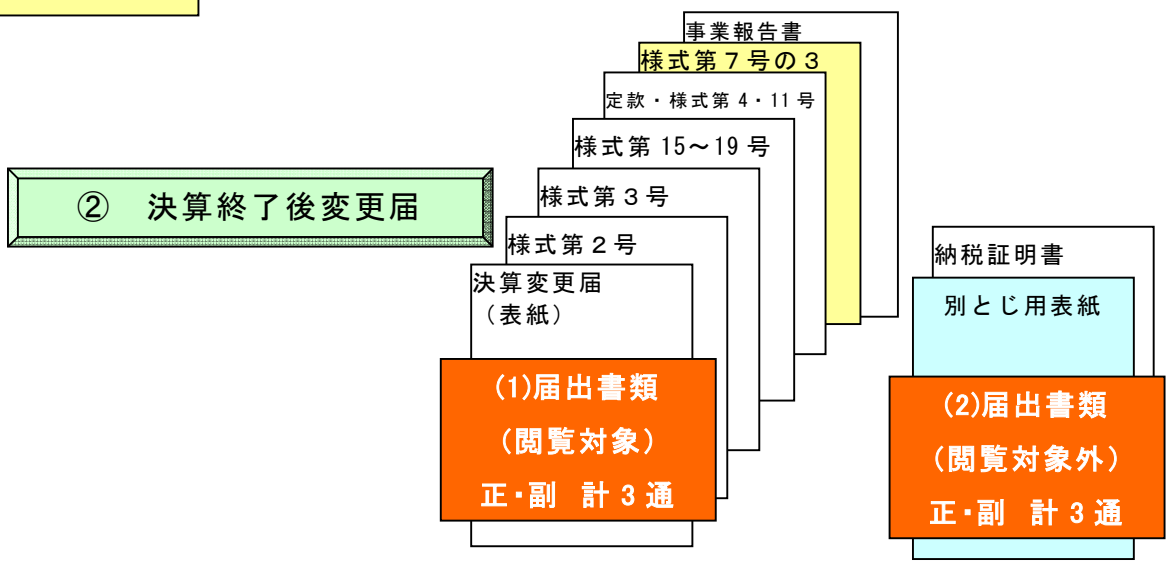
(1)　届出書類（閲覧対象）	正１通　・副２通　計３通
(2)　届出書類（閲覧対象外）	正１通　・副２通　計３通
(3)　確認書類（閲覧対象外）	１通

＊(2)及び(3)は、別とじ用の表紙を添付し、クリップ等で留めてください。

＊役員変更届の場合は、役員等氏名一覧表を１通作成し、(3)に添付してください。

＊登記されていないことの証明書及び身分証明書は、正本分１通のみを(3)に添付して提出してください。





4　変更事項別記載例

（１）事実の発生したときから14日以内



14日以内

A　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更

①　様式第22号の２（第一面）

ア　経営業務の管理責任者であった役員が経営業務の管理責任者のみ辞任し、これまで役員であった者が経営業務の管理責任者に就任する場合

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号　建設業法第15条第2号
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

許可年月日

法人のみ記入する（個人は記入しない。記載があった場合は受付できません。）。

許可番号	項番	国土交通大臣/静岡県知事	許可（般-特）	第
	3 5 2 2		3 0	0 0

法人番号
3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

変更の生じた年月日を記載する（登記日等ではない）。

辞任した経営業務の管理責任者が変更後も継続して役員となる者について、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者辞任」と記載する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	静岡　太郎	静岡　太郎	R4.3.20	経営業務の管理責任者辞任
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	静岡　次郎	静岡　次郎	R4.3.20	経営業務の管理責任者就任

新たに就任した経営業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者就任」と記載する。

イ　経営業務の管理責任者であった役員が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が役員及び経営業務の管理責任者に就任する場合

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	静岡　太郎	静岡　次郎	R4.3.20	取締役・経営業務の管理責任者

役員及び経営業務の管理責任者を辞任した者の氏名を「変更前」欄に、新たに役員及び経営業務の管理責任者に就任した者の氏名を「変更後」欄にそれぞれ記載し、「備考」欄に「取締役・経営業務の管理責任者」と記載する。

ウ　経営業務の管理責任者であった役員が辞任し、これまで役員だった者が新たに経営業務の管理責任者に就任した場合

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	静岡　太郎	－	R4.3.20	取締役・経営業務の管理責任者　辞任
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	静岡　次郎	静岡　次郎	R4.3.20	経営業務の管理責任者就任

役員及び経営業務の管理責任者を辞任した者について、「変更前」欄にその者の氏名を、「変更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経営業務の管理責任者　辞任」と記載する。

新たに就任した経営業務の管理責任者が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「経営業務の管理責任者就任」と記載する。

エ　常勤役員等１名で経営業務を管理する体制から、常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者により経営を管理する体制に変更する場合（イ該当からロ該当への変更）

記

届　出　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日	備　　考
役員等の氏名	静岡　太郎	－	R4.3.20	取締役・経営業務の管理責任者　辞任
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	磐田　吾郎	磐田　吾郎	R4.3.20	常勤役員等
	－	葵　孝彦	R4.3.20	財務管理を直接補佐する者就任
	－	駿河　佑香	R4.3.20	労務管理を直接補佐する者就任
	－	清水　知栄	R4.3.20	業務運営を直接補佐する者就任

役員及び経営業務の管理責任者を辞任した者について、「変更前」欄にその者の氏名を、「変更後」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「取締役・経営業務の管理責任者　辞任」と記載する。

新たに就任した常勤役員等が変更前から継続して役員であった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名を記載し、「備考」欄に「常勤役員等」と記載する。財務管理、労務管理、業務運営に関し当該常勤役員を直接に補佐する者について「変更後」欄にその者の氏名を、「変更前」欄にハイフンをそれぞれ記載し、備考欄に「○○を直接補佐する者就任」と記載する。

オ　常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者により経営を管理する体制から、常勤役員等１名で経営業務を管理する体制に変更する場合（ロ該当からイ該当への変更）

記

届　出　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日	備　　考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	磐田　吾郎	磐田　吾郎	R4.3.20	常勤役員等（経営業務の管理責任者）
	葵　孝彦	－	R4.3.20	財務管理を直接補佐する者　辞任
	駿河　佑香	－	R4.3.20	労務管理を直接補佐する者　辞任
	清水　知栄	－	R4.3.20	業務運営を直接補佐する者　辞任

これまで常勤役員＋補佐人による経営体制だった者が、常勤役員１名での経営に切り替える場合「変更前」及び「変更後」欄にその者の氏名をそれぞれ記載し、備考欄に「常勤役員等（経営業務の管理責任者）」と記載する。

常勤役員等を直接に補佐する者を削除する場合、「変更前」欄にその者の氏名、「変更後」欄にハイフンを記載し、「備考」欄に「○○を直接補佐する者辞任」と記載する

カ　常勤役員等を直接に補佐する者の変更

記

届　出　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日	備　　考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更）	磐田　吾郎	磐田　吾郎	R4.3.20	常勤役員等
	葵　孝彦	葵　孝彦	R4.3.20	財務管理を直接補佐する者
	遠江　英太	駿河　佑香	R4.3.20	労務管理を直接補佐する者の変更
	清水　知栄	清水　知栄	R4.3.20	業務運営を直接補佐する者

変更とならない者を含め、「変更前」欄に変更前の、「変更後」欄に変更後の常勤役員＋常勤役員を直接に補佐する者の氏名をそれぞれ記載し、変更となる者の備考欄に「○○を直接補佐する者の変更」と記載する。

② 別紙一

＊イ及びウのケースで記載
個人及びアのケースの場合は提出不要

別紙一

フリガナをつける。

役 員 等 の 一 覧 表

令和 4 年 4月 1日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	ガナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別
シズオカ 静岡	タロウ 太郎	取締役	常勤
シズオカ 静岡	ジロウ 次郎	代表取締役	常勤
ヤマダ 山田	ヒロシ 弘	取締役	常勤
ユイ 由比	ハナコ 花子	取締役	
スズキ 鈴木	イチロウ 一郎	株主等	
スズキ 鈴木	ジロウ 次郎	株主等	

役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。
「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「指名委員会等設置会社の執行役」、「法人格のある各種組合の理事等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主」及び「出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第５条第３号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当するものである。
「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準じる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員に含まれない。
また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主」及び「出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）」について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載する。

〔ガイドライン〕

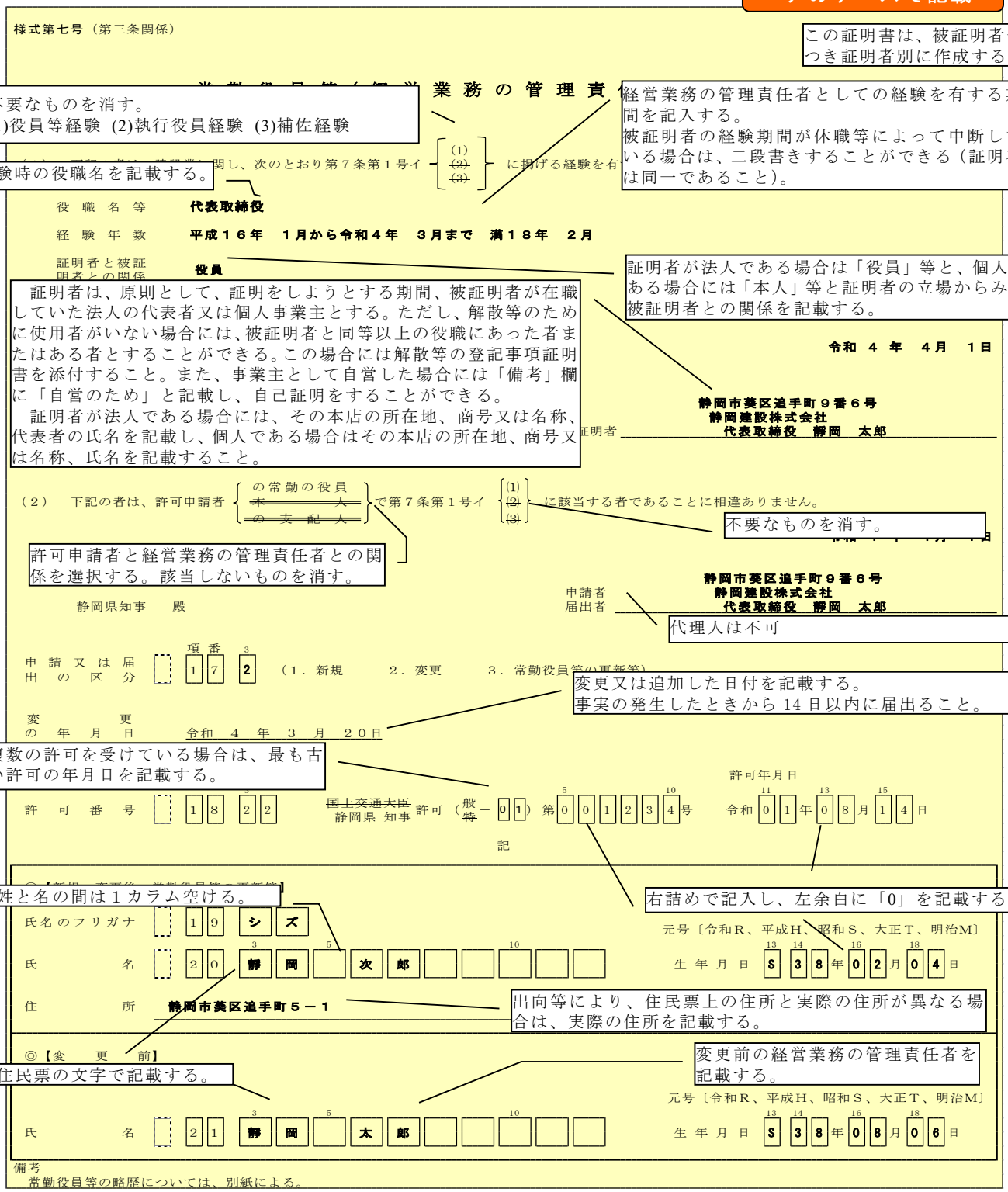
③ 様式第７号

イ該当、ロ該当の別や変更内容によって様式第７号関係は提出書類が異なります。

			区分	第７号	第７号 別紙	第７号の２	第７号の２ 別紙一	第７号の２ 別紙二
常勤役員等の変更	役員変更なし	イ該当	ア	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
	役員就任あり	イ該当	イ	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
	役員退任有り	イ該当	ウ	○	○	×	×	×
		ロ該当		×	×	○	○	×
イ該当→ロ該当への変更			エ	×	×	○	○	○
ロ該当→イ該当への変更			オ	○	○	×	×	×
常勤役員等を補佐する者の変更			カ	×	×	○	×	○

Chapter 3

＊アのケースで記載



様式第７号は次の場合に作成すること。

（１）現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合

この場合、1 7「申請又は届出の区分」の欄の□には、「２」を記載し、◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記載すること。

（２）現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合（担当する業種が異なる場合）

この場合、1 7「申請又は届出の区分」の欄の□には、「３」を記載し、◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記載すること。

婚姻等により氏名の変更があった場合は、上記（１）に該当するものとして作成し、提出すること。その際、住民票の写しを添付すること（但し、県内に住所がある場合は不要）。

③　様式第７号別紙

＊アのケースで記載

別紙　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

現住所	静岡市葵区追手町９－１８		
氏名	静岡　次郎	生年月日	昭和３８年　２月　４日生
職名	取締役		

	期間	従事した職
職	自　平成　元年　４月　１日 至　平成　７年　３月　３１日	静岡建設株式会社に入社し、工事係員として大工工事、する。
	自　平成　７年　４月　１日 至　平成　１６年　３月　３１日	静岡建設株式会社の沼津営業所長に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工等の業務に従事する。
	自　平成　１６年　４月　１日 至　令和　４年　４月　現在日	静岡建設株式会社の常勤取締役に就任し、大工工事、とび・土工・コンクリート工事の請負、管理、施工ほか経営業務に従事する。
	年　月　日	
賞		なし

申請時の職名を記載する。
＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）＞

職歴については、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に関する職歴は全て記載すること。
従事した職務の内容及び職名を記載し、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載する。
他の会社を兼務している場合は兼務先も合わせて記載し、それぞれ常勤又は非常勤の別を明記する。
出向の場合は出向元及び出向先が分かるように記載する。

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４年　４月　１日　　氏名　静岡　次郎

記載要領
※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。　〔ガイドライン〕

※賞罰とは、法律上の表彰・刑罰を指します。賞罰欄には、欠格要件の対象となる法令の刑罰（p26参照）を記載してください。なお、刑法第34条の2により刑の言渡しの効力が失われたものについては記載を要しません。

B　健康保険等の加入状況

14日以内

保険の加入状況に変更があった場合　→　変更から14日以内に提出

従業員数に変更があった場合　→　毎事業年度終了後４か月以内に提出
（決算終了後の変更届に添付）

①　様式第７号の３

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　（用紙Ａ４）

健　康　保　険　等　の　加　入　状　況

（１）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和　４　年　　４　月　１　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県　知事　殿

静岡市葵区追手町９番６号
~~申請者~~
届出者　静岡建設　株式会社
代表取締役　静岡　太郎

許可年月日
許　可　番　号　~~国土交通大臣~~ 静岡県　知事 許可（般-３０）第０１２３４５号　平成３０年１０月２９日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	１１人（３人）	1	1	1	健康保険	○○○　○○○
					厚生年金保険	○○○　○○○
					雇用保険	×××××××××××
沼津営業所					健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
浜松営業所	７人（１人）	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人（人）					
	人（人）				健康保険	
合計	２５人（４人）					

法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。

営業所一覧表に記載した順に記載する。

加入は１、適用が除外される場合は２、本店等での一括加入の場合は３を記載する。
年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外として「２」を記載する。

事業所整理記号及び事業所番号等を記載
協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになる。
組合管掌保険に加入している場合は健康保険組合の名称を、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は建設国保の名称を記入する。
雇用保険は、労働保険番号を記載する。

一括適用の承認や継続事業の一括の認可に係る営業所ではない場合で、当該営業所で小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続を行っている場合は、当該営業所について加入有「１」を記入し、「事業所整理記号等」の欄は本店に記入した内容と同一の内容を記載する。

記載要領

１　この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

⑥法第17条の２若しくは法第17条の３の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の３の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

「申請者

この場合、「(１)」を○で囲み、　届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

（２）　①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合

②新たに営業所を追加した場合

「申請者

この場合、「(２)」を○で囲み、　届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

２　「地方整備局長　　「国土交通大臣　　「般
北海道開発局長　　及び　　については、不要のものを消すこと。
知事」、　　知事」　　特」

３　「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

４　「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

５　「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

６　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

７　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについての日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

８　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法(昭和２９年法律第１１５号)第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「３」を記入すること。

９　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。

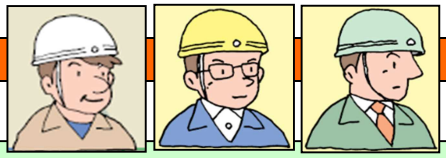
10　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第３４条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

11　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

12　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和４４年法律第８４号)第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

●健康保険・厚生年金保険の加入状況の確認方法等については、Ｃｈａｐｔｅｒ２Ｐ85～89 を確認してください。

C－1　営業所技術者等の変更



14日以内

①　様式第22号の２（第一面）

ア　営業所技術者等の交替

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

一般建設業の営業所技術者の場合は下段を消す。特定建設業の営業所技術者の場合は上段を消す。両方該当する場合はいずれも消さない。

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
{(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8){建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号}に規定する
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。p68 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記載する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

~~大臣~~ 知事 コード　項番 3

許可番号　3 5 2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－0 1）第 5 0 0 1 2 3 4 号　年月日 R 1 年 6 月 1 4 日

法人番号　3 6 4 0 8 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記載する（個人は記載しない。記載があった場合は受付できません。）。

削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに追加する営業所技術者等の氏名を「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	石津　隆	静岡　太郎	R4.3.25	本店

イ　営業所の新設に伴う営業所技術者等の追加　p251 参照

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	富士営業所	R4.3.25	
令第３条の使用人	—	富士　太郎	R4.3.25	富士営業所
営業所技術者等	—	富士　太郎	R4.3.25	富士営業所

新たに追加される営業所技術者等の氏名を「変更後」欄に記載し、「変更前」欄にはハイフンを記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

ウ　営業所の廃止に伴う営業所技術者等の削除　p252 参照

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	御前崎営業所	—	R4.3.25	
令第３条の使用人	御前崎　太郎	—	R4.3.25	御前崎営業所
営業所技術者等	袋井　一郎	—	R4.3.25	御前崎営業所

削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、「変更後」欄にはハイフンを記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置されていた営業所の名称を記載する。

エ　営業所の業種追加に伴う営業所技術者等の担当業種・有資格区分の変更　p253 参照

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種追加	土木工事業	土木工事業	R4.3.25	沼津営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業		沼津営業所
	—	建築工事業		沼津営業所
	—	大工工事業		沼津営業所

全ての業種を記載すること。

担当業種・有資格区分のみの変更で、配置される営業所における営業所技術者等の氏名に変更がない場合は、営業所技術者等の氏名の記載は要しない。

オ　営業所の業種廃止に伴う営業所技術者等の配置営業所の変更　p254 参照

記

届　出　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日	備　　考
営業所の業種の廃止	土木工事業	—	R4.3.25	浜松営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業	R4.3.25	浜松営業所
営業所技術者等	山田　弘	浜松　太郎	R4.3.25	浜松営業所

削除する営業所技術者等の氏名を「変更前」欄に記載し、新たに配置される営業所技術者等の氏名を「変更後」欄に記載する。「備考」欄に当該営業所技術者等の配置される営業所の名称を記載する。

営業所技術者等の担当業種・有資格区分の変更の届出にあって、配置される営業所における営業所技術者等の氏名に変更がない場合は、様式第 22 号の２を要さず、様式第８号及び別紙四により届け出るもの

Chapter 3

②　別紙四

＊アのケースで記載

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和　4　年　4　月　1　日

p139 参照　　p187～192 参照

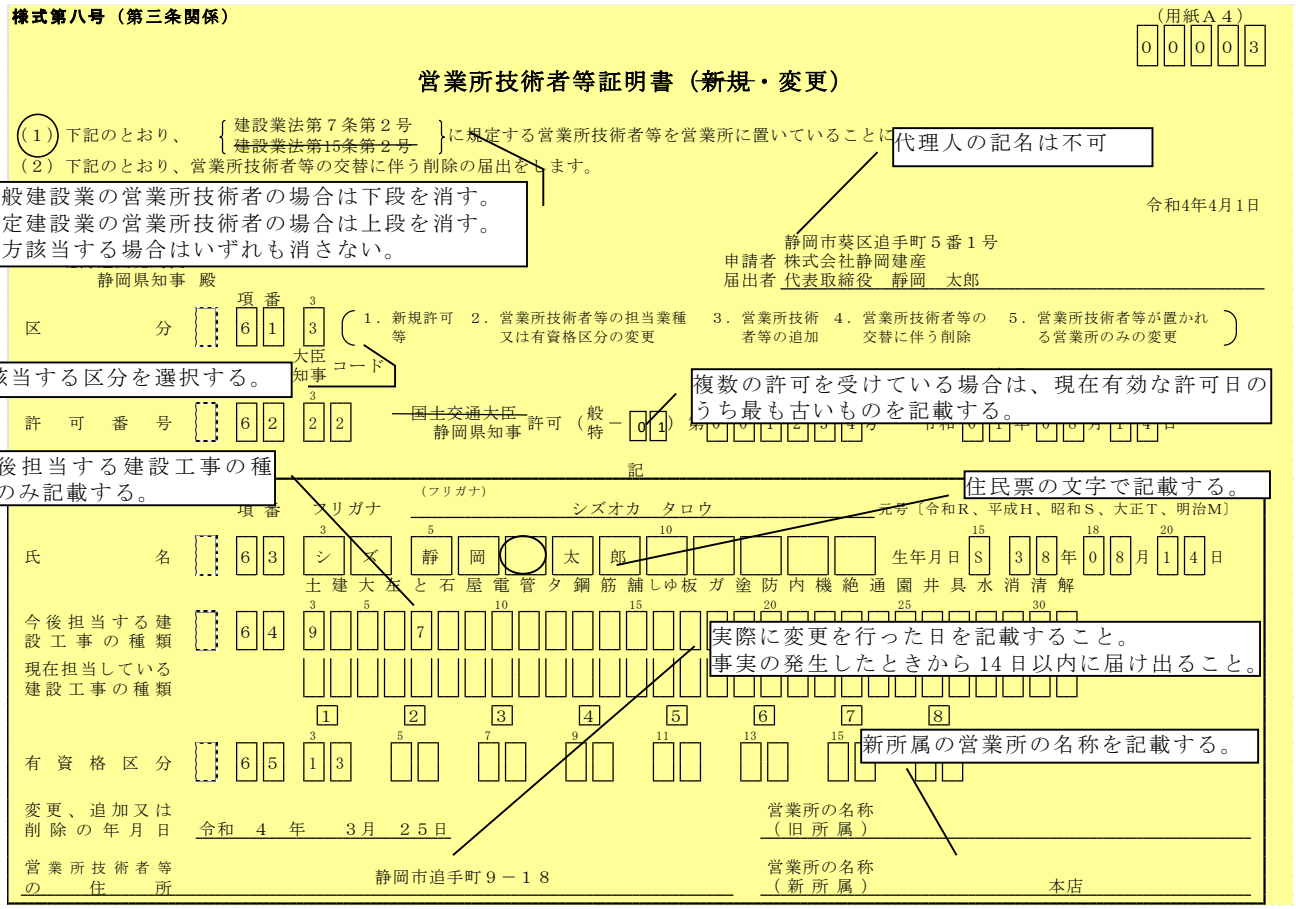
営業所の名称	専任の技術者の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分
静岡建設株式会社 本店	シズオカ　ジロウ 静岡　次郎	建－９ 大－７	３７
	シズオカ　タロウ 静岡　太郎	土－９ と－７	１３
沼津営業所	ヤマグチ　アキラ 山口　章	土－９ と－７	１３
浜松営業所	ヤマダ　ヒロシ 山田　弘	土－９ と－７	１３

様式第 22 号の２（２）に記載した営業所の名称を記載する。

業種の略号及びハイフンに続けて、工事種別コードを記載する。

③　様式第８号（追加）

＊アのケースで記載



④　様式第８号（削除）略

⑤　資格証明書等　略

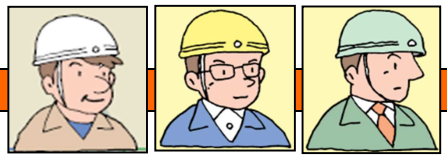
⑥　様式第９号　略

⑦　様式第10号　略

※⑤、⑥、⑦の書類は該当する場合に提出する。
※既に提出している様式第８号及び第９号の控えを原本提示し、写しを３部（正本１部、副本２部）提出することで、様式第９号の添付を省略することができる（Ｃｈａｐｔｅｒ２、ｐ142参照）。

様式第８号は次の１）から４）までの場
（１）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等とは次に掲げる建設業の種類及びその者の有資格区分に変更があつた場合
「申請者
この場合、「（１）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「２」を記入すること。
（２）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
「申請者
この場合、「（１）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「３」を記入すること。
（３）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなつた場合（その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（１）又は（２）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
「申請者
この場合、「（２）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第７条第２号若しくは法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（様式第22号の３）を用いて届け出ること。
（４）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合
「申請者
この場合、「（１）」を○で囲み、届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（２）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（３）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

C－2　営業所技術者等の削除



14日以内

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

一般建設業の営業所技術者の場合は下段を消す。特定建設業の営業所技術者の場合は上段を消す。両方該当する場合はいずれも消さない。

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
{(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者}
について変更があったので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。p68 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

沼津市末広一丁目１番１号
伊東建設株式会社
届出者　代表取締役　伊東　一郎

	項番	大臣/知事コード			許可年月日									
許可番号		3 5	2 2	~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－01）第	0 4 3 2 1 0 号		令和	0 1 年	0 8 月	1 4 日				
法人番号	3 6 7 1 4 3 0 0 1 2 3 4 5 6 7													

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	鈴木　一郎	—	R4.3.25	袋井営業所

②　様式第22号の3

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 8

該当する理由に○を付ける。

届　出　書

下記のとおり、
（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった
（２）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなった
（3）　営業所技術者等を削除した
（４）　欠格要件に該当するに至った
のので届出をします。

令和　4年　4月　1日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

沼津市末広一丁目１番１号
伊東建設株式会社
代表取締役　伊東　一郎
届出者

右詰めで記入し、左余白は必ず"０"で埋める。

	項番	大臣/知事コード			許可年月日									
許可番号		5 1	2 2	~~国土交通大臣~~ 静岡県 知事 許可（般－01）第	0 5 6 7 8 9 号		令和	0 1 年	0 8 月	1 4 日				

略

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い専任の技術者を削除した場合は、（３）を囲む。

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる
(3)　営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R　平成H　昭和S　大正T　明治M〕

住民票の文字で記載する。

氏名　鈴 木　一 郎　　日

削除される技術者がいた営業所の名称、担当していた建設工事の種類を記入する。

営業所の名称　袋井営業所　　建設工事の種類　大

営業所技術者等証明書（新規・変更）による区分「４」において営業所技術者等の交替に伴う削除に記載された者については、本様式でなく、様式第８号により届け出ること。

③　別紙四　略

D　欠格要件に該当した場合

14日以内

○　様式第22号の３

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 8

該当する理由に○を付ける。

届　　出　　書

下記のとおり、（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた／（２）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた／（３）　営業所技術者等を削除した／（４）　欠格要件に該当するに至つた　ので届出をします。

令和　４年　　４月　１日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

袋井市山名２番１号
岡田建設株式会社
代表取締役　岡田　太郎

届出者

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

右詰めで記入し、左余白は必ず"０"で埋める。

項番	大臣知事コード	許可番号		許可年月日
	3	~~国土交通大臣~~ / 静岡県　知事 許可（般－01）第	5	令和　年　月　日
	5 1 2 2		0 5 6 7 8 9	11 0 1 年 13 0 6 月 15 0 1 日

記

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名		生年月日
5 2		13 14 年 16 月 18 日

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなつた場合
(3)　営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名		生年月日
5 3		13 14 年 16 月 18 日

営業所の名称　　建設工事の種類

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名		生年月日
5 3		13 14 年 16 月 18 日

営業所の名称　　建設工事の種類

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名		生年月日
5 3		13 14 年 16 月 18 日

営業所の名称　　建設工事の種類

(4)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠

p26に示す欠格要件の①～⑦、⑬に該当した具体的な事由を記載する。

具体的事由

建設業法第８条第13号に該当

14日以内

E　令第３条に規定する使用人の変更

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

~~大臣~~ 知事 コード

許可番号　項番 3 5　2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6　4 0 8 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第３条の使用人	松本　治	沼津　太郎	R4.3.20	沼津営業所

②　様式第６号　略

③　登記されていないことの証明書・身分証明書　略

④　様式第11号

様式第十一号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

建　設　業　法　施　行　令　第　３　条　に　規　定　す　る　使　用　人　の　一　覧　表

該当者がいない場合には「該当なし」と記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

フリガナを記入する。

営業所の名称	職名	氏名（フリガナ）
沼津営業所	営業所長	ヌマヅ　タロウ 沼津　太郎
浜松営業所	取締役営業所長	ヤマダ　ヒロシ

「別紙二（１）（２）」に記入した順序で記入してください。

役員等を兼ねている場合は、「取締役○○営業所長」等と記入する。

⑤　様式第13号

様式第十三号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所	沼津市高島本町○○○		
氏名	沼津　太郎	生年月日	昭和３５年　３月　３日生
営業所名	沼津営業所		
職名	営業所長		

所属する営業所の名称を記入する。

賞	年月日	賞罰の内容
		なし

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　4　年　4　月　1　日　　氏名　沼津　太郎

Chapter 3

（２）事実の発生したときから30日以内

30 日以内

F　商号又は名称

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に○を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

令和　4　年　4　月　1　日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

~~大臣~~ 知事 コード　項番

許可番号　3 5 2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	静岡建設株式会社	株式会社静岡建産	R4.3.5	

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない）。

変更の内容が、しようとする建設業、使たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ　3 7　シ ズ オ カ ケ ン サ ン

商号又は名称　3 8　（ 株 ） 静 岡 建 産

②　登記事項証明書　略

③　様式第20号

様式第二十号（第四条関係）

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和３８ 年	１ 月 １８ 日	静岡建設株式会社　設立（資本金　１０，０００千円）
	昭和５６ 年	１２ 月 １ 日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成１４ 年	４ 月 １ 日	資本金の増資３０，０００千円（資本金　４０，０００千円）
	平成２７ 年	１０ 月 １ 日	所在地の変更（静岡市葵区追手町５番１号）
	令和　４ 年	３ 月 ５ 日	商号の変更（株式会社静岡建産）
	年	月 日	



30 日以内

G　営業所の名称・所在地（住居表示の変更を含む）

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に〇を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
{(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8){建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号}}
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

令和　4　年　4　月　1　日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

許可年月日

許　可　番　号　3 5 2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法　人　番　号　3 6　4 0 8 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	静岡市葵区追手町９－６	静岡市葵区追手町５－１	R4.3.5	

「変更前」及び「変更後」の欄には、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載する。

変更しようとする事項が【営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ　3 7
商号又は名称　3 8
代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9
代表者又は個人の氏名　4 0
主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　2 2 1 0 1　都道府県名　静岡県　市区町村名　静岡市葵区
主たる営業所の所在地　4 2　追手町5－1

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず４か所とも記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は”－”（ハイフン）で記入する。

郵便番号　4 3　4 2 0 － 8 6 0 2　電話番号　0 5 4 － 2 5 4 － 9 9 9 9
資本金額又は出資総額　4 4　（千円）

左詰で記入する。
固定電話を記入する。

連絡先
所属等　総務課　氏名　浜松　泉　電話番号　０５４－２５４－９９９９
ファックス番号　０５４－２５４－＊＊＊＊

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

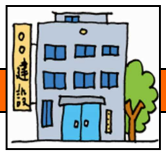
主たる営業所が土木事務所の管外に移転する場合は、移転先を管轄する土木事務所に変更届を提出するとともに、現在有効な許可申請書の副本を提示してください。

②　第二面　略

③　様式第20号　略

④　登記事項証明書

（登記された営業所の場合）　略



30日以内

H　営業所の新設

①　様式第22号の２（第一面）（第二面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

一般建設業の営業所技術者の場合は下段を消す。
特定建設業の営業所技術者の場合は上段を消す。
両方該当する場合はいずれも消さない。

該当する事項に○を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2
について変更があったので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p68 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

許可番号　項番 35　大臣/知事コード 22　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－01）第001234号　許可年月日 令和01年08月14日

法人番号　36 4080001012345 6 7

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	富士営業所	R4.3.7	
令第３条の使用人	—	富士　太郎	R4.3.7	富士営業所
営業所技術者等	—	富士　太郎	R4.3.7	富士営業所

（用紙Ａ４）

（第二面）

区分　項番 81　3　（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

許可番号　項番 82　大臣/知事コード 22　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－01）第001234号　許可年月日 令和01年08月14日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　83　（1．一般　2．特定）
変更前

（従たる営業所）

フリガナ　フジエイギョウショ

従たる営業所の名称　84　富士営業所

新設する営業所の名称及び内容のみ記入する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　222101　都道府県名　静岡県　市区町村名　富士市

従たる営業所の所在地　86　本市場441－1

郵便番号　87　416－0906　電話番号　0545－65－2786

営業しようとする建設業　88　221　（1．一般　2．特定）
変更前

許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業について、一般は「１」を、特定は「２」を記入する。

②　様式第20号　略

③　令第３条使用人の追加の届出書類、営業所技術者の追加の届出書類　略

④　登記事項証明書（登記された営業所の場合）　略



30日以内

Ⅰ　営業所の廃止

①　様式第22号の２（第一面）（第二面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 6

一般建設業の営業所技術者の場合は下段を消す。特定建設業の営業所技術者の場合は上段を消す。両方該当する場合はいずれも消さない。

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者
について変更があったので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。p68 参照

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可年月日

許可番号　3 5 2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－01）第 0 0 1 2 3 4 号　令和 01 年 08 月 14 日

法人番号　3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	御前崎営業所	—	R4. 3. 11	
令第３条の使用人	御前崎　太郎	—	R4. 3. 11	御前崎営業所
営業所技術者等	袋井　一郎	—	R4. 3. 11	御前崎営業所

（用紙Ａ４）

（第二面）

区分　項番 81　4　（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

許可番号　項番 82　22　大臣知事コード　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－01）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 01 年 08 月 14 日

（２）【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

略

（従たる営業所）

フリガナ　オマエザキエイギョウショ

従たる営業所の名称　84　御 前 崎 営 業 所

廃止する営業所の名称のみ記入する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　85

都道府県名　　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

郵便番号　87　－

電話番号

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

従たる営業所の内容は未記入にする。

②　様式第11号　略
③　様式第20号　略
④　登記事項証明書（登記された営業所の場合）　略
⑤　営業所技術者等の削除の届出書類　略

※営業所の廃止に伴い、所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、営業所技術者等証明書（様式第８号）の該当区分（「２」又は「５」）により届け出てください。



30日以内

J　営業所の業種追加

①　様式第22号の２（第一面）（第二面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号／建設業法第15条第2号
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

令和　4　年　4　月　1　日

~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

~~大臣~~知事コード

許可番号　項番 3　3 5　2 2　~~国土交通大臣~~静岡県知事 許可（般特－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6　3 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R4.3.9	沼津営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業	R4.3.9	沼津営業所
	—	建築工事業	R4.3.9	沼津営業所
	—	大工工事業	R4.3.9	沼津営業所

全ての業種を記載すること。

（用紙Ａ４）

（第二面）

区分　項番 8 1　3 2　（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

~~大臣~~知事コード

許可番号　項番 8 2　3 2 2　国土交通大臣／静岡県知事 許可（般特－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

略

（従たる営業所）

フリガナ　ヌマヅエイギョウショ

従たる営業所の名称　8 4　沼 津 営 業 所

業種追加する営業所の名称及び内容のみ記入する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5

都道府県名　　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　2 2 1 1　（1．一般 2．特定）

変更前　2　1

②　営業所技術者等の変更の届出書類　略



30日以内

K　営業所の業種廃止

①　様式第22号の２（第一面）（第二面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

一般建設業の営業所技術者の場合は下段を消す。特定建設業の営業所技術者の場合は上段を消す。両方該当する場合はいずれも消さない。

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
（(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号）
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p69 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

許可番号　項番 3 5　~~大臣~~ 知事 3 2　コード　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6 4 0 8 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	土木工事業	—	R4.3.6	浜松営業所
	とび・土工工事業	とび・土工工事業		浜松営業所
営業所技術者等	山田　弘	浜松　太郎	R4.3.6	浜松営業所

全ての業種を記載すること。

（用紙Ａ４）

（第二面）

区分　項番 8 1　3 2　（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

許可番号　項番 8 2　3 2　~~大臣~~ 知事 コード　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

略

（従たる営業所）

フリガナ　ハママツエイギョウショ

従たる営業所の名称　8 4　浜松営業所

業種廃止する営業所の名称及び内容のみ記入する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5

都道府県名　　市区町村名

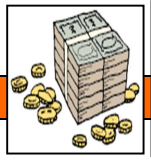
従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前　2 1

②　営業所技術者等の変更の届出書類　略



30
日以内

L　資本金額（法人のみ）

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号／建設業法第15条第2号
について変更がありましたので届出します。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

	大臣／知事	コード	項番		国土交通大臣／静岡県知事	許可							許可年月日					
許可番号			3	5	2	2		（般／特）	－	0	1	第	0	0	1	2	3	4	号	令和	0	1	年	0	8	月	1	4	日

法人番号															
	3	6	4	0	8	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
資本金額	４０，０００千円	５０，０００千円	R4.3.13	

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない。）。

略

主たる営業所の所在地　4 2
郵便番号　4 3　－
電話番号
資本金額又は出資総額　4 4　５０００（千円）

変更のあった部分のみ記入する。

右詰めで記入する。

連絡先
所属等　総務課　　氏名　浜松　泉　　電話番号　０５４－２５４－９９９９
ファックス番号　０５４－２５４－＊＊＊＊

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

②　様式第14号

様式第十四号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

株　主　（出　資　者）　調　書

株主（出資者）名	住所	所有株数又は出資の価額
鈴木　一郎	**沼津市大手町９９９**	**３６０株**
鈴木　次郎	**沼津市大手町９９９**	**４０株**
鈴木　三郎	**沼津市大手町９９９**	**１００株**

株式会社については、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主を、またその他の法人については、出資総額の100分の５以上に相当する出資をしている者全員を記載する。

株式会社、特例有限会社の場合、株数を記載する。

③　登記事項証明書　略

④　様式第20号

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

様式第二十号（第四条関係）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和３８ 年　１ 月　１８ 日	静岡建設株式会社　設立（資本金　１０，０００千円）
	昭和５６ 年　１２ 月　１ 日	沼津営業所及び浜松営業所の開設
	平成１４ 年　４ 月　１ 日	資本金の増資３０，０００千円（資本金　４０，０００千円）
	平成２７ 年　１０ 月　１ 日	所在地の変更（静岡市葵区追手町５番１号）
	平成２８ 年　１１ 月　５ 日	商号の変更（株式会社静岡建産）
	令和　４ 年　３ 月　１３ 日	資本金の増資３０，０００千円（資本金　５０，０００千円）
	年　月　日	

Ｍ－１ 役員等の就任／Ｍ－２ 代表者の変更・氏名の変更／Ｍ－３ 役員等の辞任

① 様式第22号の２（第一面）

30 日以内

該当する事項に○を付ける。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

変更の生じた年月日を記載する（登記日ではない。）。

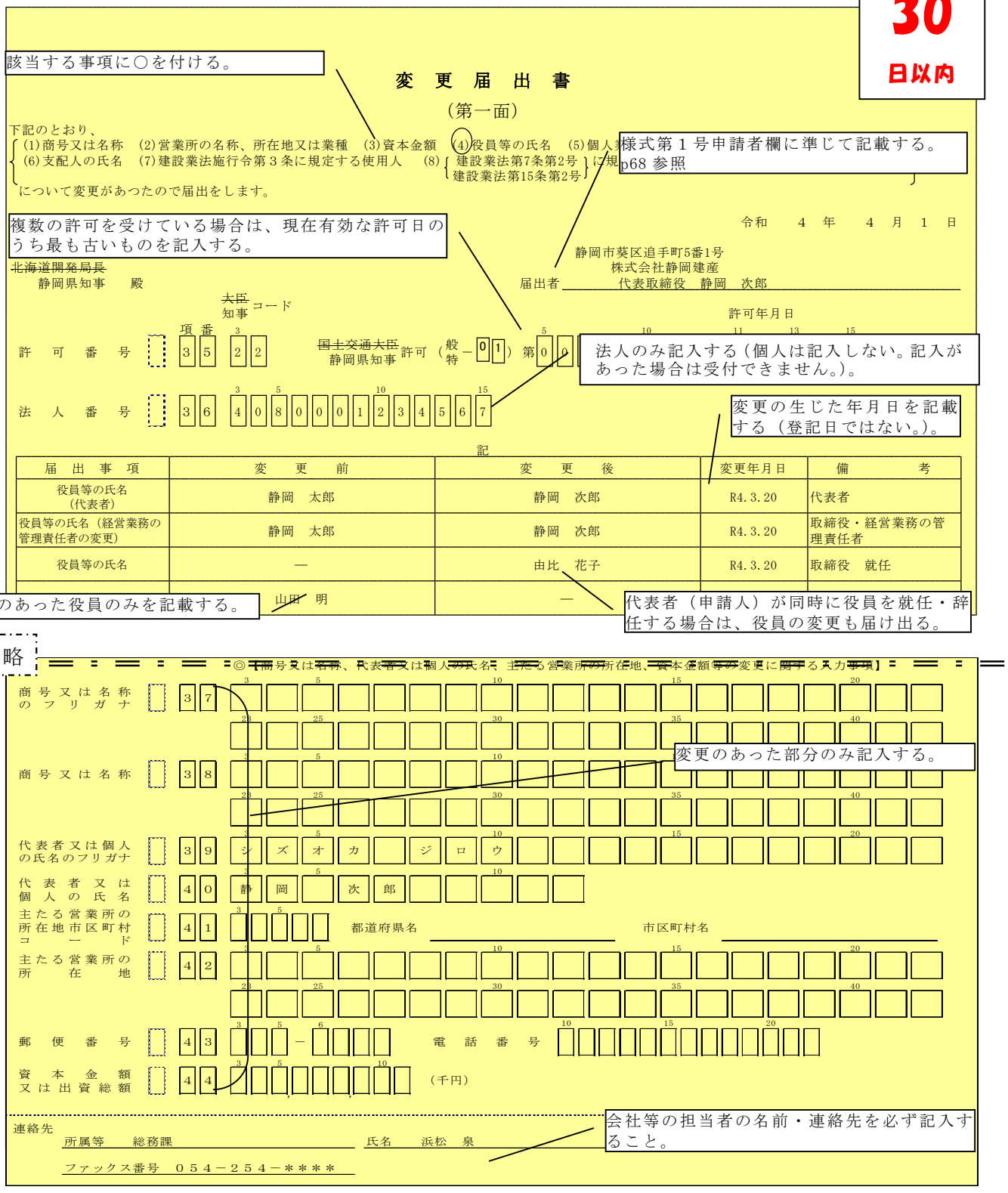
変更のあった役員のみを記載する。

代表者（申請人）が同時に役員を就任・辞任する場合は、役員の変更も届け出る。

略

変更のあった部分のみ記入する。

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。



※経営業務の管理責任者の変更が伴う場合はp236参照

法第 11 条第１項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから 30 日以内に提出すること。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が 100 分の 5 を下回らない場合には提出を要しない。

②　別紙一

別紙一　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　４　年　４月　１日

フリガナをつける。

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	フリ 名	役　名　等	常勤・非常勤の別
シズオカ 静岡	タロウ 太郎	取締役	常勤
シズオカ 静岡	ジロウ 次郎	代表取締役	常勤
ヤマダ 山田	ヒロシ 弘	取締役	常勤
ユイ 由比	ハナコ 花子	取締役	非常勤
スズキ 鈴木	イチロウ 一郎	株主等	
スズキ 鈴木	ジロウ 次郎	株主等	

役名のほかに、常勤・非常勤の区別を記入する。
「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

法人の場合、「株式会社の取締役」、「持分会社の業務を執行する社員」、「委員会設置会社の執行役」、「法人格のある各種組合の理事等」、「顧問」、「相談役」、「総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者」を記入する。いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は記入しない。

③　様式第６号（新任の場合に添付）　略

④　様式第12号（新任の場合に添付）

様式第十二号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等 / 本人 / 法定代理人 / ~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

申請者が法人の場合

個人の場合

住所	東京都板橋区板橋●●●		
氏名	由比　花子	生年月日	昭和５８年１月２３日生
役名等	取締役		
賞罰	年月日	賞罰の	
		なし	

法人の場合には、「別紙一」に記入した役員等全員（経営業務の管理責任者を除く。）のうち新任の者について作成する。

申請時の役名等を記入する。
＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）・株主等＞

必ず記載する。賞罰がない場合は、「なし」と記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和　４　年　４　月　１　日　　氏名　由比　花子

⑤　登記事項証明書　略

⑥　登記されていないことの証明書・身分証明書等（新任の場合に添付）　略

※　役員等で株主等を兼ねている者が、役員を辞任して「株主等」のみになった場合、変更届と合わせて誓約書を提出してください。

N　個人業者又は支配人の氏名（改姓等）

①　様式第22号の２（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に〇を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
｛(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者｝
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

令和　4 年　4 月　1 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

下田市中５３１番１号
下田土建
届出者　賀茂　五郎

~~大臣~~ 知事コード　0 1

許可年月日

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

－（0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法　人　番　号　3 6

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
個人業者の氏名	河津　五郎	賀茂　五郎	R4.3.7	改姓

略

変更のあった部分のみ記入する。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ	3 7	
商号又は名称	3 8	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	3 9	カモ　ゴロウ
代表者又は個人の氏名	4 0	賀茂　五郎
主たる営業所の所在地市区町村コード	4 1	都道府県名　　市区町村名
主たる営業所の所在地	4 2	
郵便番号	4 3	－　　電話番号
資本金額又は出資総額	4 4	（千円）

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

連絡先
所属等　　氏名　稲取　吉雄　　電話番号　（０５５８）－２４－９９９９
ファックス番号　（０５５８）－２４－９９９９

②　別紙一　略

③　様式第11号（支配人の場合）　略

④　登記事項証明書（支配人の場合）　略

Ｏ－１ 支配人（令第３条に規定する使用人）の就任／Ｏ－２ 支配人（令第３条に規定する使用人）の辞任

①　様式第22号の２（第一面）

30 日以内

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

該当する事項に○を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。 p68 参照

令和　４　年　４　月　１　日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

浜松市中央区一丁目１２番１号
浜松建築
届出者　佐久間　隆史

~~大臣~~ 知事 コード　項番

許　可　番　号　3 5 2 2

~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般－~~特~~ 0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法　人　番　号　3 6

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第３条の使用人	天竜　三郎	掛川　徹	R4.3.10	支配人

②　様式第６号（新任の場合に添付）　略

③　様式第11号

様式第十一号（第四条関係）　（用紙Ａ４）

建　設　業　法　施　行　令　第　３　条　に　規　定　す　る　使　用　人　の　一　覧　表

令和　４　年　４　月　１　日

営業所の名称	職名	氏名（フリガナ）
令第３条の使用人	支配人	カケガワ　トオル 掛川　徹

④　様式第13号（新任の場合に添付）　略

⑤　登記事項証明書（支配人の場合）　略

⑥　登記されていないことの証明書・身分証明書等（新任の場合に添付）　略

Chapter 3

Ｐ－１　一部の業種の廃業

30日以内

○様式第22号の２

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

該当する事項に○を付ける。

下記のとおり、
（(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者）
について変更があつたので届出をします。

様式第１号申請者欄に準じて記載する。p68 参照

令和　4　年　4　月　1　日

焼津市本町二丁目１６番３２号
焼津塗装
届出者　藤枝　勝男

静岡県知事　殿

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

許可番号　静岡県知事 許可（般－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6 [ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ]

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
	塗装工事業	塗装工事業	R4.3.11	本店
	防水工事業	—		
専任技術者	島田　三郎	—	R4.3.11	本店

全ての業種を記載すること。

○様式第22号の４

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 9

廃　業　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和　4　年　4月　1日

一部廃業の場合は、「２」を記入する。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

焼津市本町二丁目１６番３２号
焼津塗装
届出者　藤枝　勝男

届出の区分　5 4 2　（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）

右詰めで記入し、左余白は必ず"０"を記入する。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可番号　5 5 2 2　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般特－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

記

枠の中は記入しないこと。

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業	5 6																		1											（１．一般　２．特定）
届出時に許可を受けている建設業	5 7																		1	1										

行政庁側記入欄　整理区分　5 8 [ ]

決裁年月日　5 9　令和 [ ][ ]年 [ ][ ]月 [ ][ ]日

廃止した業種を上段に記載、その業種を含め届出時に許可を有しているすべての業種を下段に記載する。一般の場合は「１」を、特定の場合は「２」を記入する。

【備考】

廃業等の年月日　令和　4　年　3月　11日

廃業等の理由
（１）　許可に係る建設業者が死亡したため
（２）　法人が合併により消滅したため
（３）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
（４）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（５）　許可を受けた建設業を廃止したため

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例）営業所技術者等の削除の日

一部廃業の場合は、営業所技術者等の変更届（様式第８号）、又は届出書（様式第22号の３）を同時に提出する。

Ｐ－２　全部の業種の廃業

30日以内

○様式第22号の４

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

全部廃業の場合は、「１」を記入する。

許可業者と異なる者が届け出るときは、許可業者名をカッコ書きで記載する。

令和　４　年　　４月　　１日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市駿河区有明町２番２０号
山口建設
届出者　山　口　　一　男
（前事業主　山　口　　和　夫）

届出の区分　5 4 1（3）　（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）

右詰めで記入し、左余白は必ず"０"を記入する。

大臣知事コード

許可番号　5 5 2 2（3）　~~国土交通大臣~~ 静岡県知事 許可（般~~特~~－0 1）第 0 0 1 2 3 4（5〜10）号　許可年月日　令和 0 1（11）年 0 8（13）月 1 4（15）日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
廃止した建設業	5 6																	1	1											
届出時に許可を受けている建設業	5 7（3〜30）																	1	1											

（１．一般　２．特定）

廃業した業種を上段に記載、その業種を含め届出時に許可を有しているすべての業種を下段に記載する。一般の場合は「１」を、特定の場合は「２」を記入する。

行政庁側記入欄
整理区分　5 8（3）

枠の中は記入しないこと。

決裁年月日　5 9（7）　令和　　年　　月　　日

【備考】

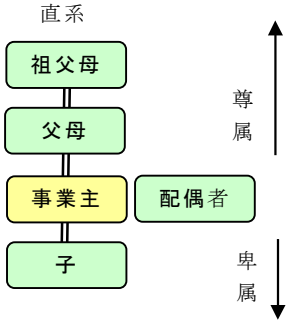
該当する番号を○で囲む。

廃業等の年月日　令和　４　年　　３月　１１日

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例）法人の解散日等

廃業等の理由
（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
（2）　法人が合併により消滅したため
（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

※確認書類の登記事項証明書は発行後3か月以内のもの。

廃業の届出事項	提出すべき者	確認資料
1　許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	**相続人** （例:配偶者、直系尊属、子  	戸籍謄本（個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが分かるもの。）
2　法人が合併により消滅したとき	**役員であった者**	当該法人の役員であったことが分かる商業登記簿謄本、閉鎖登記簿謄本又は閉鎖事項全部証明書
3　会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として**破産管財人** （破産手続を終了している場合は上記2による。）	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」又は「破産管財人資格証明書」
4　法人が合併又は破産手続き開始決定以外の事由により解散したとき	**清算人** （清算を結了している場合は上記2による。）	当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
5　許可を受けた建設業を廃止したとき  	**〈法人〉** **代表者（申請人）**	原則不要 ただし、商号、所在地及び代表者氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。
	代表者（申請人）以外の役員 （上記代表者で届け出できないとき。）	当該法人の役員であることが分かる登記事項証明書
	〈個人〉 **本人**	原則不要 ただし、住所、氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

※役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

参考　破産規則第９条
　官庁その他の機関の許可（免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。以下この項において同じ。）がなければ開始することができない事業を営む法人について破産手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該機関に通知しなければならない。（以下略）

Q　毎事業年度（決算期）を経過したとき　《法第11条第2項》

4ヶ月以内

①　変更届出書（事業年度終了用）

変　更　届　出　書

令和　４年　４月１５日

許可年月　　令和　元年　８月１４日

許可番号　　静岡県知事許可　［般／特］－０１　第　１２３４　号

法人番号　　０４０８００１２３４５６７

法人のみ記入する（個人は記入しない。記入があった場合は受付できません。）。

静岡県知事　様

決算日より4か月以内に提出

静岡市葵区追手町９番６号
株式会社　静岡建産
届出者　　代表取締役　　静岡　次郎

電話　＜054＞（221）2507

郵便番号　（421－8601）

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p68 参照

事業年度（第２１期　令和　３年　１月　１日から令和　３年１２月３１日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

1　必ず届け出を要する事項

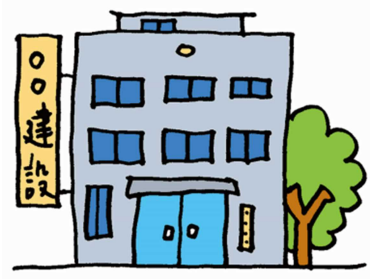
(1) 工事経歴書　(2) 工事施工金額　(3) 財務諸表（法人）、貸借対照表及び損益計算書（個人）
(4) 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ）　(5) 事業税納税証明書

2　変更のあった場合のみ届出を要する事項

(1)　使用人数　　(2)　建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表　　(3)　定款
(4)　健康保険等の加入状況（従業員数のみ変更の場合）

記載要領
届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

営業の実態



※　届出者用チェックリストの提出は不要です。

時の経過に伴う変更 → 4か月以内に 変更を明らかにしておく（法第11条）

●事業年度終了用の変更届出書作成イメージ

売上（建設工事か建設工事以外のものに区別）

建設工事

建設工事以外（兼業）

発注者の発注区分で記載せずに、建設工事の種類・内容・例示・区分の考え方(p30～p39 参照)によって建設工事を業種区分する。

建設工事に該当しないもの(p4 参照)は、すべて「兼業売上」として計上。

経営事項審査を受審する場合の記載上の注意に従って記載する(p77 参照)。

経営事項審査を受審しない場合の記載上の注意に従って記載する(p78 参照)。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

（建設工事の種類） 大工 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注文者	元請又は下請の別	許可の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、PC・建築一式工事	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
（完成工事）								千円	千円		
○○損保㈱	元請		○○工場改修工事	愛知県豊橋市	飛合 臨志	レ		55,000 (44,724)	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
○○建	元請		○○荘改修工事	静岡県浜松市	三島 利幸	レ		9,216	千円	平成 27 年 1 月	平成 27 年 2 月
S・O（個人）	元請		S・O邸大工工事	静岡県静岡市	清水 俊幸	レ		6,985	千円	平成 26 年 11 月	平成 26 年 12 月
R・K（個人）	元請		R・K邸大工工事	静岡県沼津市	下田 一男	レ		5,442	千円	平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月
K・Y（個人）	元請		K・Y邸大工工事	静岡県下田市	三島 利幸	レ		4,096	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 2 月
R・O（個人）	元請		R・O邸大工工事	静岡県袋井市	清水 俊幸	レ		3,002	千円	平成 26 年 5 月	平成 26 年 5 月
㈱○○建設	下請		○○ホテル改修工事	静岡県静岡市	清水 俊幸	レ		17,355	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
㈱○○建設	下請		○○アパート改築に伴う大工工事	静岡県島田市	三島 利幸	レ		4,455	千円	平成 26 年 4 月	平成 26 年 5 月
○○工務店	下請		H・I邸改修に伴う大工工事	静岡県富士市	清水 俊幸	レ		3,000	千円	平成 26 年 9 月	平成 26 年 10 月
R・A（個人）	元請		R・A邸大工工事	静岡県御前崎市	下田 一男	レ		2,978	千円	平成 26 年 12 月	平成 27 年 1 月
（未成工事）								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
○○福光㈱	元請		○○ホテル改修工事	静岡県賀茂郡東伊豆町	飛合 臨志	レ		54,000	千円	平成 27 年 3 月	平成 27 年 4 月
						小計	10	100,963 千円	千円	76,143 千円	元請工事
						合計	33	144,000 千円	千円	105,460 千円	元請工事

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注文者	元請又は下請の別	許可の別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、PC・建築一式工事	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
（完成工事）								千円	千円		
○○工業㈱	元請		○○工場外構工事	静岡県浜松市	中野 太郎	レ		24,945	千円	平成 26 年 7 月	平成 26 年 10 月
㈱○○建設	下請		国道○号線改良工事に伴う土工事	静岡県浜松市	富山 昇	レ		16,359	16,359 千円	平成 26 年 8 月	平成 26 年 11 月
㈱○○工務店	下請		A邸新築工事に伴う基礎工事	静岡県静岡市	田谷 徹一	レ		7,461	千円	平成 26 年 9 月	平成 26 年 10 月
㈱○○建設	下請		国道○号線改良工事に伴う土工事	静岡県磐田市	富山 昇	レ		5,935	千円	平成 26 年 12 月	平成 27 年 2 月
㈱○○建設	下請		○○アパート増築工事に伴う基礎工事	静岡県磐田市	富山 昇	レ		3,365	千円	平成 27 年 2 月	平成 27 年 3 月
㈱○○工務店	下請		個人住宅新築工事に伴う基礎工事	静岡県浜松市	田谷 徹一	レ		2,954	千円	平成 26 年 9 月	平成 26 年 10 月
○○工業㈱	元請		○○事務所外構工事	静岡県浜松市	中野 太郎	レ		2,800	千円	平成 26 年 11 月	平成 26 年 12 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
（未成工事）								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
㈱○○建設	下請		○○ホテル改修工事に伴う基礎工事	静岡県浜松市	田谷 徹一	レ		34,000	千円	平成 27 年 3 月	平成 27 年 5 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
						小計	7	93,819 千円	16,359 千円	27,745 千円	元請工事
						合計	12	90,254 千円	16,470 千円	28,954 千円	元請工事

②　様式第２号（工事経歴書）　略　p77～81参照

③　様式第３号（直前３年の各事業年度における工事施工金額）　略　p82参照

④　財務諸表　略　《規則第10条第１項第１号》　p91～120参照

株式会社		株式会社以外の法人	個人
大会社	小会社		
・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第15号（貸借対照表）	・様式第18号（貸借対照表）
・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第16号（損益計算書）	・様式第19号（損益計算書）
・様式第17号（株主資本等変動計算書）	・様式第17号（株主資本等変動計算書）	・様式第17号（株主資本等変動計算書）	
・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	・様式第17号の2（注記表）	
・様式第17号の3（付属明細表）			
・事業報告書	・事業報告書		

※付属明細表…資本金の額が1億円超又は直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出

※事業報告書…特例有限会社を除く株式会社のみ提出、p267記載例参照

⑤　納税証明書　略

⑥　様式第４号（使用人数）（変更があった場合）　**略**

⑦　様式第７号の３（健康保険等の加入状況）（人数の変更のみの場合）　**略**

⑧　定款の写し（変更があった場合）　**略**

＜事業年度終了の届出について＞

建設業許可業者の方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき、決算終了後4月以内に事業年度終了の届出を提出する義務が課されています。このとき添付する財務諸表は、建設業法（建設省令様式、建設省告示による「勘定科目の分類」）に基づき作成してください。

税務申告に添付した財務諸表がこれと異なる場合は、財務諸表の組替が必要となります。組替える場合は、次の事項に注意してください。

1　各勘定科目の金額は、千円単位（千円未満切捨）で表示してください。
　なお、各合計金額及び計算金額欄については、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切り捨てて表示してください。

2　消費税の経理方式を注記表2重要な会計方針の(5)欄、または損益計算書の脚注に必ず記入して下さい。
　消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は「消費税抜方式」により作成された財務諸表を添付しなければなりません。「消費税込方式」による決算を採用している消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は、「経営事項審査申請要領」記載の組替表を基に「消費税抜方式」に組替えを行ってください。
（参考）　消費税課税事業者――消費税抜処理
　　消費税免税事業者――消費税込処理（経営事項審査申請者は「消費税免税事業者につき税込処理」と記載）

3　「受取手形」、「完成工事未収入金」等に不渡手形等不良債権が含まれ、1年以内に回収見込みのないものは、固定資産の「破産債権、更生債権等」に振り替えて表示してください。

4　「長期借入金」のうち、1年以内に返済期限が到来するものは、その金額を「短期借入金」に振り替えて表示してください。

5　「当座借越」は、流動負債の「短期借入金」に振り替えて表示してください。

6　流動負債に、「裏書手形」、「割引手形」を計上している場合は、流動資産の「受取手形」と相殺のうえ、その金額を注記表7（2）に記入してください。

7　還付されない当期又は過年度の法人税、住民税等をその他の流動資産に「仮払税金」として処理することはできず、資産として表示することはできません。この場合には、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示してください。
　また、当期の中間納付額を「仮払税金」として計上している場合も同様です。ただし、当期の中間納付分のうち納め過ぎにより還付される分については、「未収還付税金」として資産計上し、残りの部分を「法人税、住民税及び事業税」に振り替えてください。なお未納税金を利益処分の中で「納税引当金」、「納税充当金」、「法人税等引当金」、「納税積立金」等として処理している場合も、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示し、かつ貸借対照表の流動負債「未払法人税等」に表示してください。

8　損益計算書中の「法人税、住民税及び事業税」は、必ず当期発生税額（当該年度における法人税額、道府県民税額、地方法人特別税額、市町村民税額）を正確に計上してください。

9　現金預金等の計上があるにもかかわらず「受取利息配当金」の計上がない場合には、「その他営業外収益」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。

10　借入金の計上があるにもかかわらず、「支払利息」の計上がない場合には「その他営業外費用」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。

11　「長期・短期借入金」が計上され「支払利息」の計上がない場合、また「支払利息」が計上され「長期・短期借入金」の計上がない場合には、余白にその理由を記入してください。　（例）　「代表者から無利子で借入」、「期中に借入があり決算前に返済」等

12　損益計算書の売上高について、兼業事業のある場合は、完成工事高と兼業売上高の区分を、工事台帳等に基づき区分して表示してください。（経営事項審査を申請しない事業者で、兼業売上高が売上の10%に満たない場合は区分する必要がありません。）なお個人事業主の場合は、様式第19号損益計算書の完成工事高、完成工事原価、完成工事総利益欄を縦に区分し、左側に兼業売上高等、中側に完成工事高等、右側に合計売上高等を表示してください
（注意事項）樹木の剪定、除草、機器等の保守点検、施設の清掃等の管理業務は工事請負になりません。
　必ず兼業売上高に表示してください。

13　完成工事原価報告書の原価科目は、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の４つの勘定科目で処理してください。
　このため税務申告の決算書上、期首・期末仕掛の額が一括して表示がされている場合はこれを区分し、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の各勘定科目に振り替えてください。完成工事原価報告書の完成工事原価は、損益計算書の完成工事原価と一致します。現場管理の技術系職員等の給料手当等はⅣの経費に含めて表示します。

Chapter 3

サンプル

事　業　報　告　書

自　令和　３年　１月　１日
第 21 期
至　令和　３年 12 月 31 日

会社名　　静岡建設　株式会社
及び所在地　静岡市葵区追手町９番６号

（注）
事業報告書は、法令で定められた様式ではありません。事業の概況が明らかとなるよう各社の創意工夫により、これを作成してください。

［１］営業の概要

当期の受注高・売上高・繰越高

（単位：千円）

区　分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土　木				
	建　築				
	計				
販売　事業					
合　計					

業　績　の　推　移

（単位：千円）

区分	１８期	１９期	２０期	２１期
受注高				
売上高				
当期利益				

［説明］
建設業界における受注環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社は全社をあげて受注努力しました結果、受注高は××千円余と前期に比較して○○%増となり、売上高は××千円余と前期比○○%増となりました。
利益につきましては、当期利益では××万円余、前期比○○%増となりました。
建設業界におきましては、公共工事の発注量の増加は期待できず、民間工事につきましても発注量は伸び悩むものと思われますので、受注競争はますます厳しくなるものと思われます。
当社といたしましては、このような情勢に対処して、全社の総力を結集して社業の発展、業績の向上に邁進いたす所存でございます。

［２］会社の概況

株　式　数　発行する株式の総数　　株
発行済株式の総数（額面株式）　　株
当期末株主数　　名

大株主

株主名	持株数（同比率）	当社の大株主への出資状況	当社の主要な借入先からの当期末借入金残高
静岡太郎	株（　%）	株	
静岡次郎	株（　%）	株	
静岡三郎	株（　%）	株	
由比銀行	株（　%）	株	千円

（注１）大株主３～５名を記載してください。
（注２）当期末借入金には手形割引高は含めません。

従業員の状況（令和　３年 12 月 31 日現在）

区　分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男　子	名	才	年
女　子	名	才	年
合　計	名	才	年

［説明］
当社は建設業法により、静岡県知事許可を受け、建築土木ならびにこれらに関連する事業を行うほか、兼業として建設に関連する建材、鋼管等の販売業を営業しております。

主要な営業所
本　　店　静岡市葵区追手町９番６号
営　業　所　（沼津営業所）
沼津市大岡中石田 1110-2
（浜松営業所）
浜松市寺島町 12-１

取締役および監査役（令和　３年 12 月 31 日現在）

代表取締役　静　岡　太　郎
取　締　役　静　岡　次　郎
取　締　役　山　田　弘
取　締　役　山　田　明

監　査　役　●　●　●　●

［３］決算期後に生じる会社の状況
［説明］
　　年　月　日開催の取締役会において　年　月　日を支払い期日として、株主割当により記名式額面普通株式　株を発行することを決議しました。

速やかに

（４）その他

Ｒ　営業所の電話番号及びＦＡＸ番号（ＦＡＸについては主たる営業所のみ）

営業所の電話番号及びＦＡＸ番号の変更は、建設業法上の届出事項ではありませんが、届け出いただかないと連絡不能となる可能性があるため、変更が生じた場合は速やかに届出願います。

○様式第22号の２

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に○を付ける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者

様式第１号申請者欄に準じて記載する。
p69 参照

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和　4　年　4　月　1　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
静岡県知事　殿

静岡市葵区追手町5番1号
株式会社静岡建産
届出者　代表取締役　静岡　太郎

大臣 / 知事 コード　項番

許可番号　3 5　2 2　~~国土交通大臣~~ / 静岡県知事 許可（般－0 1）第 0 0 1 2 3 4 号　許可年月日　令和 0 1 年 0 8 月 1 4 日

法人番号　3 6　4 0 8 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
電話番号	054-221-2507	054-286-9309	R4. 3. 3	
ＦＡＸ番号	054-221-3562	054-286-9375	R4. 3. 3	

変更の生じた年月日を記載する。

略

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ	3 7	
商号又は名称	3 8	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	3 9	
代表者又は個人の氏名	4 0	
主たる営業所の所在地市区町村コード	4 1	2 2 1 0 1　都道府県名 静岡県　市区町村名 静岡市葵区
主たる営業所の所在地	4 2	追手町5－1
郵便番号	4 3	420－0853　電話番号 054－286－9309
資本金額又は出資総額	4 4	（千円）

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず４か所とも記入する。

市区町に続く町名街区以下を記入する。「丁目」、「番」、「号」等は”－”（ハイフン）で記入する。

左詰で記入する。
固定電話を記入する。

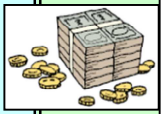
連絡先
所属等　総務課　氏名　浜松　泉　電話番号　０５４－２８６－９３０９
ファックス番号　０５４－２８６－９３７５

会社等の担当者の名前・連絡先を必ず記入すること。

5　確認書類について

許可の申請や届出に当たって、記載内容の事実確認を行うため、下記②の書類を提出してください。

許可の申請や届出に当たって、許可要件及び申請書の記載事項について以下のとおりの書類で確認します。

許可要件等	確認方法・書類
1 経営業務管理責任者 **（法第 7 条第 1 号）** **（法第 15 条第 1 号）** p173～参照	(1) 現在の常勤性を確認するための書類 (2) 経験期間の地位を確認するための書類 (3) 経験期間の常勤性を確認するための書類 (4) 経験業種・請負実績を確認するための書類 イ（１）５年以上役員経験コース （２）５年以上執行役員経験コース （３）６年以上補佐経験コース ロ（１）２年以上役員＋３年管理職経験コース （２）２年建設業役員＋３年他業種役員コース (5) 健康保険等の加入状況の確認書類
2 営業所技術者等 **（法第 7 条第 2 号）** **（法第 15 条第 2 号）**  p178～参照	●一般建設業 (1) 専任性を確認するための書類 (2) 卒業学科・資格等を確認するための書類 (3) 実務経験の実績を確認するための書類 (4) 実務経験期間の在籍を確認するための書類 A　指定学科＋実務経験 B　10 年以上の実務経験 C　一定の国家資格 D　大臣認定 ●特定建設業 (5) 指導監督的実務経験の実績を確認するための書類 (6) 指導監督的実務経験期間の在籍を確認するための書類 A　指定建設業 B　指定建設業以外
3 財産的基礎 **（法第 7 条第 4 号）** **（法第 15 条第 3 号）**  p181 参照	(1) 財産的基礎を確認するための書類 (2) 金銭的信用を確認するための書類
4　営業所の実態 **令第3条の使用人** **その他** p182～参照	営業所の写真（営業所の使用形態を記載）

②確認書類についての共通事項

1　各証明書類の証明有効期間は、内容に変更がない限り原則以下のとおり扱います。
（卒業証明書には証明有効期限がありません。）

証明書類	起算日	証明有効期間【注1】
①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③登記事項証明書 ④住民票 ⑤所得証明書 【注2】 ⑥納税証明書 【注2】 ⑦その他証明書類（医師の診断書を含む）	発行日	3か月
融資証明書 【注3】	発行日	1か月
残高証明書	残高日	1か月

【注1】証明有効期間は、起算日の初日を算入しません。
【注2】所得証明書及び納税証明書については、内容に変更がない限り3か月以内であることを要しません。
【注3】融資証明書については、発行日から1か月を超過した場合でも、金融機関の指定した期間内であれば有効です。

2　証明すべき者が解散又は死亡しているときは、法人の閉鎖謄本又は元事業主の除籍謄本、その他、証明者との関係が分かる資料を提出してください。

3　役員、資本金、商号、営業所の所在地等の登記事項の変更に係る変更届が法定期限内（変更後30 日以内）に、かつ、許可申請書と同時に提出される場合には、当該登記事項証明書正本の提出は1通でよいものとします。

4　**審査で疑義が生じた場合は、所定の確認書類以外のもので事実を確認できる書類を求めます。**

６　役員等氏名一覧表

提出用

コピーして使用してください。提出する用紙はＡ４版です。

静岡県様式　　（用紙Ａ４）

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注１に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　許可番号（般・特ー　　）第＿＿＿＿＿＿号

提出先　□県庁　□（　　）土木事務所

行政庁記入欄　受付日　　年　　月　　日　　受付番号 ＿＿＿＿＿＿

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）

商　　号	

記

	役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
2	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
3	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
4	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
5	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
6	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
7	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		
8	フリガナ 男 女	T S H R　年　月　日		

注１　この様式は、法第７条第３号及び法第８条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。
　　静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
注２　申請者が法人の場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
　　なお、株主等についての記載は不要です。
注３　注２に掲げる者（事業主を除く。）の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。
注４　訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

作成見本

静岡県様式

役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。
また、注１に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者　静岡建設株式会社　代表取締役　静岡　太郎

許可番号
（般・特ー 05 ）第　〇〇〇〇〇　号

提出先　□県庁　☑（　静岡　）土木事務所

行政庁記入欄　受付日　　年　　月　　日　　受付番号

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）

商　　号	静岡建設株式会社

記

	役員等の氏名・性別	生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ　シズオカ　タロウ 静岡　太郎　(男)・女	T・S・H・R　38 年 8 月 6 日	代表取締役	浜松市中央区和合町＊＊＊
2	フリガナ　シズオカ　ジロウ 静岡　次郎　(男)・女	T・S・H・R　38 年 2 月 4 日	取締役	浜松市中央区西伊場町＊＊＊
3	フリガナ　ヤマダ　ヒロシ 山田　弘　(男)・女	T・S・H・R　48 年 6 月 28 日	取締役 浜松営業所長	浜松市浜名区都田町□□□
4	フリガナ　ヤマダ　アキラ 山田　明　(男)・女	T・S・H・R　3 年 12 月 11 日	取締役	浜松市浜名区都田町□□□
5	フリガナ　マツモト　オサム 松本　治　(男)・女	T・S・H・R　35 年 3 月 3 日	沼津営業所長	三島市文教町〇〇〇
6	フリガナ 男・女	T・S・H・R　年　月　日		
7	フリガナ 男・女	T・S・H・R　年　月　日		
8	フリガナ 男・女	T・S・H・R　年　月　日		

注１　この様式は、法第７条第３号及び法第８条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。
　　静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
注２　申請者が法人の場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。
　　なお、株主等についての記載は不要です。
注３　注２に掲げる者（事業主を除く。）の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。
注４　訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

※記載方法については P150 参照。

7　別とじ用表紙

提出用

コピーして使用してください。提出する用紙はＡ４版です。

（用紙Ａ４）

別とじ用表紙



商号又は名称	
許可番号	静岡県知事許可（般・特）－　　第　　号

受付印

1　申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1	新規（純新規・事業継承・法人成）	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規＋業種追加
7	般特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般特新規＋業種追加＋更新

2　変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等（変更・追加・削除）
3	欠格要件に該当したとき	4	令第３条に規定する使用人（新任・退任）
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13	個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14	支配人（令第３条に規定する使用人）（新任・退任）
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びＦＡＸ番号

3　書類名（提出する書類に○を付けてください。）

No	様式番号	書類名
1	様式第７号※	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書
2	様式第７号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第７号の２※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第１面～第４面）
4	様式第７号の２別紙１	常勤役員等の略歴書
5	様式第７号の２別紙２	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第８号※	営業所技術者等証明書（新規・変更）
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第９号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主（出資者）調書
13	様式第22号の３※	届出書
14	様式第22号の４※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注　様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。



建設業を営む人のための　建設業許可の手引（申請・変更）

初版	平成 27 年 6 月 29 日
改訂２版	平成 29 年 10 月 31 日
改訂３版	平成 30 年３月 28 日
改訂４版	平成 31 年３月 29 日
改訂５版	令和２年３月 23 日
改訂６版	令和２年 11 月５日
改訂７版	令和３年３月 29 日
改訂８版	令和４年３月 31 日
改訂９版	令和５年８月１日（第９．１版　令和５年９月８日改訂） （第９．２版　令和６年１月１日改訂）
改訂 10 版	令和６年８月 13 日
改訂 11 版	令和７年９月　日

編集	静岡県交通基盤部建設経済局建設業課
	〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
問合せ先	電話　054－221－2507・3058
	FAX　054－221－3562
	e-mail：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp